

【公開版】

提出年月日	令和2年4月28日	R16
日本原燃株式会社		

六ヶ所再処理施設における
新規規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第9条 外部からの衝撃による損傷の防止
(竜巻)

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

1. 3 規則への適合性

2. 竜巻影響評価の基本方針

3. 設計対処施設

4. 基準竜巻・設計竜巻の設定

4. 1 竜巻検討地域の設定

4. 2 基準竜巻の最大風速の設定

4. 3 設計竜巻の最大風速の設定

5. 設計荷重（竜巻）の設定

5. 1 設計飛来物の設定

5. 2 荷重の組合せと許容限界

6. 評価に使用する風速場モデルについて

7. 竜巻防護設計

7. 1 屋外の竜巻防護対象施設

7. 2 竜巻防護対象施設を収納する建屋

7. 3 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設

7. 4 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設

7. 5 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設

7. 6 竜巻随件事象に対する設計

8. 手順等

9. 竜巻防護対策設備

- 9. 1 概要
- 9. 2 設計方針
- 9. 3 主要設備の仕様
- 9. 4 主要設備
- 9. 5 試験・検査
- 9. 6 評価

2章 補足説明資料

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表

1章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について、事業指定基準規則第九条と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえたこれまでの許認可実績により、事業指定基準規則第九条において追加された要求事項を整理する。（第9. 1表（竜巻））

第9. 1 表 (竜巻) 事業指定基準規則第九条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 5)

事業指定基準規則 第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>事業指定基準規則 第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>1 安全機能を有する施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。次項において同じ。) が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬ。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第9 条は、設計基準において想定される自然現象 (地震及び津波を除く。) に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</p> <p>2 第1 項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風 (台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的現象、森林火災等をいう。</p> <p>3 第1 項に規定する「想定される自然現象 (地震及び津波を除く。次項において同じ。) が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p>	<p>再処理施設安全審査指針</p> <p>指針1. 基本的立地条件</p> <p>事故の誘因を排除し、災害の拡大を防止する観点から、再処理施設の立地地点及びその周辺における以下の事象を検討し、安全確保上支障がないことを確認すること。</p> <p>1. 自然環境</p> <p>(1) 地震、津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等の自然現象</p> <p>(2) 地盤、地耐力、断層等の地質及び地形等</p> <p>(3) 風向、風速、降雨量等の気象</p> <p>(4) 河川、地下水等の水象及び水理</p> <p>(解説)</p> <p>1 自然環境及び社会環境について、申請者が行った文献調査及び現地調査の結果を、建物・構築物の配置を含む設計の妥当性の判断及び各種の評価に用いることが適切であることを確認するほか、必要に応じ現地調査等を行い、申請者の行った各種の調査結果の確認を行うものとする。</p>	<p>備考</p> <p>追加要求事項</p>

第9. 1表 (竜巻) 事業指定基準規則第九条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2/5)

<p>事業指定基準規則 第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p>	<p>再処理施設安全審査指針</p>	<p>備考</p>
	<p>指針14 地震以外の自然現象に対する考慮</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再処理施設における安全上重要な施設は、再処理施設の立地地点及びその周辺における自然環境をもとに津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等のうち予想されるものを設計基礎とすること。 2 これらの設計基礎となる事象は、過去の記録の信頼性を十分考慮のうえ、少なくともこれを下回らない苛酷なものであって、妥当とみなされるものを選定すること。 3 過去の記録、現地調査の結果等を参考にして必要のある場合には、異種の自然現象を重畳して設計基礎とすること。 	<p>前記のとおり</p>

第9. 1表 (竜巻) 事業指定基準規則第九条と再処理施設安全審査指針 比較表 (3/5)

事業指定基準規則 第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるとして想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>(解釈)</p> <p>4 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある」と想定される自然現象とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果、最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>	<p>指針14 地震以外の自然現象に対する考慮</p> <p>1 再処理施設における安全上重要な施設は、再処理施設の立地地点及びその周辺における自然環境をもとに津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等のうち予想されるものを設計基礎とすること。</p> <p>2 これらの設計基礎となる事象は、過去の記録の信頼性を十分考慮のうえ、少なくともこれを下回らない苛酷なものであって、妥当とみなされるものを選定すること。</p> <p>3 過去の記録、現地調査の結果等を参考にして必要のある場合には、異種の自然現象を重畳して設計基礎とすること。</p>	<p>追加要求事項</p>

第9. 1 表 (竜巻) 事業指定基準規則第九条と再処理施設安全審査指針 比較表 (4 / 5)

事業指定基準規則 第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならぬ。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</p> <p>6 第3項は、設計基準において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</p>	<p>指針1 基本的立地条件</p> <p>事故の誘因を排除し、災害の拡大を防止する観点から、再処理施設の立地地点及びその周辺における以下の事象を検討し、安全確保上支障がないことを確認すること。</p> <p>2 社会環境</p> <p>(1) 近接工場における火災、爆発等</p> <p>(2) 航空機事故等による飛来物等</p> <p>(3) 水の利用状況、飲食物の生産・流通状況、人口分布状況等</p> <p>(解説)</p> <p>2 社会環境に関する事象として注目すべき点は、近接工場における事故及び航空機に係る事故である。</p> <p>近接工場における事故については、事故の種類と施設までの離隔距離との関連においてその影響を評価した上で、必要な場合、安全上重要な施設が適切に保護されていることを確認すること。</p> <p>航空機に係る事故については、航空機に係る施設の事故防止対策として、航空機の施設上空の飛行制限等を勘案の上、その発生の可能性について評価した上で、必要な場合は、安全上重要な施設のうち特に重要と判断される施設が、適切に保護されていることを確認すること。</p>	<p>追加要求事項</p>

第9. 1表 (竜巻) 事業指定基準規則第九条と再処理施設安全審査指針 比較表 (5/5)

事業指定基準規則	再処理施設安全審査指針	備考
<p>第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>7 第3項に規定する「再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの (故意によるものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物 (航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等という。なお、上記の「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成14・07・29原院第4号(平成14年7月30日原子力安全・保安院制定))等に基つき、防護設計の要否について確認する。</p> <p>8 第3項に規定する「安全機能を損なわないもの」とは、想定される偶発的な外部人為事象に対し、冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないことをいう。</p>		前記のとおり

1. 2 要求事項に対する適合性

(1) 外部からの衝撃による損傷の防止

安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。

なお，敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち，洪水及び地滑り並びに津波については，立地的要因により設計上考慮する必要はない。

上記に加え，安全上重要な施設に対しては，最新の科学的技術的知見を踏まえ，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。

また，安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，船舶の衝突，電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。

なお，敷地内又はその周辺において想定される人為事象のうち，ダムの崩壊，船舶の衝突については，立地的要因により設計上考慮する必要

はない。

自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。これらの事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。

ここで、想定される自然現象及び人為事象に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。

また、想定される自然現象及び人為事象の発生により、再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等、再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備する。

（2）竜巻

安全機能を有する施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。

竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は 100m/s とし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。

安全機能を有する施設の安全機能を損なわないようにするため、安全機能を有する施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるもののうち、運動エネルギー及び貫通力の大きさを踏

まえ、設計上考慮すべき飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。飛来物となり得る資機材及び車両のうち、衝突時に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、固定、固縛、建屋収納、退避又は撤去を実施する。

また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものがある場合は、設計飛来物としての考慮の可否を検討する。

竜巻に対する防護設計においては、機械的強度を有する建物により保護すること、竜巻防護対策設備を設置すること等により、安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とすること、若しくは竜巻による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

（3）竜巻防護対策設備

設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）は建屋内に設置し、建屋による防護によって、設計荷重に対して安全機能を損なわない設計とすることを基本とする。ただし、建屋による防護が期待できない竜巻防護対象施設及び屋外に設置される竜巻防護対象施設については、設計飛来物の衝突によって安全機能を損なうことを防止するため、竜巻防護対策設備を設置する。

（a）構 造

竜巻防護対策設備は、設計竜巻によって発生する設計飛来物による安全機能を有する施設への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。

飛来物防護板及び飛来物防護ネットは、地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。

(b) 主要な設備の種類

飛来物防護板

種	類	防護板
材	料	鋼材又は鉄筋コンクリート

飛来物防護ネット

種	類	防護ネット
材	料	鋼線（ネット） 鋼材（支持架構）

1. 3 規則への適合性

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項及び第2項について

安全機能を有する施設は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して再処理施設の安全性を損なわない設計とする。また、安全上重要な施設は、想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。

(1) 竜巻

日本で過去（1961年～2013年12月）に発生した最大の竜巻から、設計竜巻の最大風速は92m/sとなるが、竜巻に対する設計に当たっては、蓄積されている知見の少なさといった不確定要素を考慮し、将来の竜巻発生に関する不確実性を踏まえ、基準竜巻の最大風速を安全側

に切り上げて、設計竜巻の最大風速を100m/sとし、安全機能を有する施設の安全機能を損なわないよう、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。

a. 飛来物の発生防止対策

竜巻により再処理事業所内の資機材が飛来物となり、安全機能を有する施設の安全機能を損なわないよう、以下の対策を行う。

- (a) 飛来物となる可能性のあるものを固定、固縛、建屋収納又は敷地から撤去する。
- (b) 車両の周辺防護区域内への入構の管理、竜巻の襲来が予想される場合の車両の固縛又は飛来対策区域外の退避場所への退避を行う。

b. 竜巻防護対策

安全機能を有する施設は、設計荷重（竜巻）に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは竜巻による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。安全上重要な施設は、竜巻防護対象施設とし、建物の外壁及び屋根により建物全体で適切に防護することにより安全機能を損なわない設計とすることを基本とする。屋外に設置される竜巻防護対象施設や、建物・構築物による防護が期待できない竜巻防護対象施設については、設備による竜巻防護対策として、飛来物防護板及び飛来物防護ネットを設置することにより安全機能を損なわない設計とする。

竜巻の発生に伴い、降雹が考えられるが、降雹による影響は竜巻防護設計にて想定している設計飛来物の影響に包絡される。また、冬季

における竜巻の発生を想定し，積雪による荷重を適切に考慮する。

2. 竜巻影響評価の基本方針

原子力規制委員会の定める事業指定基準規則の第九条では、外部からの衝撃による損傷防止として、安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、竜巻を挙げている。

再処理施設の供用期間中に極めてまれに発生する突風、強風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随伴事象等によって安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計であることを評価するため、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061911 号 原子力規制委員会決定）（以下「竜巻ガイド」という。）を参照し、以下の竜巻影響評価について実施する。

- (1) 設計竜巻及び設計荷重（設計竜巻荷重及びその他の組合せ荷重）の設定
- (2) 再処理施設における飛来物に係る調査
- (3) 飛来物発生防止対策
- (4) 考慮すべき設計荷重に対する設計対処施設の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることの確認

安全機能を有する施設は、再処理施設が竜巻の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、竜巻に対して安全機能を損なわない設計とする。

その上で、竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、再処理施設の全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」と

いう。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は、竜巻により冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。

また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設及び竜巻防護対象施設を収納する建屋は、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。ここで、竜巻防護対象施設、竜巻防護対象施設を収納する建屋及びその施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設を併せて、設計対処施設という。

上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

なお、使用済燃料輸送容器（以下「キャスク」という。）に使用済燃料が収納された使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、竜巻により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。

【補足説明資料 2-2】

3. 設計対処施設

設計対処施設は、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう、設計竜巻に対して設計上の考慮を行う施設全体とする。

安全機能を有する施設のうち、安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持し、かつ、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないようにするため、安全上重要な施設を竜巻防護対象施設とする。

これらの施設を第9.1図（竜巻）～第9.3図（竜巻）に示す選定フローに従い、竜巻による風圧力、気圧差及び飛来物に対する設計対処施設として選定するとともに竜巻防護対象施設を収納する建屋を設計対処施設として選定する。また、建屋に収納される竜巻防護対象施設のうち第9.4図（竜巻）に示す選定フローに従い選定される設計荷重（竜巻）に対して十分な耐力を有しない建屋に収納される竜巻防護対象施設及び開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施設のうち第9.5図（竜巻）に示す選定フローに従い選定される竜巻防護対象施設は、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設として選定する。

以上の選定結果から、竜巻防護対象施設は以下のように分類できる。

- a. 建屋に収納される竜巻防護対象施設（外気と繋がっている竜巻防護対象施設を除く）
- b. 屋外の竜巻防護対象施設
- c. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設
- d. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設

また、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設については、当該施設の破損等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機

能を損なわせる可能性がある施設又はその施設の特定の区画を，竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設として選定する。

竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設としては，竜巻防護対象施設等を除く構築物，系統及び機器の中から，竜巻防護対象施設等に対し，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損等による機能的影響を及ぼし得る施設を以下のとおり選定する。

竜巻防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設としては，建物・構築物の高さや竜巻防護対象施設等との距離を考慮して，破損又は倒壊により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設に機械的影響を及ぼし得る施設として選定する。

竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設としては，竜巻防護対象施設の付属設備のうち屋外にあるもので，風圧力，気圧差及び飛来物の衝突による破損等により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設として選定する。

選定した結果から，設計対処施設は以下に分類される。

- ・ 屋外の竜巻防護対象施設
- ・ 竜巻防護対象施設を収納する建屋
- ・ 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設
- ・ 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設
- ・ 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設

設計対処施設を以下のとおり，分類ごとに選定する。

a. 屋外の竜巻防護対象施設

- (a) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A，

B

- (b) 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 A, B
- (c) 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔に接続する屋外設備
- (d) 第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔 A, B
- (e) 主排気筒
- (f) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備
- (g) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備
- (h) 前処理建屋換気設備
- (i) 分離建屋換気設備
- (j) 精製建屋換気設備
- (k) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備
- (l) 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備

ここで、屋外の竜巻防護対象施設のうち、(c)を「冷却塔に接続する屋外設備」、(f)～(l)を合わせて「主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクト」という。

b. 竜巻防護対象施設を収納する建屋

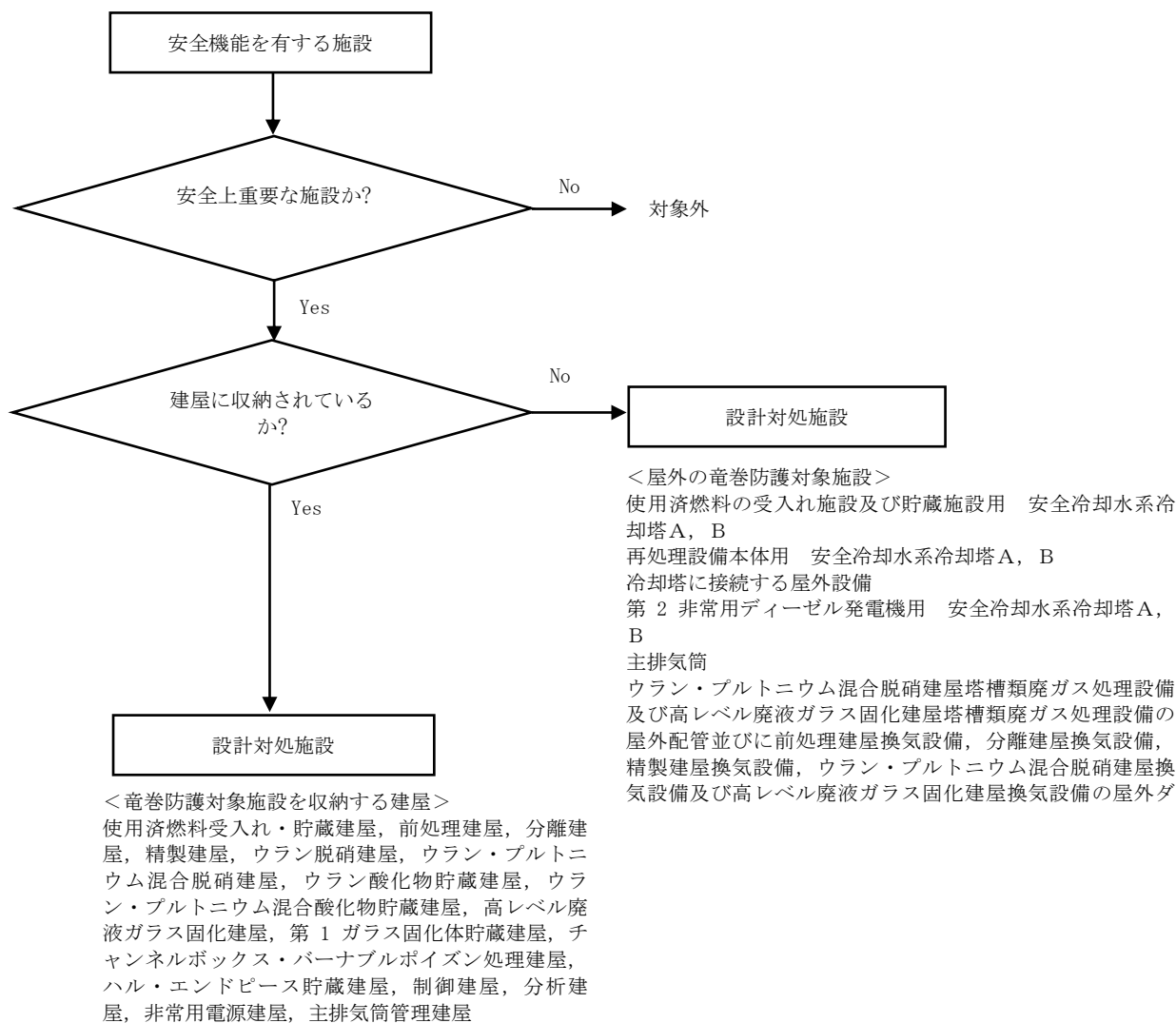
- (a) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
- (b) 前処理建屋
- (c) 分離建屋
- (d) 精製建屋
- (e) ウラン脱硝建屋
- (f) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
- (g) ウラン酸化物貯蔵建屋
- (h) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
- (i) 高レベル廃液ガラス固化建屋

- (j) 第1 ガラス固化体貯蔵建屋
 - (k) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋
 - (l) ハル・エンドピース貯蔵建屋
 - (m) 制御建屋
 - (n) 分析建屋
 - (o) 非常用電源建屋
 - (p) 主排気筒管理建屋
- c. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設
- (a) せん断処理・溶解廃ガス処理設備
 - (b) 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備
 - (c) 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備
 - (d) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備
 - (e) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備
 - (f) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備
 - (g) 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備
 - (h) 前処理建屋換気設備の排気系
 - (i) 分離建屋換気設備の排気系
 - (j) 精製建屋換気設備の排気系
 - (k) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系
 - (l) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の貯蔵室からの排気系
 - (m) 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の排気系
 - (n) ガラス固化体貯蔵設備の収納管
 - (o) 制御建屋中央制御室換気設備
- d. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設

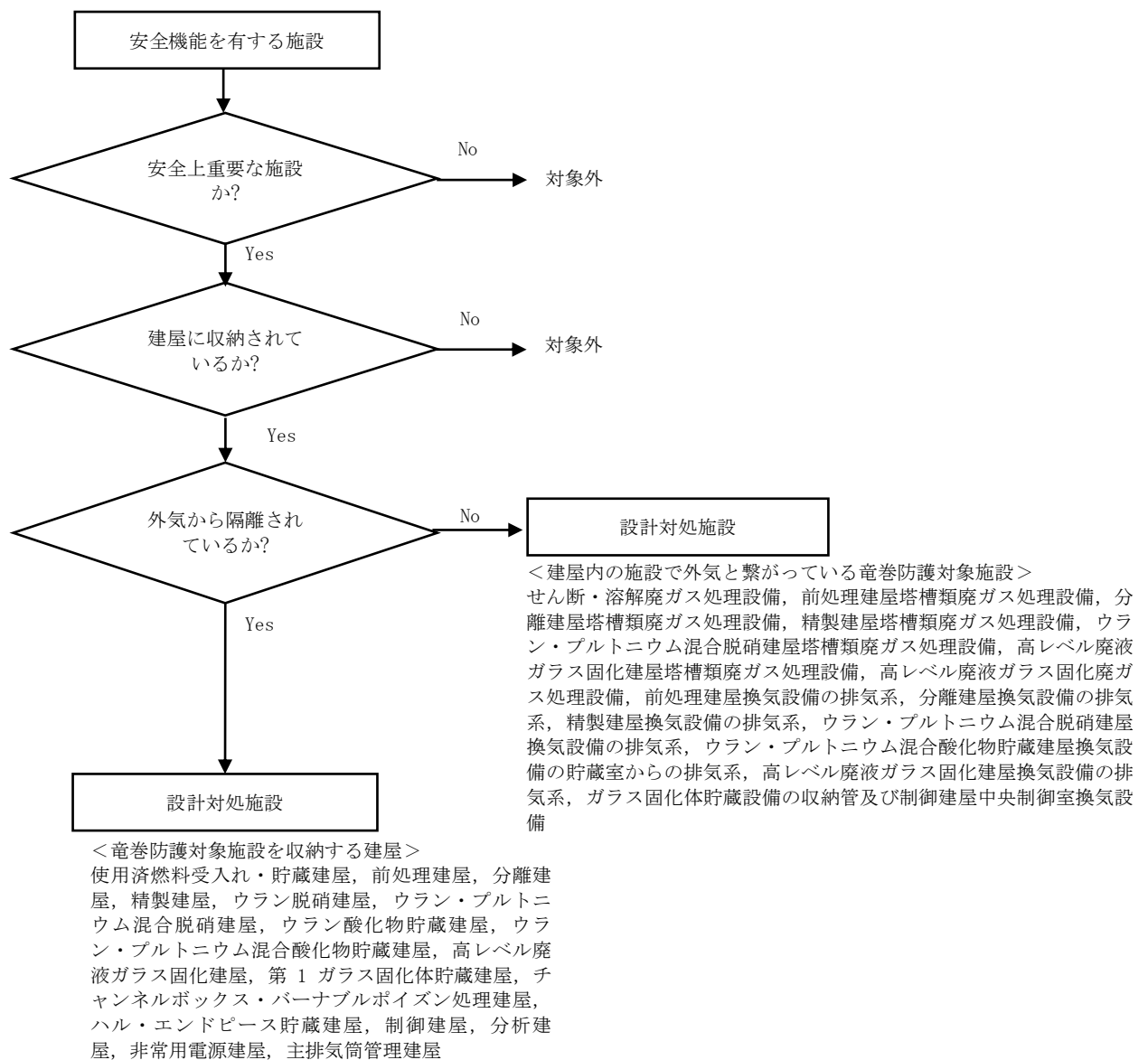
- (a) 第2非常用ディーゼル発電機
 - (b) 前処理建屋の安全蒸気系
 - (c) 前処理建屋の非常用所内電源系統
 - (d) 前処理建屋の計測制御系統施設
 - (e) 精製建屋の非常用所内電源系統
 - (f) 精製建屋の計測制御系統施設
 - (g) 高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統
 - (h) 高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御系統施設
 - (i) 高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系
 - (j) 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器
 - (k) 非常用電源建屋の非常用所内電源系統
 - (l) 主排気筒の排気筒モニタ
 - (m) 制御建屋中央制御室換気設備
- e. 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設
- (a) 北換気筒
 - (b) 使用済燃料輸送容器管理建屋
 - (c) 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋
 - (d) 低レベル廃棄物処理建屋
 - (e) 出入管理建屋

なお、再処理施設内に一時的に保管される使用済燃料収納キャスクは、竜巻により波及的破損を与えない設計とする。

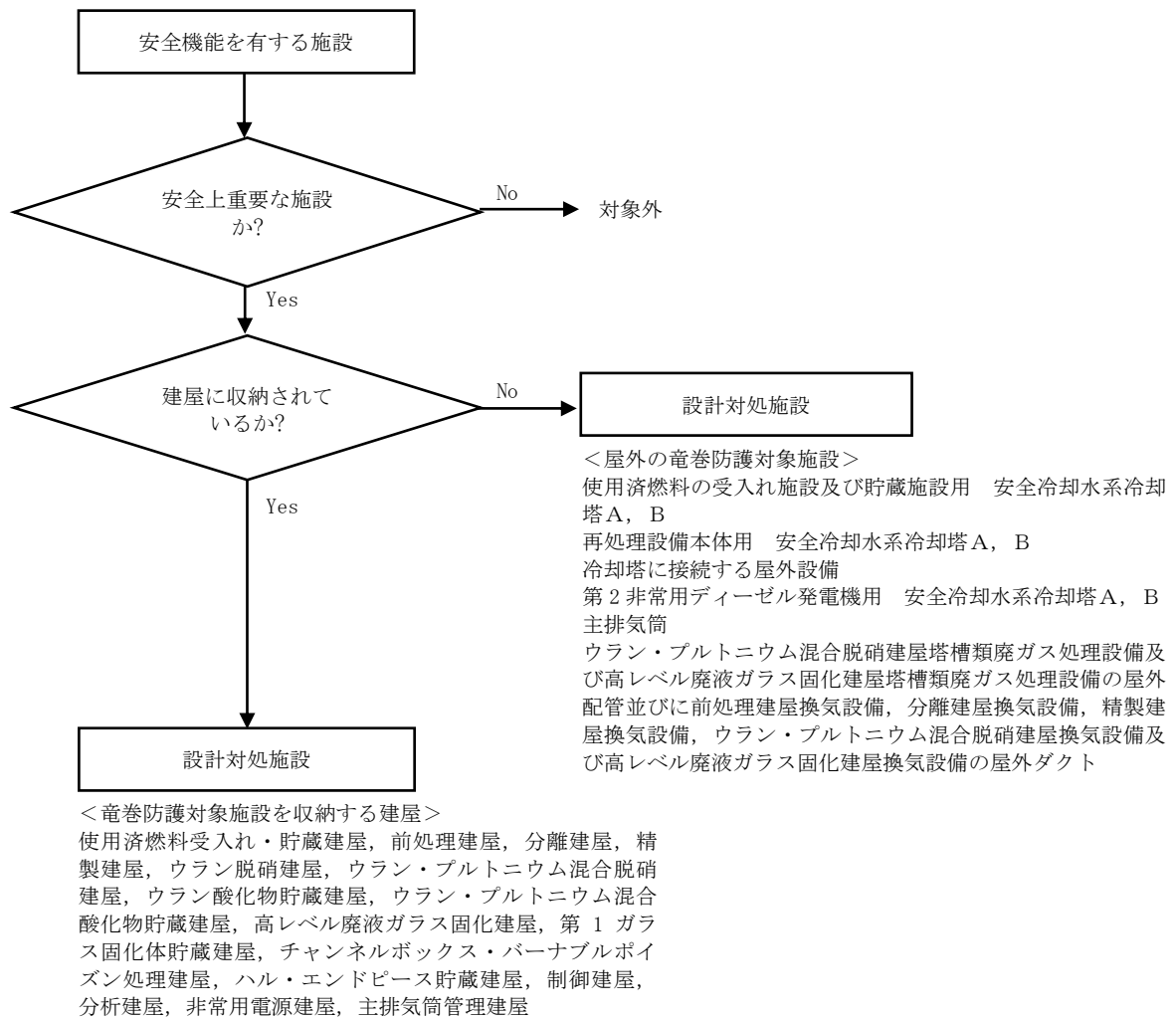
【補足説明資料 3-1～3-4】



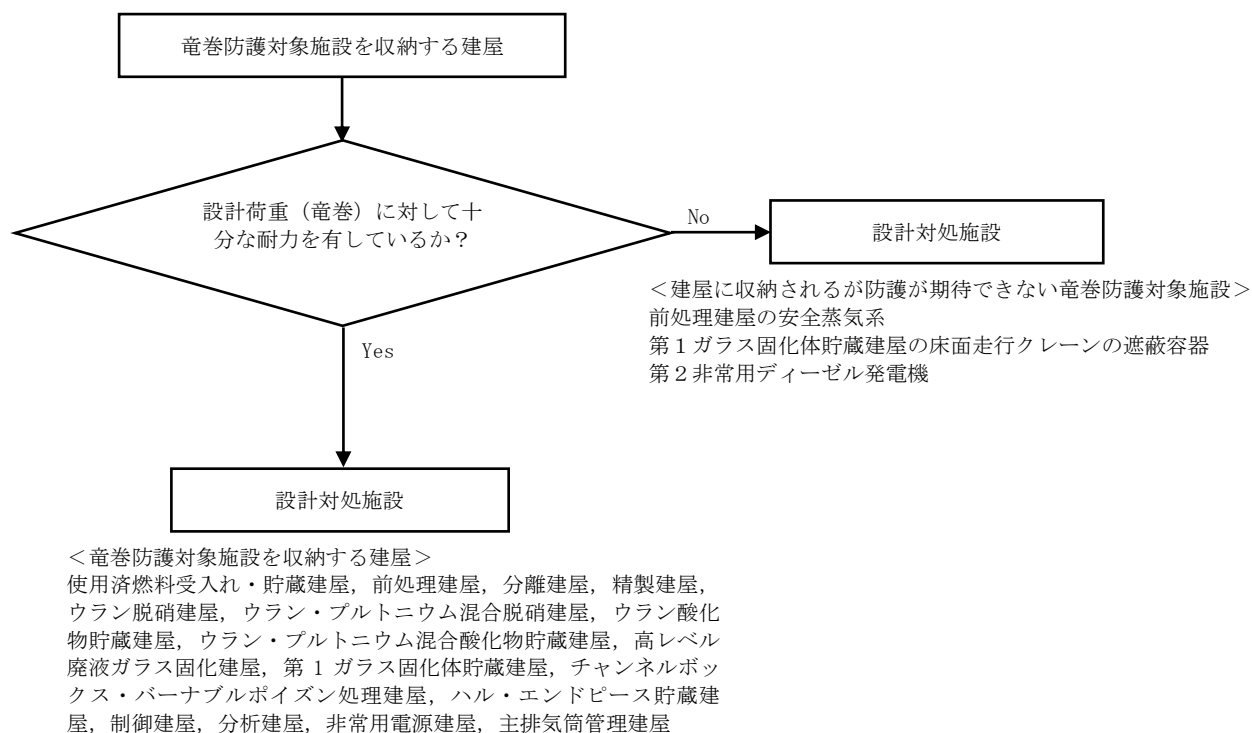
第 9. 1 図 (竜巻) 風圧力に対する設計対処施設の選定フロー



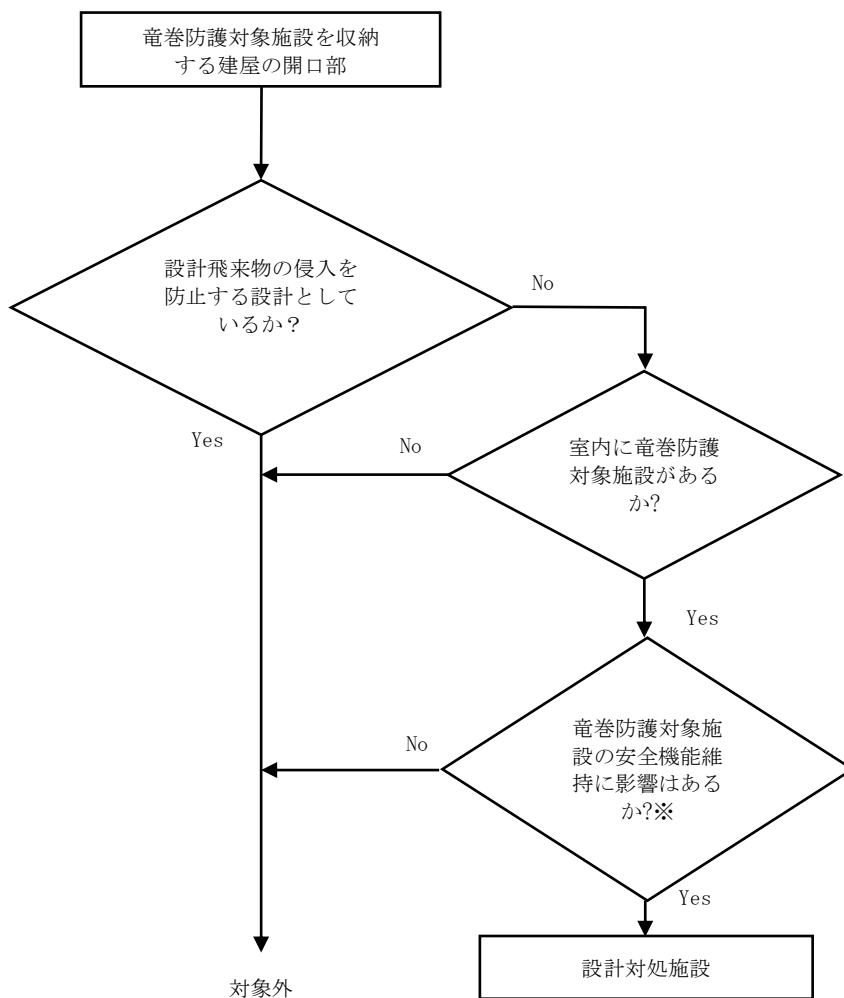
第9.2図（竜巻） 気圧差に対する設計対処施設の選定フロー



第 9. 3 図 (竜巻) 飛来物に対する設計対処施設の選定フロー



第9.4図（竜巻） 建屋の耐力に関する設計対処施設の選定フロー



<建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設>
 前処理建屋の安全蒸気系
 前処理建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統及び計測制御系統施設
 高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系
 非常用電源建屋の非常用所内電源系統
 制御建屋中央制御室換気設備

※設計飛来物が開口部を通じて室内へ侵入した場合に、安全上重要な施設へ衝突する可能性の有無を確認する。

第9.5図（竜巻） 開口部に対する設計対処施設の選定フロー

4. 基準竜巻・設計竜巻の設定

基準竜巻及び設計竜巻の設定は竜巻ガイドを参考に実施する。

基準竜巻及び設計竜巻の設定は、竜巻検討地域の設定、基準竜巻の最大風速の設定及び設計竜巻の最大風速の設定の流れで実施する。

4. 1 竜巻検討地域の設定

竜巻検討地域は、竜巻ガイドを参考に再処理施設が立地する地域、気象条件の類似性の観点から検討し設定する。

(1) 再処理施設が立地する地域の気候

再処理施設が立地する地域は、竜飛岬から奥羽山脈の分水嶺より東側にあり、その地域の気候は、日本海側の気候と太平洋側の気候の両面の特徴を合わせもっている。東北地方を気温、降水及び風により詳細に区分した気候区分を第9. 6図（竜巻）に示す。これによると、再処理施設が立地する地域は、区分Ⅲ（青森県北部及び東部地域）のうち区分Ⅲb（太平洋側にあるが冬は日本海側の気候型でやませの影響が強い）に属している。

(2) 再処理施設が立地する地域の竜巻発生の特徴

第9. 7図（竜巻）に示すとおり、再処理施設が立地する地域周辺においては、もともと竜巻の発生数は少なく、独立行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託した研究の成果（以下「東京工芸大学委託成果」という。）で示されている、全国19個の竜巻集中地域からも離れている。

竜巻発生時の総観場は、東京工芸大学委託成果を参考に、気象庁「竜巻等の突風データベース」の総観場を、竜巻を発生させる親雲の発生要因を考慮して、7種に再編した総観場を用い、竜巻の発生要因別の地域分布の特徴を把握した。竜巻の発生要因別地域分布を第9.

8 図（竜巻）に、その特徴を第 9. 2 表（竜巻）に示す。

立地地域周辺における竜巻の発生状況は、日本海側や、茨城県以西の太平洋側における発生状況とも特徴が異なり、日本海側に特徴的な寒候期の竜巻の発生はほとんどなく、暖候期に竜巻が発生している。また、茨城県以西の太平洋側で特徴的な台風起源の竜巻の発生はなく、太平洋海岸付近及び海上での竜巻の発生はほとんどない。

(3) 竜巻検討地域

竜巻検討地域の設定は、竜巻ガイドを参考に、再処理施設が立地する地域の気候及び竜巻発生観点での特徴を踏まえて実施する。当該地域はもともと竜巻の発生数が少ないため、以下の a. ～ d. に示す条件を考慮して、青森県から岩手県の太平洋側（竜飛岬から御崎岬）及び北海道地方の南側（白神岬から襟裳岬）の海岸線に沿った海側 5 k m 及び陸側 10 k m の範囲を竜巻検討地域に設定する（面積約 18, 000 k m²）。第 9. 9 図（竜巻）に竜巻検討地域を示す。

- a. 立地地域の気候及び竜巻発生観点での特徴を踏まえ、青森県（竜飛岬より太平洋側）から岩手県を基本とする。
- b. I A E A の基準を参考に、再処理施設を中心とする 10 万 k m²（半径約 180 k m）の範囲を目安とし、その範囲に掛かる北海道南西部は、立地地域と同じ太平洋側に面していることを考慮して、竜巻検討地域に含める。
- c. 竜巻検討地域は、分水嶺及び関口武による気候区分（1959）を参考に設定する。
- d. 再処理施設が海岸線から約 5 k m の位置に立地していること及び竜巻の発生がほとんど海岸線付近であることから、海岸線に沿った海側 5 k m 及び陸側 10 k m の範囲を考える。

ここで、設定した竜巻検討地域の妥当性を確認するために、竜巻検討地域における竜巻の発生要因の出現比率と、日本海側及び太平洋側における出現比率とを比較した結果を第9.10図（竜巻）に示す。竜巻検討地域における竜巻の発生要因の出現比率は、日本海側及び太平洋側の出現比率とも傾向が異なっていることが確認できる。

また、藤田スケール3以上の竜巻の発生しやすさの地域性の検討として、「突風関連指数」による解析を行う。突風関連指数として、積乱雲を発生させる上昇流の強さの目安であるCAPE（Convective Available Potential Energy：対流有効位置エネルギー）及び積乱雲がスーパーセルに発達しやすいかどうかの指標となるSR e H（Storm Relative Helicity：ストームの動きに相対的なヘリシティ）を算出する。

これらの指数は、竜巻発生環境場との関連付けで、国内外で広く利用され知見が蓄積されている。CAPEの概念を第9.11図（竜巻）に、SR e Hの概念を第9.12図（竜巻）に示す。

$$\text{CAPE} = \int_{LFC}^{EL} g \frac{\theta'(z) - \theta(z)}{\theta(z)} dz \quad (a)$$

$$\text{SR e H} = \int_{\text{地上}}^{\text{高度3km}} (\mathbf{V} - \mathbf{C}) \cdot \boldsymbol{\omega} dz \quad (b)$$

ここで、式(a)のgは重力加速度、 θ はストーム周囲の温位、 θ' は下層の空気塊を上空に持ち上げた際の温位であり、dzは鉛直方向の層厚である。LFCは自由対流高度、ELは平衡高度である。式(b)のVは水平風速ベクトル、 $\boldsymbol{\omega}$ は鉛直シアに伴う水平渦度、Cはストームの移動速度である。

各指数の計算は、ヨーロッパ中期予報センター（ECMWF）の再

解析データ ECMWF-Interim (1989年以降：水平分解能約70 km) 及びERA40 (1989年まで：水平分解能約250 km) を基に，水平分解能5 km，時間分解能1時間に解析した気象データセットを用いて，1961年～2010年までの50年間について行い，それに基づいて両指数が同時に閾値を超過する頻度を計算する。同時超過頻度の算出に当たっては，竜巻発生時には少なからず降水がもたらされるため，降水量の閾値(4 mm/h)を設定する。また，CAPEは降水過程により安定化し小さくなり得るため，周辺のCAPEの大きな空気塊が当該メッシュに向かって流入することを考慮した方法を参考に，当該メッシュの風上側半径25 kmの扇状範囲内のCAPEの最大値を算出する。

CAPEについては，緯度及び季節で絶対値が大きく変動するため，暖候期(5月～10月)及び寒候期(11月～4月)に分けて，それぞれ閾値を設定する。藤田スケール3以上の竜巻が発生し得る環境場として以下の閾値を用いる。

[暖候期(5月～10月)]

$$\text{CAPE} : 1,200 \text{ J/kg}, \quad \text{SR e H} : 350 \text{ m}^2 / \text{s}^2$$

[寒候期(11月～4月)]

$$\text{CAPE} : 500 \text{ J/kg}, \quad \text{SR e H} : 350 \text{ m}^2 / \text{s}^2$$

暖候期及び寒候期に対する同時超過頻度分布の算出結果を第9.13図(竜巻)に示す。暖候期においては，太平洋側及び東シナ海から対馬海峡にかけては比較的大きな値となっている。また，沿岸域では，茨城県東海岸から西の本州太平洋側，九州太平洋側及び東シナ海側で高く，特に宮崎平野沿岸では大きい値となっている。それに比べて，日本海側及び茨城県以北の太平洋側の値は1～2桁以上小さな値であり，藤田スケ

ール3規模の竜巻の発生が未だ確認されていないことと対応している。

本手法による解析により、藤田スケール3以上の竜巻の発生しやすさの地域性を特定でき、竜巻検討地域において藤田スケール3以上の竜巻は極めて発生し難いといえる。

4. 2 基準竜巻の最大風速の設定

基準竜巻の最大風速は、竜巻ガイドを参考に、過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1}) 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2}) のうち、大きな風速を設定する。

(1) 過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1})

過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1}) の設定に当たっては、日本で過去 (1961年～2013年12月) に発生した最大の竜巻は藤田スケール3であり、藤田スケール3における風速は70m/s～92m/sであることから、その最大風速を基に V_{B1} を92m/sとする。第9. 3表 (竜巻) に日本で過去に発生した藤田スケール3の竜巻の一覧を示す。

(2) 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2})

竜巻最大風速のハザード曲線は、竜巻ガイドを参考とした既往の算定方法に基づき、具体的には、東京工芸大学委託成果を参考に算定する。本評価は、竜巻データの分析、竜巻風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布の算定、相関係数の算定並びにハザード曲線の算定によって構成される。

a. 竜巻の発生頻度の分析

気象庁「竜巻等の突風データベース」に掲載されている竜巻年別発生確認数 (第9. 14図 (竜巻)) を基に、竜巻検討地域 (海岸線から陸側に10km, 海側に5kmの計15km幅の範囲) における1961年～2013年12月までの53年間の統計量を藤田スケール別に算出する。また、観測体制の変遷による観測データ品質のばらつきを踏まえ、以下の(a)～(c)の基本的な考え方に基づいて整理を行う。

(a) 被害が小さくて見過ごされやすい藤田スケール0及び藤田スケール

不明の竜巻に対しては、観測体制が強化された2007年以降の年間発生数や標準偏差を用いる。

- (b) 被害が比較的軽微な藤田スケール1竜巻に対しては、観測体制が整備された1991年以降の年間発生数や標準偏差を用いる。
- (c) 被害が比較的大きく見逃されることがないと考えられる藤田スケール2及び藤田スケール3竜巻に対しては、観測記録が整備された1961年以降の全期間の年間発生数や標準偏差を用いる。

また、藤田スケール不明の竜巻については、以下の取扱いを行う。

陸上で発生した竜巻及び海上で発生して陸上へ移動した竜巻については、被害があつて初めてその藤田スケールが推定されるため、陸上での藤田スケール不明の竜巻は、被害が少ない藤田スケール0竜巻とみなす。

一方、海上で発生しその後上陸しなかった竜巻については、その竜巻の藤田スケールを推定することは困難であることから、「沿岸部近傍での竜巻の発生特性は、陸上と海上とで類似している」という仮定に基づいて各藤田スケールに分類する。

以上を踏まえて、第9.4表（竜巻）のとおり、観測データから53年間の推定データを評価する。

竜巻は気象事象の中でも極めて稀に発生する事象であり、発生数の変動（標準偏差）が大きい分布となり、東京工芸大学委託成果にポリヤ分布への適合性が良いことが示されている。以上より、ハザード曲線の評価に当たって使用する竜巻の年発生数の確率分布は、第9.15図（竜巻）に示すとおりポリヤ分布を採用する。

b. 竜巻風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布並びに相関係数

竜巻検討地域における53年間の竜巻の発生数、被害幅及び被害長さ

を基に、確率密度分布については竜巻ガイド及び竜巻ガイドが参考としている東京工芸大学委託成果を参考に、第9.16図（竜巻）～第9.18図（竜巻）に示すとおり対数正規分布に従うものとする。

また、53年間の推定データの作成に伴う被害幅又は被害長さの情報がない竜巻には、被害幅又は被害長さを有する竜巻の観測値を与える。その際は、被害幅又は被害長さが長いほうから優先的に用いることで、被害幅又は被害長さの平均値が大きくなるように評価を行う。

さらに、1961年以降の観測データのみを用いて、第9.5表（竜巻）に示すとおり竜巻風速、被害幅及び被害長さについて相関係数を求める。

c. 竜巻影響エリアの設定

再処理施設においては設計対処施設が再処理事業所内に分散しているため、それぞれの設計対処施設を包含する円を設置面積とみなし、これらの設置面積の合計値と等価な面積の円を第9.19図（竜巻）に示すとおり竜巻影響エリアとして設定する。

なお、竜巻影響エリアを円形とするため、竜巻の移動方向には依存性は生じない。

d. ハザード曲線の算定

T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ、竜巻風速が V_0 以上となる確率を求め、ハザード曲線を求める。

前述のとおり、竜巻の年発生数の確率分布としてポリヤ分布の適合性が高い。ポリヤ分布は式（a）で示される（Wen and Chu）。

$$P_T(N) = \frac{(vT)^N}{N!} (1 + \beta vT)^{-N-1/\beta} \prod_{k=1}^{N-1} (1 + \beta k) \quad (a)$$

ここで、 N は竜巻の年発生数、 ν は竜巻の年平均発生数、 T は年数である。 β は分布パラメータであり、式 (b) で示される。

$$\beta = \left(\frac{\sigma^2}{\nu} - 1 \right) \times \frac{1}{\nu} \quad (\text{b})$$

ここで、 σ は竜巻の年発生数の標準偏差である。

D を竜巻影響評価の対象構造物が風速 V_0 以上の竜巻に遭遇する事象と定義し、対象構造物が1つの竜巻に遭遇し、その竜巻の風速が V_0 以上となる確率を $R(V_0)$ としたとき、 T 年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ、竜巻風速が V_0 以上となる確率は式 (c) で示される。

$$P_{V_0,T}(D) = 1 - [1 + \beta \nu R(V_0) T]^{-1/\beta} \quad (\text{c})$$

この $R(V_0)$ は、竜巻影響評価の対象地域の面積を A_0 （すなわち、竜巻検討地域の面積約 $1.8 \times 10^4 \text{ km}^2$ ）、1つの竜巻の風速が V_0 以上となる面積を $DA(V_0)$ とすると式 (d) で示される。

$$R(V_0) = \frac{E[DA(V_0)]}{A_0} \quad (\text{d})$$

ここで、 $E[DA(V_0)]$ は $DA(V_0)$ の期待値を意味する。

本評価では、以下のようにして $DA(V_0)$ の期待値を算出し、式 (d) により $R(V_0)$ を推定して、式 (c) により $P_{V_0,T}(D)$ を求める。風速を V 、被害幅を w 、被害長さを l 、移動方向を α とし、同時確率密度関数を用いると、 $DA(V_0)$ の期待値は式 (e) で示される (Garson et al.)。

$$\begin{aligned}
E[DA(V_0)] = & \int_0^\infty \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) l f(V, w, l) dV dw dl \\
& + \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty H(\alpha) l f(V, l, \alpha) dV dl d\alpha \\
& + \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) G(\alpha) f(V, w, \alpha) dV dw d\alpha \\
& + S \int_{V_0}^\infty f(V) dV
\end{aligned} \tag{e}$$

ここで、 $H(\alpha)$ 及び $G(\alpha)$ はそれぞれ、竜巻の被害長さ及び被害幅方向に沿った面に対象構造物を投影したときの長さである。竜巻影響エリアを円形で設定しているため、 $H(\alpha)$ 、 $G(\alpha)$ ともに竜巻影響エリアの直径560mで一定となる（竜巻の移動方向に依存しない）。 S は竜巻影響エリアの面積（直径560mの円の面積：約 $2.5 \times 10^5 \text{ m}^2$ ）を表す。竜巻影響エリアの直径を D_0 とした場合の計算式は式（f）で示される。

$$\begin{aligned}
E[DA(V_0)] = & \int_0^\infty \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) l f(V, w, l) dV dw dl \\
& + D_0 \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty l f(V, l) dV dl \\
& + D_0 \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) f(V, w) dV dw \\
& + (D_0^2 \pi / 4) \int_{V_0}^\infty f(V) dV
\end{aligned} \tag{f}$$

風速の積分範囲の上限値は、ハザード曲線の形状が不自然にならない程度に大きな値として 120 m/s に設定する。

また、 $W(V_0)$ は、竜巻の被害幅のうち風速が V_0 を超える部分の幅であり、式（g）で示される。この式により、被害幅内の風速分布に応じて被害様相に分布がある（被害幅の端ほど風速が小さくなる）ことが考慮されている（Garson et al.）。

$$W(V_0) = \left(\frac{V_{\min}}{V_0} \right)^{1/1.6} w \quad (g)$$

ここで、係数の1.6について、既往の研究では例えば0.5や1.0などの値も提案されている。竜巻ガイドが参考としている文献（Garsone et al.）では、観測値が不十分であるため、より厳しい評価となるよう1.6を用いることが推奨されており、本検討でも1.6を用いる。また、再処理施設の竜巻影響評価では、ランキン渦モデルによる竜巻風速分布に基づいて設計竜巻の特性値を設定する。ランキン渦モデルは高さ方向によって風速及び気圧が変化しないため、地表から上空まで式（g）を適用できる。なお、式（g）において係数を1.0とした場合がランキン渦モデルに該当する。

また、 V_{\min} は、gale intensity velocity と呼ばれ、被害が発生し始める風速に位置付けられる。米国気象局 NWS（National Weather Service）では、gale intensity velocity は34～47ノット（17.5～24.2m/s）とされている。また、気象庁が使用している風力階級では、風力8は疾強風（gale：17.2～20.7m/s）、風力9は大強風（strong gale：20.8～24.4m/s）と分類されており、風力9では「屋根瓦が飛ぶ。人家に被害が出始める。」とされている。以上を参考に、本評価においては、 $V_{\min}=25\text{m/s}$ とする。なお、この値は藤田スケール0（17～32m/s）のほぼ中央値に相当する。

以上より、竜巻検討地域を対象に算定したハザード曲線を第9.20図（竜巻）に示す。

e. 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速（ V_{B2} ）

竜巻最大風速のハザード曲線により設定する最大風速 V_{B2} は、竜巻ガイドを参考に年超過確率 10^{-5} に相当する風速とし、 49m/s とする。

f. 1 km範囲ごとの評価（参考評価）

竜巻検討地域を海岸線に沿って1 km範囲ごとに細分化した短冊状の範囲を対象にハザード曲線を求める。評価の条件として、発生数は、短冊状の範囲を通過した竜巻もカウントしている。被害幅及び被害長さは、それぞれ1 km範囲内の被害幅及び被害長さを用いる。以上に基づいて、竜巻検討地域の評価と同様の方法で算定したハザード曲線を第9.21図（竜巻）に示す。これより、年超過確率 10^{-5} に相当する風速を求めると、海岸線から陸側1 kmを対象とした場合の 65m/s が最大となる。ただし、再処理施設は海岸線から陸側1 kmの範囲にないため、本評価は参考とする。

(3) 基準竜巻の最大風速

過去に発生した竜巻による最大風速 $V_{B1}=92\text{m/s}$ 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 $V_{B2}=49\text{m/s}$ より、再処理施設における基準竜巻の最大風速 V_B は 92m/s とする。風速 92m/s に相当する年超過確率は、ハザード曲線より 5.2×10^{-8} である。

4. 3 設計竜巻の最大風速の設定

再処理施設が立地する地域の特性を考慮して、基準竜巻の最大風速の割り増しを検討し、設計竜巻の最大風速を設定する。

再処理施設では、敷地が平坦であり、竜巻の増幅を考慮する必要のある地形はないと考えられるため、基準竜巻の最大風速に対する割り増しは行わず、設計竜巻の最大風速は92m/sとなるが、竜巻に対する設計に当たっては、蓄積されている知見の少なさといった不確定要素を考慮し、将来の竜巻発生に関する不確実性を踏まえ、基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて、設計竜巻の最大風速を100m/sとする。風速100m/sに相当する年超過確率は、ハザード曲線より 1.86×10^{-8} である。

【補足説明資料 4-1～4-7】

第9. 2表 (竜巻) 竜巻の発生要因別の地域分布の特徴

総観場 ^{注)}	気象庁竜巻データベースの分類	発生分布の特徴
台風	台風	関東以西の太平洋側(特に東～南方向に開けた地域)で発生頻度が高く、F2、F3スケールの強い竜巻も多い。
温帯低気圧	南岸低気圧、日本海低気圧、二つ玉低気圧、東シナ海低気圧、オホーツク海低気圧、その他(低気圧)、寒冷前線、温暖前線、閉塞前線	全国的に発生頻度が高く、F2、F3スケールの竜巻も見られる。特に、南～西方向に開けた地域はより頻度が高い。
季節風(夏)	暖気の移流、熱帯低気圧、湿舌、太平洋高気圧	太平洋側や内陸を中心に、全国的に多くみられる。
季節風(冬)	寒気の移流、気圧の谷、大陸高気圧、季節風	日本海側や関東以北で発生頻度が高い。
停滞前線	停滞前線、梅雨前線、前線帯、不安定線、その他(前線)	関東以西でみられる。
局地性	局地性擾乱、雷雨(熱雷)、雷雨(熱雷を除く)、地形効果、局地性降水	地形的な影響によるものであり、全国で発生している。
その他	移動性高気圧、中緯度高気圧、オホーツク海高気圧、帯状高気圧、その他(高気圧)、大循環異常、その他	全国的に発生数が少なく、地域差はみられない。

注) 東京工芸大学委託成果を参考に、気象庁「竜巻等の突風データベース」の総観場を、竜巻を発生させる親雲の発生要因を考慮して、7種に再編した。

第9. 3表 (竜巻) 日本で過去に発生したF3竜巻

(気象庁「竜巻等の突風データベース」より作成)

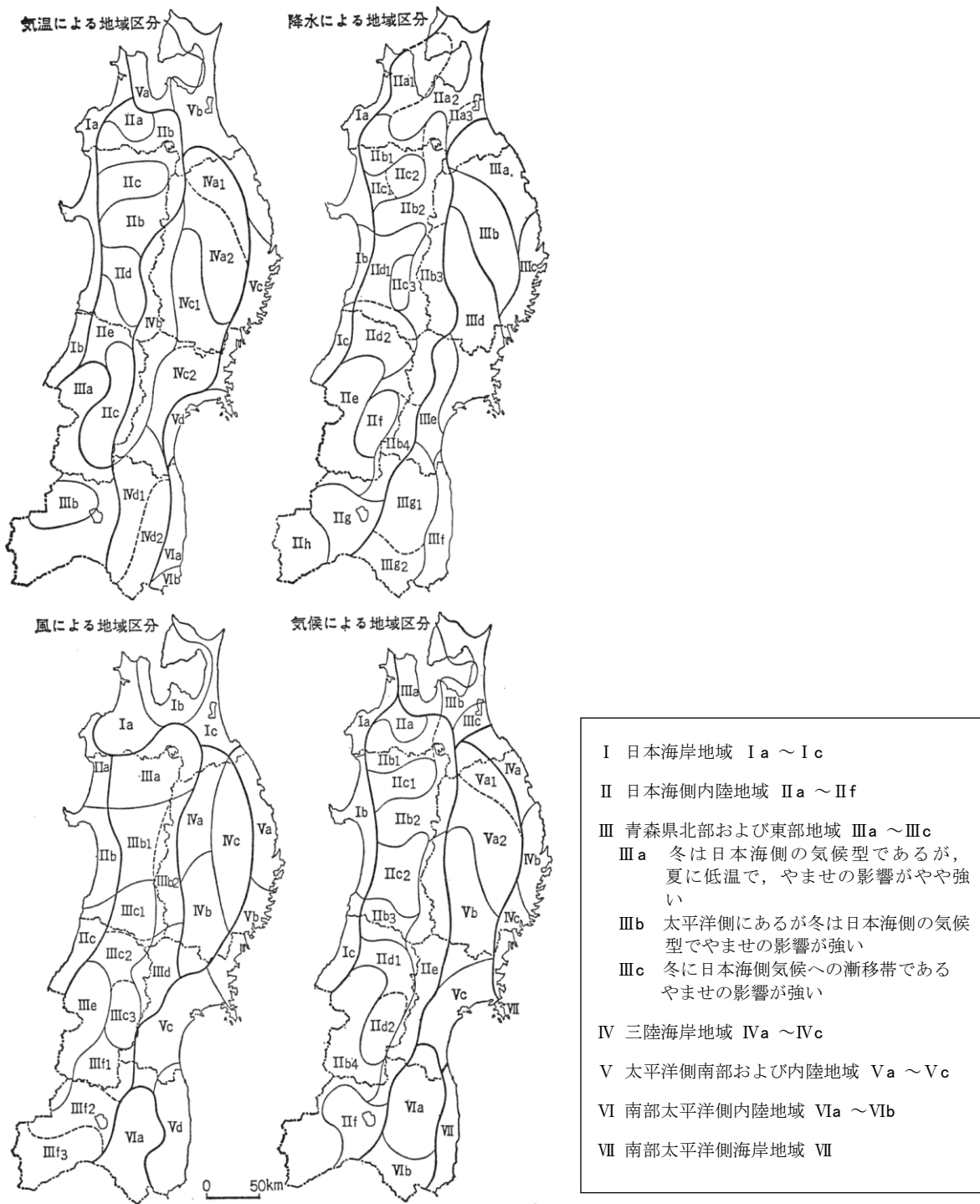
発生日時	発生場所			
	緯度	経度	都道府県	市町村
1971年07月07日07時50分	35度54分20秒	139度40分45秒	埼玉県	大宮市
1990年12月11日19時13分	35度28分39秒	140度18分57秒	千葉県	茂原市
1999年09月24日11時07分	34度42分4秒	137度23分5秒	愛知県	豊橋市
2006年11月07日13時23分	43度59分20秒	143度42分25秒	北海道 網走支庁	佐呂間町
2012年05月06日12時35分	36度6分38秒	139度56分44秒	茨城県	つくば市

第9. 4表 (竜巻) 竜巻発生数の分析結果

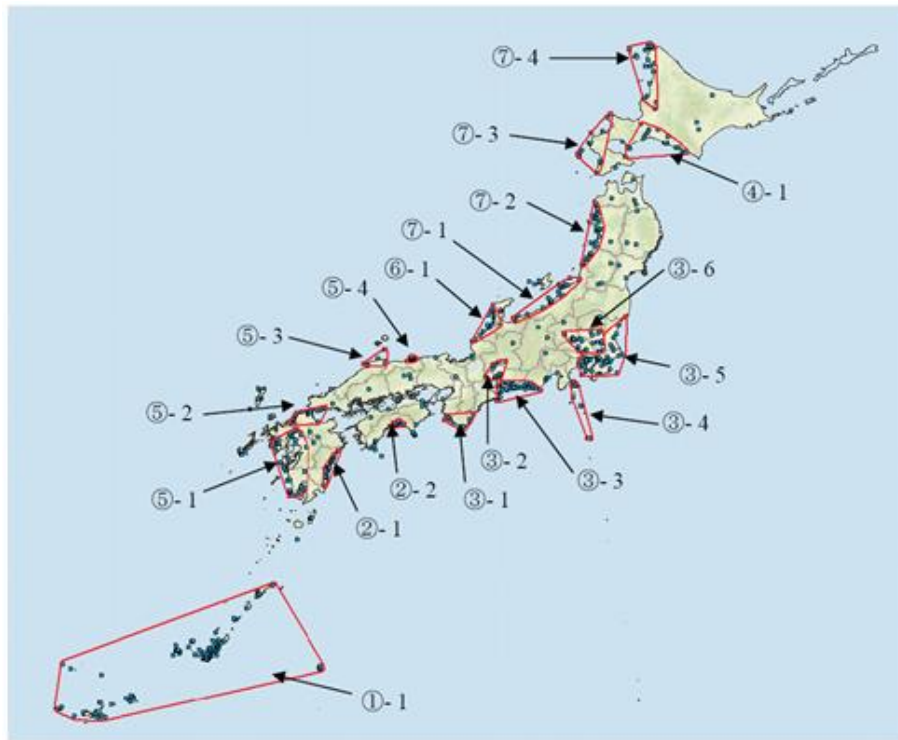
発生数の統計	(陸上+上陸) 竜巻										海上竜巻	総数
	F0	F1	F2	F3	F4	不明	小計					
1961/1～2013/12 (53年間)	期間内総数 (個)	6	9	4	0	0	0	1	20	5	25	
	年平均 (個)	0.11	0.17	0.08	0.00	0.00	0.02	0.38	0.09	0.47		
	標準偏差 (個)	0.58	0.51	0.27	0.00	0.00	0.14	0.97	0.41	1.08		
1991/1～2013/12 (23年間)	期間内総数 (個)	6	9	2	0	0	1	18	5	23		
	年平均 (個)	0.26	0.39	0.09	0.00	0.00	0.04	0.78	0.22	1.00		
	標準偏差 (個)	0.86	0.72	0.29	0.00	0.00	0.21	1.35	0.60	1.48		
2007/1～2013/12 (7年間)	期間内総数 (個)	5	3	0	0	0	0	8	4	12		
	年平均 (個)	0.71	0.43	0.00	0.00	0.00	0.00	1.14	0.57	1.71		
	標準偏差 (個)	1.50	0.53	0.00	0.00	0.00	0.00	1.86	0.98	2.06		
推定データ (53年間) (抜分後)	期間内総数 (個)	57	32	6	0	0	0	95		95		
	年平均 (個)	1.07	0.58	0.11	0.00	0.00	0.00	1.76		1.76		
	標準偏差 (個)	1.83	0.88	0.33	0.00	0.00	0.00	2.06		2.06		
推定データ (53年間) (全竜巻)	期間内総数 (個)	57	32	6	0	0	0	95		95		
	年平均 (個)	1.08	0.60	0.11	0.00	0.00	0.00	1.79		1.79		
	標準偏差 (個)	1.83	0.88	0.33	0.00	0.00	0.00	2.06		2.06		

第9.5表（竜巻） 竜巻風速，被害幅及び被害長さの相関係数

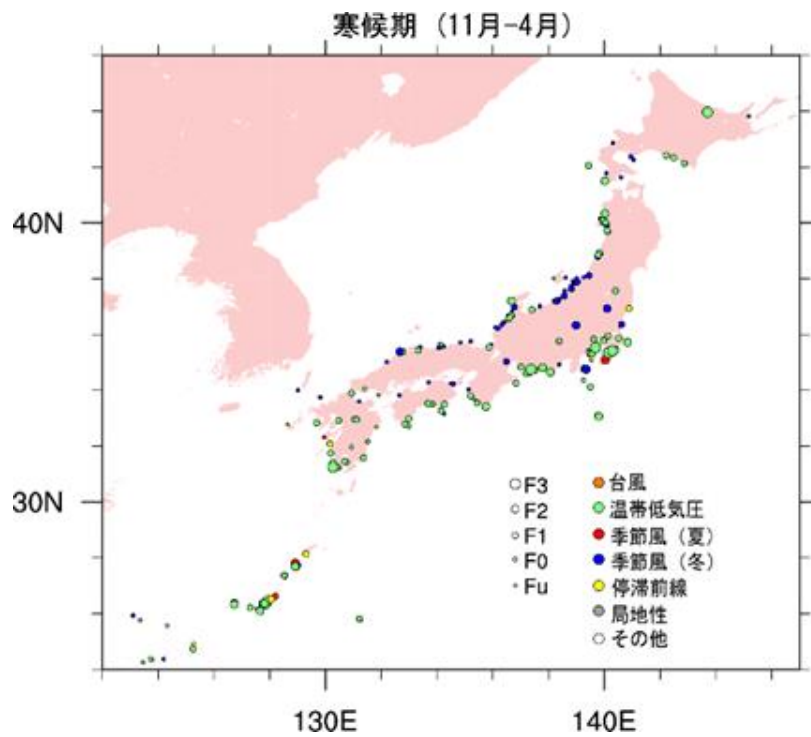
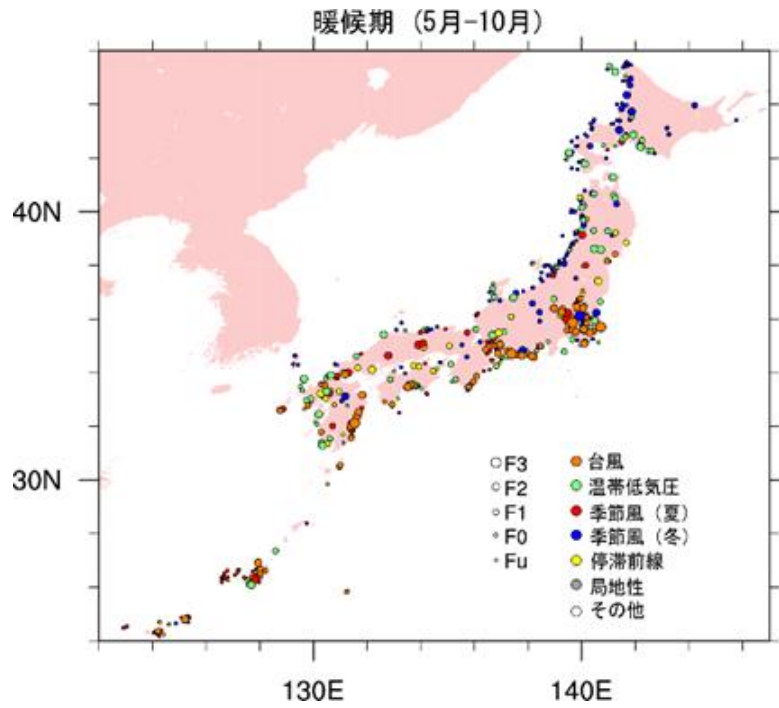
相関係数（対数）	風速（m／s）	被害幅（m）	被害長さ（m）
風速（m／s）	1.0000	0.0800	0.4646
被害幅（m）	0.0800	1.0000	0.2418
被害長さ（m）	0.4646	0.2418	1.0000



第9. 6図 (竜巻) 吉野正敏 (1967~) による東北地方の気候区分



第9. 7図（竜巻） 竜巻の発生地点と竜巻が集中する19個の地域

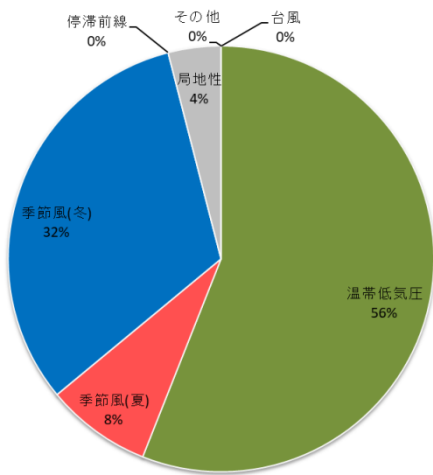


第9. 8図 (竜巻) 竜巻の発生要因別地域分布



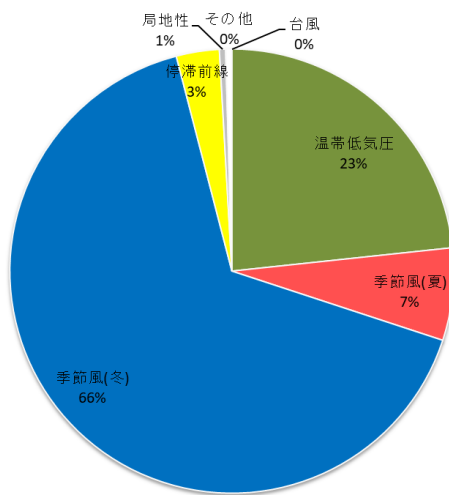
第9. 9図（竜巻） 竜巻検討地域

関口武（1959）：日本の気候区分を基に作成



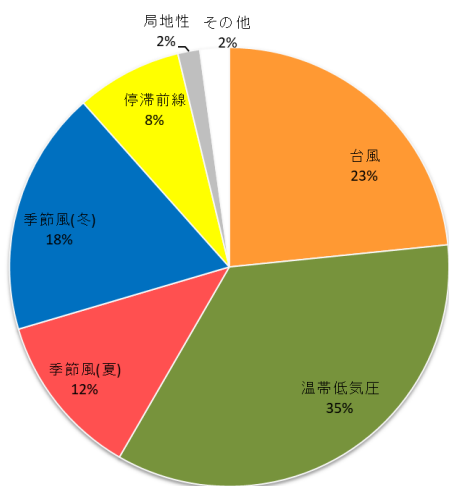
◆ 竜巻検討地域

- ・ 「温帯低気圧」を起源とする竜巻が多い。
- ・ 太平洋側で多くみられる「台風」を起源とする竜巻は確認されていない。



◆ 北海道～山口県の日本海側 (223 事例)

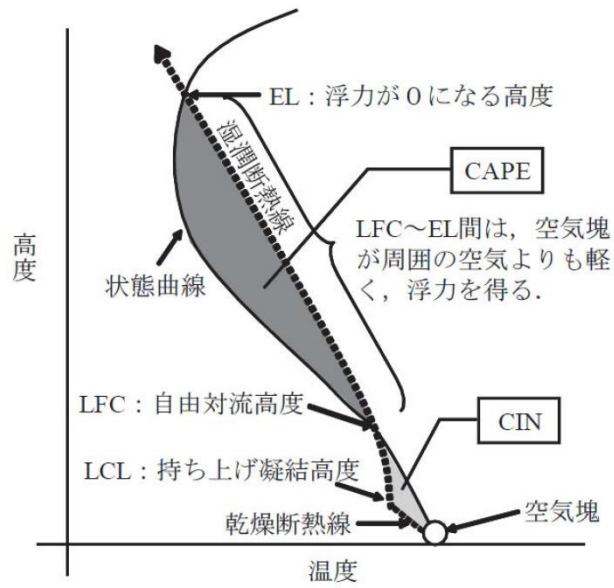
- ・ 「季節風(冬)」を起源とする竜巻が多い。
- ・ 「台風」を起源とする竜巻は確認されていない。



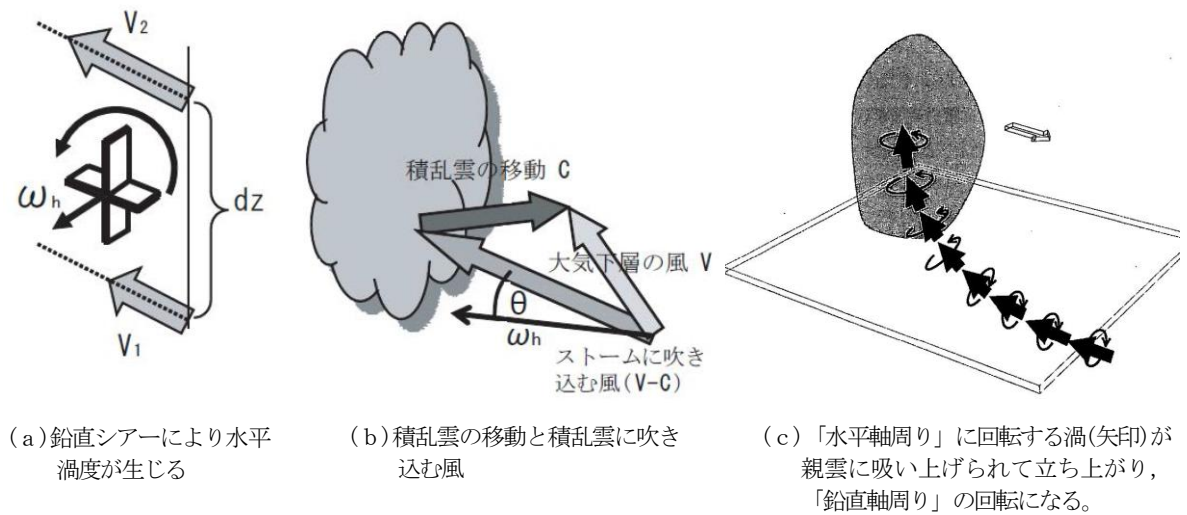
◆ 茨城県以西の太平洋側 (372 事例)

- ・ 竜巻検討地域と比較して、「台風」, 「季節風(夏)」, 「停滞前線」を起源とする竜巻が多い。
- ・ 太平洋側から暖かく湿った気流が、竜巻の親雲の発達を促すと考えられる。

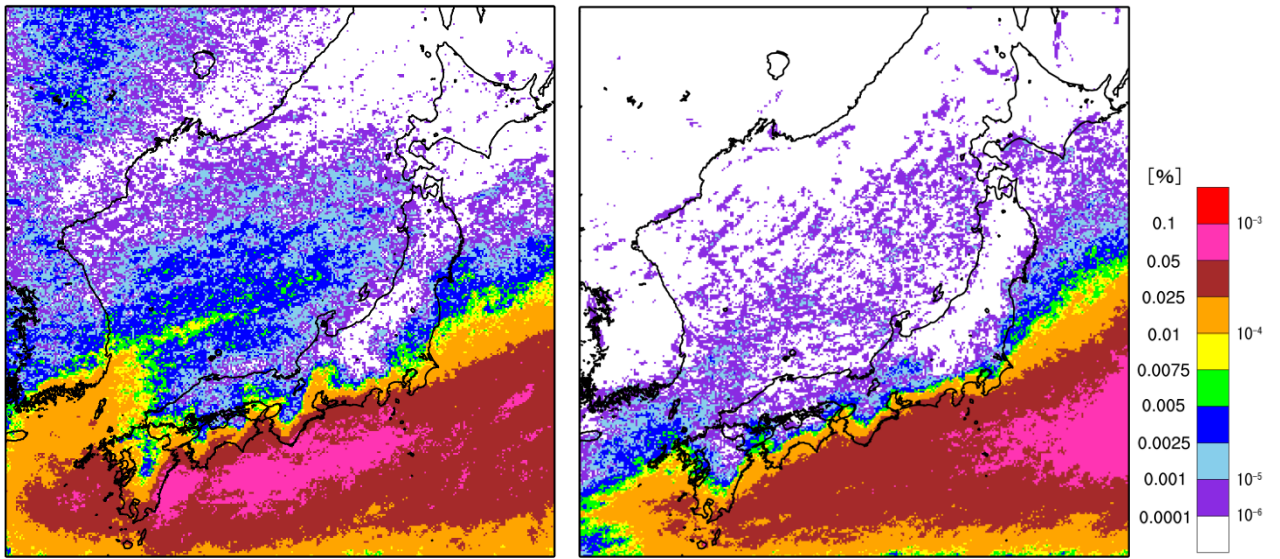
第9. 10 図 (竜巻) 竜巻検討地域等における竜巻の発生要因の出現比率



第9.11図 (竜巻) CAPEの概念



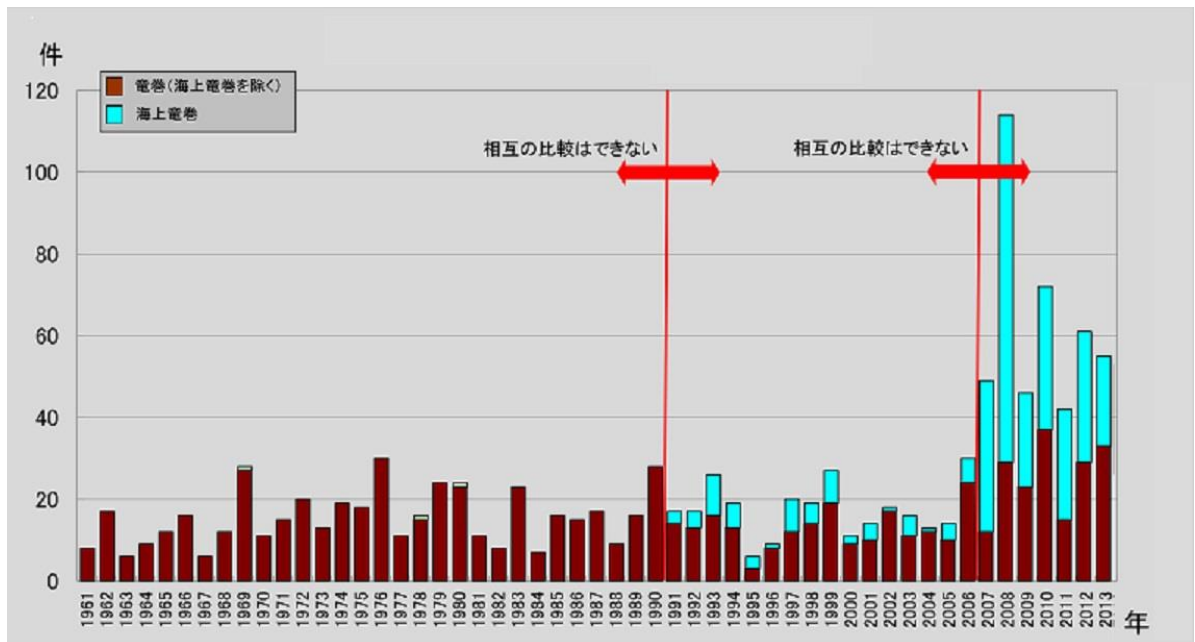
第9.12図 (竜巻) SR e Hの概念



暖候期(5月-10月)における
CAPE \geq 1200 J/kg かつ SReH \geq 350 m²/s²

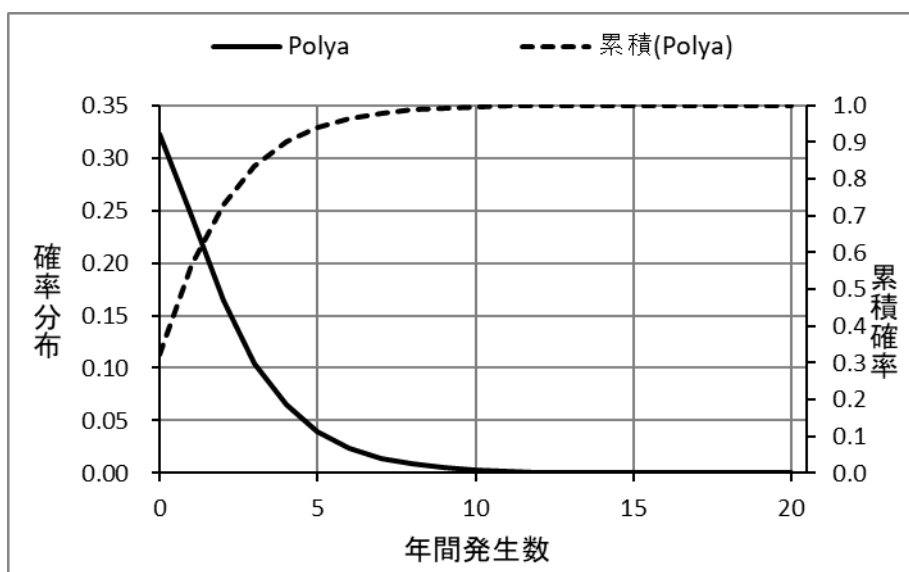
寒候期(11月-4月)における
CAPE \geq 500 J/kg かつ SReH \geq 350 m²/s²

第9.13図(竜巻) 同時超過頻度分布の算出結果

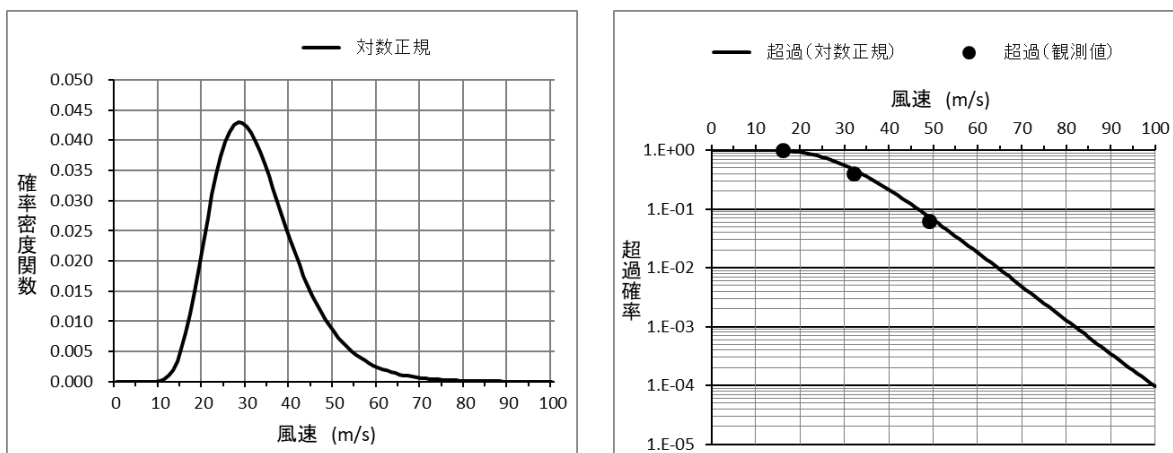


(出典：気象庁「竜巻等の突風データベース」)

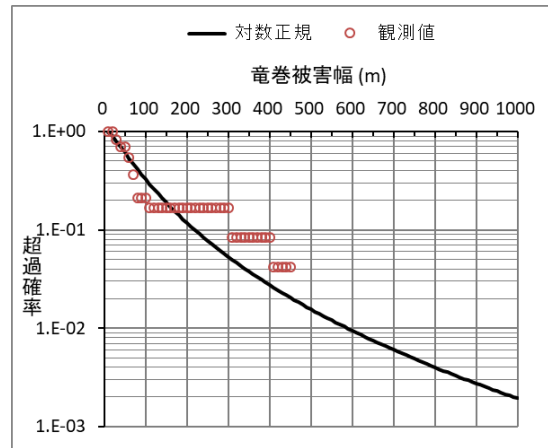
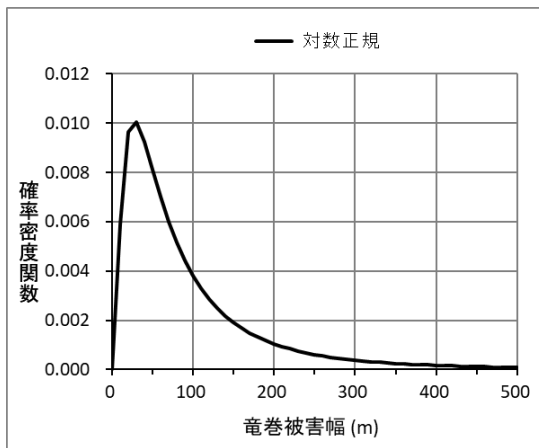
第9.14図(竜巻) 竜巻年別発生確認数



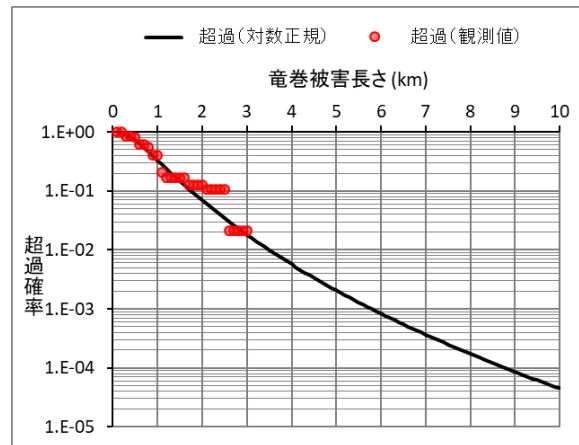
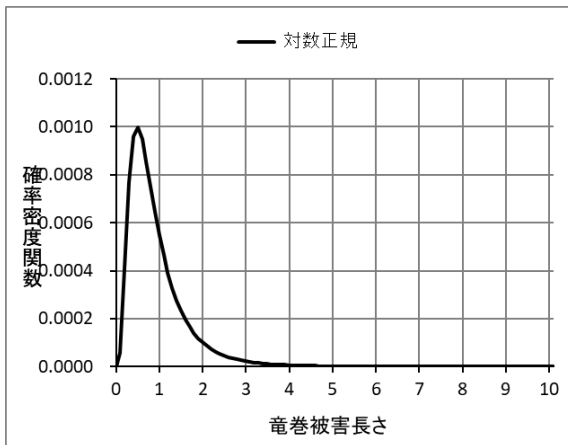
第9.15図 (竜巻) 竜巻検討地域における竜巻発生数の確率分布と累積確率



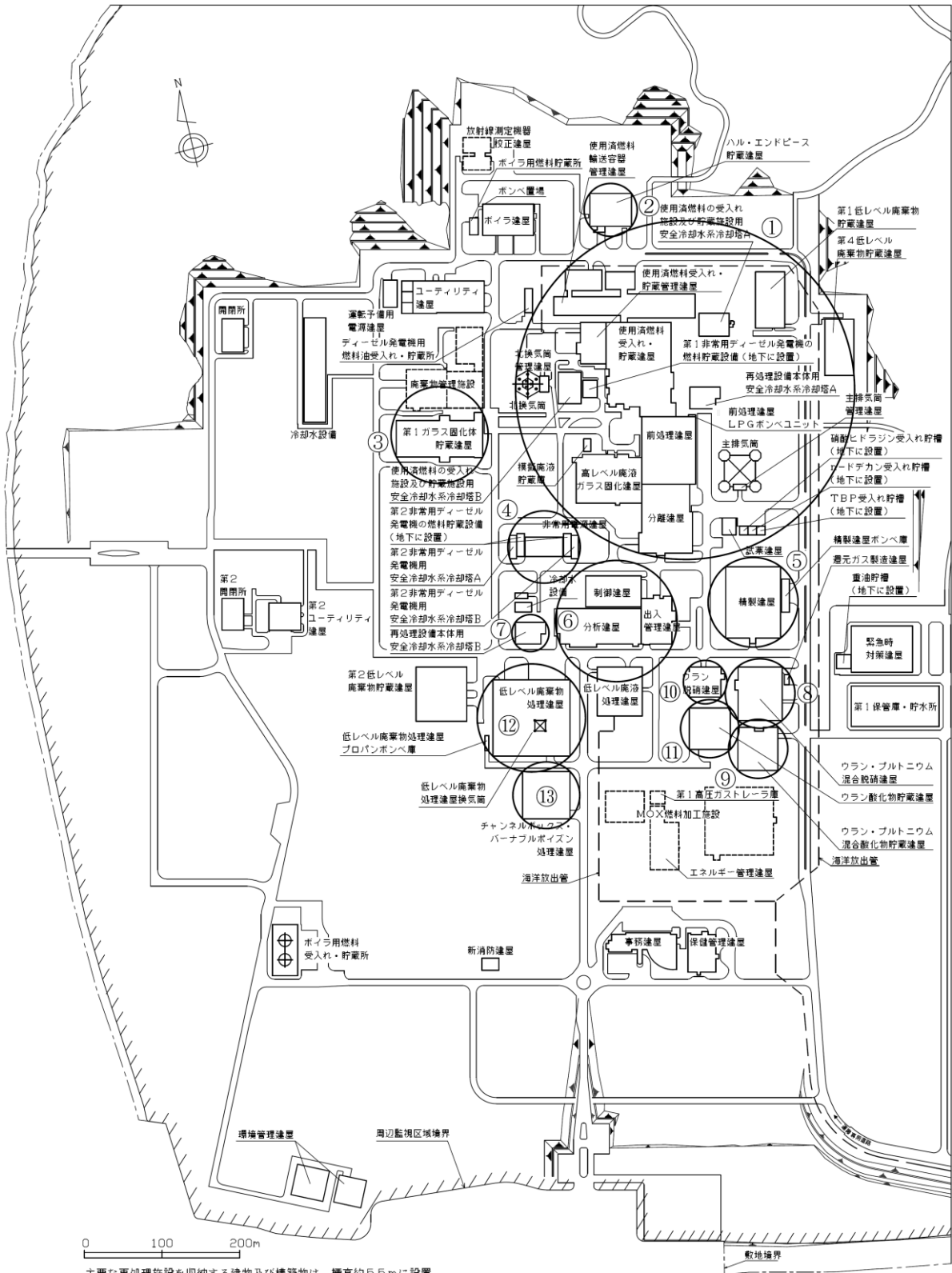
第9.16図 (竜巻) 風速の確率密度分布 (左) と超過確率 (右)



第9.17図 (竜巻) 被害幅の確率密度分布 (左) と超過確率 (右)



第9.18図 (竜巻) 被害長さの確率密度分布 (左) と超過確率 (右)



主要な再処理施設を収納する建物及び構築物は、標高約55mに設置。

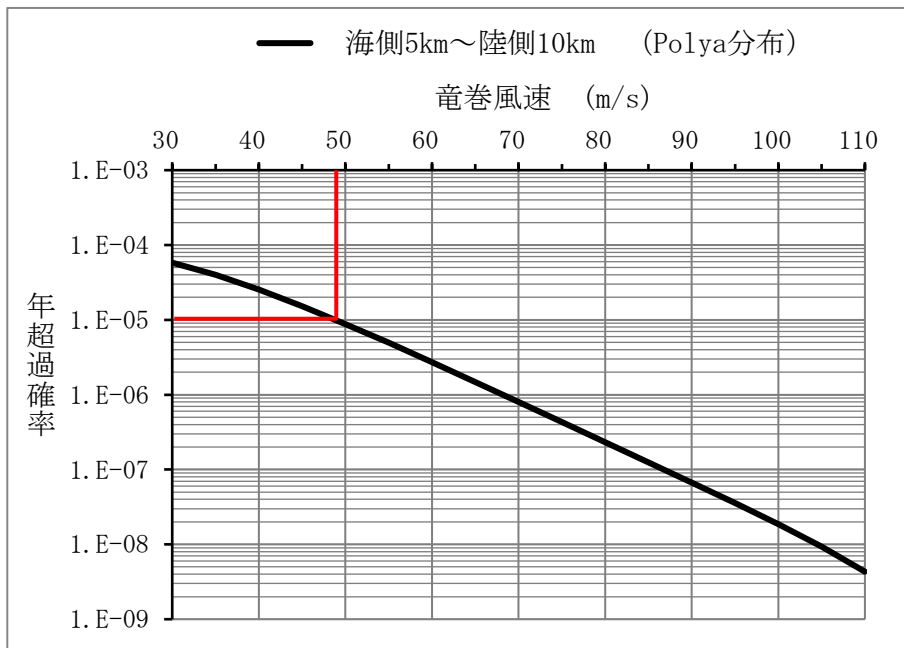
エリア番号	直径 (m)	面積 (m ²)
①	437	1.5×10 ⁵
②	68	3.7×10 ³
③	126	1.2×10 ⁴
④	93	6.8×10 ³
⑤	116	1.1×10 ⁴

エリア番号	直径 (m)	面積 (m ²)
⑥	157	1.9×10 ⁴
⑦	48	1.8×10 ³
⑧	89	6.3×10 ³
⑨	76	4.5×10 ³
⑩	56	2.5×10 ³

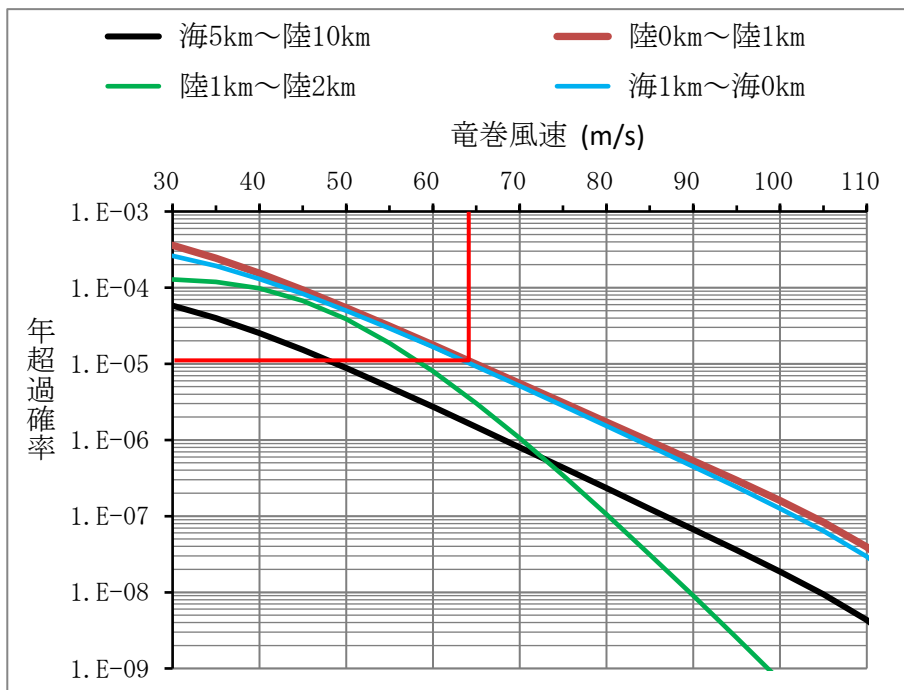
エリア番号	直径 (m)	面積 (m ²)
⑪	75	4.4×10 ³
⑫	143	1.6×10 ⁴
⑬	86	5.8×10 ³
合計値	(557)	2.4×10 ⁵
評価に用いる値	560	2.5×10 ⁵

()内は換算値

第9. 19 図 (竜巻) 竜巻影響エリア



第9.20図(竜巻) 竜巻最大風速のハザード曲線(竜巻検討地域)



第9.21図(竜巻) 竜巻最大風速のハザード曲線(1km範囲)(参考)

5. 設計荷重（竜巻）の設定

設計竜巻の特性値については、現状、設定に足る十分な信頼性を有した観測記録等が無い場合、竜巻ガイドを参考に設定する。設計竜巻の特性値を第9.5表（竜巻）に示す。また、設計竜巻については、今後も継続的に観測データ及び増幅に関する新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。

(1)設計竜巻の移動速度（ V_T ）

設計竜巻の移動速度（ V_T ）は、東京工芸大学委託成果を参考に、日本の竜巻における移動速度と最大竜巻風速の関係に基づく以下の式を用いて算定する。

$$V_T = 0.15 \times V_D$$

V_D （m/s）：設計竜巻の最大風速

(2)設計竜巻の最大接線風速（ V_{Rm} ）

設計竜巻の最大接線風速（ V_{Rm} ）は、米国原子力規制委員会の基準類を参考に、以下の式を用いて算定する。

$$V_{Rm} = V_D - V_T$$

(3)設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径（ R_m ）

設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径（ R_m ）は、東京工芸大学委託成果による日本の竜巻の観測記録を基に提案されたモデルを参考として、以下の値を用いる。

$$R_m = 30 \text{ (m)}$$

(4)設計竜巻の最大気圧低下量（ ΔP_{max} ）

設計竜巻の最大気圧低下量（ ΔP_{max} ）は、米国原子力規制委員会の基準類のランキン渦モデルによる風速分布を参考に、以下の式を用いて算定する。

$$\Delta P_{\max} = \rho \times V_{Rm}^2$$

ρ : 空気密度 (1.22 (kg/m³))

(5)設計竜巻の最大気圧低下率 ((dp/dt)_{max})

設計竜巻の最大気圧低下率 ((dp/dt)_{max}) は、米国原子力規制委員会の基準類のランキン渦モデルによる風速分布を参考に、以下の式を用いて算定する。

$$(dp/dt)_{\max} = (V_T/R_m) \times \Delta P_{\max}$$

5. 1 設計飛来物の設定

竜巻ガイドを参考に再処理事業所内をふかんした現地調査及び検討を行い、再処理事業所内の資機材の設置状況を踏まえ、設計対処施設に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。抽出した飛来物に竜巻ガイドに例示される飛来物を加え、それぞれの寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力の大きさを考慮して、設計竜巻により設計対処施設に衝突し得る飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、浮き上がり又は横滑りの有無を考慮した上で、固定、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去により飛来物とならないようにする。

設計対処施設以外の建屋及び屋外施設は、衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きくなる飛来物を発生させることのないよう、建屋の屋根及び外壁を固定する運用とすることから、飛来物の発生源として考慮しない。

車両については、周辺防護区域への入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している場所に応じて固縛するか又は飛来対策区域外の避難場所へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。

また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から設計対処施設までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードが設計対処施設まで到達

するおそれはないことから、ブレードは設計飛来物として考慮しない。

以上のことから、竜巻ガイドに例示される鋼製材を設計飛来物として設定する。さらに、飛来物防護ネットの形状及び寸法を考慮して、鋼製材より小さく飛来物防護ネットを通過する可能性がある設計飛来物として、竜巻ガイドに例示される鋼製パイプを設定する。

鋼製パイプより小さく、飛来物防護ネットで捕捉できない飛来物として砂利が考えられるが、衝突時の運動エネルギーは十分小さく、飛来物防護ネットを設置する施設は砂利による影響を受けない。

なお、降下火砕物の粒子による影響については、設計飛来物の影響に包絡される。

第9. 6表（竜巻）に再処理施設における設計飛来物を示す。

5. 2 荷重の組合せと許容限界

(1) 設計対処施設に作用する設計竜巻荷重

設計竜巻により設計対処施設に作用する設計竜巻荷重を以下に示す。

a. 風圧力による荷重

竜巻の最大風速による荷重であり、竜巻ガイドを参考に次式のとおり算出する。

$$W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$$

ここで、

W_w : 風圧力による荷重

q : 設計用速度圧

G : ガスト影響係数 (=1.0)

C : 風力係数 (施設の形状や風圧力が作用する部位に応じて設定する。)

A : 施設の受圧面積

$$q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_D^2$$

である。ここで、

ρ : 空気密度

V_D : 設計竜巻の最大風速

である。

ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対してぜい弱と考えられる設計対処施設が存在する場合には、鉛直方向の最大風速に基づいて算出した鉛直方向の風圧力による荷重についても考慮した設計とする。

b. 気圧差による荷重

外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受け

る設備並びに竜巻防護対象施設を収納する建屋の壁及び屋根においては、設計竜巻による気圧低下によって生じる設計対処施設の内外の気圧差による圧力荷重を考慮し、より厳しい結果を与える「閉じた施設」を想定して次式のとおり算出する。「閉じた施設」とは通気がない施設であり、施設内部の圧力が竜巻の通過以前と以後で等しいとみなせる。他方、施設の外側の圧力は竜巻の通過中に変化し、施設内外に圧力を生じさせる。

$$W_P = \Delta P_{max} \cdot A$$

ここで、

W_P : 気圧差による荷重

ΔP_{max} : 最大気圧低下量

A : 施設の受圧面積

である。

c. 飛来物の衝撃荷重

竜巻ガイドを参考に、衝突時の荷重が大きくなる向きで設計飛来物が設計対処施設に衝突した場合の衝撃荷重を算出する。

また、貫通評価においても、設計飛来物の貫通力が大きくなる向きで衝突することを考慮して評価を行う。

(2) 設計竜巻荷重の組合せ

設計対処施設の設計に用いる設計竜巻荷重は、竜巻ガイドを参考に風圧力による荷重 (W_W)、気圧差による荷重 (W_P) 及び設計飛来物による衝撃荷重 (W_M) を組み合わせた複合荷重とし、複合荷重 W_{T1} 及び W_{T2} は米国原子力規制委員会の基準類を参考として、以下のとおり設定する。

$$W_{T1} = W_P$$

$$W_{T2} = W_W + (1/2) \cdot W_P + W_M$$

設計対処施設には W_{T1} 及び W_{T2} の両荷重をそれぞれ作用させる。

(3) 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定

設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとする。

【補足説明資料5-8】

a. 設計対処施設に常時作用する荷重及び運転時荷重

b. 竜巻以外の自然現象による荷重

竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時に発生する可能性がある自然現象は、落雷、積雪、降雹及び降水である。これらの自然現象により発生する荷重の組合せの考慮は、以下のとおりとする。

なお、風（台風）に対しては、「その他外部衝撃」にて考慮することとしている建築基準法に基づく風荷重が設計竜巻を大きく下回ることから、設計竜巻荷重に包絡される。

ただし、竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も継続的に新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。

(a) 落 雷

竜巻及び落雷が同時に発生する場合においても、落雷による影響は雷撃であり、荷重は発生しない。

(b) 積 雪

再処理施設の立地地域は、冬季においては積雪があるため、冬季における竜巻の発生を想定し、建築基準法に基づいて積雪の荷重を適切に考慮する。

(c) 降 雹

降雹は積乱雲から降る直径 5 mm 以上の氷の粒であり、仮に直径 10 cm 程度の大型の降雹を仮定した場合でも、その質量は約 0.5 kg である。竜巻及び降雹が同時に発生する場合においても、直径 10 cm 程度の降雹の終端速度は 59 m/s，運動エネルギーは約 0.9 kJ であり，設計飛来物の運動エネルギーと比べて十分小さく，降雹の衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。

(d) 降 水

竜巻及び降水が同時に発生する場合においても，降水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく，また降水による荷重は十分小さいため，設計竜巻荷重に包絡される。

c. 設計基準事故時荷重

設計対処施設に作用させる設計竜巻荷重には，設計基準事故時に生ずる応力の組合せを適切に考慮する設計とする。すなわち，竜巻により設計対処施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる荷重を，それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせて設計する。また，設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる竜巻により，設計対処施設に作用する衝撃と設計基準事故時に生ずる荷重を適切に考慮して設計する。

設計対処施設は，設計竜巻に対して安全機能を損なわない設計とすることから，設計竜巻と設計基準事故は独立事象となる。設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから，設計基準事故時荷重と設計竜巻の組合せは考慮しない。

仮に，設計基準事故発生時に，風速が小さく発生頻度の高い竜巻が襲来した場合，安全上重要な施設に荷重を加える設計基準事故である「プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災」及び「プルトニ

ウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応」による荷重との組合せが考えられる。これらの設計基準事故による荷重を受けるプルトニウム精製塔セル及びプルトニウム濃縮缶は、竜巻による荷重を受けることはないため、設計基準事故時荷重と竜巻の組合せは考慮しない。

(4) 許容限界

建屋・構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重（竜巻）により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる以下の規格及び規準等による許容応力度等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。

- ・ 建築基準法
- ・ 日本産業規格
- ・ 日本建築学会等の基準，指針類
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987（日本電気協会）
- ・ 原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類

設備の設計においては、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価について、貫通が発生する限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重（竜巻）により発生する応力が安全上適切と認められる以下の規格及び規準等による許容応力等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。

- ・ 日本産業規格
- ・ 日本建築学会等の基準，指針類
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987（日本電気協会）
- ・ 原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類

【補足説明資料 5-1～5-6, 5-8】

第9.5表 (竜巻) 設計竜巻の特性値

最大風速 V_D (m/s)	移動速度 V_T (m/s)	最大接線風速 V_{Rm} (m/s)	最大接線風速半径 R_m (m)	最大気圧低下量 ΔP_{max} (hPa)	最大気圧低下率 $(dp/dt)_{max}$ (hPa/s)
100	15	85	30	89	45

第9.6表 (竜巻) 再処理施設における設計飛来物

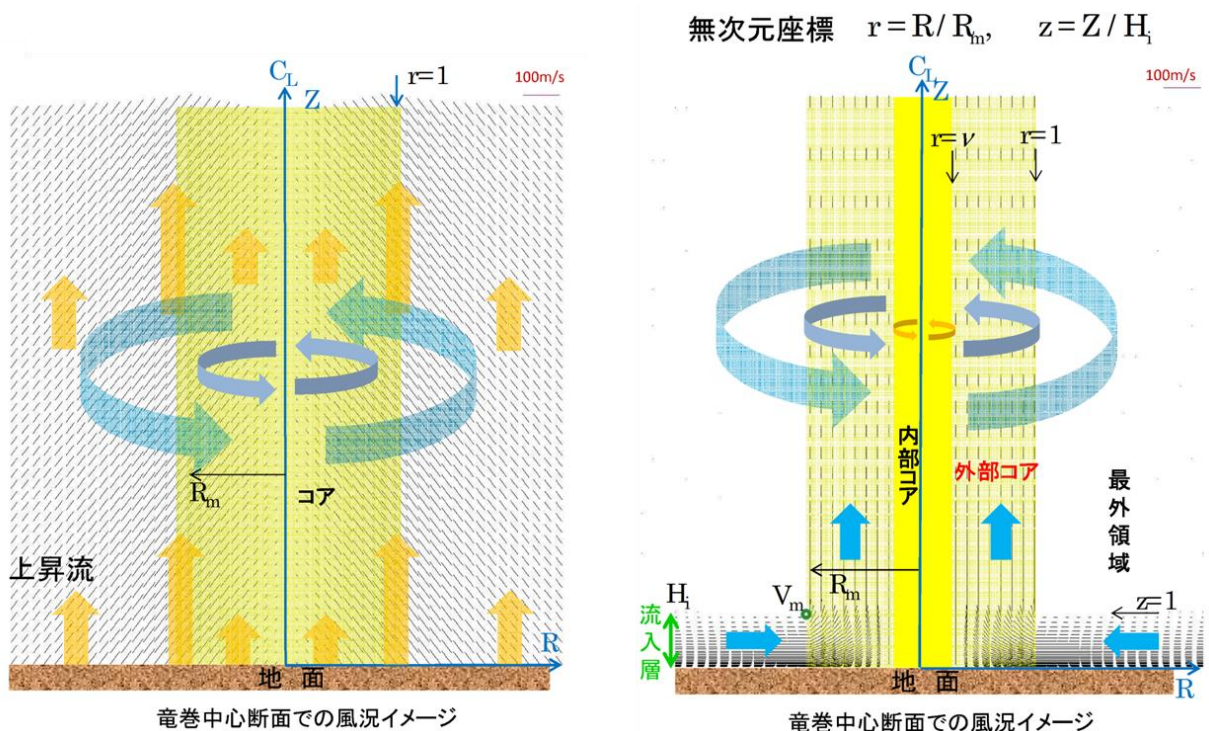
飛来物の種類	鋼製パイプ	鋼製材
寸法 (m)	長さ×直径 2.0×0.05	長さ×幅×奥行き 4.2× 0.3×0.2
質量 (kg)	8.4	135
最大水平速度 (m/s)	49	51
最大鉛直速度 (m/s)	33	34

6. 評価に使用する風速場モデルについて

ランキン渦モデルは米国原子力規制委員会の基準類で採用されており、利用実績が高く、非常に簡単な式で風速場を記述することができる。しかし、風速場が高さに依存しないため、地表面付近では非現実的な風速場となることがデメリットとしてあげられる。

フジタモデルはランキン渦モデルと比較して、解析プログラムが複雑であるが、観測に基づき考案され、実際に近い竜巻風速場をモデル化している。第9.22図（竜巻）に風速場モデルを示す。

再処理施設の竜巻影響評価では、基本的にランキン渦モデルを採用するが、車両の固縛又は退避の運用において考慮する離隔距離の設定においては、車両が全て地表面にあることから、地表面の風速場をよく再現しているフジタモデルを採用する。



第9.22図（竜巻） 風速場モデル

（ランキン渦モデル（左），フジタモデル（右））

【補足説明資料 6-1】

7. 竜巻防護設計

竜巻に対する防護設計においては、竜巻ガイドを参考に、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し、竜巻防護対象施設又は竜巻防護対象施設を収納する区画の構造健全性を確保するため、機械的強度を有する、建物の外壁及び屋根により建物全体を保護する、あるいは竜巻防護対策を講ずることにより、以下の事項に対して安全機能を損なわない設計とする。

- (1) 飛来物の衝突による建屋・構築物の貫通、裏面剥離及び設備（系統・機器）の損傷
- (2) 設計竜巻荷重及びその他の荷重（常時作用する荷重，運転時荷重，竜巻以外の自然現象による荷重及び設計基準事故時荷重）を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻）
- (3) 竜巻による気圧の低下

竜巻防護対象施設，竜巻防護対象施設を収納する建屋及び竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計竜巻からの防護設計方針を以下に示す。また，竜巻防護対象施設及び防護対策等を第9.7表（竜巻）に，竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設及び防護対策等を第9.8表（竜巻）に，竜巻防護対象施設を収納する建屋及び防護対策等を第9.9表（竜巻）に示す。

7. 1 屋外の竜巻防護対象施設

屋外の竜巻防護対象施設は、設計荷重（竜巻）により安全機能を損なう可能性のある場合には、竜巻防護対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。

a. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A, B

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は、独立した2系列の冷却塔、冷却水循環ポンプ及び配管系により構成する。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A, Bは、風圧力による荷重及び冷却塔の自重に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

その上で、2系列の冷却塔に対して、飛来物防護ネット及び飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による損傷を防止することによって、安全機能を損なわない設計とする。

b. 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 A, B

再処理設備本体用 安全冷却水系は、独立した2系列の冷却塔、冷却水循環ポンプ及び配管系により構成する。

再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 A, Bは、風圧力による荷重及び冷却塔の自重に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

その上で、2系列の冷却塔に対して、飛来物防護ネット及び飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による損傷を防止することによって、安全機能を損なわない設計とする。

c. 冷却塔に接続する屋外設備

冷却塔に接続する屋外設備は、再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 Aにて除熱した安全冷却水を、再処理設備本体用の安全冷却水系

に供給するための冷却水配管及び再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔Aへの給電系統のうち屋外に設置される範囲をいう。

冷却塔に接続する屋外設備は、設計荷重（竜巻）に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。また、冷却塔に接続する屋外設備は、飛来物の衝突による貫通を防止することができるように、それ自体が十分な厚さを有する配管又は鋼板で構成すること、又は設計飛来物の衝突により損傷するおそれがある箇所について、飛来物防護板を設置することによって安全機能を損なわない設計とする。

d. 第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔A, B

第2非常用ディーゼル発電機は、独立した2系列の冷却塔を有する設計とする。

第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔A, Bは、風圧力による荷重及び冷却塔の自重に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

その上で、飛来物防護ネット及び飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による損傷を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。

e. 主排気筒

主排気筒は、せん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備で処理した気体状の放射性物質を、換気設備の排気とともに大気へ放出する。

主排気筒は、設計荷重（竜巻）に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。また、主排気筒の筒身は、飛来物の衝突によって貫通し、排気経路の維持機能を損なわないよう十分な厚さを有する設計とする。

f. 主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクト

主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトは、風圧力による荷重及び主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの自重に対して構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。また、主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトに対しては、設計飛来物の衝突により損傷することを考慮して、飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による貫通を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。

7. 2 竜巻防護対象施設を収納する建屋

竜巻防護対象施設を収納する施設は、設計荷重（竜巻）に対して、主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。

- a. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，分離建屋，ウラン脱硝建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，ウラン酸化物貯蔵建屋，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋及び分析建屋

設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離の発生により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

- b. 前処理建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋

設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

非常用所内電源系統，計測制御系統施設，安全冷却水系及び安全蒸気系を設置する室の外壁，屋根及び開口部には飛来物防護板を設置し，設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止する設計とする。

c. 第1 ガラス固化体貯蔵建屋

設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持する設計とするとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

第1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器を設置する室の外壁には飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止する設計とする。

d. 非常用電源建屋

設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持する設計とするとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

第2 非常用ディーゼル発電機及びこれに接続される非常用所内電源系統を設置する室の外壁及び開口部には飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通を防止する設計とする。

e. 主排気筒管理建屋

設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持する設計とする。

主排気筒の排気筒モニタを設置する室の外壁及び屋根には飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による貫通を防止する設計とする。

f. 制御建屋

設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

制御建屋中央制御室換気設備を設置する室の開口部には飛来物防護

板を設置し，設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止する設計とする。

7. 3 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設

外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して構造健全性が維持できるものとする。

せん断処理・溶解廃ガス処理設備、前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、分離建屋塔槽類廃ガス処理設備、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、前処理建屋換気設備の排気系、分離建屋換気設備の排気系、精製建屋換気設備の排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の貯蔵室からの排気系及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の排気系は、気圧差荷重に対して構造健全性を維持できるよう十分な強度を有する設計とする。

ガラス固化体貯蔵設備の収納管は、通風管との間に冷却空気を流す構造としている。収納管は気圧差による荷重に対して構造健全性を維持できるよう十分な強度を有する設計とし、安全機能を損なわない設計とする。

7. 4 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設

建屋に収納される竜巻防護対象施設のうち、建屋が設計竜巻の影響により損傷する可能性があるために設計竜巻による影響から防護できない可能性のある竜巻防護対象施設は、竜巻防護対策を講ずることにより、設計荷重（竜巻）による影響に対して、安全機能を損なわない設計とし、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。

なお、設計竜巻による開口部の開放及び設計飛来物の衝突による開口部の建具の貫通が発生することが考えられるが、竜巻防護対象施設を設置する室の開口部には竜巻防護対策を講ずることにより、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。

a. 第2非常用ディーゼル発電機

第2非常用ディーゼル発電機は、外部電源が喪失した場合に、再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設を除く）の安全上重要な施設の安全機能確保に電源が必要な機器（以下「安全上重要な負荷」という。）に給電するための非常用所内電源として2台備える。

設計飛来物の衝突により、第2非常用ディーゼル発電機の安全機能が喪失するおそれのある建屋外壁及び開口部には、飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通を防止することによって、竜巻による外部電源喪失時にも安全機能を損なわない設計とする。

b. 前処理建屋の安全蒸気系

安全蒸気系は、崩壊熱による沸騰のおそれがあるか、又はn-ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液を安全に移送するためのスチームジェットポンプに蒸気を供給するための設備であり、セル等

内に設置の機器から液体状の放射性物質の漏えいが生じた場合で一般蒸気系が使用できない場合に使用する。

前処理建屋の安全蒸気系を設置する室の外壁及び屋根並びに前処理建屋の安全蒸気系の安全機能が喪失するおそれのある建屋開口部には飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。

- c. 前処理建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統及び計測制御系統施設並びに高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系

前処理建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統は，6.9 k V 非常用主母線から変圧器を通して460 V 非常用母線に受電し，前処理建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の安全上重要な負荷に給電する。

また，前処理建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御系統施設は，安全機能を有する施設の健全性に係るプロセス変数を集中的に監視及び制御する。

高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系は，冷却水によってその安全機能が維持される再処理施設の安全上重要な施設のうち高レベル廃液ガラス固化建屋に設置される施設へ冷却水を供給する。

設計飛来物の衝突により，非常用所内電源系統，計測制御系統施設及び安全冷却水系の安全機能が喪失するおそれのある建屋開口部には，飛来物防護板を設置し，設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。

- d. 第1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器

第1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンに設置する遮蔽容器は，

ガラス固化体3本，収納管プラグ及び収納管ふたを収納する。

第1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器を設置する室の外壁には飛来物防護板を設置し，飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止することによって遮蔽容器の安全機能を損なわない設計とする。

e. 非常用電源建屋の非常用所内電源系統

非常用電源建屋の非常用所内電源系統は，第2 非常用ディーゼル発電機から6.9 k V非常用主母線を通して各建屋の460 V主母線に給電する。これらの一連の非常用所内電源系統に対して建屋開口部に飛来物防護板を設置し，設計飛来物の衝突による貫通を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。

f. 主排気筒の排気筒モニタ

主排気筒管理建屋に設置される排気筒モニタは，主排気筒から放出される気体廃棄物に含まれる放射性希ガスを連続監視する。

主排気筒の排気筒モニタ及びこれを設置する主排気筒管理建屋に飛来物防護板を設置し，設計飛来物の衝突による貫通を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。

g. 制御建屋中央制御室換気設備

制御建屋中央制御室換気設備は，気体状の放射性物質及び外部火災により発生する有毒ガスに対して，運転員その他の従事者を防護する設備である。

設計飛来物の衝突により当該機能が喪失するおそれのある建屋開口部に飛来物防護板を設置し，設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。

7. 5 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設

竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重（竜巻）を考慮しても倒壊等に至らないよう必要に応じて補強すること等により、周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。

北換気筒，使用済燃料輸送容器管理建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋，低レベル廃棄物処理建屋及び出入管理建屋は，倒壊等に至った場合には周辺の施設に波及的影響を及ぼすおそれがあることから，設計飛来物の衝突による貫通及び風圧力による荷重を考慮しても倒壊等に至らない設計とし，周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

7. 6 竜巻随件事象に対する設計

竜巻ガイドを参考に、過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置を図面等により確認した結果、竜巻随件事象として以下の事象を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

(1) 火 災

竜巻により屋外にある危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所、ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所及びボイラ用燃料貯蔵所）が損傷し、漏えい及び防油堤内での火災が発生したとしても、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容温度を超えないように防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「外部火災防護に関する設計」にて考慮する。

建屋内に設置される竜巻防護対象施設のうち開口部を有する室に設置されるものは、飛来物防護板の設置による防護対策を講ずることを考慮すると、設計飛来物が当該室に侵入することはないことから、設計竜巻により建屋内に火災が発生し、竜巻防護対象施設に影響を及ぼすことは考えられない。

(2) 溢 水

再処理事業所内の屋外タンク等の破損による溢水を想定し、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全機能が損なわれないよう必要に応じて堰を設ける等の防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「溢水防護に関する設計」にて考慮する。

建屋内に設置される竜巻防護対象施設のうち開口部を有する室に設置

されるものは、飛来物防護板の設置による防護対策を講ずることを考慮すると設計飛来物が当該室に侵入することはないことから、設計竜巻により建屋内に溢水が発生し、竜巻防護対象施設に影響を及ぼすことは考えられない。また、竜巻防護対象施設のない開口部を有する室については、設計竜巻による建屋内の溢水が発生したとしても安全機能に影響を与えることはない。

(3) 外部電源喪失

設計竜巻、設計竜巻と同時に発生する雷・雹等、あるいはダウンバースト等により、送電網に関する施設等が損傷する等による外部電源喪失に対しては、非常用所内電源系統、使用済み燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔並びに第2非常用ディーゼル発電機用安全冷却水系冷却塔の安全機能を確保できる設計とすることにより、竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。

【補足説明資料 7-2～7-3】

第9. 7表 (竜巻) 竜巻防護対象施設及び防護対策等

竜巻防護対象施設	竜巻の最大風速	想定する設計飛来物	飛来物対策	防護対策
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A, B				飛来物防護ネット及び飛来物防護板
再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 A, B				飛来物防護ネット及び飛来物防護板
冷却塔に接続する屋外設備				設計飛来物に対して貫通しない十分な厚さを有する設計 損傷するおそれがある箇所への飛来物防護板設置
第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔 A, B				飛来物防護ネット及び飛来物防護板
主排気筒				設計飛来物に対して貫通しない十分な厚さを有する設計
主排気筒の排気筒モニタ				排気筒モニタ並びに主排気筒管理建屋外壁及び屋根への飛来物防護板設置
非常用所内電源系統 第2非常用ディーゼル発電機	100m/s	鋼製材 鋼製パイプ	固縛又は車両の退避等の飛来物発生防止	非常用電源建屋外壁への飛来物防護板設置
前処理建屋の安全蒸気系				室の外壁, 屋根及び開口部への飛来物防護板設置
前処理建屋の非常用所内電源系統及び計測制御系統施設 精製建屋の非常用所内電源系統及び計測制御系統施設 高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統, 計測制御系統 施設及び安全冷却水系				室の開口部への飛来物防護板設置
非常用電源建屋の非常用所内電源系統 制御建屋中央制御室換気設備				室の外壁への飛来物防護板設置 (第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器が設置される室のみ)

第9. 7表 (竜巻) 竜巻防護対象施設及び防護対策等 (つづき)

竜巻防護対象施設	竜巻の最大風速	想定する設計飛来物	飛来物対策	防護対策
せん断処理・溶解廃ガス処理設備 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 前処理建屋換気設備の排気系 分離建屋換気設備の排気系 精製建屋換気設備の排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系 ウラン・プルトニウム混合脱酸化物貯蔵建屋換気設備の貯蔵室からの排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の排気系 ガラス固化体貯蔵設備の収納管 制御建屋中央制御室換気設備	100m/s	鋼製パイプ	固縛又は車両の退避等の飛来物発生防止	気圧差荷重に対して構造健全性を維持できる十分な強度を有する設計 主排気筒に接続する屋外ダクトへの飛来物防護板設置

第9. 8表 (竜巻) 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設及び防護対策等

竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設	竜巻の最大風速	想定する設計飛来物	飛来物対策	防護対策
北換気筒 使用済燃料輸送器管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 低レベル廃棄物処理建屋 出入管理建屋	100m/s	鋼製パイプ	固縛又は車両の退避等の飛来物発生防止	風荷重及び設計飛来物の衝撃荷重に対し倒壊しない強度を有する設計

第9.9表 (竜巻) 竜巻防護対象施設を収納する建屋及び防護対策等

竜巻防護対象施設を収納する建屋	竜巻の最大風速	想定する設計飛来物	飛来物対策	防護対策
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 分離建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 チャヤネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エントピース貯蔵建屋 分析建屋	100m/s	鋼製材 鋼製パイプ	固縛又は車両の退避等の飛来物発生防止	<ul style="list-style-type: none"> 設計荷重 (竜巻) に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計 設計飛来物の衝突に対して貫通及び裏面剥離により安全機能を損なわない設計
前処理建屋	100m/s	鋼製材 鋼製パイプ	固縛又は車両の退避等の飛来物発生防止	<ul style="list-style-type: none"> 設計荷重 (竜巻) に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計 設計飛来物の衝突に対して貫通及び裏面剥離により安全機能を損なわない設計 非常用所内電源系統及び計測制御系統施設を設置する室の開口部への飛来物防護板設置 安全蒸気系を設置する室の外壁、屋根及び開口部への飛来物防護板の設置
精製建屋	100m/s	鋼製材 鋼製パイプ	固縛又は車両の退避等の飛来物発生防止	<ul style="list-style-type: none"> 設計荷重 (竜巻) に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計 設計飛来物の衝突に対して貫通及び裏面剥離により安全機能を損なわない設計 非常用所内電源系統及び計測制御系統施設を設置する室の開口部への飛来物防護板設置
高レベル廃液ガラス固化建屋	100m/s	鋼製材 鋼製パイプ	固縛又は車両の退避等の飛来物発生防止	<ul style="list-style-type: none"> 設計荷重 (竜巻) に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計 設計飛来物の衝突に対して貫通及び裏面剥離により安全機能を損なわない設計 非常用所内電源系統、計測制御系統施設及び安全冷却水系を設置する室の開口部への飛来物防護板設置

第9.9表 (竜巻) 竜巻防護対象施設を収納する建屋及び防護対策等 (つづき)

竜巻防護対象施設を収納する建屋	竜巻の最大風速	想定する設計飛来物	飛来物対策	防護対策
第1ガラス固化体貯蔵建屋				<ul style="list-style-type: none"> 設計荷重 (竜巻) に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計 設計飛来物の衝突に対して貫通及び裏面剥離により安全機能を損なわない設計 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器を設置する室の外壁への飛来物防護板設置
主排気筒管理建屋				<ul style="list-style-type: none"> 主排気筒の排気筒モニタを設置する室の外壁及び屋根に飛来物防護板設置
非常用電源建屋	100m/s	鋼製材 鋼製パイプ	固縛又は車両の退避等の飛来物発生防止	<ul style="list-style-type: none"> 設計荷重 (竜巻) に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計 設計飛来物の衝突に対して貫通及び裏面剥離により安全機能を損なわない設計 第2非常用ディーゼル発電機を設置する室の外壁及び開口部への飛来物防護板設置 第2非常用ディーゼル発電機に接続する非常用所内電源系統を設置する室の開口部への飛来物防護板設置
制御建屋				<ul style="list-style-type: none"> 設計荷重 (竜巻) に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計 設計飛来物の衝突に対して貫通及び裏面剥離により安全機能を損なわない設計 制御建屋中央制御室換気設備を設置する室の開口部への飛来物防護板設置

8. 手順等

(1) 飛来物発生防止対策

設計竜巻による飛来物の発生防止を図るため、以下の事項を考慮した手順を定める。

- 設計対処施設以外の建屋、屋外施設及び資機材で飛来物となる可能性のあるものは、浮き上がり又は横滑りの有無を考慮した上で、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じて固定、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去を行う。
- 車両については、周辺防護区域内への入構を管理するとともに、飛来対策区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は飛来対策区域外の退避場所へ退避する。
- 飛来対策区域は、車両から距離を取るべき離隔対象施設と車両との間を取るべき離隔距離を考慮して設定する。

離隔距離の検討に当たっては、先ず解析により車両の最大飛来距離を求める。解析においては、フジタモデルの方がランキン渦モデルよりも地表面における竜巻の風速場をよく再現していること及び車両は地表面にあることから、フジタモデルを適用する。フジタモデルを適用した車両の最大飛来距離の算出結果を第9.10表（竜巻）に示す。車両の最大飛来距離の算出結果は170mであるが、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、算出結果に安全余裕を考慮して、離隔距離を200mとする。

飛来対策区域を第9.23図（竜巻）のとおりとする。

- 車両の退避場所は、周辺防護区域内及び周辺防護区域外に設ける。

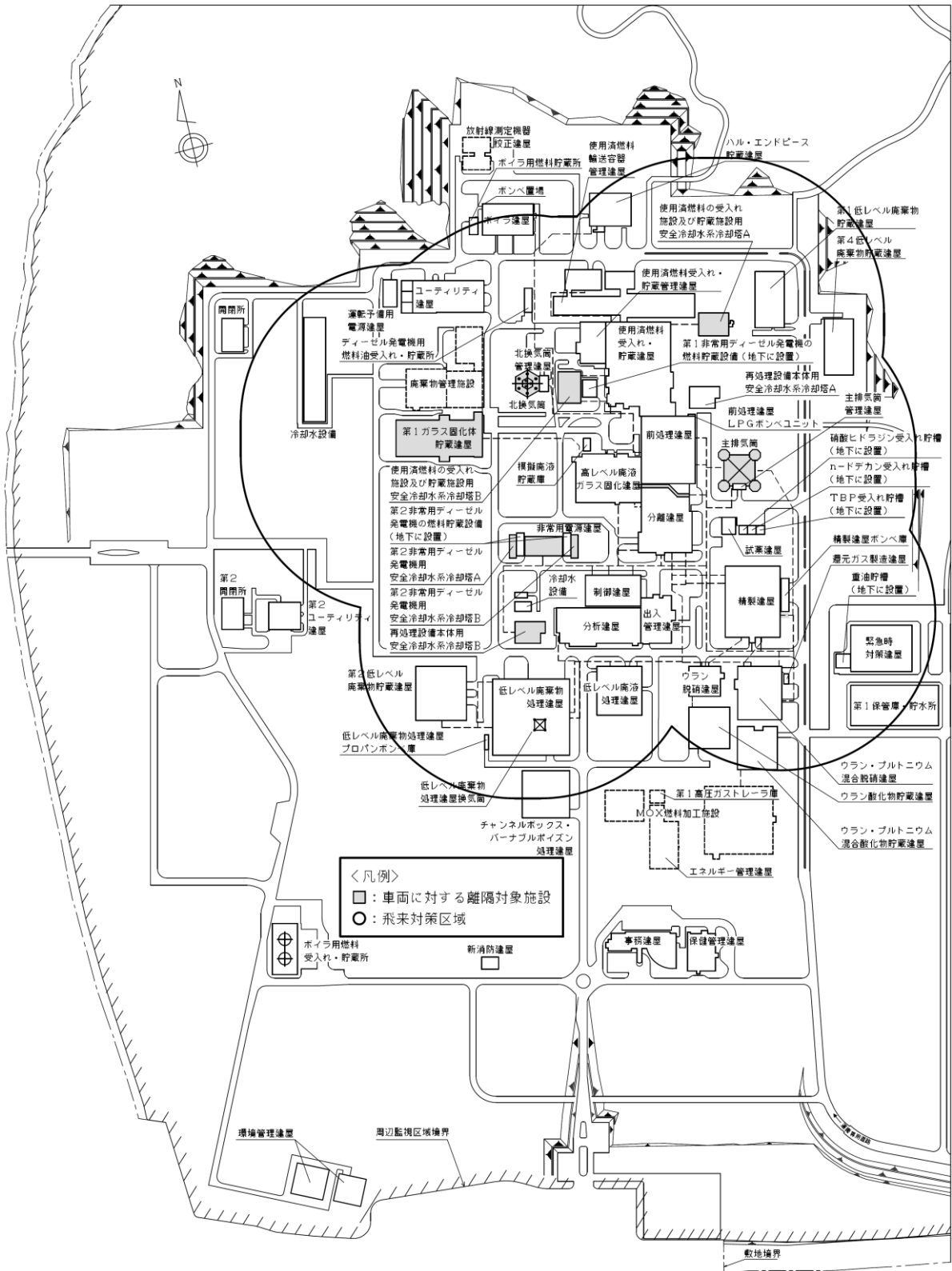
また、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、周辺防護区域内の退避場所に退避する車両については固縛の対象とする。

- 竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、教育及び訓練を定期的に行う。

【補足説明資料 8-1～8-5】

第9.10表（竜巻） 現地調査にて抽出した車両の諸元及び最大飛来距離

車両の種類	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	質量 (k g)	最大飛来距離 (m)
大型バス	12	2.5	3.8	12,100	130
トラック	8.5	2.2	2.5	3,790	160
乗用車 普通	4.4	1.7	1.5	1,140	150
乗用車 ワゴン1	4.8	1.8	1.5	1,510	90
乗用車 ワゴン2	5.2	1.9	2.3	1,890	170
軽自動車1	3.4	1.5	1.6	840	160
軽自動車2	3.4	1.5	1.5	710	170



第9.23 図（竜巻） 車両に対する離隔対象施設及び飛来対策区域

9. 竜巻防護対策設備

9. 1 概 要

竜巻防護対策設備は、竜巻が襲来した場合において竜巻防護対象施設を設計飛来物の衝突から防護するためのものであり、飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。

飛来物防護板は、前処理建屋の安全蒸気系を設置する室の外壁、屋根及び開口部、前処理建及び精製建屋の非常用所内電源系統を設置する室及び計測制御系統施設を設置する室の開口部、高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統を設置する室、計測制御系統施設を設置する室及び安全冷却水系を設置する室の開口部、非常用電源建屋の第2非常用ディーゼル発電機を設置する室の外壁及び開口部並びに非常用所内電源系統を設置する室の開口部、第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器を設置する室の外壁、主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクト、主排気筒の排気筒モニタ及びこれを設置する主排気筒管理建屋、制御建屋中央制御室換気設備を設置する室の開口部並びに冷却塔に接続する屋外設備に設置する。

飛来物防護ネットは、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔A, B, 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔A, B及び第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔A, Bに設置し、飛来物防護ネットが設置出来ない部分については飛来物防護板を設置する。

9. 2 設計方針

竜巻防護対策設備の設計に際しては、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう、次のような方針で設計する。

(1) 飛来物防護板

- a. 設計飛来物の貫通を防止することができる設計とする。
- b. 設計荷重（竜巻）に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計とする。
- c. 竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。
- d. 地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。

(2) 飛来物防護ネット

- a. 設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができる設計とする。
- b. 設計飛来物の通過を防止できる設計とする。
- c. 設計荷重（竜巻）に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計とする。
- d. 冷却塔の冷却性能に影響を与えない設計とする。
- e. 地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。

9. 3 主要設備の仕様

竜巻防護対策設備の主要設備の仕様を第9. 11表（竜巻）に示す。

9. 4 主要設備

(1) 飛来物防護板

飛来物防護板は、前処理建屋の安全蒸気系を設置する室の外壁，屋根及び開口部，前処理建屋及び精製建屋の非常用所内電源系統を設置する室及び計測制御系統施設を設置する室の開口部，高レベル廃液ガラス固化建屋内の非常用所内電源系統を設置する室，計測制御系統施設を設置する室及び安全冷却水系を設置する室の開口部，非常用電源建屋の第2非常用ディーゼル発電機を設置する室の外壁及び開口部並びに非常用所内電源系統を設置する室の開口部，第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器を設置する室の外壁，主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクト，主排気筒の排気筒モニタ及びこれを設置する主排気筒管理建屋，制御建屋中央制御室換気設備を設置する室の開口部並びに冷却塔に接続する屋外設備に設ける設計とする。

飛来物防護板の配置を第9. 24図（竜巻）に、飛来物防護板の概略図を第9. 25図（竜巻）に示す。

(2) 飛来物防護ネット

飛来物防護ネットは、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔A，B，再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔A，B及び第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔A，Bに向かってあらゆる方向から飛来する設計飛来物から防護するため、それぞれの冷却塔全体を覆う設計とする。

また、飛来物防護ネットが設置出来ない部分には飛来物防護板を設け、設計飛来物から防護する設計とする。

飛来物防護ネットの設置位置を第9. 24図（竜巻）に、飛来物防護ネットの概略図を第9. 26図（竜巻）に示す。

9. 5 試験・検査

飛来物防護板及び飛来物防護ネットは，定期的に検査を行うことによりその健全性を確認する。

9. 6 評 価

(1) 飛来物防護板

- a. 飛来物防護板は、設計飛来物の貫通を防止することができる設計とすることから、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することはない。
- b. 飛来物防護板は、設計荷重（竜巻）に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計とすることから、竜巻防護対象施設が損傷を受けることはなく、安全機能を損なうことはない。
- c. 飛来物防護板は、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることから、安全上重要な施設の安全機能を維持することができる。
- d. 飛来物防護板は、地震、火山の影響及び外部火災によって竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とすることから、竜巻防護対象施設の安全機能を損なうことはない。
- e. 飛来物防護板は定期的に検査を行うことから、その健全性を維持することができる。

(2) 飛来物防護ネット

- a. 飛来物防護ネットは、設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができる、かつ、設計飛来物の通過を防止できる設計とすることから、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することはない。
- b. 飛来物防護ネットは、設計荷重（竜巻）に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計とすることから、竜巻防護対象施設が損傷を受けることはなく、安全機能を損なうことはない。
- c. 飛来物防護ネットは、冷却塔の冷却性能に影響を与えない設計とすることから、安全上重要な施設の冷却機能を維持することができる。
- d. 飛来物防護ネットは、地震、火山の影響及び外部火災によって竜巻防

護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とすることから，竜巻防護対象施設の安全機能を損なうことはない。

- e. 飛来物防護ネットは定期的に検査を行うことから，その健全性を維持することができる。

【補足説明資料9-1， 9-2】

第9.11表（竜巻） 竜巻防護対策設備の主要設備の仕様

(1) 飛来物防護板

a. 前処理建屋の安全蒸気系設置室の飛来物防護板

種 類	防護板
基 数	1 式
材 料	鋼材又は鉄筋コンクリート*

b. 前処理建屋の非常用所内電源系統及び計測制御系統施設設置室の飛来物防護板

種 類	防護板
基 数	3 式
材 料	鋼材又は鉄筋コンクリート*

c. 精製建屋の非常用所内電源系統及び計測制御系統施設設置室の飛来物防護板

種 類	防護板
基 数	2 式
材 料	鋼材又は鉄筋コンクリート*

d. 高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統，計測制御系統施設及び安全冷却水系設置室の飛来物防護板

種 類	防護板
基 数	3 式
材 料	鋼材又は鉄筋コンクリート*

e. 非常用電源建屋の第2非常用ディーゼル発電機及び非常用所内電源系統設置室の飛来物防護板

種 類	防護板
基 数	4 式

材 料 鋼材又は鉄筋コンクリート*

f. 第1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器設置室の飛来物防護板

種 類 防護板

基 数 1 式

材 料 鋼材又は鉄筋コンクリート*

g. 主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板
(主排気筒周り)

種 類 防護板

基 数 1 式

材 料 鋼材

h. 主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板
(分離建屋屋外)

種 類 防護板

基 数 1 式

材 料 鋼材

i. 主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板
(精製建屋屋外)

種 類 防護板

基 数 1 式

材 料 鋼材

j. 主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板
(高レベル廃液ガラス固化建屋屋外)

種 類 防護板

基 数 1 式

材 料 鋼材

k. 制御建屋中央制御室換気設備設置室の飛来物防護板

種 類 防護板

基 数 1 式

材 料 鋼材又は鉄筋コンクリート*

1. 冷却塔に接続する屋外設備の飛来物防護板

種 類 防護板

基 数 1 式

材 料 鋼材又は鉄筋コンクリート*

注) *印の材料は、当該箇所周辺の設計条件を考慮して適切なものを選定する。

(2) 飛来物防護ネット

a. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A, B
の飛来物防護ネット* (一部, 飛来物防護板)

種 類 防護ネット

基 数 2 式

主要材料 鋼線 (ネット)
鋼材 (支持架構)

種 類 防護板

基 数 2 式

材 料 鋼材

b. 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 A, B の飛来物防護ネット
(一部, 飛来物防護板)

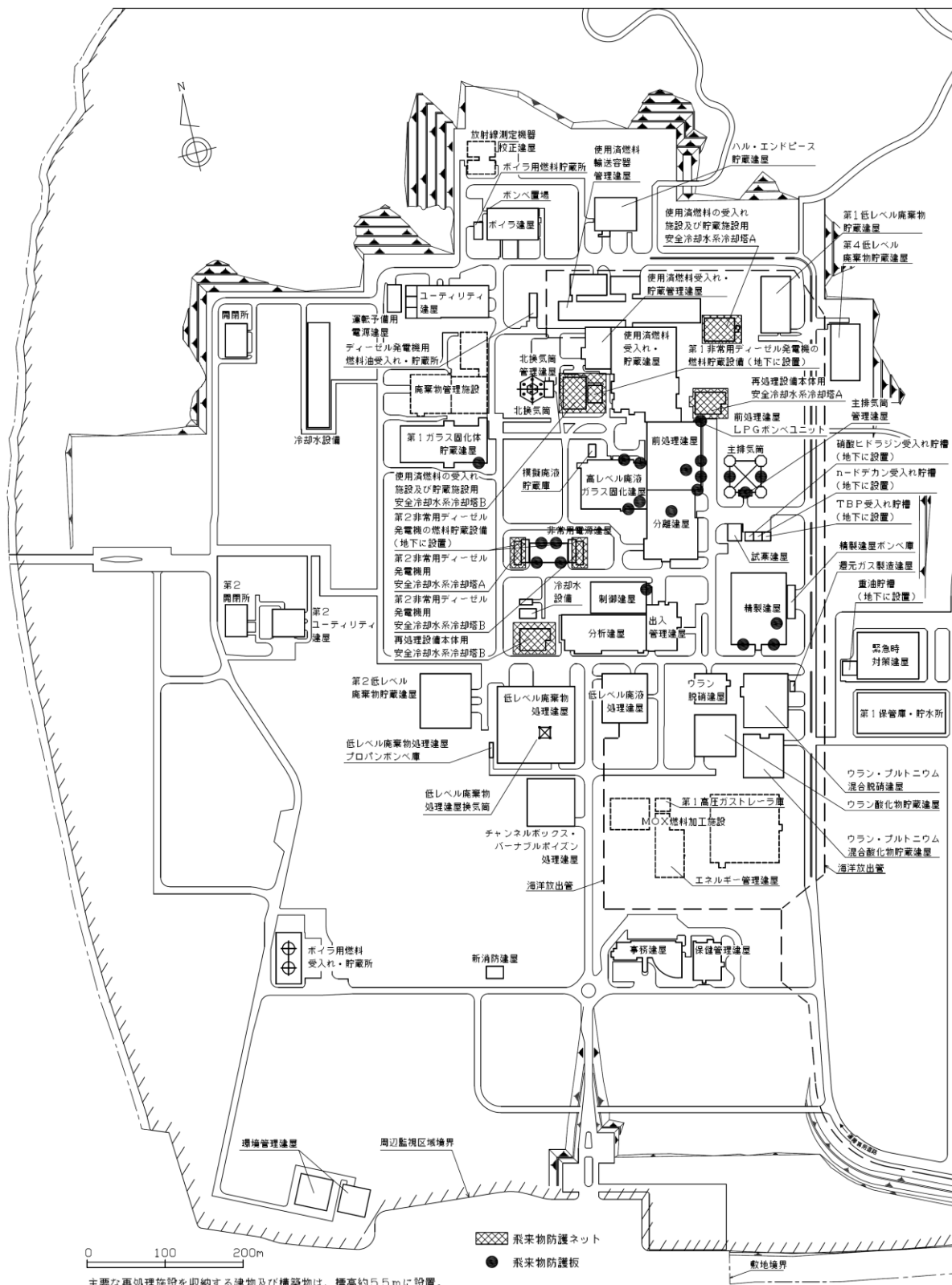
種 類 防護ネット

基 数	2 式
主要材料	鋼線 (ネット)
	鋼材 (支持架構)
種 類	防護板
基 数	2 式
材 料	鋼材

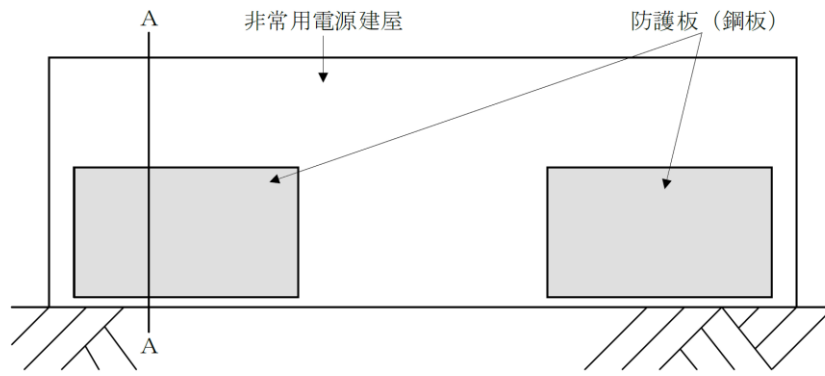
c. 第2 非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔 A, B の飛来物
防護ネット (一部, 飛来物防護板)

種 類	防護ネット
基 数	2 式
主要材料	鋼線 (ネット)
	鋼材 (支持架構)
種 類	防護板
基 数	2 式
材 料	鋼材

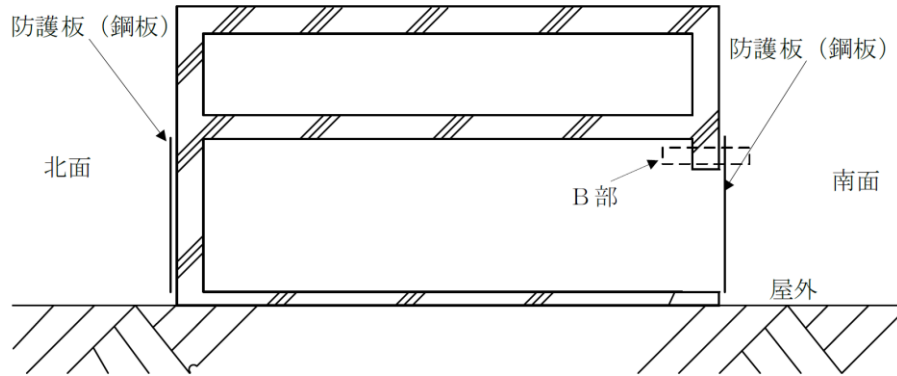
注) *印の設備は, 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備である。



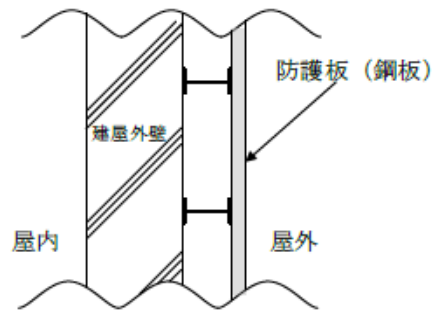
第9.24図 (竜巻) 竜巻防護対策設備配置図



南立面図

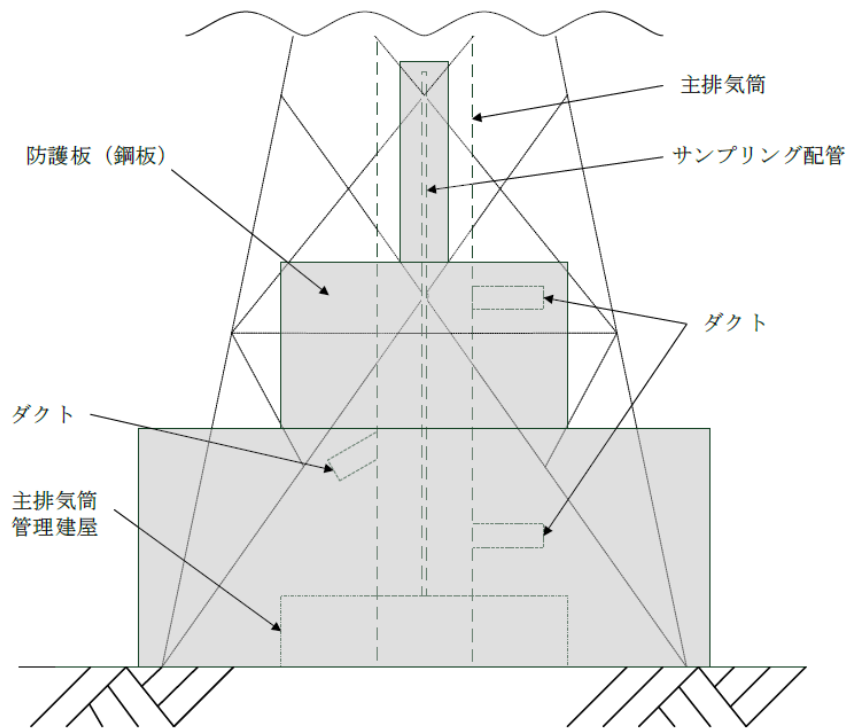


A-A断面図

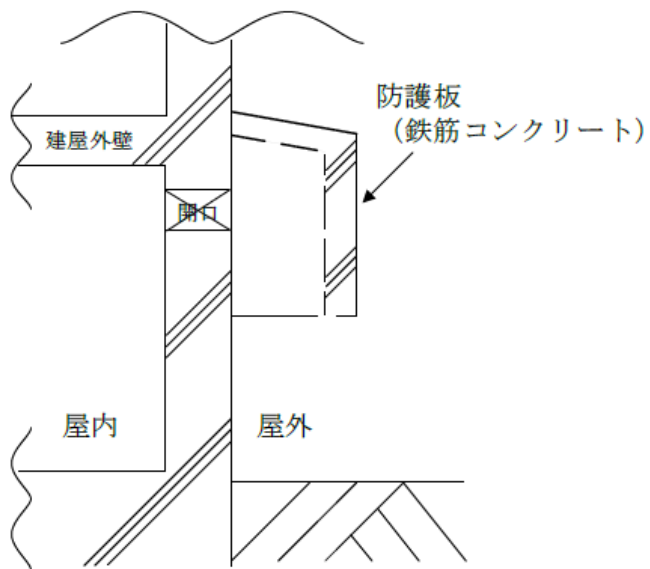


B部拡大図

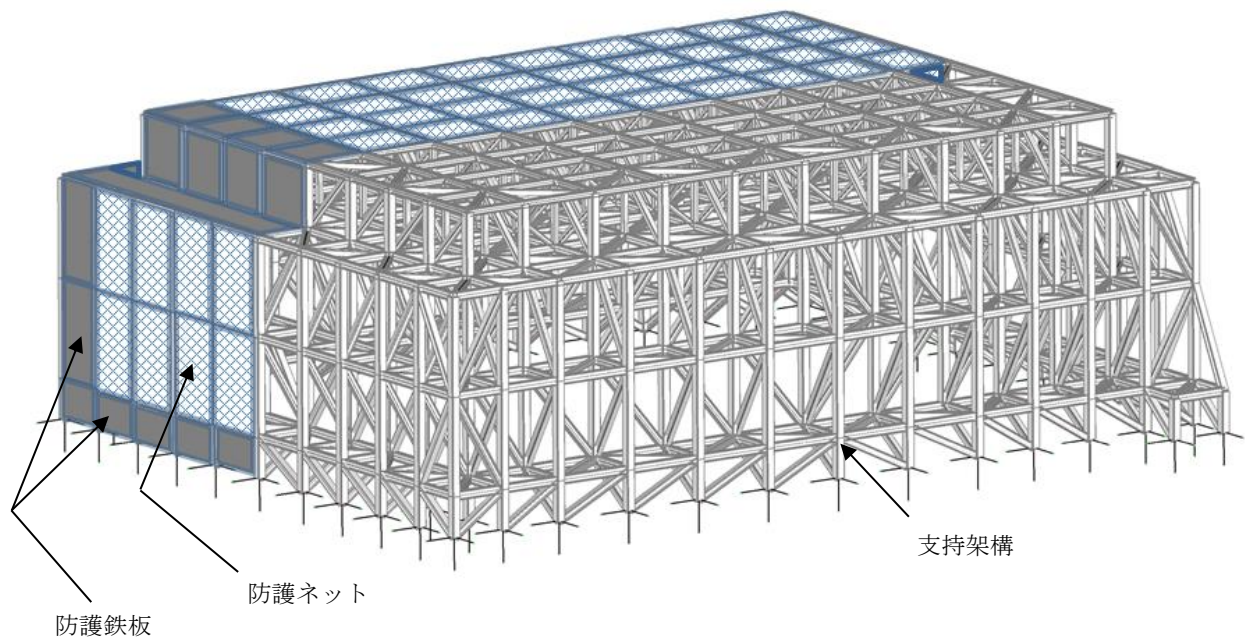
第9.25図 (竜巻) (1) 飛来物防護板概略図 (非常用電源建屋)



第9. 25図(竜巻) (2) 飛来物防護板概略図(主排気筒周辺)



第9. 25図(竜巻) (3) 飛来物防護板概略図(開口部)



第9. 26図（竜巻） 飛来物防護ネット概略図

2 章 補足説明資料

第9条:外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	事業指定基準規則第9条と許認可実績等との比較表	11/15	1	新規作成
補足説明資料2-1	その他の安全機能を有する施設の対処について	10/18	0	第9条:外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部衝撃)にて提出
補足説明資料2-2	竜巻影響評価ガイドへの適合性	4/28	6	新規作成
補足説明資料3-1	設計対処施設の選定について	4/28	8	別添資料-1 I. 設計対象施設
				添付資料1 設計対象施設の選定について
補足説明資料3-2	竜巻に対して防護する必要のある開口部の選定について	4/13	4	新規作成
補足説明資料3-3	耐震Sクラス施設について	4/28	5	添付資料2 耐震Sクラス施設について
補足説明資料3-4	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出について	4/28	3	新規作成
補足説明資料4-1	竜巻検討地域の設定について	4/28	4	添付資料3 竜巻検討地域の設定について
補足説明資料4-2	竜巻検討地域の範囲設定について	11/15	2	新規作成
補足説明資料4-3	竜巻検討地域の設定の妥当性について	11/21	1	新規作成
補足説明資料4-4	竜巻影響エリアの設定の妥当性について	4/28	7	新規作成
補足説明資料4-5	ハザード曲線による竜巻最大風速(V_{B2})の計算について	4/13	7	添付資料4 ハザード曲線による竜巻最大風速(V_{B2})の計算について
補足説明資料4-6	海上のFスケール不明竜巻の按分方法の妥当性について	11/21	2	別紙4-1 海上のFスケール不明竜巻の按分方法の妥当性について
補足説明資料4-7	竜巻発生数の確率分布(ポアソン, ポリヤ分布)がハザード結果に及ぼす影響について	11/6	2	別紙4-2 竜巻発生数の確率分布(ポアソン, ポリヤ分布)がハザード結果に及ぼす影響について
補足説明資料5-1	評価対象施設等の設計荷重について	4/28	4	別紙5-1 評価対象施設等の設計荷重について
補足説明資料5-2	設計飛来物の設定	4/28	6	別添資料-1 参考3 設計飛来物の設定
補足説明資料5-3	敷地外からの飛来物の考慮について	4/13	3	別添資料-1 参考4 敷地外からの飛来物の考慮について
補足説明資料5-4	設計飛来物の設定における1次スクリーニングについて	4/28	5	別紙6-1 設計飛来物の設定における1次スクリーニングについて
補足説明資料5-5	竜巻時に発生する降雹について	4/13	2	添付資料7 竜巻時に発生する降雹について
補足説明資料5-6	空力パラメータについて	4/28	3	別紙6-2 空力パラメータについて

第9条:外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料5-7	竜巻に伴う気圧低下による塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備への影響について	10/18	0	補足説明資料7-3に移動
補足説明資料5-8	荷重の組合せ一覧表	1/23	0	新規作成
補足説明資料6-1	ランキン渦モデルとフジタモデルの適用の考え方について	4/28	2	新規作成
参考資料1	フジタモデルの適用について	4/28	7	別添資料-1 参考1フジタモデルについて, 参考2竜巻による物体の浮上・飛来解析について
参考資料2	竜巻による物体の浮上・飛来解析について	12/18	1	新規作成
補足説明資料7-1	安全冷却水系の系統構成	11/15	1	新規作成
補足説明資料7-2	竜巻随件事象の抽出及び設計について	4/28	7	別添資料-1 IV. 3. 竜巻防護対策
補足説明資料7-3	竜巻に伴う気圧低下による塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備への影響について	11/15	2	新規作成
補足説明資料8-1	車両の飛来防止対策について	4/28	8	別添資料-1 V. 手順等
補足説明資料8-2	車両の退避について	4/13	6	新規作成
補足説明資料8-3	竜巻襲来までに要する時間の設定の妥当性について	4/13	4	新規作成
補足説明資料8-4	再処理施設 運用, 手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	4/13	4	添付資料8 再処理施設 運用, 手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)
補足説明資料8-5	竜巻発生確度ナウキャスト及び雷ナウキャストについて	12/10	3	新規作成
補足説明資料9-1	竜巻防護対策設備の設計について	4/28	4	別添資料-1 IV. 3. 竜巻防護対策
補足説明資料9-2	竜巻防護対策設備の設計及び評価方針	4/13	5	新規作成

令和 2 年 4 月 28 日 R6

補足説明資料 2 - 2 (9 条 竜巻)

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>2. 設計の基本方針</p> <p>2.1 設計対象施設</p> <p>以下の(1)及び(2)に示す施設を設計対象施設とする。</p> <p>(1) 竜巻防護施設</p> <p>「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震 S クラスの設計を要求される設備（系統・機器）及び建屋・構築物等とする。</p> <p>(2) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>当該施設の破損等により竜巻防護施設に波及的影響を及ぼして安全機能を喪失させる可能性が否定できない施設、又はその施設の特定の区画^(注2.1)。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>解説 2.1 設計対象施設</p> <p>設計竜巻荷重は、基準地震動 S_s による地震荷重と同様に施設に作用するものと捉え、設計対象施設は、耐震設計上の重要度分類を引用して、耐震 S クラス施設及び耐震 S クラス施設に波及的影響を及ぼし得る施設とした。ただし、竜巻防護施設の外殻となる施設等（竜巻防護施設を内包する建屋・構築物等）による防護機能によって、設計竜巻による影響を受けないことが確認された施設については、設計対象から除外できる。</p> <p>竜巻防護施設の例としては、原子炉格納容器や安全機能を有する系統・機器（配管を含む）等が考えられる。外殻となる施設等による防護機能が期待できる設計対象施設の例としては、原子炉格納容器に内包された安全機能を有する設備等が考えられる。</p> </div>	<p>ガイドへの適合性の確認結果</p> <p>⇒竜巻防護対象施設としては安全上重要な施設を選定しており、耐震 S クラスの設備とはしていないが、事業指定基準規則第 9 条及び第 15 条に則った選定としている。</p> <p>なお、安全上重要な施設は耐震 S クラスの設備を包含し、かつ、耐震 S クラスでないものも含んでいる（「安全上重要な施設＞耐震 S クラスの設備」）。</p> <p>⇒破損又は転倒により、上記の竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼして安全機能を喪失させるおそれのあるものを「竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設」として選定している。</p> <p>⇒外殻となる建屋によって防護される竜巻防護対象施設については、外殻となる建屋を「竜巻防護対象施設を収納する建屋」として設計対処施設に選定している。</p>

<p>原子力発電所の竜巻影響評価ガイド</p>	<p>ガイドへの適合性の確認結果</p>
<p>2.2 設計の基本的な考え方</p> <p>2.2.1 設計の基本フロー</p> <p>図 2.1 に設計の基本フローを示す。設置許可段階では、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を設定して適切に設定されていること、並びに設計荷重に対して、機能・配置・構造計画等を経て抽出された設計対象施設の安全機能が維持される方針であることを確認する。ただし、設計荷重について、設置許可段階において、その基本的な種類や値等が適切に設定されていることを確認する。</p>	<p>⇒設計の基本フローに従い、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を設定しており、また、機能・配置・構造計画等から設計対象施設を抽出し、竜巻防護対象施設の安全機能が維持される方針としている。</p>
<p>解説 2.2.1 設計の基本フロー</p> <p>詳細設計段階においては、配置・断面設計等を経て詳細な仕様が設定された施設を対象に、</p>	


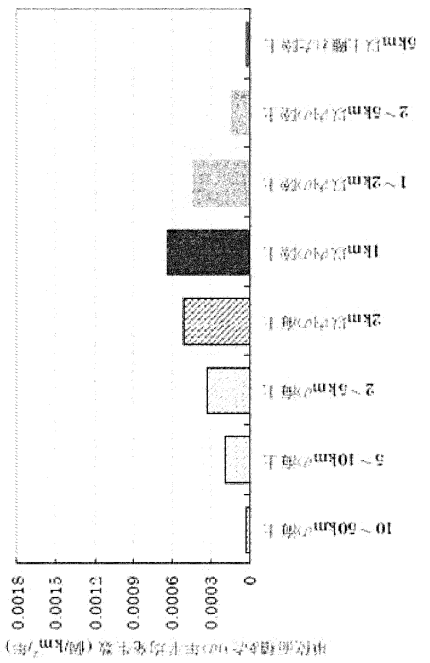
図 2.1 設計の基本フロー

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>設計荷重の詳細を設定し、設計荷重に対する構造計算等を実施し、その結果得られた施設の变形や応力等が構造健全性評価基準を満足すること等を確認して、安全機能が維持されることが確認されている。</p> <p>2.2.2 設計対象施設に作用する荷重 以下に示す設計荷重を適切に設定する。</p> <p>(1) 設計竜巻荷重 設計竜巻荷重を以下に示す。</p> <p>①風圧力 設計竜巻の最大風速による風圧力</p> <p>②気圧差による圧力 設計竜巻における気圧低下によって生じる設計対象施設内外の気圧差による圧力</p> <p>③飛来物の衝撃荷重 設計竜巻によって設計対象施設に衝突し得る飛来物（以下、「設計飛来物」という）が設計対象施設に衝突する際の衝撃荷重</p> <p>(2) 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重を以下に示す。</p> <p>①設計対象施設に常時作用する荷重、運転時荷重等</p> <p>②竜巻以外の自然現象^(注2,3)による荷重、設計基準事故時荷重等</p> <p>なお、上記(2)の②の荷重については、竜巻以外の自然現象及び事故の発生頻度等を参照して、上記(2)の①の荷重と組み合わせることの適切性や設定する荷重の大きさ等を判断する。</p>	<p>⇒設計竜巻荷重を以下の通りとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風圧力による荷重 ・気圧差による荷重 ・飛来物の衝撃荷重 <p>⇒設計竜巻荷重と組み合わせる荷重として以下のものを考慮することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻防護対象施設等に常時作用する荷重及び運転時荷重 ・竜巻以外の自然現象による荷重（積雪） <p>なお、設計竜巻荷重には設計基準事故時に生ずる応力を適切に組み合わせる方針としているが、設計対処施設は、設計竜巻に対して安全機能を損なわない設計とすることから、設計竜巻と設計基準事故は独立事象となり、設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから、設</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>2.2.3 施設の安全性の確認</p> <p>設計竜巻荷重及びその他の組み合わせ荷重（常時作用している荷重、竜巻以外の自然現象による荷重、設計基準事故荷重等）を適切に組み合わせた設計荷重に対して、設計対象施設、あるいはその特定の区画^(注 2.4)の構造健全性等が維持されて安全機能が維持される方針であることを確認する。</p>	<p>計基準事故時荷重と設計竜巻の組合せは考慮しない。仮に、設計基準事故発生時に、風速が小さく発生頻度の高い竜巻が襲来した場合、安全上重要な施設に荷重を加える設計基準事故である「ブルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災」及び「ブルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応」による荷重との組合せが考えられる。これらの設計基準事故による荷重を受けるブルトニウム精製セル及びブルトニウム濃縮缶は、竜巻による荷重を受けることはないため、設計基準事故時荷重と竜巻の組合せは考慮しない。</p> <p>⇒設計竜巻からの防護設計方針を以下の通りとし、安全機能を損なわない設計とする方針としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋に収納され防護される竜巻防護対象施設 <ul style="list-style-type: none"> 建屋による防護により、設計荷重（竜巻）の影響を受けない設計とする。 ・ 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 <ul style="list-style-type: none"> 飛来物防護板を設置すること等により、設計荷重（竜巻）の影響に対して安全機能を損なわない設計とする。 ・ 屋外の竜巻防護対象施設 <ul style="list-style-type: none"> 飛来物防護ネット又は飛来物防護板を設置すること等により、設計荷重（竜巻）の影響に対して安全機能を損なわない設計とする。 ・ 外気と繋がっている竜巻防護対象施設 <ul style="list-style-type: none"> 設計荷重（竜巻）の影響を受けても安全機能を損なわない設計とする。

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>3. 基準竜巻・設計竜巻の設定</p> <p>3.1 概要</p> <p>設置許可段階の安全審査において、基準竜巻及び設計竜巻が適切に設定されていることを確認する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>解説 3.1 基準竜巻・設計竜巻の最大風速の設定</p> <p>設計竜巻荷重を設定するまでの基本的な流れは解説図 3.1 に示すとおりである。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[竜巻検討地域の設定 発電所が立地する地域及び竜巻発生 の観点から気象条件等が類似の地域] --> B[基準竜巻の最大風速(V₀)の設定 (竜巻検討地域における竜巻の発生 頻度や最大風速の年超過確率等を 参照した上で最大風速を設定)] B --> C[設計竜巻の最大風速(V₀)の設定 (発電所サイト特性^(注3.1)等を考慮して V₀の割り増し等を行い最大風速を設定) V₀ = α・V_B, α ≧ 1] C --> D[設計竜巻の特性値の設定 (V₀等に基づいて移動速度、最大 気圧低下量等の特性値を設定)] D --> E[設計竜巻荷重(F₀)の設定 (風圧力、気圧差、飛来物の衝突 による衝撃荷重を設定)] </pre> </div> </div> <p>解説図 3.1 基準竜巻・設計竜巻の設定に係る基本フロー</p> <p>3.2 竜巻検討地域の設定</p> <p>竜巻検討地域は、原子力発電所が立地する地域及び竜巻発生を観点から原子力発電所が立地</p>	<p>ガイドへの適合性の確認結果</p> <p>⇒ 「3.3 基準竜巻の設定」及び「3.4 設計竜巻の設定」参照。</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>する地域と気象条件等が類似の地域から設定する。</p> <p>解説 3.2 竜巻検討地域の設定</p> <p>(1) 基本的な条件</p> <p>竜巻検討地域の設定にあたっては、IAEA の基準^(※1)が参考になる。IAEA の基準では、ある特定の風速を超過する竜巻の年発生頻度の検討にあたって竜巻の記録を調査する範囲として、およそ 10 万 km² を目安にあげている。この IAEA の基準を参考として、竜巻検討地域の目安を、原子力発電所を中心とする 10 万 km² の範囲とする。しかしながら、日本では、例えば日本海側と太平洋側とで気象条件が異なる等、比較的狭い範囲で気象条件が大きく異なる場合があることから、必ずしも 10 万 km² に拘らずに、竜巻発生の観点から原子力発電所が立地する地域と気象条件等が類似する地域を調査した結果に基づいて竜巻検討地域を設定することを基本とする。</p> <p>(2) 原子力発電所が海岸線付近に立地する場合の竜巻検討地域の設定</p> <p>解説図 3.2 に日本における竜巻の発生分布^(※2)を示す。解説図 3.2 より日本における竜巻の発生位置は、海岸線付近に集中している傾向が伺える。解説図 3.3 に日本の海岸線付近における竜巻の発生状況を示す。解説図 3.3 をみると、海岸線から 1km 以内の陸上では単位面積あたりの 1 年間の平均発生数は 6.0×10^{-4} (個/km²/年) を少し超える程度であり、海岸線から離れるに従って竜巻の発生数が減少する傾向が伺える。例えば、解説図 3.3 の陸上側のグラフの分布をみると、海岸線から 5km 以上離れた地域では、竜巻の発生数が急激に減少する傾向がみられる。以上の傾向を踏まえて、原子力発電所が海岸線付近に立地する場合は、海岸線から陸側及び海側それぞれ 5km の範囲を目安に竜巻検討地域を設定することとする。なお、原子力発電所がこの範囲（海岸線から陸側及び海側それぞれ 5km の範囲）を逸脱する地</p>	<p>⇒再処理施設を中心とした 10 万 km² (半径約 180 km) を目安として竜巻検討地域を設定している。</p> <p>⇒竜巻検討地域、日本海側及び太平洋側とで比較を行うことにより、竜巻検討地域における竜巻発生の傾向が、日本海側、太平洋側のいずれとも異なることを確認している。</p> <p>⇒再処理施設が立地する地域の気候、竜巻発生の観点からの特徴（総観場）の類似性を考慮して竜巻検討地域を設定している。</p> <p>⇒類似の気候区分に分類される範囲（岩手県沿岸南部）については、半径 180 km の範囲外であっても竜巻検討地域に含めた。</p> <p>⇒再処理施設は海岸から約 5 ～ 10 km の地点に立地しているが、竜巻の発生のほとんどが海岸線付近であることから、海岸線に沿った海側 5 km、陸側 10 km を竜巻検討地域として考慮している。</p>

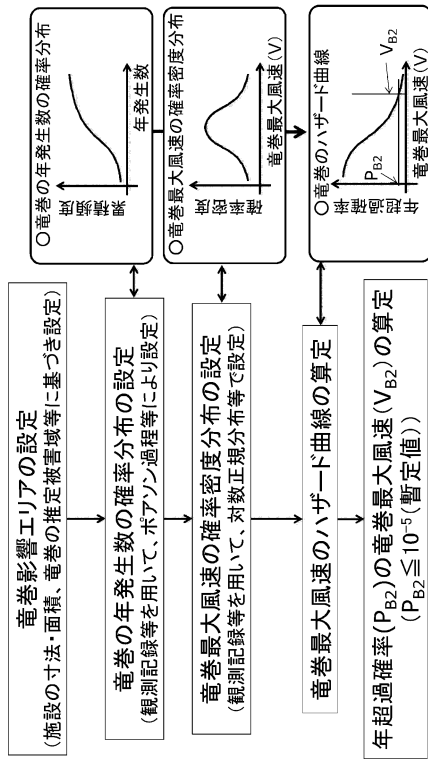
<p>原子力発電所の竜巻影響評価ガイド</p>	<p>ガイドへの適合性の確認結果</p>																		
<p>域に立地する場合は、海岸線付近で竜巻の発生が増大する特徴を踏まえつつ竜巻検討地域の範囲を別途検討する必要がある。</p>	<div data-bbox="231 996 1284 2004" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>解説図 3.2 日本における竜巻の発生分布 (1961~2011年、気象庁作成) (※2)</p>  <p>解説図 3.3 日本の海岸線付近における竜巻の発生状況 (※3) (注 3.2) (1961~2009年12月、規模：F0以上)</p>  <table border="1"> <caption>解説図 3.3 発生状況の推定値 (単位: 個/km²/年)</caption> <thead> <tr> <th>距離 (km)</th> <th>発生状況 (個/km²/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 > 50km 沖海上</td> <td>0.00005</td> </tr> <tr> <td>5 > 10km 沖海上</td> <td>0.00015</td> </tr> <tr> <td>2 ~ 5km 沖海上</td> <td>0.00035</td> </tr> <tr> <td>2km 以内の範囲</td> <td>0.00065</td> </tr> <tr> <td>1km 以内の範囲</td> <td>0.00115</td> </tr> <tr> <td>1 ~ 2km 以内の範囲</td> <td>0.00085</td> </tr> <tr> <td>2 ~ 5km 以内の範囲</td> <td>0.00025</td> </tr> <tr> <td>5km 以上陸地内陸上</td> <td>0.00005</td> </tr> </tbody> </table> </div>	距離 (km)	発生状況 (個/km²/年)	10 > 50km 沖海上	0.00005	5 > 10km 沖海上	0.00015	2 ~ 5km 沖海上	0.00035	2km 以内の範囲	0.00065	1km 以内の範囲	0.00115	1 ~ 2km 以内の範囲	0.00085	2 ~ 5km 以内の範囲	0.00025	5km 以上陸地内陸上	0.00005
距離 (km)	発生状況 (個/km²/年)																		
10 > 50km 沖海上	0.00005																		
5 > 10km 沖海上	0.00015																		
2 ~ 5km 沖海上	0.00035																		
2km 以内の範囲	0.00065																		
1km 以内の範囲	0.00115																		
1 ~ 2km 以内の範囲	0.00085																		
2 ~ 5km 以内の範囲	0.00025																		
5km 以上陸地内陸上	0.00005																		
<p>3.3 基準竜巻の設定</p>																			

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>以下の基本的な方針に基づいて基準竜巻の最大風速 (V_B) を設定する。ここで、V_B は最大瞬間風速とする。</p> <p>(1) 基準竜巻の最大風速 (V_B) は、竜巻検討地域において、過去に発生した竜巻の規模や発生頻度、最大風速の年超過確率等を考慮して適切に設定する。</p> <p>(2) 基準竜巻の最大風速 (V_B) は、下記に示す V_{B1} と V_{B2} のうちの大きな風速とする。</p> <p>① 過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1})</p> <p>日本で過去に発生した竜巻による最大風速を V_{B1} として設定することを原則とする。ただし、竜巻検討地域で過去に発生した竜巻の最大風速を十分な信頼性のあるデータ等に基づいて評価できる場合には、「日本」を「竜巻検討地域」に読み替えることができる。</p> <p>② 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2})</p> <p>竜巻検討地域における竜巻の観測記録等に基づいて作成した竜巻最大風速のハザード曲線上において、年超過確率 (P_{B2}) に対応する竜巻最大風速を V_{B2} とする。ここで、P_{B2} は 10^{-5} (暫定値) を上回らないものとする。</p> <p>また、竜巻検討地域において基準竜巻の最大風速 (V_B) が発生する可能性を定量的に確認するために、V_B の年超過確率を算定することとする。なお、V_B が V_{B1} から決定された場合 ($V_B = V_{B1}$ の場合) は、V_{B2} の算定に用いた竜巻最大風速のハザード曲線を用いて、V_B の年超過確率を算定する。ちなみに、米国 NRC の基準類^(※4)では、設計に用いる竜巻 (設計基準竜巻 : Design-basis tornado) の最大風速は、年超過確率 10^{-7} の風速として設定されている。</p>	<p>⇒ 基準竜巻の最大風速は日本で過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1}) と竜巻検討地域における竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2}) のうち、大きな風速を設定することとしている。</p> <p>⇒ V_{B1} は、日本で過去 (1961 年から 2013 年 12 月) に発生した竜巻の最大風速 (92m/s) としている。</p> <p>⇒ 作成したハザード曲線において年超過確率が 10^{-5} に相当する風速 (約 49m/s) を V_{B2} としている。</p> <p>⇒ 再処理施設においては、$V_B = V_{B1} = 92\text{m/s}$ としている。92m/s に相当する年超過確率は、5.2×10^{-8} である。</p>
<p>解説 3.3 基準竜巻の最大風速 (V_B) の設定</p> <p>解説 3.3.1 過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1}) の設定</p> <p>本文に記載のとおり、日本で過去に発生した竜巻による最大風速を V_{B1} として設定することを原則とする。</p>	<p>⇒ V_{B1} は、日本で過去 (1961 年から 2013 年 12 月) に発生した竜巻の最大風速 (92m/s) としている。</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果														
<p>また、過去に発生した竜巻による最大風速は、竜巻による被害状況等に基づく既往のデータベース、研究成果等について十分に調査・検討した上で設定する必要がある。</p> <p>日本における過去最大級の竜巻としては、例えば、1990 年 12 月に千葉県茂原市で発生した竜巻、2012 年 5 月に茨城県常総市からつくば市で発生した竜巻等があげられる。竜巻検討地域の観測記録等に基づいて V_{B1} を設定する場合において、これら過去最大級の竜巻を考慮しない場合には、その明確な根拠を提示する必要がある。</p> <p>竜巻による被害状況から推定された最大風速を参照して設定された藤田スケールを用いて基準竜巻の最大風速を設定する場合^(注 3.3)は、藤田スケールの各階級 (F0～F5) の最大風速を用いる。解説表 3.1 に藤田スケールと風速の関係を示す。なお、風速計等によって観測された風速記録がある場合には、その風速記録を用いてもよい。</p> <table border="1" data-bbox="766 1227 1056 1787"> <caption>解説表 3.1 藤田スケールと風速の関係^(注 5)</caption> <thead> <tr> <th>スケール</th> <th>風速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F0</td> <td>17～32m/s (約 15 秒間の平均)</td> </tr> <tr> <td>F1</td> <td>33～49m/s (約 10 秒間の平均)</td> </tr> <tr> <td>F2</td> <td>50～69m/s (約 7 秒間の平均)</td> </tr> <tr> <td>F3</td> <td>70～92m/s (約 5 秒間の平均)</td> </tr> <tr> <td>F4</td> <td>93～116m/s (約 4 秒間の平均)</td> </tr> <tr> <td>F5</td> <td>117～142m/s (約 3 秒間の平均)</td> </tr> </tbody> </table> <p>解説 3.3.2 竜巻最大風速のハザード曲線を用いた最大風速 (V_{B2}) の算定 既往の算定方法 (Wen&Chu^(注 6)及び Garson et. al^(注 7, 注 8)) に基づいて V_{B2} を算定する方法について、その基本的な考え方を以下に例示する。竜巻最大風速のハザード曲線の算定は、解説図 3.4 に示す算定フローに沿って実施する。なお、本ガイドに示す V_{B2} の具体的な算定方法については、独立行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託した研究の成果^(注 9)が参考になる。</p>	スケール	風速	F0	17～32m/s (約 15 秒間の平均)	F1	33～49m/s (約 10 秒間の平均)	F2	50～69m/s (約 7 秒間の平均)	F3	70～92m/s (約 5 秒間の平均)	F4	93～116m/s (約 4 秒間の平均)	F5	117～142m/s (約 3 秒間の平均)	<p>⇒竜巻最大風速のハザード曲線の算定にあたっては、東京工芸大学委託成果を参考としている。</p>
スケール	風速														
F0	17～32m/s (約 15 秒間の平均)														
F1	33～49m/s (約 10 秒間の平均)														
F2	50～69m/s (約 7 秒間の平均)														
F3	70～92m/s (約 5 秒間の平均)														
F4	93～116m/s (約 4 秒間の平均)														
F5	117～142m/s (約 3 秒間の平均)														

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>また、竜巻最大風速のハザード曲線の算定方法については、技術的見地等からその妥当性を示すことを条件として、いずれの方法を用いてもよいが、竜巻影響エリアの設定の基本的な考え方は、以下の「(1) 竜巻影響エリアの設定」に従うことを原則とする。</p> <p>(1) 竜巻影響エリアの設定</p> <p>V_{B2} の算定にあたっては、まず始めに V_{B2} の発生エリアである竜巻影響エリアを設定する。竜巻影響エリアは、原子力発電所の号機ごとに設定する。号機ごとのすべての設計対象施設を設置面積の合計値及び推定される竜巻被害域(被害幅、被害長さ、移動方向等から設定)に基づいて、竜巻影響エリアを設定する。</p> <p>竜巻による被害域幅、被害域長さ及び移動方向は、竜巻検討地域で過去に発生した竜巻の記録に基づいて対数正規分布等を仮定して設定することを基本とする。また、竜巻による被害域幅、被害域長さ及び移動方向の設定に使用する竜巻の観測記録や仮定条件等は、後述する竜巻の最大風速の確率密度分布の設定に用いる観測記録や仮定条件等との整合性を持たせることを原則とし、V_{B2} の算定に使用するデータ等には一貫性を持たせるように配慮する。</p> <p>(2) 竜巻の年発生数の確率分布の設定</p> <p>竜巻の年発生数の確率分布は、竜巻検討地域で過去に発生した竜巻の記録等に基づいてポアソン過程等により設定することを基本とする。具体的には、竜巻検討地域を海岸線から陸側及び海側それぞれ5kmの範囲に設定した場合は、少なくとも1km範囲ごとに竜巻の年発生数の確率分布を算定し、そのうちの V_{B2} が最も大きな値として設定される確率分布を設計で用いることとする。</p> <p>(3) 竜巻最大風速の確率密度分布の設定</p> <p>竜巻最大風速の確率密度分布は、竜巻検討地域で過去に発生した竜巻の記録等に基づいて</p>	<p>ガイドへの適合性の確認結果</p> <p>⇒再処理施設の竜巻影響エリアの設定にあたっては、設計対処施設を包含する円の面積をすべて足し合わせた合計値としている。</p> <p>⇒竜巻影響エリアを円形とし、竜巻の移動方向に依存性が生じないようにしている。</p> <p>⇒竜巻検討地域における53年間の竜巻の発生数、被害幅及び被害長さを基準に、確率密度分布については竜巻ガイド及び東京工芸大学委託成果を参考に、対数正規分布に従うものとして設定している。また、各々の確率密度分布を設定する際に使用するデータには一貫性を持たせている。</p> <p>⇒竜巻は気象現象の中でも極めて稀に発生する事象であり、発生数の変動(標準偏差)が大きい分布となり、東京工芸大学委託成果にポリア分布への適合性が良いことが示されている。したがって、ハザード曲線の評価に当たって使用する年発生数の確率分布は、ポリア分布を採用する。</p> <p>⇒竜巻検討地域として設定した陸側10km及び海側5kmの範囲について、1km範囲ごとに竜巻の年発生数の確率分布を算定し、ハザード曲線を算定している。</p> <p>⇒竜巻検討地域における53年間の竜巻の発生数、被害幅及び被害長さを基準に、確率密度分布については竜巻ガイド及び竜巻ガイドが参考としている</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>対数正規分布等を仮定して設定することを基本とする。竜巻最大風速の確率密度分布の設定にあたっては、竜巻の年発生数の確率分布の設定と同様に、竜巻検討地域を 1km 範囲ごとに区切ってそれぞれ範囲で確率分布を算定し、そのうちの V_{B2} が最も大きな値として設定される確率分布を設定する等、配慮する。</p> <p>竜巻最大風速の確率密度分布の設定にあたって使用する観測された竜巻の最大風速を藤田スケールに基づいて評価する場合^(注3.3)は、藤田スケールの各階級 (F0～F5) の最小風速から最大風速のうち、V_{B2} が最も大きくなる風速を用いる。ただし、風速計等によって観測された風速記録がある場合には、その風速記録を用いてもよい。</p> <p>(4) 竜巻最大風速のハザード曲線の算定 上記で設定した竜巻の年発生数の確率分布及び竜巻最大風速の確率密度分布を用いて、竜巻最大風速のハザード曲線を算定する。</p> <p>なお、竜巻最大風速のハザード曲線の算定において、竜巻最大風速の確率密度分布の積分の上限値を設定する場合は、竜巻最大風速の評価を行うハザード曲線が不自然な形状にならないように留意する。</p> <p>(5) 年超過確率 (P_{B2}) に対応する竜巻最大風速 (V_{B2}) の算定 上記で算定した竜巻最大風速のハザード曲線において年超過確率が P_{B2} ($\leq 10^{-5}$ (暫定値)) の竜巻最大風速を V_{B2} とする。</p>	<p>東京工芸大学委託成果を参考に、対数正規分布に従うものとして設定している。</p> <p>⇒竜巻検討地域を 1 k m 範囲ごとに区切って確率密度分布を算定し、これらを用いて竜巻最大風速のハザード曲線を算定している。</p> <p>⇒F 階級の中央値の風速を定義し、超過確率の観測値に最も合致する分布形となるよう算定している。</p> <p>⇒T 年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ、竜巻風速が V_0 以上となる確率を求め、ハザード曲線を求めている。また、風速の積分範囲の上限値は、ハザード曲線の形状が不自然にならない程度に大きな値として 120 m/s に設定している。</p> <p>⇒竜巻最大風速のハザード曲線により設定する最大風速 V_{B2} は、竜巻ガイドを参考に年超過確率 10^{-5} に相当する風速とし、49m/s としている。</p>



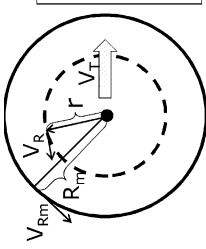
解説図 3.4 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速(V_{B2})の算定フロー

解説 3.3.3 日本版改良藤田スケールの適用について

2015年12月に気象庁により策定され、2016年4月から竜巻等の突風の調査に使用されている日本版改良藤田スケール(以下「JEFスケール」という。)は、日本の建築物等の種類や特性を踏まえた被害指標及び被害度が用いられており、個別被害から求められる風速の精度の向上が図られている。一方で、2016年4月以降に蓄積されたJEFスケールにより評定された竜巻の風速等に関するデータのみにて竜巻最大風速の大きさと発生頻度との関係を把握することは困難であることから、 V_B の設定は、JEFスケールのデータではなく、2016年3月以前に藤田スケールにより評定された竜巻の風速等に関するデータを用いて行うものとする。ただし、藤田スケールの階級F3の最大風速92m/sに近い値又はそれを超える値がJEFスケールで評定された場合には、気象庁の評定等を踏まえ、その値の扱いを別途検討する。

⇒ V_B の設定においては、JEFスケールによるデータは使用せず、Fスケールによるデータのみを使用している。

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>3.4 設計竜巻の設定</p> <p>以下の基本的な方針に基づいて設計竜巻の最大風速(V_D)及び特性値を設定する。ここで、V_bは最大瞬間風速とする。</p> <p>(1) 設計竜巻の最大風速(V_b)は、原子力発電所が立地する地域の特性(地形効果による竜巻の増幅特性等)等を考慮して、科学的見地等から基準竜巻の最大風速(V_b)の適切な割り増し等を行って設定されていること。なお、V_bは、V_Bを下回らないものとする。</p> <p>(2) 設計竜巻の特性値は、設計竜巻の最大風速(V_b)、並びに竜巻検討地域において過去に発生した竜巻の特性等を考慮して適切に設定する。</p> <p>解説 3.4 設計竜巻の最大風速(V_b)及び特性値の設定</p> <p>解説 3.4.1 設計竜巻の最大風速(V_b)の設定で考慮する地形効果による竜巻の増幅特性</p> <p>丘陵等による地形効果によって竜巻が増幅する可能性があると考えられる(※9 ほか)ことから、原子力発電所が立地する地域において、設計対象施設の周辺地形等によって竜巻が増幅される可能性について検討を行い、その検討結果に基づいて設計竜巻の最大風速(V_b)を設定する。</p> <p>なお、竜巻が丘陵や段差等の上空を通過した際には、竜巻が減衰する可能性が指摘されている(※10、※11)が、V_bの設定においては、そのような減衰の効果は考慮しない。</p> <p>解説 3.4.2 設計竜巻の特性値の設定</p> <p>解説 3.4.2.1 概要</p> <p>竜巻検討地域で観測された竜巻に関する情報、並びに設計竜巻の最大風速(V_b)等に基づいて、下記(1)～(5)に示す設計竜巻の各特性値を設定する。</p> <p>(1) 移動速度(V_T)</p> <p>(2) 最大接線風速(V_{Rm})</p>	<p>⇒再処理施設の敷地周辺は再処理事業指定申請書添付書類四 1.1 に記載のとおり平坦であり、本来は地形効果による増幅を考慮する必要はないが、竜巻に対する設計に当たっては、蓄積されている知見の少なさとといった不確定要素を考慮し、設計及び運用に安全余裕を持たせるために、設計竜巻の最大風速を100m/sとしており、基準竜巻(92m/s)を上回る設定としている。</p> <p>⇒設計竜巻の設定において、竜巻の減衰効果は考慮していない。</p> <p>⇒左記(1)～(5)に示される各特性値を設定している。</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>(3) 最大接線風速半径 (R_m)</p> <p>(4) 最大気圧低下量 (ΔP_{max})</p> <p>(5) 最大気圧低下率 (dp/dt)_{max}</p> <p>(1)～(5)の各特性値については原則として、十分な信頼性を有した観測記録等に基づいて設定したものを、その根拠の明示を条件として用いる。ただし、設定に十分な信頼性を有した観測記録等がない場合には、解説 3.4.2.2 及び 3.4.2.3 に示す方法で各特性値を設定することができる。</p> <p>解説 3.4.2.2 設計竜巻の特性値の設定に係る基本的な考え方</p> <p>竜巻に関する観測データが不足している等の理由により、観測データ等に基づいた十分に信頼できる数学モデルの構築が困難な場合は、米国 NRC の基準類^(※4)を参考として、ランキン渦モデルを仮定して竜巻特性値を設定する。解説図 3.5 にランキン渦モデルの概要を示す。ランキン渦では、高さ方向によって風速及び気圧が変化しない平面的な流れ場を仮定している。</p> <p>なお、ランキン渦モデルに比べてより複雑な竜巻渦を仮定した数学モデル等を使用して竜巻特性値を設定する場合は、その技術的な妥当性を示す必要がある。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>V_T: 竜巻の移動速度</p> <p>V_R: 接線風速、r: 竜巻渦中心からの半径</p> <p>V_{Rm}: 最大接線風速、R_m: 最大接線風速が生じる位置での半径</p> <p>$V_R = V_{Rm} \cdot (r/R_m)$ ($r \leq R_m$ の範囲)</p> <p>$V_R = V_{Rm} \cdot (R_m/r)$ ($r \geq R_m$ の範囲)</p> </div>	<p>⇒設計竜巻の特性値は、ランキン渦モデルを仮定した解説 3.4.2.3 に基づく設定方法に従い設定している。</p>

解説図 3.5 ランキン渦モデルの概要

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>解説 3.4.2.3 設計竜巻の特性値の設定</p> <p>(1) 設計竜巻の移動速度 (V_T) の設定</p> <p>設計竜巻の移動速度 (V_T) は、以下の算定式を用いて V_0 から V_T を算定する。</p> $V_T = 0.15 \cdot V_0 \dots (3.1)$ <p>ここで、V_0 (m/s) は設計竜巻の最大風速を表す。(3.1)式は、解説図 3.6 に示される日本の竜巻の観測記録に基づいた竜巻移動速度と最大風速との関係^(※3)を参考として設定したものである。解説図 3.6 をみると、青線で示す日本の竜巻による移動速度は、米国 NRC の基準類等^(※4)による移動速度と比べて、同じ最大竜巻風速に対して小さい。解説図 3.6 に示される日本の竜巻に対する移動速度は、藤田スケールに基づいた階級 (F3、F2 及び F2～F3、F1 及び F1～F2、F0 及び F0～F1) ごとの平均値であるが、日本で発生する竜巻を個別にみれば、スーパーセルに伴って発生する竜巻等、米国の竜巻に比べて移動速度が速いものも存在すると考えられる。</p> <p>本ガイドでは、設計竜巻の最大速度 (V_0) が一定の場合、移動速度が遅い方が、最大気圧低下量 (ΔP_{max}) が大きな値になる ((3.2)式、(3.4)式) ことを考慮して、スーパーセルに伴って発生する竜巻等の移動速度が速い竜巻の特性は採用せず、観測記録の平均値に基づいた解説図 3.6 の日本の竜巻における移動速度と最大竜巻風速の関係に基づく (3.1)式を採用することにした。</p>	<p>ガイドへの適合性の確認結果</p> <p>⇒設計竜巻の特性値を以下の通り設定している。</p> <p>移動速度 (V_T) : 15 m/s</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>解説図 3.6 竜巻の移動速度と最大風速の関係^(※3)</p> <p>(2) 設計竜巻の最大接線風速 (V_{tm}) の設定 設計竜巻の最大接線風速 (V_{tm}) は、米国 NRC の基準類^(※4)を参考として、以下の算定式を用いて V_{tm} を算定する。</p> $V_{tm} = V_0 - V_T \dots (3.2)$ <p>ここで、V_0 (m/s) 及び V_T (m/s) は、設計竜巻の最大風速及び移動速度である。</p> <p>(3) 設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径 (R_m) の設定 設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径 (R_m) は、日本における竜巻の観測記録をもとに提案された竜巻モデル^(※3)に準拠して以下の値を用いる。</p> $R_m = 30 \text{ (m)} \dots (3.3)$ <p>(4) 設計竜巻の最大気圧低下量 (ΔP_{max}) の設定 設計竜巻の最大気圧低下量 (ΔP_{max}) は、米国 NRC の基準類^(※4)を参考として、ランキン渦モデルによる風速分布に基づいて、最大気圧低下量 (ΔP_{max}) を設定する。</p> $\Delta P_{max} = \rho \cdot V_{tm}^2 \dots (3.4)$ <p>ここで、ρ 及び V_{tm} は、それぞれ空気密度、設計竜巻の最大接線風速を示す。</p>	<p>⇒設計竜巻の特性値を以下の通り設定している。 最大接線風速 (V_{tm}) : 85 m/s</p> <p>⇒設計竜巻の特性値を以下の通り設定している。 最大接線風速半径 (R_m) : 30 m</p> <p>⇒設計竜巻の特性値を以下の通り設定している。 最大気圧低下量 (ΔP_{max}) : 89 hPa</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>(5) 設計竜巻の最大気圧低下率 $((dp/dt)_{max})$ の設定</p> <p>設計竜巻の最大気圧低下率 $((dp/dt)_{max})$ は、米国 NRC の基準類^(参4)を参考として、ランキン渦モデルによる風速分布に基づいて、最大気圧低下量 (ΔP_{max}) 及び最大気圧低下率 $((dp/dt)_{max})$ を設定する。</p> $(dp/dt)_{max} = (V_T/R_m) \cdot \Delta P_{max} \dots (3.5)$ <p>ここで、V_T 及び R_m は、それぞれ設計竜巻の移動速度及び最大接線風速が生じる位置での半径を表す。</p> <p>4. 施設的设计</p> <p>4.1 概要</p> <p>設置許可段階の安全審査において以下を確認する。</p> <p>① 設計荷重 (設計竜巻荷重及びその他の組み合わせ荷重) が適切に設定されていること。ただし、設置許可段階においては、その基本的な種類や値等が適切に設定されていることを確認する。(設計対象施設の各部位に作用させる設計荷重の詳細は、詳細設計段階において確認する)</p> <p>② 設計荷重に対して、設計対象施設の構造健全性等が維持されて安全機能が維持される方針であること。</p>	<p>⇒ 設計竜巻の特性値を以下の通り設定している。</p> <p>最大気圧低下率 $((dp/dt)_{max})$: 45 hPa/s</p> <p>⇒ ガイドに従い、設計竜巻荷重及び組合せ荷重を設定している。</p> <p>⇒ 設計竜巻からの防護設計方針を以下の通りとし、安全機能を損なわない設計とする方針としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋に収納され防護される竜巻防護対象施設 ・ 建屋による防護により、設計荷重 (竜巻) の影響を受けない設計とする。 ・ 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 <p>飛来物防護板を設置すること等により、設計荷重 (竜巻) の影響に対</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>4.2 設計対象施設</p> <p>「2.1 設計対象施設」に示したとおりとする。</p> <p>4.3 設計荷重の設定</p> <p>4.3.1 設計竜巻荷重の設定</p> <p>「2.2.2 設計対象施設に作用する荷重」の「(1) 設計竜巻荷重」で示した「風圧力」、「気圧差による圧力」及び「飛来物の衝撃荷重」について、それぞれ技術的見地等から妥当な荷重を設定する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>解説 4.3.1 設計竜巻荷重の設定</p> <p>解説 4.3.1.1 設計竜巻の最大風速による風圧力の設定</p> <p>解説 4.3.1.1.1 概要</p> <p>設計竜巻の最大風速(V_0)等に基づいて、設計竜巻によって設計対象施設に作用する風圧力を設定する。</p> <p>解説 4.3.1.1.2 基本的な考え方</p> <p>(1) 風圧力の算定に用いる風力係数</p> </div>	<p>して安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の竜巻防護対象施設 <p>飛来物防護ネット又は飛来物防護板を設置すること等により、設計荷重（竜巻）の影響に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外気と繋がっている竜巻防護対象施設 <p>設計荷重（竜巻）の影響を受けても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>⇒ 「2.1 設計対象施設」参照。</p> <p>⇒ 「2.2.2 設計対象施設に作用する荷重」参照。</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>竜巻によって生じた被害状況と対応する最大風速は、一般的には、竜巻等の非定常な流れ場の気流性状を考慮した風力係数を用いるのではなく、いわゆる通常の強風等を対象とした風力係数を用いて、逆算により推定されることから、本ガイドにおける風圧力の算定には、通常の強風等を対象とした風力係数を用いることを基本とする。</p> <p>(2) 設計竜巻による鉛直方向の風圧力</p> <p>竜巻による最大風速は、一般的には、竜巻によって生じた被害状況と対応する水平方向の風速として算定される。しかしながら、実際の竜巻によって生じた被害は、少なからず鉛直方向の風速の影響も受けていると考えられる。</p> <p>よって、本ガイドでは、設計竜巻の水平方向の最大風速(V_h)には、鉛直方向の風速の影響も基本的には含まれているとみなす。</p> <p>ただし、鉛直方向の風圧力に対して特に脆弱と考えられる設計対象施設が存在する場合は、V_h を入力値とした竜巻の数値解析結果等から推定される鉛直方向の最大風速等に基づいて算定した鉛直方向の風圧力を考慮した設計を行う。</p> <p>解説 4.3.1.1.3 設計竜巻による風圧力の設定</p> <p>設計竜巻の最大風速(V_h)による風圧力(P_h)の算定について以下に示す。</p> <p>設計竜巻の水平方向の最大風速によって設計対象施設(屋根を含む)に作用する風圧力(P_h)は、「建築基準法施行令」、「日本建築学会 建築物荷重指針・同解説(2004)」等を準用して、下式により算定する。</p> <p>なお、(4.2)式の V_0 は最大瞬間風速であり、「建築基準法施行令」、「日本建築学会 建築物荷重指針・同解説(2004)」の最大風速と定義が異なることに留意する。</p> $P_h = q \cdot G \cdot C \cdot A \cdots (4.1)$ <p>ここで、q は設計用速度圧、G はガスト影響係数、C は風力係数、A は施設の受圧面積を表し、q は下式による。</p>	<p>⇒竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対して弱い弱と考えられる設計対象施設が存在する場合には、鉛直方向の最大風速に基づいて算出した鉛直方向の風圧力による荷重についても考慮した設計としている。</p> <p>⇒ガイドに示される式により風圧力を算定することとしている。</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p> $q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_0^2 \cdots (4.2)$ ここで、ρ は空気密度、V_0 は設計竜巻の最大風速である。 (4.1)式に示すように、風圧力(P_0)は、(4.2)式で求められる設計用速度圧(q)に、ガスト影響係数(G)、風力係数(C)及び施設の受圧面積(A)を乗じて算定する。 ガスト影響係数 G は、風の乱れによる建築物の風方向振動の荷重効果を表すパラメータであり、強風中における建築物の最大変位と平均変位の比で定義される。本ガイドの最大竜巻風速(V_0)は、最大瞬間風速として扱うことから $G=1.0$ を基本とする。 風力係数(C)は、「建築基準法施行令」、「日本建築学会 建築物荷重指針・同解説(2004)」等を参考として、施設の形状や風圧力が作用する部位（屋根、壁等）に応じて適切に設定する。 </p> <p> 解説 4.3.1.2 設計竜巻における気圧低下によって生じる設計対象施設内外の気圧差による圧力の設定 解説 4.3.1.2.1 概要 前記において設定した設計竜巻による最大気圧低下量 (ΔP_{max}) 及び最大気圧低下率 (dP/dt) _{max} に基づいて設計対象施設に作用する気圧差による圧力を設定する。 </p> <p> 解説 4.3.1.2.2 基本的な考え方 設計竜巻によって引き起こされる最大気圧低下量及び最大気圧低下率によって設計対象施設に作用する圧力を算定する際の基本的な考え方を以下に示す。なお、以下の考え方は、米国 NRC 基準類⁽¹²⁾を参考としている。 </p> <ul style="list-style-type: none"> 完全に閉かれた構築物等の施設が竜巻に曝されたとき、施設の内圧と外圧は竜巻通過中に急速に等しくなる。したがって、施設の内外の気圧の変化はゼロに近づくとみなせる。 閉じた施設（通気がない施設）では、施設内部の圧力は竜巻通過以前と以後で等しいとみなせる。他方、施設の外側の圧力は竜巻の通過中に変化し、施設内外に圧力差を生じさせる。 	<p>⇒風圧力の算定に用いるガスト影響係数$G=1.0$としている。</p> <p>⇒風力係数は、施設の形状や風圧力が作用する部位に応じて設定することとしている。</p> <p>⇒ガイドに示される式により気圧差により気圧差による圧力を設定することとしている。</p> <p>⇒外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受ける設</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>る。この圧力差により、閉じた施設の隔壁（構築物等の屋根・壁及びタンクの頂部・胴部等）に外向きに作用する圧力が生じるとみなせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 部分的に閉じた施設（通気がある施設等）については、竜巻通過中の気圧変化により施設に作用する圧力は複雑な過程により決定される。また、部分的に閉じた設計対象施設への圧力値・分布の精緻な設定が困難な場合は、施設の構造健全性を評価する上で厳しくなるように作用する圧力を設定することとする。 <p>解説 4.3. 1.2.3 気圧差による圧力を作用させる施設の設定</p> <p>気圧差による圧力を作用させる対象は、原子力発電所の図面等を参照して十分に検討した上で設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建屋・構築物等 <ul style="list-style-type: none"> 建屋・構築物等の主要な部材（壁、屋根等）に気圧差による圧力を作用させることは当然であるが、気圧差による圧力の影響を受けることが容易に想定される以下の施設については、気圧差による圧力の影響について検討を行い、当該施設が破損した場合の安全機能維持への影響についても確認を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・建屋・構築物等の開口部に設置された窓、扉、シャッター等 ・外気と隔離されているとみなせる区画の隔壁等（天井等） (2) 設備 <ul style="list-style-type: none"> 設備の主要な部材に気圧差による圧力を作用させることは当然であるが、気圧差による圧力の影響を受けることが容易に想定される以下の設備については、気圧差による圧力の影響について検討を行い、当該設備が破損した場合の安全機能維持への影響についても確認を行 	<p>備並びに竜巻防護対象施設を収納する建屋の壁及び屋根においては、設計竜巻による気圧低下によって生じる設計対処施設の内外の気圧差による圧力荷重を考慮し、より厳しい結果を与える「閉じた施設」を想定して評価を行うこととしている。例えば、開口が存在する建屋の構造健全性評価においては「閉じた施設」を想定することで気圧差の影響を加味して保守的に評価している。</p> <p>⇒建屋（竜巻防護対象施設を収納する建屋）については、気圧差による荷重を含む設計荷重（竜巻）に対して安全機能を損なわない設計とすることとしている。</p> <p>⇒建屋（竜巻防護対象施設を収納する建屋）の開口部について網羅的に調査を実施し、竜巻防護対象施設が損傷するおそれのある箇所には竜巻防護対策設備を設けることで、安全機能を損なわない設計としている。また、外気と隔離されている区画の隔壁等（天井等）については、気圧差を含む複合荷重に対して影響評価を行うこととしている。</p> <p>⇒気圧差の影響を受けることが想定される設備（建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設）については、気圧差による荷重を受けて</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外気と隔離されているとみなせる区画の境界部（空調系ダクト類等） ・ 圧力差の影響を受け得る計器類や空調装置等 <p>解説 4. 3. 1. 3 設計竜巻による飛来物が設計対象施設に衝突する際の衝撃荷重の設定</p> <p>解説 4. 3. 1. 3. 1 概要</p> <p>設計竜巻の最大風速 (V_0) 及び特性値等に基づいて、設計飛来物を選定あるいは設定し、それら設計飛来物の飛来速度を設定する。そして、設計飛来物が設定した飛来速度で設計対象施設に衝突することを想定して、飛来物の衝突による設計対象施設への衝撃荷重を設定する。</p> <p>解説 4. 3. 1. 3. 2 基本的な考え方</p> <p>竜巻等の突風による被害は、風圧力によって引き起こされるだけでなく、飛来物による被害もかなりの部分を占める。また、竜巻による飛来物は上昇気流の影響もあって比較的遠方まで運ばれる可能性がある。これらの事項に留意して、設計対象施設に到達する可能性がある飛来物について検討を行った上で、設計飛来物を選定あるいは設定する。</p> <p>一般的には、遠方からの飛来物は相対的に重量が軽いものが多く、仮に衝突した場合でも衝撃荷重は相対的に小さいと考えられることから、設計対象施設に到達する可能性がある飛来物を検討する範囲は、原子力発電所の敷地内を原則とする。ただし、原子力発電所の敷地外からの飛来物による衝撃荷重が、原子力発電所の敷地外からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定され得る場合は、原子力発電所の敷地外からの飛来物も考慮する。</p> <p>また、設計飛来物として、最低限以下の①～③を選定あるいは設定することとする。なお、以下の①～③の設定にあたっては、米国 NRC の基準類⁽⁸⁾⁽¹³⁾を参考とした。</p> <p>① 大きな運動エネルギーをもつ飛来物（自動車等）</p> <p>② 施設の貫入抵抗を確認するための固い飛来物（鉄骨部材等）</p>	<p>も安全機能を損なわない設計とすることとしている。</p> <p>⇒空調系ダクト類や影響を受ける施設について調査し、影響を受ける可能性のある施設については竜巻防護対象施設として抽出し、影響評価を行うこととしている。</p> <p>⇒ガイドを参考に実施した現地調査の結果やガイドに例示された飛来物を検討することにより、設計飛来物を設定している。</p> <p>また、ガイドを参考として設計飛来物の衝撃荷重を算出することとしている。</p> <p>⇒ガイドを参考に実施した現地調査の結果やガイドに例示された飛来物を検討することにより、設計飛来物を設定している。</p> <p>⇒設計飛来物の設定にあたっては、<u>再処理事業所</u>外から飛来するおそれのあるものとして風力発電施設のブレードについても<u>再処理事業所内</u>への到達の可能性を検討したうえで除外している。</p> <p>⇒設計対象施設に衝突する可能性のある飛来物のうち、寸法、質量、形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮するとともに、</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>③開口部等を通過することができている程度に小さく固い飛来物（砂利等）</p> <p>解説 4.3.1.3.3 設計飛来物の速度の設定</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>設計飛来物に設定する速度は、設計竜巻によって飛来した際の最大速度とする。設計飛来物の最大水平速度 (${}_H V_{\text{max}}$) は、非定常な乱流場を数値的に解析できる計算手法等による計算結果等に基づいて設定することを基本とする。ただし、安全側の設計になるように、設計竜巻の最大風速 (V_D) を設計飛来物の最大水平速度として設定してもよい。</p> <p>設計飛来物の最大鉛直速度 (${}_V V_{\text{max}}$) は、最大水平速度と同様に計算等により求めても良いし、米国 NRC の基準類^(※4)を参考に設定した下式により算定してもよい。</p> ${}_V V_{\text{max}} = (2/3) \cdot {}_H V_{\text{max}} \cdots (4.3)$ <p>ここで、${}_H V_{\text{max}}$ は、設計飛来物の最大水平速度を表す。</p> <p>(2) 設計飛来物の設定例</p> <p>設計飛来物の選定あるいは設定、並びに設計飛来物の最大速度を設定する際の参考として、解説表 4.1 に飛来物及びその最大速度の設定例を示す。解説表 4.1 の棒状物、板状物及び塊状物の最大水平速度 (${}_H V_{\text{max}}$) は、設計竜巻の最大風速 (V_D)=100 (m/s) とした条件下で解析的に算定した結果^(※3)である。また、解説表 4.1 の最大鉛直速度 (${}_V V_{\text{max}}$) は、米国 NRC の基準類^(※4)を参考として設定した(4.3)式を用いて算定した結果である。</p> <p>なお、解説表 4.1 に示した飛来物よりも小さな開口部を飛来物が通過することの影響等を確認する場合は、さらに小さな飛来物を設定する必要がある。</p>	<p>竜巻防護対策によって防護できない可能性のあるものを固定、固縛、建屋収納又は敷地から撤去することによって飛来させないことを前提とし、鋼製材を設計飛来物としている。また、鋼製材より小さく飛来物防護ネットを通過する可能性のあるものとして鋼製パイプも設計飛来物としている。</p> <p>⇒設計飛来物の最大水平速度は、ランキン渦モデルを仮定し「竜巻による物体の浮上・飛来解析コード」を用いて算出した結果及びガイドに記載された値を比較し、より大きい方を特性値として設定している。</p> <p>⇒設計飛来物の最大鉛直速度は、ガイドに示される米国 NRC の基準類を参考に設定し、最大水平速度の 2/3 としている。</p> <p>⇒設計対処施設に衝突する可能性のある飛来物のうち、寸法、質量、形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮することにも、竜巻防護対策によって防護できない可能性のあるものを固縛、撤去することによって飛来させないことを前提とした上で、鋼製材を設計飛来物としている。また、鋼製材より小さく飛来物防護ネットを通過する可能性のあるものとして鋼製パイプも設計飛来物としている。</p> <p>⇒開口部の洗い出しにおいては、建屋図面及び現地確認を行い、全ての開</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド		ガイドへの適合性の確認結果																																																				
<p>解説表 4.1 飛来物及び最大速度の設定例 (V_D=100(m/s)の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">飛来物の種類</th> <th colspan="2">棒状物</th> <th colspan="2">塊状物</th> </tr> <tr> <th>鋼製パイプ</th> <th>鋼製材</th> <th>コンクリート板</th> <th>コンテナ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイズ (m)</td> <td>長さ×直径 2×0.05</td> <td>長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2</td> <td>長さ×幅×厚さ 1.5×1×0.15</td> <td>長さ×幅×奥行 2.4×2.6×6</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>8.4</td> <td>135</td> <td>540</td> <td>2300</td> </tr> <tr> <td>最大水平速度 (m/s)</td> <td>49</td> <td>51</td> <td>30</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>最大鉛直速度 (m/s)</td> <td>33</td> <td>34</td> <td>20</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4750</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>34</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>						飛来物の種類	棒状物		塊状物		鋼製パイプ	鋼製材	コンクリート板	コンテナ	サイズ (m)	長さ×直径 2×0.05	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2	長さ×幅×厚さ 1.5×1×0.15	長さ×幅×奥行 2.4×2.6×6	質量 (kg)	8.4	135	540	2300	最大水平速度 (m/s)	49	51	30	60	最大鉛直速度 (m/s)	33	34	20	40					2300					4750					34					23
飛来物の種類	棒状物		塊状物																																																			
	鋼製パイプ	鋼製材	コンクリート板	コンテナ																																																		
サイズ (m)	長さ×直径 2×0.05	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2	長さ×幅×厚さ 1.5×1×0.15	長さ×幅×奥行 2.4×2.6×6																																																		
質量 (kg)	8.4	135	540	2300																																																		
最大水平速度 (m/s)	49	51	30	60																																																		
最大鉛直速度 (m/s)	33	34	20	40																																																		
				2300																																																		
				4750																																																		
				34																																																		
				23																																																		
<p>解説 4.3.1.3.4 設計飛来物の衝突方向、衝突範囲及び衝撃荷重の設定</p> <p>設計飛来物が設計対象施設に衝突する方向は、安全側の設計になるように設定する。</p> <p>設計飛来物が到達する範囲について解析結果等から想定される場合は、その技術的根拠を示した上で設計飛来物が到達しない範囲を設定することができる。</p> <p>各設計飛来物による衝撃荷重は、設計飛来物の形状及び剛性等の機械的特性を適切に設定した衝撃解析等の計算結果に基づいて設定するか、あるいは、安全側の設計となるように配慮して設計飛来物を剛体と仮定して設定してもよい。</p> <p>解説 4.3.1.4 設計竜巻荷重の組み合わせ</p> <p>設計対象施設の設計に用いる設計竜巻荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重(W_W)、気圧差による荷重(W_P)、及び設計飛来物による衝撃荷重(W_M)を組み合わせた複合荷重とし、複合荷重W_{T1}及びW_{T2}は、米国NRCの基準類(参12)を参考として設定した下式により算定する。</p> $W_{T1} = W_P \dots (4.4)$ $W_{T2} = W_W + 0.5 \cdot W_P + W_M \dots (4.5)$ <p>ここで、(4.4)式及び(4.5)式の各変数は下記のとおり。</p>																																																						
<p>口部を抽出している。なお、設計飛来物よりも小さい開口部はないことを確認している。</p> <p>⇒竜巻ガイドを参考に、衝突時の荷重が大きくなる向きで設計飛来物が設計対象施設に衝突した場合の衝撃荷重を算出することとしている。また、貫通評価においても、設計飛来物の貫通力が大きくなる向きで衝突することを考慮して評価を行うこととしている。</p> <p>⇒各設計飛来物による衝撃荷重は、設計飛来物の形状、剛性等の機械的特性に基づいて適切に設定する。</p> <p>⇒ガイドに従って設計竜巻荷重の組合せを考慮することとしている。</p>																																																						

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p> W_{T1}、W_{T2}：設計竜巻による複合荷重 W_W：設計竜巻の風圧力による荷重 W_P：設計竜巻による気圧差による荷重 W_M：設計飛来物による衝撃荷重 なお、設計対象施設には W_{T1} 及び W_{T2} の両荷重をそれぞれ作用させる。 </p> <p> 4.3.2 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 「2.2.2 設計対象施設に作用する荷重」の「(2) 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重」に示した各荷重について、それぞれ技術的見地等から妥当な荷重として設定し、設計竜巻荷重と組み合わせる。 </p> <p> 4.4 施設の構造健全性の確認 4.4.1 概要 設計竜巻荷重及びその他組み合わせ荷重（常時作用している荷重、竜巻以外の自然現象による荷重、設計基準事故時荷重等）を適切に組み合わせた設計荷重に対して、設計対象施設、あるいはその特定の区画^(注 4.1)の構造健全性が維持されて安全機能が維持される方針であることを確認する。 </p> <p> 4.4.2 建屋、構築物等の構造健全性の確認 設計荷重に対して、建屋・構築物等の構造健全性が維持されて安全機能が維持される方針であることを確認する。 </p> <p> (1) 設計荷重によって施設に生じる変形・応力等の算定 建屋・構築物等の形状や特徴等を反映して設定した設計荷重によって設計対象施設に生じる </p>	<p> ⇒設計対象施設には W_{T1} 及び W_{T2} の両荷重をそれぞれ作用させることとしている。 </p> <p> ⇒設計竜巻荷重と組み合わせる荷重として以下のものを考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・設計対象施設に常時作用する荷重及び運転時荷重 ・竜巻以外の自然現象による荷重（積雪） </p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>変形や応力等を算定する方針である。設計対象施設に生じる変形や応力等は、その技術的な妥当性を確認した上で、原則として、現行の法律及び基準類^(注4.2)等に準拠して算定する。</p> <p>(2) 構造健全性の確認</p> <p>「(1) 設計荷重によって施設に生じる変形・応力等の算定」で算定される変形・応力等に基づいて、設計対象施設(建屋・構築物等)が以下の構造健全性評価基準を満足する方針であることを確認する。</p> <p>① 竜巻防護施設(外殻となる施設等)による防護機能が確認された竜巻防護施設を除く) 設計対象施設が終局耐力等の許容限界^(注4.2)に対して妥当な安全余裕を有している。</p> <p>② 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>1) 設計対象施設あるいはその特定の区画^(注4.3)が、終局耐力等の許容限界^(注4.2)に対して妥当な安全余裕を有している。</p> <p>2) 設計飛来物が設計対象施設あるいはその特定の区画^(注4.3)に衝突した際に、竜巻防護施設の安全機能の維持に影響を与えない。^(注4.4)</p> <p>4.4.3 設備の構造健全性の確認</p> <p>設計荷重に対して、設備(系統・機器)の構造健全性が維持されて安全機能が維持される方針であることを確認する。</p> <p>(1) 設計荷重によって施設に生じる変形・応力等の算定</p> <p>設備の形状や特徴等を反映して設定した設計荷重によって設計対象施設に生じる変形や応力等を算定する方針である。設計対象施設に生じる変形や応力等は、その技術的な妥当性を確認した上で、原則として、現行の法律及び基準類^(注4.5)等に準拠して算定する。</p>	<p>⇒設計竜巻からの防護設計方針を以下の通りとし、安全機能を損なわない設計とする方針としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻防護対象施設を収納する建屋 <p>設計荷重(竜巻)に対して施設内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。設計飛来物の衝突に対しては、貫通、裏面剥離を防止し、竜巻防護対象施設を設置する区画の構造健全性を確保することにより、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 <p>設計荷重(竜巻)による影響を受けても竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>(2) 構造健全性の確認</p> <p>「(1) 設計荷重によって施設に生じる変形・応力等の算定」で算定される変形・応力等に基づいて、設計対象施設（設備）が以下の構造健全性評価基準を満足する方針であることを確認する。</p> <p>①竜巻防護施設（外殻となる施設等）に基づく許容限界^(注4.5)に対して妥当な安全余裕を有している。</p> <p>②竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>1) 設計対象施設あるいはその特定の区画^(注4.6)が、許容応力度等に基づく許容限界^(注4.5)に対して妥当な安全余裕を有している。</p> <p>2) 設計飛来物が設計対象施設あるいはその特定の区画^(注4.6)に衝突した際に、竜巻防護施設の安全機能の維持に影響を与えない。^(注4.7)</p> <p>4.5 その他の確認事項</p> <p>4.4 に示す以外の確認事項については、原子力発電所の区画等を参照して十分に検討した上で設定する。例えば、中央制御室等の重要な区画等や非常用発電機等の重要な設備等に繋がる給排気ダクト類へ作用する風圧力が安全機能維持に与える影響等、安全機能維持の観点から重要と考えられる確認事項を設定する。そして、それぞれの項目について検討を行い、安全機能が維持される方針であることを確認する。</p>	<p>⇒設計竜巻からの防護設計方針を以下の通りとし、安全機能を損なわない設計とする方針としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋に収納され防護される竜巻防護対象施設 ・ 建屋による防護により、設計荷重（竜巻）の影響を受けない設計とする。 ・ 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 <p>飛来物防護板を設置すること等により、設計荷重（竜巻）の影響に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外の竜巻防護対象施設 ・ 飛来物防護ネット又は飛来物防護板を設置すること等により、設計荷重（竜巻）の影響に対して安全機能を損なわない設計とする。 ・ 外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・ 設計荷重（竜巻）の影響を受けても安全機能を損なわない設計とする。 ・ 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 <p>設計荷重（竜巻）による影響を受けても竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>⇒その他の確認事項がないか区画等を用いて検討し、竜巻に伴う気圧低下によって塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備の安全機能維持に影響がないことを確認している。（補足説明資料 7-3）</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>5. 竜巻随伴事象に対する考慮</p> <p>5.1 概要</p> <p>竜巻随伴事象に対して、竜巻防護施設の安全機能が維持される方針であることを確認する。</p> <p>5.2 基本的な考え方及び検討事項</p> <p>検討対象とする竜巻随伴事象は、原子力発電所の図面等を参照して十分に検討した上で設定する。</p> <p>ただし、竜巻随伴事象として容易に想定される以下の事象については、その発生の可能性について検討を行い、必要に応じてそれら事象が発生した場合においても安全機能が維持される方針であることを確認する。</p> <p>(1) 火災</p> <p>設計竜巻等により燃料タンクや貯蔵所等が倒壊して、重油、軽油及びガソリン等の流出等に起因した火災が発生した場合においても、竜巻防護施設の安全機能の維持に影響を与えない。</p> <p>(2) 溢水等</p> <p>設計竜巻による気圧低下等に起因した使用済燃料プール等の水の流出、屋外給水タンク等の倒壊による水の流出等が発生した場合においても、竜巻防護施設の安全機能の維持に影響を与えない。</p>	<p>⇒再処理施設の配置をもとに、各々の施設への竜巻の影響を検討し、随伴事象を検討している。</p> <p>⇒竜巻随伴事象として火災、溢水、外部電源喪失を想定し、これらの事象に対しても竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とすることをしている。</p> <p>⇒竜巻により屋外にある危険物貯蔵施設等の損傷、漏えい及び防油堤内での火災の発生を想定しても、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることとしている。</p> <p>⇒建屋内に設置される竜巻防護対象施設のうち開口部を有する室に設置されるものは、竜巻防護対象施設が設置されている室の開口部に竜巻防護対策を講じ、飛来物の侵入及び建屋内での火災の発生を防止する設計とすることとしている。</p> <p>⇒再処理事業所内の屋外タンクの破損による溢水を想定して溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行い、竜巻防護対象施設</p>

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>(3) 外部電源喪失</p> <p>設計竜巻、設計竜巻と同時発生する雷・雹等、あるいはダウンバースト等により、送電網に関する施設等が損傷する等して外部電源喪失に至った場合においても、竜巻防護施設の安全機能の維持に影響を与えない。</p> <p>6. 附則</p> <p>この規定は、平成25年7月8日より施行する。</p> <p>本ガイドに記載されている以外の計算方法等を設計で使用する場合は、技術的見地等からその妥当性を示す必要がある。</p> <p>また、竜巻等の発生頻度、特性及びメカニズム等に関する情報、並びに竜巻等による被害の実情に関する情報等が不足している現在の日本の状況では、竜巻等に係る最新情報の調査・入手に努めるとともに、本ガイドは、最新情報を反映して適宜見直しを行うものとする。</p> <p>なお、将来に観測された竜巻の最大風速が、過去に観測された竜巻の最大風速を上回った場合は、本設計の妥当性について再度見直すこととする。</p>	<p>の安全機能に影響を与えない設計とすることとしている。</p> <p>建屋内の竜巻防護対象施設で損傷する恐れのある開口部等には竜巻防護対策設備を設置することから、安全機能に影響を及ぼすことは考えられない。また竜巻防護対象施設のない開口部等については、設計竜巻により建屋内の溢水が発生したとしても安全機能に影響を与えない。</p> <p>⇒設計竜巻、設計竜巻と同時に発生する雷・雹等、あるいはダウンバースト等により、送電網に関する施設等が損傷する等による外部電源喪失については、非常用所内電源系統を竜巻から防護することで、安全機能を維持する設計とすることとしている。</p>

令和 2 年 4 月 28 日 R8

補足説明資料 3 - 1 (9 条 竜巻)

設計対処施設の選定について

1. 設計対処施設の選定方針

設計竜巻から防護する施設（竜巻防護対象施設）は、安全上重要な施設とする。これらの施設を第1図～第3図に示す選定フローに従い、竜巻による風圧力、気圧差及び飛来物に対する設計対処施設として選定するとともに竜巻防護対象施設を収納する建屋を設計対処施設に選定する。また、建屋に収納される竜巻防護対象施設のうち第4図に示す選定フローに従い選定される設計荷重（竜巻）に対して十分な耐力を有しない建屋に収納される竜巻防護対象施設及び開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施設のうち第5図に示す選定フローに従い選定される竜巻防護対象施設は、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設として選定する。

また、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設については、当該施設の破損等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせる可能性がある施設又はその施設の特定の区画を、竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設として選定する。

竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設としては、竜巻防護対象施設等を除く構築物、系統及び機器の中から、竜巻防護対象施設等に対し、倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損等による機能的影響を及ぼし得る施設を以下のとおり選定する。

竜巻防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設としては、建物・構築物の高さと同施設等との距離を考慮して、破損又は倒壊により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設に機械的影響を及ぼし得る施設として選定する。

竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設としては、竜巻防護対象施設の付属設備のうち屋外にあるもので、風圧力、気圧差及び飛来物の衝突による破損等により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設として選定する。なお、竜巻防護対象施設としては安全上重要な施設を選定していること、安全上重要な施設はその機能の喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれのあるものを選定していること、安全上重要な施設は電氣的、物理的な独立性を有する設計としていること及び竜巻防護対象施設を設置する室は設計竜巻に対して竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることから、竜巻防護対象施設の付属設備のうち屋内に設置されるもので、設計竜巻の影響により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわせる可能性のある施設はない。

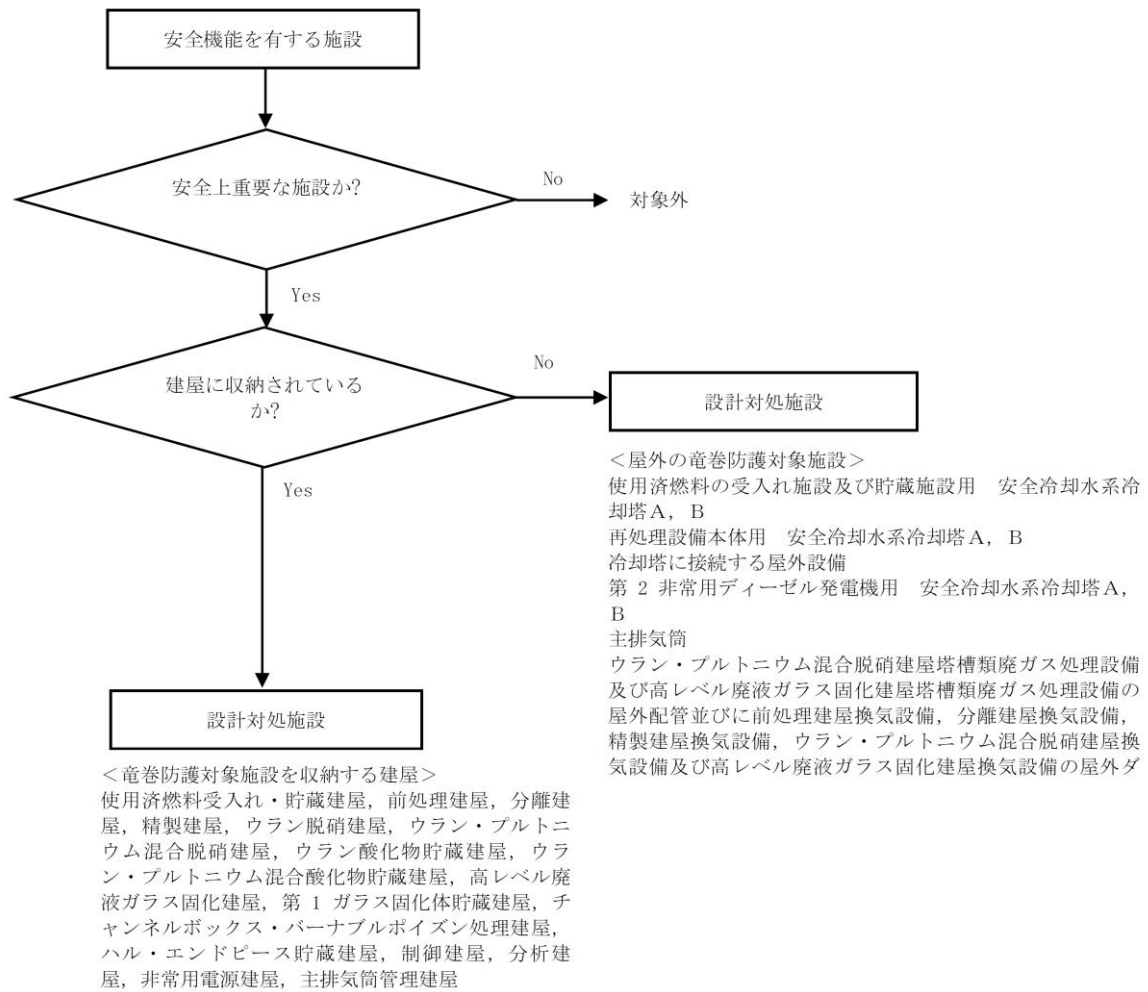
2. 設計対処施設の選定結果

再処理事業指定申請書 添付書類六の「第 1.7.7-1 表 安全上重要な施設」に基づいて、設計対処施設の選定を行った結果を第 1 表に示す。また、竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の選定結果を第 2 表に示す。

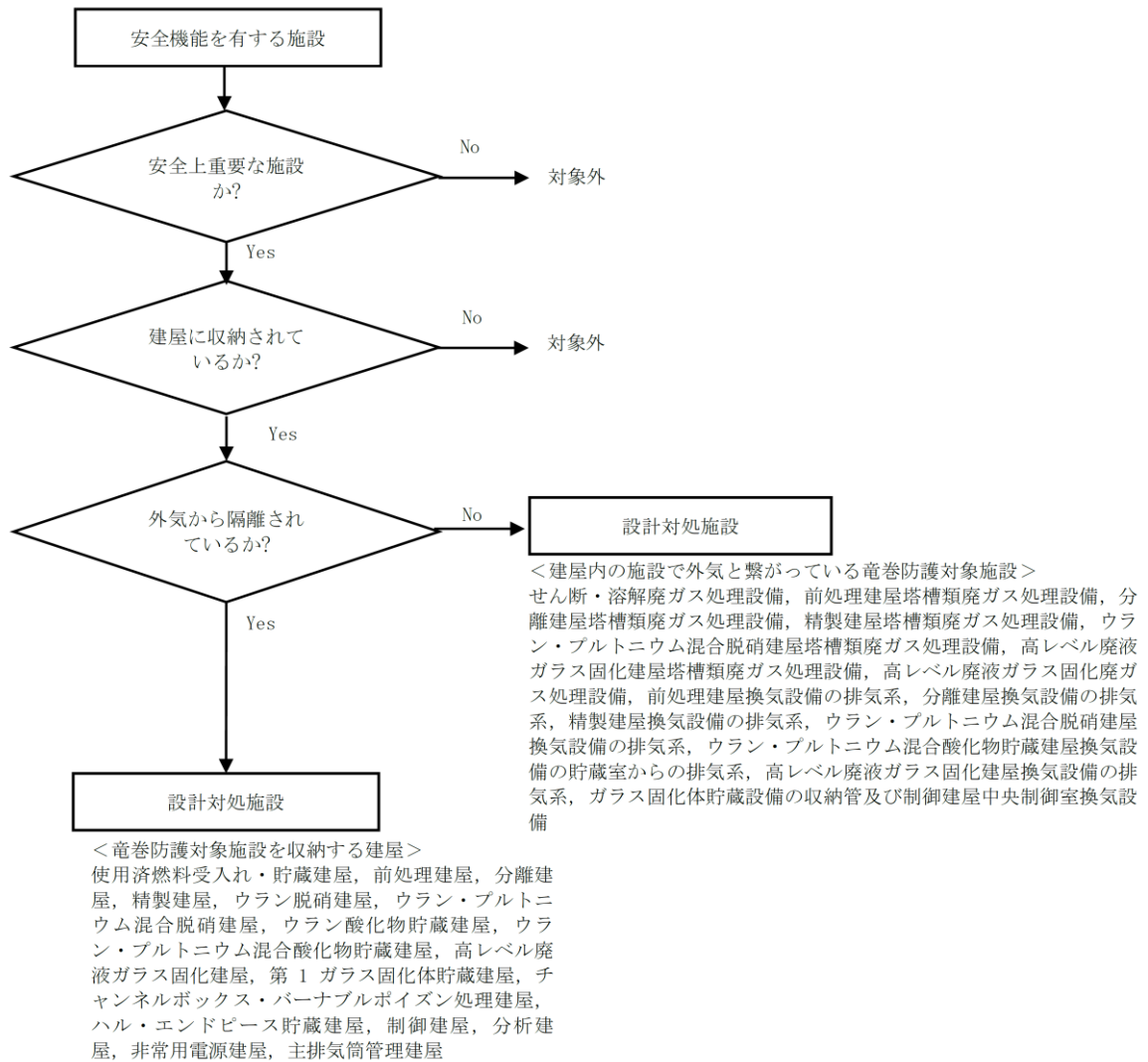
3. 設計対処施設と設計項目

上記2.の結果から得られた竜巻に対する設計対処施設及びその設計項目を第3表に示すとともに、竜巻防護対象施設を収納する建屋、屋外施設及び竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の配置を第6図に示す。

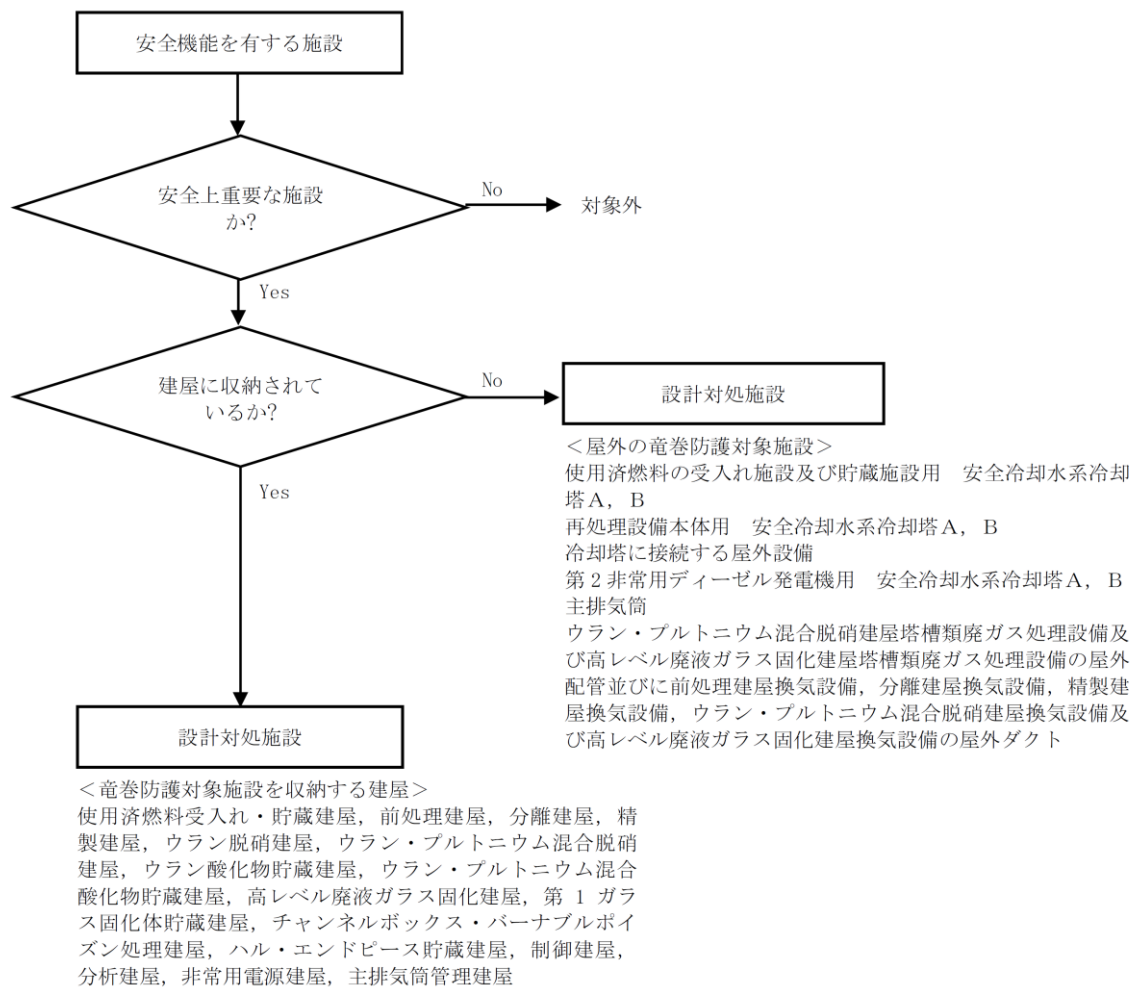
以 上



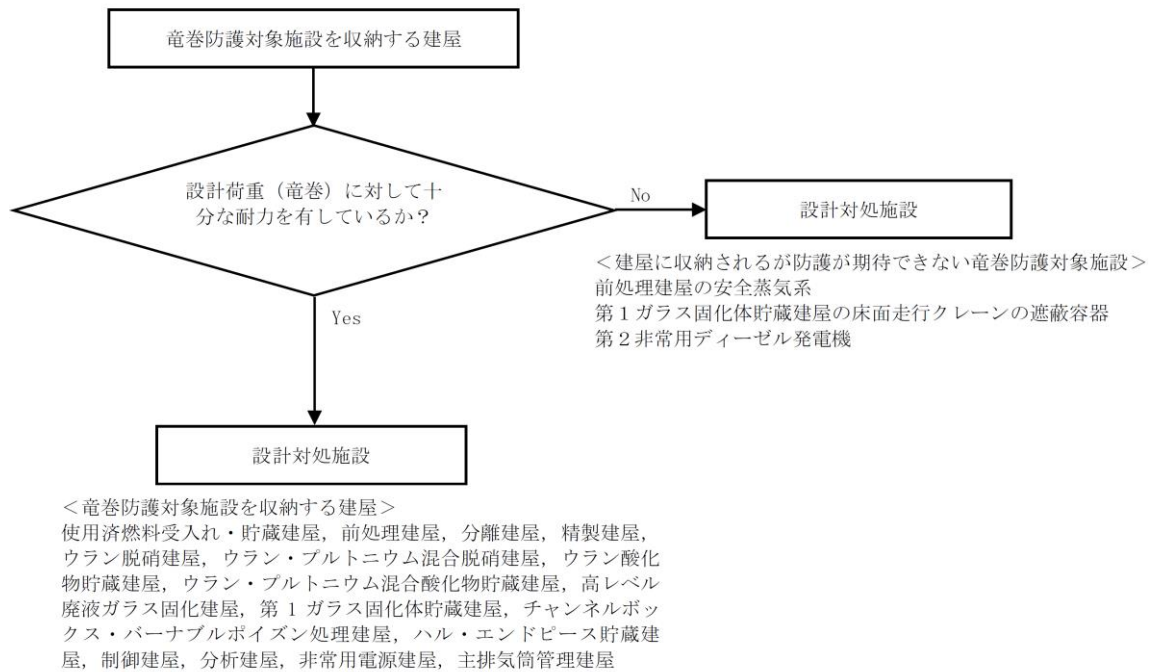
第1図 風圧力に対する設計対処施設の選定フロー



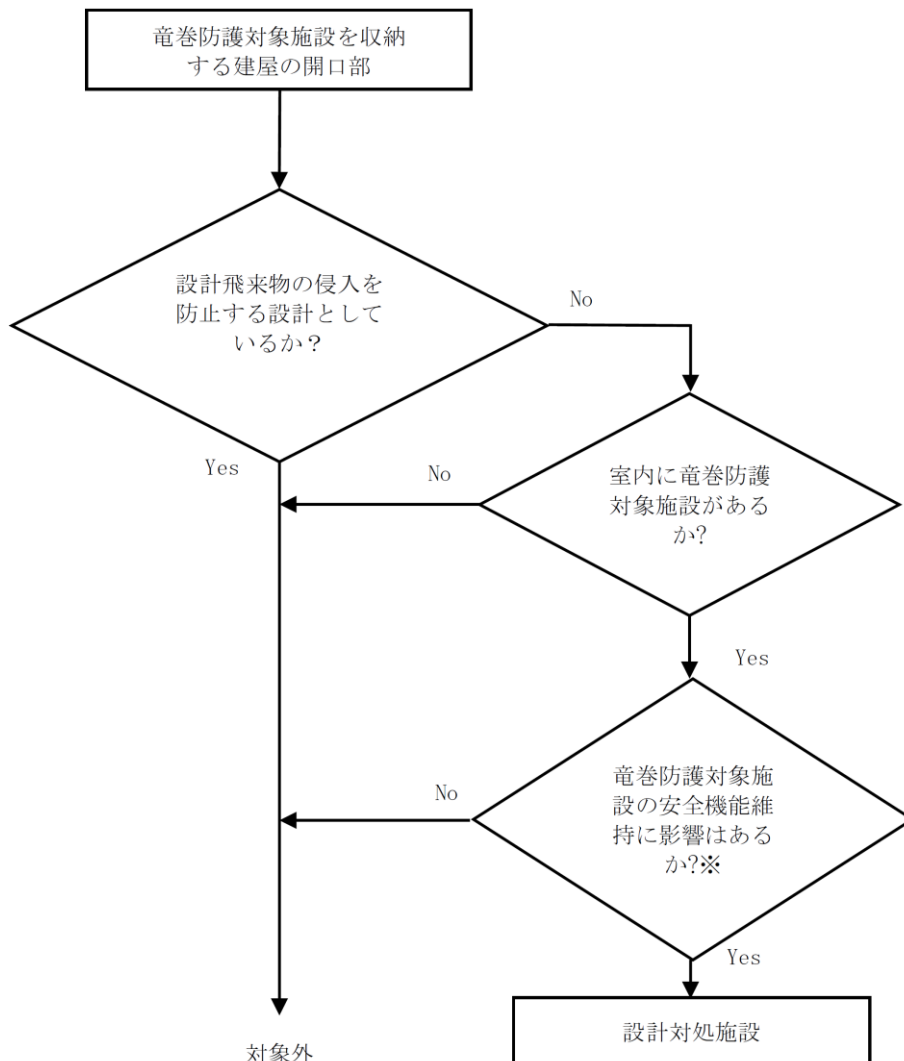
第2図 気圧差に対する設計対処施設の選定フロー



第3図 飛来物に対する設計対処施設の選定フロー



第4図 建屋の耐力に関する設計対処施設の選定フロー



＜建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設＞
 前処理建屋の安全蒸気系
 前処理建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統及び計測制御系統施設
 高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系
 非常用電源建屋の非常用所内電源系統
 制御建屋中央制御室換気設備

※設計飛来物が開口部を通じて室内へ侵入した場合に、安全上重要な施設へ衝突する可能性の有無を確認する。

第 5 図 開口部に対する設計対処施設の選定フロー

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目			
			風圧力	気圧差	飛来物	
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	×	×	
	9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値 (形状寸法管理の機器)	臨界安全管理表に寸法が記載されている機器				
		燃焼度計測前燃料仮置きラック	×	×	×	
		燃焼度計測後燃料仮置きラック	×	×	×	
		低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック	×	×	×	
		低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック	×	×	×	
		高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック	×	×	×	
		高残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック	×	×	×	
		BWR 燃料用バスケット	×	×	×	
		PWR 燃料用バスケット	×	×	×	
		隣接する低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック	×	×	×	
	上記以外の異なる種類のラック及びバスケット	×	×	×		
	○核的制限値 (核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器)	燃焼度計測装置	×	×	×	

○ : 評価対象
 - : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目			
			風圧力	気圧差	飛来物	
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋（続き）	10 使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料取出しピット	×	×	×	
		燃料仮置きピット	×	×	×	
		燃料貯蔵プール	×	×	×	
		チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット	×	×	×	
		燃料移送水路	×	×	×	
		燃料送出しピット	×	×	×	
		バスケット仮置き架台	×	×	×	
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン	×	×	×	
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統，冷却水系統等 ○ 冷却設備	プール水冷却系	×	×	×	
		安全冷却水系	○	-	○	
		補給水設備	×	×	×	
	前処理建屋	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	溶解槽	×	×	×
			第1よう素追出し槽	×	×	×
第2よう素追出し槽			×	×	×	
中間ポット			×	×	×	
中継槽			×	×	×	
清澄機			×	×	×	
計量前中間貯槽			×	×	×	
計量・調整槽			×	×	×	
計量後中間貯槽			×	×	×	
リサイクル槽			×	×	×	
計量補助槽		×	×	×		
2 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器		不溶解残渣回収槽	×	×	×	
		清澄機	×	×	×	

○：評価対象
 -：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
前処理建屋(続き)	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	○	×
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備	×	○	×
		7.2 節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ			
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備のよう素フィルタ	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機			
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備の排風機	×	○	×
		前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の排風機	×	○	×
	4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記1及び2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル	×	×	×
		5 上記4の換気系統	前処理建屋換気設備	×	○
	中継槽セル等からの排気系		×	○	×
	溶解槽セル等からのA排気系		×	○	×

○：評価対象
 -：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
前処理建屋(続き)	5 上記4の換気系統	溶解槽セル等からのB排気系	×	○	×
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ			
		前処理建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機			
		前処理建屋換気設備の建屋排風機、セル排風機、溶解槽セルA排風機、溶解槽セルB排風機	×	○	×
	6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	前処理建屋	○	○	○
		前処理建屋換気設備(屋外ダクト)	○	—	○
		前処理建屋換気設備汚染のおそれのある区域からの排気系	×	○	×
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	×	○	×

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
前処理建屋(続き)	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	×	○
		安全蒸気系	×	×	○
		安全圧縮空気系	×	×	×
	9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値 (形状寸法管理の機器)	溶解設備の主要設備の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器			
		溶解槽	×	×	×
	○ 核的制限値 (核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器)	燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路	×	×	○
		エントピースせん断位置異常によるせん断停止回路	×	×	○
		溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路	×	×	○
		エントピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路	×	×	○
		第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽の溶解液密度による高警報	×	×	×
	12 安全保護回路	可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路	×	×	○
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等 ○ 計測制御設備	以下の信号によるせん断停止回路			
		・せん断刃位置異常	×	×	○
		・溶解槽溶解液温度低	×	×	○
		・硝酸供給槽硝酸密度低	×	×	○
	・溶解槽供給硝酸流量低	×	×	○	

○ : 評価対象
 - : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
前処理建屋(続き)	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等 ○ 計測制御設備	・可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位低	×	×	○
		・エンドピース酸洗浄槽洗浄液温度低	×	×	○
		・エンドピース酸洗浄槽供給硝酸密度低	×	×	○
		・エンドピース酸洗浄槽供給硝酸流量低	×	×	○
		以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報			
		・溶解槽セル	×	×	×
		・中継槽セル	×	×	×
		・清澄機セル	×	×	×
		・計量・調整槽セル	×	×	×
		・計量後中間貯槽セル	×	×	×
		・放射性配管分岐第1セル	×	×	×
		・放射性配管分岐第4セル	×	×	×
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備の系統の圧力警報	×	×	×
		前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統の圧力警報	×	×	×
	○ 冷却設備	安全冷却水系(外部ループ)	○	-	○
	安全冷却水系(内部ループ)から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管				

○ : 評価対象
- : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
前処理建屋(続き)	○ 冷却設備	中間ポット	×	×	×
		中継槽	×	×	×
		不溶解残渣回収槽	×	×	×
		リサイクル槽	×	×	×
		計量前中間貯槽	×	×	×
		計量・調整槽	×	×	×
		計量補助槽	×	×	×
		計量後中間貯槽	×	×	×
	○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用配管	水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用配管			
		ハル洗浄槽	×	×	×
		中間ポット	×	×	×
		水バッファ槽	×	×	×
		中継槽	×	×	×
		不溶解残渣回収槽	×	×	×
		リサイクル槽	×	×	×
		計量前中間貯槽	×	×	×
		計量・調整槽	×	×	×
		計量補助槽	×	×	×
		計量後中間貯槽	×	×	×
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等(続き) ○ 漏えい液回収系統	溶解槽セル、中継槽セル、清澄機セル、計量・調整槽セル、計量後中間貯槽セル、放射性配管分岐第1セル及び放射性配管分岐第4セルの漏えい液受皿から漏えい液を回収する系統	×	×	×
○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統		可溶性中性子吸収材緊急供給系	×	×	×

○：評価対象
－：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
前処理建屋(続き)	○ 安全圧縮空気系から上記9, 12及び15の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	×	×	×
	○ 上記3, 5及び6の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備の加熱器	×	×	×
分離建屋	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	溶解液中間貯槽	×	×	×
		溶解液供給槽	×	×	×
		抽出塔	×	×	×
		第1洗浄塔	×	×	×
		第2洗浄塔	×	×	×
		プルトニウム分配塔	×	×	×
		ウラン洗浄塔	×	×	×
		プルトニウム溶液TBP洗浄器	×	×	×
		プルトニウム溶液受槽	×	×	×
		プルトニウム溶液中間貯槽	×	×	×
		第1一時貯留処理槽	×	×	×
		第2一時貯留処理槽	×	×	×
		第3一時貯留処理槽	×	×	×
		第7一時貯留処理槽	×	×	×
	第8一時貯留処理槽	×	×	×	
	2 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器	抽出塔	×	×	×
		TBP洗浄塔	×	×	×
		抽出廃液受槽	×	×	×
抽出廃液中間貯槽		×	×	×	
抽出廃液供給槽		×	×	×	
第1一時貯留処理槽		×	×	×	
第3一時貯留処理槽	×	×	×		

○：評価対象
 ー：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
分離建屋 (続き)	2 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器	第4一時貯留処理槽	×	×	×
		第6一時貯留処理槽	×	×	×
		第7一時貯留処理槽	×	×	×
		高レベル廃液供給槽	×	×	×
		高レベル廃液濃縮缶	×	×	×
	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系	×	○	×
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系	×	○	×
		高レベル廃液濃縮缶凝縮器	×	×	×
		減衰器	×	×	×
		7.2 節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ			
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機			
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の排風機	×	○	×

○：評価対象
 -：評価対象外

×：評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
分離建屋 (続き)	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系の排風機	×	○	×
		4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記1及び2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル	×	×
		下記の洞道に設置する配管収納容器のうち, 上記1及び2の配管を収納する配管収納容器			
		分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—	—
		分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	—	—	—
	5 上記4の換気系統	分離建屋換気設備 プルトニウム溶液中間貯槽セル等からの排気系	×	○	×
		7.2 節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ			
		分離建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機			
		分離建屋換気設備の建屋排風機、グローブボックス・セル排風機	×	○	×

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
分離建屋 (続き)	6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	分離建屋	○	○	○
		分離建屋換気設備(屋外ダクト)	○	—	○
		分離建屋換気設備 汚染のおそれのある区域からの排気系	×	○	×
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	×	○	×
		下記の洞道のうち, 上記1及び2の配管を収納する洞道			
		分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—	—
		分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	—	—	—
8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	×	×	
9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値 (形状寸法管理の機器)	分離設備, 分配設備, 分離建屋一時貯留処理設備の主要設備の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器				
	抽出塔	×	×	×	

○ : 評価対象
— : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
分離建屋（続き）	9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値（形状寸法管理の機器）	第1洗浄塔	×	×	×
		第2洗浄塔	×	×	×
		T B P 洗浄塔	×	×	×
		プルトニウム分配塔	×	×	×
		ウラン洗浄塔	×	×	×
		プルトニウム溶液 T B P 洗浄器	×	×	×
		プルトニウム洗浄器	×	×	×
		プルトニウム溶液受槽	×	×	×
		プルトニウム溶液中間貯槽	×	×	×
		第1一時貯留処理槽	×	×	×
		第2一時貯留処理槽	×	×	×
		第7一時貯留処理槽	×	×	×
		第8一時貯留処理槽	×	×	×
		第5一時貯留処理槽	×	×	×
		補助抽出器	×	×	×
	T B P 洗浄器	×	×	×	
	○ 核的制限値（核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器）	プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の計数率高による警報	×	×	×
	12 安全保護回路	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	×	×
		プルトニウム洗浄器中性子検出器の計数率高による工程停止回路	×	×	×
		高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	×	×	×

○：評価対象
－：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
分離建屋（続き）	12 安全保護回路	分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	×	×
		外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（分離建屋）	×	×	×
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統，冷却水系統等 ○ 計測制御設備	以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報			
		・溶解液中間貯槽セル	×	×	×
		・溶解液供給槽セル	×	×	×
		・抽出塔セル	×	×	×
		・プルトニウム洗浄器セル	×	×	×
		・抽出廃液受槽セル	×	×	×
		・抽出廃液供給槽セル	×	×	×
		・分離建屋一時貯留処理槽第1セル	×	×	×
		・分離建屋一時貯留処理槽第2セル	×	×	×
		・放射性配管分岐第2セル	×	×	×
		・高レベル廃液供給槽セル	×	×	×
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系の系統の圧力警報	×	×	×
		○ 冷却設備	高レベル廃液濃縮缶の加熱蒸気と冷却水の切替弁	×	×

○：評価対象
 ー：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
分離建屋 (続き)	○ 冷却設備	安全冷却水系から第9.5-2表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管			
		溶解液中間貯槽	×	×	×
		溶解液供給槽	×	×	×
		抽出廃液受槽	×	×	×
		抽出廃液中間貯槽	×	×	×
		抽出廃液供給槽	×	×	×
		第1一時貯留処理槽	×	×	×
		第3一時貯留処理槽	×	×	×
		第4一時貯留処理槽	×	×	×
		第6一時貯留処理槽	×	×	×
		第7一時貯留処理槽	×	×	×
		第8一時貯留処理槽	×	×	×
		高レベル廃液供給槽	×	×	×
		高レベル廃液濃縮缶	×	×	×
	○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から第9.3-2表に記載の水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管	水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管			
		溶解液中間貯槽	×	×	×
		溶解液供給槽	×	×	×
		抽出塔	×	×	×
		第1洗浄塔	×	×	×
		第2洗浄塔	×	×	×
		T B P 洗浄塔	×	×	×
		抽出廃液受槽	×	×	×
		抽出廃液中間貯槽	×	×	×
		抽出廃液供給槽	×	×	×
		プルトニウム分配塔	×	×	×
ウラン洗浄塔	×	×	×		
プルトニウム洗浄器	×	×	×		

○ : 評価対象
 - : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
分離建屋 (続き)	○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から第9.3-2表に記載の水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管	プルトニウム溶液受槽	×	×	×
		プルトニウム溶液中間貯槽	×	×	×
		第1一時貯留処理槽	×	×	×
		第2一時貯留処理槽	×	×	×
		第3一時貯留処理槽	×	×	×
		第4一時貯留処理槽	×	×	×
		第5一時貯留処理槽	×	×	×
		第6一時貯留処理槽	×	×	×
		第7一時貯留処理槽	×	×	×
		第8一時貯留処理槽	×	×	×
		第9一時貯留処理槽	×	×	×
		第10一時貯留処理槽	×	×	×
		溶媒再生系 分離・分配系 第1洗浄器	×	×	×
		高レベル廃液供給槽	×	×	×
		高レベル廃液濃縮缶	×	×	×
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等 ○ 漏えい液回収系統	溶解液中間貯槽セル	×	×	×
		溶解液供給槽セル	×	×	×
		抽出塔セル	×	×	×
		プルトニウム洗浄器セル	×	×	×
		抽出廃液受槽セル	×	×	×
		抽出廃液供給槽セル	×	×	×
		放射性配管分岐第2セル	×	×	×
		高レベル廃液供給槽セル	×	×	×
		分離建屋一時貯留処理槽第1セル	×	×	×
		分離建屋一時貯留処理槽第2セル	×	×	×

○ : 評価対象
 - : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
分離建屋 (続き)	○ 上記 12 の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	×	×	×
		分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	×	×	×
		プルトニウム洗浄器中性子検出器の計数率高による工程停止回路に係る遮断弁	×	×	×
		建屋給気閉止ダンパ(分離建屋換気設備)	×	○	×
	○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記 9、12 及び 15 項記載の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	×	×	×
○ 上記 3、5 及び 6 項記載の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設	建屋給気閉止ダンパ	×	×	×	
精製建屋	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	プルトニウム溶液供給槽	×	×	×
		第1酸化塔	×	×	×
		第1脱ガス塔	×	×	×
		抽出塔	×	×	×
		核分裂生成物洗浄塔	×	×	×
		逆抽出塔	×	×	×
		ウラン洗浄塔	×	×	×
補助油水分離槽	×	×	×		

○：評価対象
 -：評価対象外

×：評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
精製建屋 (続き)	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	TBP 洗浄器	×	×	×
		第2酸化塔	×	×	×
		第2脱ガスタ	×	×	×
		プルトニウム溶液受槽	×	×	×
		油水分離槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮缶供給槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮缶	×	×	×
		プルトニウム濃縮液受槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮液計量槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮液一時貯槽	×	×	×
		リサイクル槽	×	×	×
		希釈槽	×	×	×
		プルトニウム溶液一時貯槽	×	×	×
		第1一時貯留処理槽	×	×	×
		第2一時貯留処理槽	×	×	×
		第3一時貯留処理槽	×	×	×
		第7一時貯留処理槽	×	×	×
		プルトニウムを含む溶液又は粉末の主要な流れを構成する配管	×	×	×
	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(Pu系)	×	○	×

○：評価対象
 -：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
精製建屋 (続き)	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系	×	○	×
		7.2 節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ			
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 (Pu 系) の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機			
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 (Pu 系) の排風機	×	○	×
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系の排風機	×	○	×
精製建屋 (続き)	4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記1及び2の系統及び機器を収納するセル及びグローブ ボックス	×	×	×
		プルトニウム精製設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管	×	×	×
精製建屋 (続き)	4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断	下記の洞道に設置する配管収納容器のうち, 上			

○ : 評価対象
 - : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
	工程を収納するセル等	記1及び2の配管を収納する配管収納容器			
		分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—	—
		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	—	—	—
	5 上記4の換気系統	精製建屋換気設備 プルトニウム濃縮缶セル等からの排気系	×	○	×
		グローブボックス等からの排気系	×	○	×
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ			
		精製建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機			
		精製建屋換気設備の建屋排風機、グローブボックス・セル排風機	×	○	×
		6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	精製建屋	○	○
	精製建屋換気設備(屋外ダクト)	○	—	○	

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
精製建屋 (続き)	6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	精製建屋換気設備 汚染のおそれのある区域からの排気系	×	○	×
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	×	○	×
		下記の洞道のうち, 上記1及び2の配管を収納する洞道			
		分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—	—
		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	—	—	—
		8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	×
	9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○核的制限値 (形状寸法管理の機器)	プルトニウム精製設備, 精製建屋一時貯留処理設備の主要設備の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器			
		抽出塔	×	×	×
		核分裂生成物洗浄塔	×	×	×
逆抽出塔		×	×	×	
	ウラン洗浄塔	×	×	×	

○ : 評価対象
— : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
精製建屋 (続き)	9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○核的制限値 (形状寸法管理の機器)	補助油水分離槽	×	×	×
		TBP 洗浄器	×	×	×
		第2酸化塔	×	×	×
		第2脱ガス塔	×	×	×
		プルトニウム溶液受槽	×	×	×
		油水分離槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮缶供給槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮缶	×	×	×
		プルトニウム濃縮液受槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮液計量槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮液一時貯槽	×	×	×
		リサイクル槽	×	×	×
		希釈槽	×	×	×
		プルトニウム溶液一時貯槽	×	×	×
		第1一時貯留処理槽	×	×	×
		第2一時貯留処理槽	×	×	×
		第3一時貯留処理槽	×	×	×
		第4一時貯留処理槽	×	×	×
		プルトニウム溶液供給槽	×	×	×
		第1酸化塔	×	×	×
		第1脱ガス塔	×	×	×
		TBP 洗浄塔	×	×	×
		プルトニウム洗浄器	×	×	×
抽出廃液受槽	×	×	×		

○ : 評価対象
 - : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
精製建屋 (続き)	9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値 (形状寸法管理の機器)	抽出廃液中間貯槽	×	×	×
		凝縮液受槽	×	×	×
	○ 核的制限値 (核的制限値を維持する計測制御及び動作機器)	プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の計数率高による警報	×	×	○
	12 安全保護回路	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	×	○
		第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	×	○
		逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路	×	×	○
		外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路 (精製建屋)	×	×	○
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 計測制御設備	以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報			
		・プルトニウム濃縮液受槽セル	×	×	○
		・プルトニウム濃縮液一時貯槽セル	×	×	○
		・プルトニウム濃縮液計量槽セル	×	×	○

○ : 評価対象
 - : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
精製建屋 (続き)	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 計測制御設備	以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報(臨界)			
		・プルトニウム精製塔セル	×	×	×
		・プルトニウム濃縮缶供給槽セル	×	×	○
		・油水分離槽セル	×	×	×
		・放射性配管分岐第1セル	×	×	○
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 (Pu系)の圧力警報	×	×	○
	○ 冷却設備	安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管			
		プルトニウム溶液受槽	×	×	×
		油水分離槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮缶供給槽	×	×	×
		プルトニウム溶液一時貯槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮液受槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮液計量槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	×	×	×
		プルトニウム濃縮液一時貯槽	×	×	×
リサイクル槽	×	×	×		

○：評価対象
－：評価対象外

×：評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目			
			風圧力	気圧差	飛来物	
精製建屋 (続き)	○ 冷却設備	希釈槽	×	×	×	
		第1一時貯留処理槽	×	×	×	
		第2一時貯留処理槽	×	×	×	
		第3一時貯留処理槽	×	×	×	
	○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管	水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管				
		プルトニウム溶液供給槽	×	×	×	
		抽出塔	×	×	×	
		核分裂生成物洗浄塔	×	×	×	
		逆抽出塔	×	×	×	
		ウラン洗浄塔	×	×	×	
		補助油水分離槽	×	×	×	
		TBP 洗浄器	×	×	×	
		プルトニウム溶液受槽	×	×	×	
		油水分離槽	×	×	×	
		プルトニウム濃縮缶供給槽	×	×	×	
		プルトニウム濃縮缶	×	×	×	
		プルトニウム溶液一時貯槽	×	×	×	
		プルトニウム濃縮液受槽	×	×	×	
		プルトニウム濃縮液計量槽	×	×	×	
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	×	×	×	
		プルトニウム濃縮液一時貯槽	×	×	×	
		リサイクル槽	×	×	×	
希釈槽	×	×	×			

○ : 評価対象
 - : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
精製建屋 (続き)	○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管	第1一時貯留処理槽	×	×	×
		第2一時貯留処理槽	×	×	×
		第3一時貯留処理槽	×	×	×
		第4一時貯留処理槽	×	×	×
		第7一時貯留処理槽	×	×	×
	○ 漏えい液回収系統	精製建屋のプルトニウム濃縮液受槽セル、プルトニウム濃縮液一時貯留槽セル、プルトニウム濃縮液計量槽セル	×	×	×
	○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統	逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	×	×	×
		建屋給気閉止ダンパ(精製建屋換気設備)	×	×	×
		プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	×	×	×
		第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	×	×	×
	○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記9、12及び15の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	×	×	×
	○ 上記3、5及び6の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設	建屋給気閉止ダンパ(精製建屋換気設備)	×	○	×

○：評価対象
 -：評価対象外

×：評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目			
			風圧力	気圧差	飛来物	
ウラン脱硝建屋及びウラン酸化物貯蔵建屋	9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 形状寸法管理の機器	臨界安全管理表に寸法が記載されている機器				
		脱硝塔	×	×	×	
		シール槽	×	×	×	
		UO ₃ 受槽	×	×	×	
		規格外製品受槽	×	×	×	
		規格外製品容器	×	×	×	
		UO ₃ 溶解槽	×	×	×	
		貯蔵バスケット	×	×	×	
		ウラン酸化物貯蔵容器	×	×	×	
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等 ○ 計測制御設備	脱硝塔内部の温度低による硝酸ウラニル濃縮液の供給停止回路	×	×	×	
		ウラン酸化物貯蔵容器充てん定位置の検知によるUO ₃ 粉末の充てん起動回路	×	×	×	
	○ 計測制御設備に係る動作機器	脱硝塔内部の温度低による硝酸ウラニル濃縮液の供給停止回路に係る遮断弁	×	×	×	
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	硝酸プルトニウム貯槽	×	×	×
			混合槽	×	×	×
			一時貯槽	×	×	×
定量ポット			×	×	×	
中間ポット			×	×	×	
脱硝装置			×	×	×	
焙焼炉			×	×	×	
還元炉			×	×	×	
固気分離器			×	×	×	
粉末ホッパ	×	×	×			

○：評価対象
－：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(続き)	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	粉砕機	×	×	×
		混合機	×	×	×
		粉末充てん機	×	×	×
		保管容器	×	×	×
		粉末缶	×	×	×
		混合酸化物貯蔵容器	×	×	×
		プルトニウムを含む溶液又は粉末の主要な流れを構成する配管	×	×	×
	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備(屋外ダクト)	○	—	○
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	○	—
		安全上重要な施設の固気分離器からウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル排気系統への接続部までの系統	×	×	×
		高性能粒子フィルタ(空気輸送)	×	×	×
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ			
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象(ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(続き)	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機			
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の排風機	×	○	×
	4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記1及び2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス	×	×	×
		ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管	×	×	×
		下記の洞道のうち, 上記1及び2の配管を収納する洞道			
		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	—	—	—
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備硝酸プルトニウム貯槽セル等及びグローブボックス等からの排気系	×	○	×
	5 上記4の換気系統	7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ			
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(続き)	5 上記4の換気系統	上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機			
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の建屋排風機、グローブボックス・セル排風機	×	○	×
	6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	○	○	○
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備(屋外ダクト)	○	—	○
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備汚染のおそれのある区域からの排気系	×	○	×
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	×	○	×
		下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記1及び2の配管を収納する配管収納容器			
		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	—	—	—

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(続き)	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	×	×
		安全圧縮空気系	×	×	×
	9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値 (形状寸法管理の機器)	臨界安全管理表に寸法が記載されている機器			
		硝酸プルトニウム貯槽	×	×	×
		混合槽	×	×	×
		一時貯槽	×	×	×
		定量ポット	×	×	×
		中間ポット	×	×	×
		脱硝装置 (脱硝皿)	×	×	×
		凝縮廃液ろ過器	×	×	×
		凝縮廃液受槽	×	×	×
		焙焼炉	×	×	×
		還元炉	×	×	×
		固気分離器	×	×	×
		粉末ホッパ	×	×	×
		粉砕機	×	×	×
		混合機	×	×	×
		粉末充てん機	×	×	×
		保管容器	×	×	×
		保管ピット	×	×	×
		混合酸化物貯蔵容器	×	×	×
貯蔵ホール	×	×	×		
○ 核的制限値 (核的制限値を維持する計測制御及び動作機器)	粉末缶 MOX 粉末重量確認による粉末缶払出装の起動回路	×	×	×	
12 安全保護回路	還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路	×	×	×	

○ : 評価対象
 - : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目			
			風圧力	気圧差	飛来物	
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(続き)	12 安全保護回路	還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	×	×	×	
		焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	×	×	×	
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御システム、冷却水システム等 ○ 計測制御設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備に係る計測制御設備				
		・脱硝装置の温度計による脱硝皿取扱装置の起動回路及び照度計によるシャッタの起動回路	×	×	×	
		・空気輸送終了検知及び脱硝皿の重量確認による脱硝皿取扱装置の起動回路	×	×	×	
		・保管容器充てん定位置の検知によるMOX粉末の充てん起動回路	×	×	×	
		・粉末缶充てん定位置の検知によるMOX粉末の充てん起動回路	×	×	×	
		・硝酸プルトニウム貯槽セル, 混合槽セル及び一次貯槽セルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報	×	×	×	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の圧力警報	×	×	×	
	○ 冷却設備	安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管				
		硝酸プルトニウム貯槽	×	×	×	

○：評価対象
－：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目			
			風圧力	気圧差	飛来物	
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(続き)	○ 冷却設備	混合槽	×	×	×	
		一時貯槽	×	×	×	
		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備 貯蔵室からの排気系	×	○	×	
	○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管	水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気用の圧縮空気を供給する以下の機器までの水素掃気用の配管				
		硝酸プルトニウム貯槽	×	×	×	
		混合槽	×	×	×	
		一時貯槽	×	×	×	
	○ 漏えい液を回収するための系統	下記のセルの漏えい液受け皿から漏えい液を回収するための系統				
		・硝酸プルトニウム貯槽セル	×	×	×	
		・混合槽セル	×	×	×	
		・一時貯槽セル	×	×	×	
	○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統	還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路に係る遮断弁	×	×	×	
	○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記9, 12及び15の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	×	×	×	

○：評価対象
 -：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋	2 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器	高レベル濃縮廃液貯槽	×	×	×
		不溶解残渣廃液貯槽	×	×	×
		高レベル廃液共用貯槽	×	×	×
		高レベル濃縮廃液一時貯槽	×	×	×
		不溶解残渣廃液一時貯槽	×	×	×
		高レベル廃液混合槽	×	×	×
		供給液槽	×	×	×
		供給槽	×	×	×
		ガラス溶融炉	×	×	×
		高レベル廃液の主要な流れを構成する配管	×	×	×
	3 上記2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備（屋外ダクト）	○	—	○
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	×	○	×
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 不溶解残渣廃液廃ガス処理系	×	○	×
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	×	○	×
		7.2 節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ			

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋（続き）	3 上記2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 不溶解残渣廃液廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄器, 吸収塔及びルテニウム吸着塔	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機			
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の排風機	×	○	×
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 不溶解残渣廃液廃ガス処理系の排風機	×	○	×
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の排風機	×	○	×

○：評価対象
 -：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋（続き）	4 上記2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル	×	×	×
		下記の洞道に設置する配管収納容器のうち, 上記1及び2の配管を収納する配管収納容器			
		分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	—	—	—
	5 上記4の換気系統	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備			
		・高レベル濃縮廃液貯槽セル等からの排気系	×	○	×
		・固化セル圧力放出系	×	○	×
		・固化セル換気系	×	○	×
		・固化セル換気系の洗浄塔及びルテニウム吸着塔	×	○	×
		7.2 節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ			
		高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
	上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機				

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋（続き）	5 上記4の換気系統	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の建屋排風機、セル排風機、固化セル換気系排風機	×	○	×
	6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	高レベル廃液ガラス固化建屋	○	○	○
		高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(屋外ダクト)	○	—	○
		高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 汚染のおそれのある区域からの排気系	×	○	×
		7.2 節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	×	○	×
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	×	○	×
		下記の洞道のうち, 上記1及び2の配管を収納する洞道			
		分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	—	—	—

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋（続き）	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	×	○
		安全圧縮空気系	×	×	×
		安全蒸気系	×	×	×
	11 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設	高レベル廃液ガラス固化建屋・第1 ガラス固化体貯蔵建屋の収納管	×	○	×
		高レベル廃液ガラス固化建屋・第1 ガラス固化体貯蔵建屋の通風管	×	×	×
		以下の室等の遮蔽設備			
		・ガラス固化体除染室	—	—	—
		・ガラス固化体検査室	—	—	—
		・貯蔵区域	—	—	—
		・受入れ室	—	—	—
		第1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽設備	×	×	○
		第1 ガラス固化体貯蔵建屋トレンチ移送台車の遮蔽設備	×	×	×
	12 安全保護回路	固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路	×	×	○
		固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路	×	×	○

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋（続き）	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 計測制御設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統の 圧力警報	×	×	○
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の系統の 圧力警報	×	×	○
		以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報			
		・高レベル廃液供給槽セル	×	×	○
		・高レベル濃縮廃液貯槽セル	×	×	○
		・不溶解残渣廃液貯槽セル	×	×	○
		・高レベル廃液共用貯槽セル	×	×	○
		・高レベル濃縮廃液一時貯槽セル	×	×	○
		・不溶解残渣廃液一時貯槽セル	×	×	○
		・高レベル廃液混合槽セル	×	×	○
		・固化セル	×	×	○
		結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路	×	×	○
		○ 冷却設備	安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管	×	×
	高レベル濃縮廃液貯槽		×	×	×
不溶解残渣廃液貯槽	×		×	×	

○：評価対象
－：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋（続き）	○ 冷却設備	高レベル廃液共用貯槽	×	×	×
		高レベル濃縮廃液一時貯槽	×	×	×
		不溶解残渣廃液一時貯槽	×	×	×
		高レベル廃液混合槽	×	×	×
		供給液槽	×	×	×
		供給槽	×	×	×
	○ 冷却空気用配管	安全圧縮空気系から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス熔融炉の流下停止系までの冷却用空気を供給する配管	×	×	×
	○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする以下の機器までの水素掃気用の配管	水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気用の圧縮空気を供給する機器までの水素掃気用の配管	—	—	—
		高レベル濃縮廃液貯槽	×	×	×
		不溶解残渣廃液貯槽	×	×	×
		高レベル廃液共用貯槽	×	×	×
		高レベル濃縮廃液一時貯槽	×	×	×
		不溶解残渣廃液一時貯槽	×	×	×
		高レベル廃液混合槽	×	×	×
		供給液槽	×	×	×
供給槽	×	×	×		

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋（続き）	○ 漏えい液回収系統	下記のセルの漏えい液受け皿から漏えい液を回収するための系統			
		・高レベル濃縮廃液貯槽セル	×	×	×
		・高レベル濃縮廃液一時貯槽セル	×	×	×
		・高レベル廃液共用貯槽セル	×	×	×
		・高レベル廃液混合槽セル	×	×	×
		・不溶解残渣廃液貯槽セル	×	×	×
		・不溶解残渣廃液一時貯槽セル	×	×	×
		・固化セル	×	×	×
	○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統	ガラス溶融炉の流下停止系	×	×	×
		固化セル隔離ダンパ	×	×	×
	○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記9, 12及び15の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	×	×	×
		○ 上記3,5及び6の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 吸収塔の純水系	×	×
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 廃ガス洗浄器, 吸収塔及び凝縮器の冷水系	×		×	×	

○：評価対象
 ー：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋（続き）	○ 上記 3,5 及び 6 の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 セル内クーラ	×	×	×
		高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 固化セル隔離ダンパ	×	×	×
	○ 高レベル廃液ガラス固化設備	固化セル移送台車	×	×	×
その他の主要な施設	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	×	○
		安全蒸気系	×	×	×
		安全圧縮空気系(かくはん等のための圧縮空気を供給する系統は除く)	×	×	×
	9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器	分析済溶液処理系の主要設備の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器			
		分析済溶液受槽	×	×	×
		分析済溶液供給槽	×	×	×
		濃縮液受槽	×	×	×
		濃縮液供給槽	×	×	×
		抽出液受槽	×	×	×
		抽出残液受槽	×	×	×
		分析残液受槽	×	×	×
	分析残液希釈槽	×	×	×	
	13 排気筒	主排気筒	○	—	○
	14 制御室等及びその換気空調系統	中央制御室	×	×	×
制御建屋中央制御室換気設備		×	○	○	

○：評価対象
—：評価対象外

×：評価対象（ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象）

第1表 竜巻防護対象施設の選定結果一覧

建屋	分類	安全上重要な施設	(竜巻) 設計項目		
			風圧力	気圧差	飛来物
その他の主要な施設 (続き)	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等	安全冷却水系	○	—	○
		チャンネルボックス・バーナブルポイント処理建屋の貯蔵室の遮蔽設備	×	×	×
		ハル・エンドピース貯蔵建屋の貯蔵プールの遮蔽設備	×	×	×
		主排気筒の排気筒モニタ	×	×	○

○ : 評価対象
 — : 評価対象外

× : 評価対象 (ただし、当該設備を設置する建屋が評価対象)

第2表 波及的影響を及ぼし得る施設の検討結果一覧

設計対処施設	周辺の施設	判定	備考
前処理建屋	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	—	設計対処施設
	冷却塔 A (使用済燃料の受入れ・貯蔵施設用)	—	設計対処施設
	冷却塔 A (再処理設備本体用)	—	設計対処施設
	主排気筒	—	設計対処施設
	分離建屋	—	設計対処施設
	高レベル廃液ガラス固化建屋	—	設計対処施設
分離建屋	前処理建屋	—	設計対処施設
	冷却塔 A (再処理設備本体用)	—	設計対処施設
	主排気筒	—	設計対処施設
	試薬建屋	(1)	離隔距離(約 30m) > 建屋高さ(約 12m)
	ヒドラジン貯槽	(2)	移設により波及的影響を及ぼさない
	精製建屋	—	設計対処施設
	出入管理建屋	(1)	離隔距離(約 50m) > 建屋高さ(約 24m)
	制御建屋	—	設計対処施設
	冷却塔 B (第2非常用ディーゼル発電機用)	—	設計対処施設
精製建屋	高レベル廃液ガラス固化建屋	—	設計対処施設
	分離建屋	—	設計対処施設
	主排気筒	—	設計対処施設
	試薬建屋	(1)	離隔距離(約 40m) > 建屋高さ(約 12m)
	ヒドラジン貯槽	(2)	移設により波及的影響を及ぼさない
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	—	設計対処施設
	ウラン脱硝建屋	—	設計対処施設
	分析建屋	(1)	間に出入管理建屋がある
出入管理建屋	(1)	離隔距離(約 70m) > 建屋高さ(約 24m)	
ハル・エンドピース貯蔵建屋	使用済燃料輸送容器管理建屋	(1)	離隔距離(約 55m) > 建屋高さ(約 15m)
	ボイラ建屋	(1)	離隔距離(約 70m) > 建屋高さ(約 19m)
	煙突	(1)	離隔距離(約 90m) > 煙突高さ(約 50m)
制御建屋	高レベル廃液ガラス固化建屋	—	設計対処施設
	分離建屋	—	設計対処施設
	精製建屋	—	設計対処施設
	出入管理建屋	○	
	分析建屋	—	設計対処施設
	冷却塔 B (第2非常用ディーゼル発電機用)	—	設計対処施設

<判定>

○ 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設

(1) 「設計対処施設への距離 > 建屋・構築物の高さ」の条件を満たすため、
波及的影響を及ぼすおそれのないもの。

(2) その他

第2表 波及的影響を及ぼし得る施設の検討結果一覧

設計対処施設	周辺の施設	判定	備考
主排気筒	再処理建設事務所	(1)	離隔距離(約 90m) > 建屋高さ(約 10m)
	精製建屋	—	設計対処施設
	試薬建屋	(1)	離隔距離(約 30m) > 建屋高さ(約 12m)
	ヒドラジン貯槽	(2)	移設により波及的影響を及ぼさない
	分離建屋	—	設計対処施設
	前処理建屋	—	設計対処施設
	冷却塔 A (再処理設備本体用)	—	設計対処施設
冷却塔 A (再処理本体用)	前処理建屋	—	設計対処施設
	分離建屋	—	設計対処施設
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	—	設計対処施設
	主排気筒	—	設計対処施設
	冷却塔 A (使用済燃料の受入れ・貯蔵施設用)	—	設計対処施設
冷却塔 B (再処理本体用)	運転予備用冷却水設備	(1)	離隔距離(約 10m) > 建屋高さ(約 9m)
	分析建屋	—	設計対処施設
	低レベル廃棄物処理建屋	(1)	離隔距離(約 45m) > 建屋高さ(約 29m)
	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	(1)	離隔距離(約 90m) > 建屋高さ(約 46m)
	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	(1)	離隔距離(約 70m) > 建屋高さ(約 13m)
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	精製建屋	—	設計対処施設
	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	—	設計対処施設
	ウラン酸化物貯蔵建屋	—	設計対処施設
	ウラン脱硝建屋	—	設計対処施設
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	—	設計対処施設
	ウラン酸化物貯蔵建屋	—	設計対処施設
チャンネルボックス・ハートフルボックス処理建屋	低レベル廃棄物処理建屋	○	
	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	(1)	離隔距離(約 50m) > 排気筒高さ(約 46m)
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	○	
	使用済燃料輸送容器管理建屋	○	
	冷却塔 A (使用済燃料の受入れ・貯蔵施設用)	—	設計対処施設
	前処理建屋	—	設計対処施設
	高レベル廃液ガラス固化建屋	—	設計対処施設
	冷却塔 B (使用済燃料の受入れ・貯蔵施設用)	—	設計対処施設
	冷却塔 A (再処理設備本体用)	—	設計対処施設
冷却塔 A (使用済燃料の受入れ・貯蔵施設用)	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	(1)	離隔距離(約 30m) > 建屋高さ(約 10m)
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	—	設計対処施設
	使用済燃料輸送容器管理建屋	○	
	冷却塔 A (再処理設備本体用)	—	設計対処施設

<判定>

○ 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設

(1) 「設計対処施設への距離 > 建屋・構築物の高さ」の条件を満たすため、波及的影響を及ぼすおそれのないもの。

(2) その他

第2表 波及的影響を及ぼし得る施設の検討結果一覧

設計対処施設	周辺の施設	判定	備考
冷却塔B(使用済燃料の受入れ・貯蔵施設用)	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	○	
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	—	設計対処施設
	前処理建屋	—	設計対処施設
	高レベル廃液ガラス固化建屋	—	設計対処施設
	北換気筒	○	
非常用電源建屋	高レベル廃液ガラス固化建屋	—	設計対処施設
	冷却塔B(第2非常用ディーゼル発電機用)	—	設計対処施設
	運転予備用冷却水設備	(1)	離隔距離(約45m) > 建屋高さ(約9m)
	冷却塔A(第2非常用ディーゼル発電機用)	—	設計対処施設
	北換気筒	(1)	離隔距離(約180m) > 換気筒高さ(約75m)
冷却塔A(第2非常用DG用)	非常用電源建屋	—	設計対処施設
	運転予備用冷却水設備	(1)	離隔距離(約45m) > 建屋高さ(約9m)
	北換気筒	(1)	離隔距離(約180m) > 換気筒高さ(約75m)
冷却塔B(第2非常用DG用)	高レベル廃液ガラス固化建屋	—	設計対処施設
	分離建屋	—	設計対処施設
	制御建屋	—	設計対処施設
	非常用電源建屋	—	設計対処施設
	北換気筒	(1)	離隔距離(約180m) > 換気筒高さ(約75m)
高レベル廃液ガラス固化建屋	前処理建屋	—	設計対処施設
	分離建屋	—	設計対処施設
	制御建屋	—	設計対処施設
	冷却塔B(第2非常用ディーゼル発電機用)	—	設計対処施設
	非常用電源建屋	—	設計対処施設
	北換気筒	(1)	離隔距離(約90m) > 建屋高さ(約75m)
	冷却塔B(使用済燃料の受入れ・貯蔵施設用)	—	設計対処施設
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	—	設計対処施設
第1ガラス固化体貯蔵建屋	ガラス固化体受入れ建屋	—	設計対処施設
	ガラス固化体貯蔵建屋	—	設計対処施設
	北換気筒	○	

<判定>

○ 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設

(1) 「設計対処施設への距離 > 建屋・構築物の高さ」の条件を満たすため、
波及的影響を及ぼすおそれのないもの。

(2) その他

第3表 設計対処施設と設計項目

設計対処施設		設計項目		
		風圧力	気圧差	飛来物
竜巻防護対象施設を収納する建屋	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	○	○	○
	・前処理建屋	○	○	○
	・分離建屋	○	○	○
	・精製建屋	○	○	○
	・ウラン脱硝建屋	○	○	○
	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	○	○	○
	・ウラン酸化物貯蔵建屋	○	○	○
	・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	○	○	○
	・高レベル廃液ガラス固化建屋	○	○	○
	・第1ガラス固化体貯蔵建屋	○	○	○
	・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	○	○	○
	・ハル・エンドピース貯蔵建屋	○	○	○
	・制御建屋	○	○	○
	・分析建屋	○	○	○
・非常用電源建屋	○	○	○	
・主排気筒管理建屋	○	○	○	
屋外施設	・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔	○	—	○
	・再処理設備本体用安全冷却水系冷却塔	○	—	○
	・冷却塔に接続する屋外設備	○	—	○
	・第2非常用ディーゼル発電機用安全冷却水系冷却塔	○	—	○
	・主排気筒	○	—	○
	・主排気筒に接続する屋外ダクト及び屋外配管	○	—	○
建屋に収納されるが防護が期待できない施設	・第2非常用ディーゼル発電機	—	—*	○
	・非常用電源建屋の非常用所内電源系統	—	—	○
	・前処理建屋の非常用所内電源系統、計測制御系統施設及び安全蒸気系	—	—	○
	・精製建屋の非常用所内電源系統及び計測制御系統施設	—	—	○
	・高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統、計測制御系統施設及び安全冷却水系	—	—	○
	・第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器	—	—	○
	・制御建屋中央制御室換気設備	—	○	○
	・主排気筒の排気筒モニタ	—	—	○

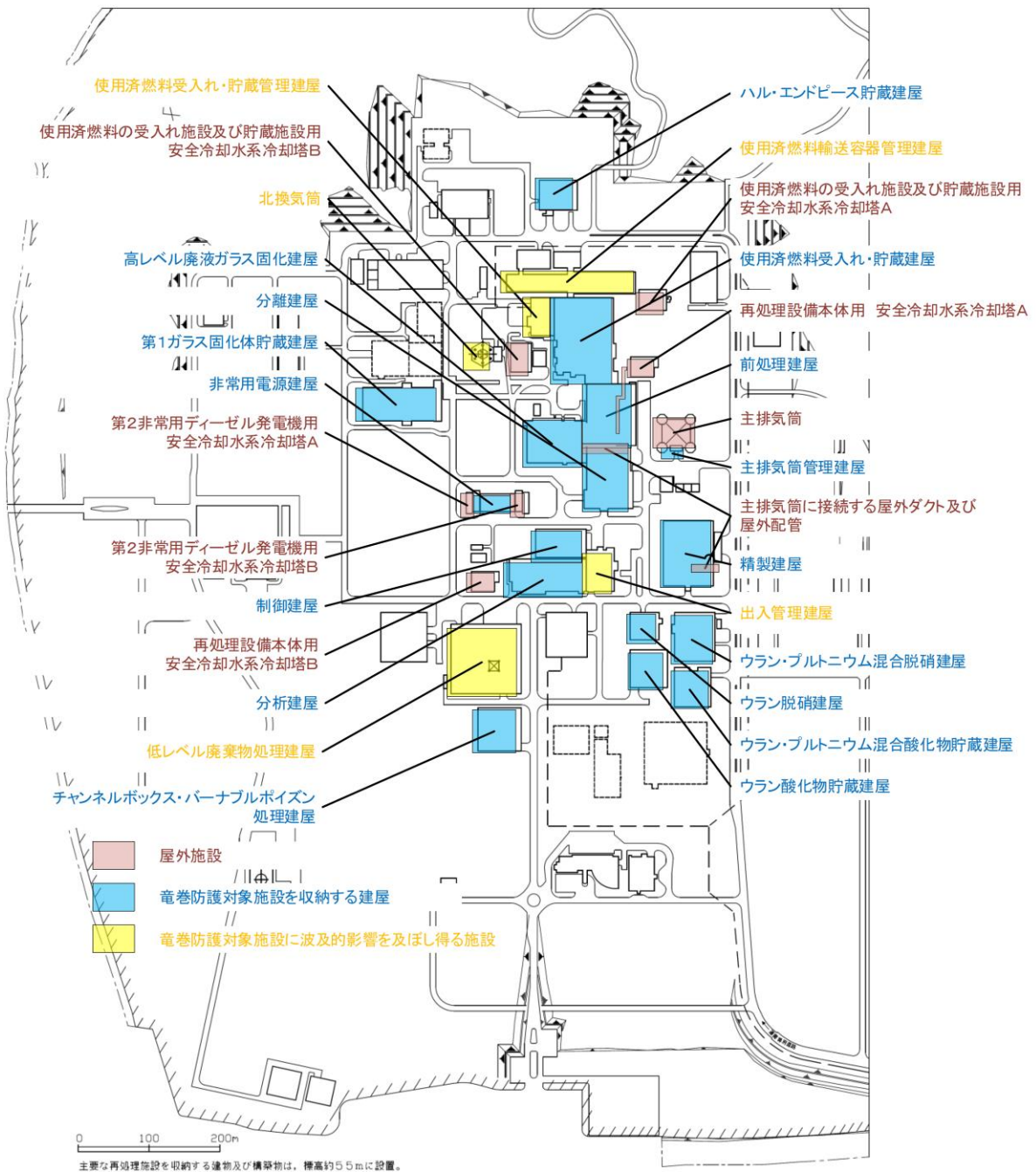
凡例) ○：設計対象 —：設計対象外

※第2非常用ディーゼル発電機は大気圧の変動に応じて室内圧も変動する非管理区域に設置されており、ディーゼル発電機の内外で気圧差が生じることないため、気圧差荷重は考慮しない。(第1非常用ディーゼル発電機も同様)

第3表 設計対処施設と設計項目（続き）

設計対処施設		設計項目		
		風圧力	気圧差	飛来物
竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設	・北換気筒	○	—	○
	・使用済燃料輸送容器管理建屋	○	○	○
	・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	○	○	○
	・低レベル廃棄物処理建屋	○	○	○
	・出入管理建屋	○	○	○
建屋内の施設で外気と繋がっている施設	・せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	○	—
	・前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	○	—
	・分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	○	—
	・精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	○	—
	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	○	—
	・高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	○	—
	・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	○	—
	・前処理建屋換気設備の排気系	—	○	—
	・分離建屋換気設備の排気系	—	○	—
	・精製建屋換気設備の排気系	—	○	—
	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系	—	○	—
	・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の貯蔵室からの排気系	—	○	—
	・高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の排気系	—	○	—
・ガラス固化体貯蔵設備の収納管	—	○	—	
・制御建屋中央制御室換気設備	—	○	○	

凡例) ○：設計対象 —：設計対象外



第6図 設計対処施設の配置

令和 2 年 4 月 13 日 R4

補足説明資料 3 - 2 (9 条 竜巻)

竜巻に対して防護する必要のある開口部の選定について

1. 選定方針

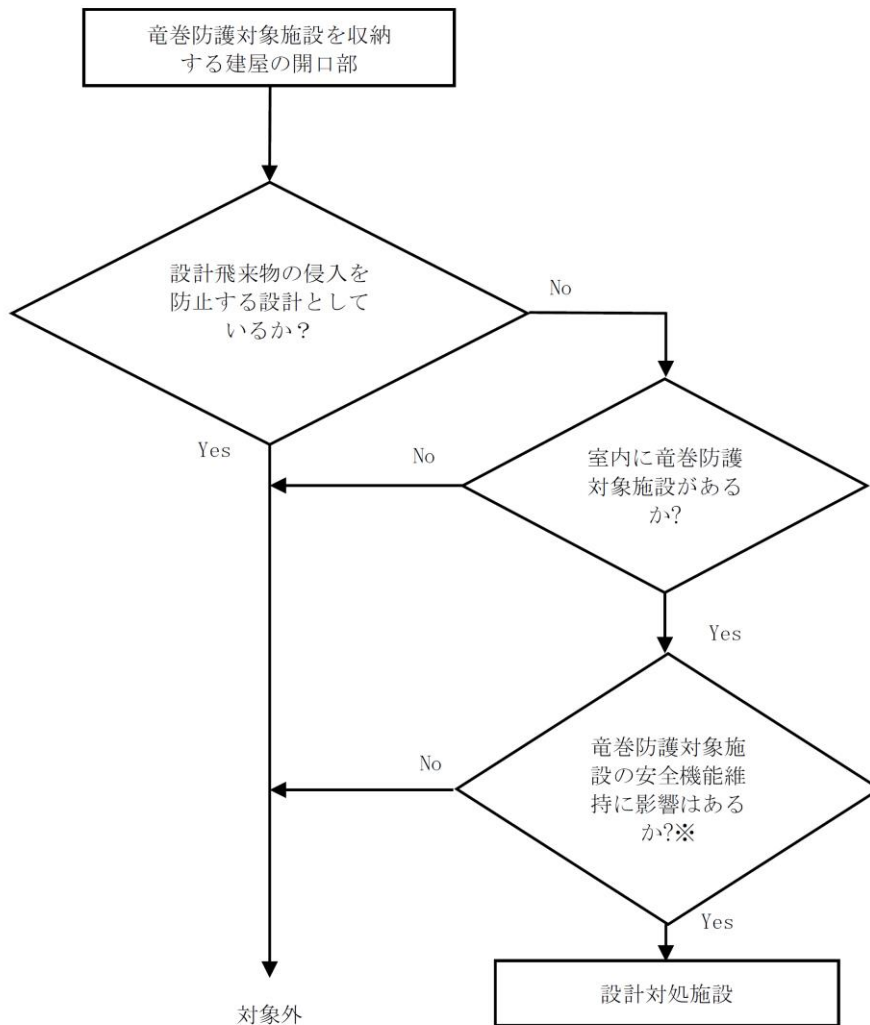
建屋に設置される開口部は、第1図に示す選定フローに従って竜巻防護対象施設への影響の有無を検討し、影響を受ける竜巻防護対象施設については、「建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設」として選定する。

具体的には、開口部を有する室に竜巻防護対象施設が設置されているか現地調査又は図面によって確認し、設置されている場合には、開口部からの飛来物侵入により竜巻防護対象施設に影響を与えるおそれがあるか検討する。影響を与えるおそれがあると判断した開口部は防護対策を施す対象とするとともに、影響を受ける竜巻防護対象施設を、「建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設」として選定する。

2. 設計対処施設の選定結果

第1図に示す選定フローに従い選定した開口部及び、「建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設」を第1表に示す。

以 上



＜建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設＞
 前処理建屋の安全蒸気系
 前処理建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統及び計測制御系統施設
 高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系
 非常用電源建屋の非常用所内電源系統
 制御建屋中央制御室換気設備

※設計飛来物が開口部を通じて室内へ侵入した場合に、安全上重要な施設へ衝突する可能性の有無を確認する。

第 1 図 開口部に対する設計対処施設の選定フロー

第1表 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の選定結果

建屋	階層	開口部番号	安全上重要な施設		安全機能への影響	
			部屋番号	機器名称	有無	備考
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1	SAT39		第1非常用ディーゼル発電機 A	無	SAT39は飛来物防護扉であり、安全機能へ影響を与えることはない。
前処理建屋	1	SSD501		安全蒸気系	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	SSD507		なし	無	
	1	SSD509		なし	無	
	1	排気口		なし	無	
	1	SSD512		なし	無	
	1	SSD513		なし	無	
	1	SSD514		電気設備 計測制御設備	無	SSD514は飛来物防護扉である。
	1	排気口		電気設備(B) 計測制御設備(B) 安全保護回路(B)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	SSD517		なし	無	
	1	SSD521		電気設備(A) 計測制御設備(A) 安全保護回路(A)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	排気口		電気設備(A) 計測制御設備(A) 安全保護回路(A)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	SSD552		なし	無	
	1	SSD560		前処理建屋換気設備	無	セル排気系ダクトは開口部上端よりも高い位置に配置されているため、当該ダクトを損傷するおそれはない。
	3	SSD705		なし	無	
	3	SSD767		なし	無	
	4	SSD824		安全冷却水系	無	安全冷却水系配管は、開口部より離れた位置に設置されているため、当該配管を損傷するおそれはない。
	4	SSD804		安全冷却水系	無	安全冷却水系配管は、開口部より離れた位置に設置されているため、当該配管を損傷するおそれはない。
	5	SSD925		なし	無	
RF	SSD924		なし	無		
RF	SSD917		なし	無		
分離建屋	1	1F-M-01		なし	無	
	1	1F-M-02		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系 分離建屋換気設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 冷却水設備 安全冷却水 蒸気供給設備 安全蒸気系 圧縮空気設備 安全圧縮空気系 安全保護回路 計測制御設備 電気設備 建物(遮蔽) 溢水防護設備 [分離建屋堰]	無	配管等は、開口部より離れた位置に設置されているため、配管等を損傷するおそれはない。

■については商業機密の観点から公開できません。

第1表 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の選定結果

建屋	階層	開口部番号	安全上重要な施設		安全機能への影響	
			部屋番号	機器名称	有無	備考
分離建屋	1	1F-P-02		安全保護回路 電気設備 計測制御設備	無	開口部外側に耐震壁(壁厚さ:1200mm)があり、飛来物が直接開口部に達するおそれはない。
	1	1F-P-03		安全保護回路 計測制御設備 電気設備 溢水防護設備 [分離建屋防水扉]	無	開口部外側に耐震壁(壁厚さ:1200mm)があり、飛来物が直接開口部に達するおそれはない。
	1	1F-P-04		なし	無	
	1	1F-D-01		なし	無	
	2	2F-D-02		安全保護回路 計測制御設備 電気設備 溢水防護設備 [分離建屋防水扉]	無	開口部外側に耐震壁(壁厚さ:1200mm)があり、飛来物が直接開口部に達するおそれはない。
	2	2F-D-03		なし	無	
	3	3F-M-01		安全保護回路 溢水防護設備 [分離建屋防水扉]	無	安全保護回路は、開口部より離れた位置に設置されているため、安全保護回路を損傷するおそれはない。
	3	3F-M-02		安全保護回路 溢水防護設備 [分離建屋防水扉]	無	安全保護回路は、開口部より離れた位置に設置されているため、安全保護回路を損傷するおそれはない。
	3	3F-M-03		安全保護回路	無	安全保護回路は、開口部より離れた位置に設置されているため、安全保護回路を損傷するおそれはない。
	4	4F-M-01		なし	無	
	4	4F-M-04		なし	無	
	RF	RF-P-01		冷却水設備 安全冷却水 高レベル廃液濃縮設備 計測制御設備 電気設備 溢水防護設備 [分離建屋防水扉]	無	安全冷却水系等は開口部から距離があること、および飛来物は天井開口部から垂直に侵入するため、飛来物により損傷するおそれは無い。
	1	給気口1		なし	無	
	1	排気口1		なし	無	
	1	排気口2		安全保護回路 計測制御設備 電気設備 溢水防護設備 [分離建屋防水扉]	無	開口部外側に耐震壁(壁厚さ:1200mm)があり、飛来物が直接開口部に達するおそれはない。
	2	排気口3		なし	無	
	2	排気口4		なし	無	
	精製建屋	1	PP01		なし	無
1		PP08		なし	無	
1		PP45		なし	無	
1		PP108		なし	無	
1		PP79		計測制御設備 安全保護回路 電気設備	無	当該ケーブルの設置位置は、開口部上端より上の位置であり、扉の設置されている壁寄りに設置されていることから、侵入する飛来物により破損するおそれはない。
1		PP96		なし	無	
1		PP94		計測制御設備 安全保護回路 電気設備	無	当該ケーブルの設置位置は、開口部上端より上の位置であり、扉の設置されている壁寄りに設置されていることから、侵入する飛来物により破損するおそれはない。
1		SAT107		なし	無	
1		SS101		なし	無	
1		BS38		なし	無	
1		BS46		なし	無	
1		BS104		なし	無	
1		BS105		なし	無	
1		BS108		なし	無	

■については商業機密の観点から公開できません。

第1表 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の選定結果

建屋	階層	開口部番号	安全上重要な施設		安全機能への影響	
			部屋番号	機器名称	有無	備考
精製建屋	1	BS81		計測制御設備(A) 安全保護回路(A) 電気設備(A)	有	外気取入口が鉤型のコンクリート(厚さ30cm)で防護されているが、飛来物の裏面剥離限界厚さを下回るため、影響が建屋内に及ぶおそれがある。
	1	BS82		計測制御設備(A) 安全保護回路(A) 電気設備(A)	有	外気取入口が鉤型のコンクリート(厚さ30cm)で防護されているが、飛来物の裏面剥離限界厚さを下回るため、影響が建屋内に及ぶおそれがある。
	1	BS84		計測制御設備	無	電線管は、開口部より離れた位置に設置されているため、電線管を損傷するおそれはない。
	1	BS85		計測制御設備	無	電線管は、開口部より離れた位置に設置されているため、電線管を損傷するおそれはない。
	1	BS88		なし	無	
	1	BS89		なし	無	
	1	BS91		計測制御設備(B) 安全保護回路(B) 電気設備(B)	有	外気取入口が鉤型のコンクリート(厚さ30cm)で防護されているが、飛来物の裏面剥離限界厚さを下回るため、影響が建屋内に及ぶおそれがある。
	1	BS92		計測制御設備(B) 安全保護回路(B) 電気設備(B)	有	外気取入口が鉤型のコンクリート(厚さ30cm)で防護されているが、飛来物の裏面剥離限界厚さを下回るため、影響が建屋内に及ぶおそれがある。
	4	SAT93		なし	無	
	4	AT112		計測制御設備 安全保護回路 電気設備	無	当該ケーブルの設置位置は、開口部上端より上の位置であり、扉の設置されている壁寄りに設置されていることから、侵入する飛来物により破損するおそれはない。
	4	BS108		計測制御設備 安全保護回路 電気設備	無	電線管は、開口部より離れた位置に設置されているため、電線管を損傷するおそれはない。
	4	BS110		計測制御設備 安全保護回路 電気設備 溢水防護設備[精製建屋 堰]	無	当該ケーブルの設置位置は、開口部上端より上の位置であり、侵入する飛来物により破損するおそれはない。
	5	SAT45		なし	無	
	5	AT112		なし	無	
	5	HCC-1		なし	無	
	5	HCC-2		なし	無	
	5	HCC-3		精製建屋換気設備 電気設備	無	ダクト等は、開口部より離れた位置に設置されているため、ダクト等を損傷するおそれはない。
	5	HCC-4		精製建屋換気設備	無	ダクトは、開口部より離れた位置に設置されているため、ダクトを損傷するおそれはない。
	5	HCC-5		なし	無	
	5	HCC-6		なし	無	
	5	5F-P-01		なし	無	
	5	5F-P-02		なし	無	
	5	5F-P-03		なし	無	
	5	5F-P-04		なし	無	
	5	5F-P-05		なし	無	
	5	5F-P-06		なし	無	
	5	5F-P-07		なし	無	
	5	5F-P-08		なし	無	
	5	5F-P-09		なし	無	
	5	5F-P-10		なし	無	
5	5F-P-11		なし	無		
5	5F-P-12		なし	無		
5	5F-P-13		なし	無		
5	5F-P-14		なし	無		
5	5F-P-15		なし	無		

■については商業機密の観点から公開できません。

第1表 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の選定結果

建屋	階層	開口部番号	安全上重要な施設		安全機能への影響		
			部屋番号	機器名称	有無	備考	
精製建屋	5	5F-P-16		なし	無		
	5	5F-D-17		なし	無		
	5	5F-D-18		なし	無		
	5	5F-M-11		なし	無		
	5	5F-M-12		なし	無		
	5	5F-M-20		なし	無		
	6	6F-M-21		なし	無		
	6	6F-M-22		なし	無		
ハル・エンドピース 貯蔵建屋		対象なし		対象なし	無		
ウラン・プルトニウム 混合脱硝建屋	1	PP302		なし	無		
	1	SAT304		なし	無		
	1	SSS301		なし	無		
	1	PP304		なし	無		
	1	PP306		なし	無		
	2	KK404		なし	無		
	2	A-4-13		なし	無		
	2	A-4-14		なし	無		
ウラン・プルトニウム 混合酸化物貯蔵建屋	1	PP501		なし	無		
	1	PP501		なし	無		
	1	PP501		なし	無		
	1	PP502		なし	無		
	1	PP504		なし	無		
	1	PP502		なし	無		
	1	PP503		なし	無		
	2	A-4-15		計測制御設備	無	計測制御設備は、開口部より離れた位置に設置されているため、計測制御設備を損傷するおそれはない。	
チャンネルボックス・ハーナブル ボイスン処理建屋		対象なし		対象なし	無		
	高レベル廃液 ガラス固化建屋	1	PP501		電気設備	無	当該ケーブルの設置位置は、開口部上端より上の位置であり、侵入する飛来物により破損するおそれはない。
		1	SSS501		なし	無	
		1	SSD502		なし	無	
		1	PPB501		なし	無	
		1	PP502		なし	無	
		1	B501		なし	無	
		1	PPB502		計測制御設備(A) 安全保護回路(A)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
1		SSD502		なし	無		
1		SSS502		なし	無		
1		PP501		高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 高レベル廃液ガラス 固化建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 電気設備 安全保護回路	無	開口部の外側はコンクリート壁に囲まれているため、飛来物は、開口部に対し垂直に近い形で侵入すると考えられる。当該ダクト等の位置は、開口上端(約 EL57500)より上であり、扉の設置されている壁寄りに設置されていることから、侵入する飛来物により破損するおそれはない。	
1		PP501		なし	無		
2		B601		なし	無		
2		B601		なし	無		
2		B601		なし	無		
2	B601		なし	無			
2	B603		計測制御設備(B)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。		
2	B604		安全保護回路(B)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。		

については商業機密の観点から公開できません。

第1表 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の選定結果

建屋	階層	開口部番号	安全上重要な施設		安全機能への影響	
			部屋番号	機器名称	有無	備考
高レベル廃液 ガラス固化建屋	2	B604		冷却水設備 安全冷却水系(B) 電気設備(A/B) 安全保護回路(A/B)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	2	B602		なし	無	
	2	B604		なし	無	
	2	B603		なし	無	
	2	PPB601		なし	無	
	R	B702		なし	無	
	R	B702		なし	無	
	R	B702		なし	無	
	R	B702		なし	無	
	R	B701		なし	無	
	R	SSD701		なし	無	
	R	SSD702		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系	無	当該開口部は、分離建屋に面しており直接飛来物が侵入しがたい配置となっていることから、飛来物により破損するおそれはない。
第1 ガラス固化体 貯蔵建屋	1	SAT315		なし	無	
	1	SSS331		なし	無	
	1	AT307		なし	無	
	1	SAT301		なし	無	
	1	SSS332		なし	無	
	1	- (南側)		なし	無	
	1	- (北側)		なし	無	
	1	SAT316		なし	無	
	1	AT313		なし	無	
	1	BS341		なし	無	
	1	BS342		なし	無	
	1	BS343		なし	無	
	1	BS344		なし	無	
	R	BS501		なし	無	
	R	BS502		なし	無	
	R	BS503		なし	無	
	R	BS504		なし	無	
	R	BS505		なし	無	
	R	BS506		なし	無	
	R	BS507		なし	無	
R	BS508		なし	無		
R	SAT402		なし	無		
R	SAT403		なし	無		
R	BS411		なし	無		
R	BS412		なし	無		
R	BS413		なし	無		
非常用電源建屋	1	PPL1 PPL2		非常用所内電源系統(A) 直流電源設備(A)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	TD202		非常用所内電源系統 直流電源設備	無	TD202 は飛来物防護扉である。
	1	PPL1		非常用所内電源系統(B) 直流電源設備(B)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	TD204		非常用所内電源系統 直流電源設備	無	TD204 は飛来物防護扉である。

については商業機密の観点から公開できません。

第1表 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の選定結果

建屋	階層	開口部番号	安全上重要な施設		安全機能への影響	
			部屋番号	機器名称	有無	備考
非常用電源建屋	1	PP203		非常用所内電源系統(B) 直流電源設備(B)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	SSS201		非常用ディーゼル発電機A 第2非常用ディーゼル発電機ターニング現場盤 A 燃料油系(A) 安全冷却水系(A) 起動空気系(A)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	SSS202		非常用ディーゼル発電機B 第2非常用ディーゼル発電機ターニング現場盤 B 燃料油系(B) 安全冷却水系(B) 起動空気系(B)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	SSD201		非常用ディーゼル発電機A 第2非常用ディーゼル発電機ターニング現場盤 A 燃料油系(A) 安全冷却水系(A) 起動空気系(A)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	SSD205		非常用ディーゼル発電機B 第2非常用ディーゼル発電機ターニング現場盤 B 燃料油系(B) 安全冷却水系(B) 起動空気系(B)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	SL1		非常用ディーゼル発電機A 第2非常用ディーゼル発電機ターニング現場盤 A 燃料油系(A) 安全冷却水系(A) 起動空気系(A)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	SL1		非常用ディーゼル発電機B 第2非常用ディーゼル発電機ターニング現場盤 B 燃料油系(B) 安全冷却水系(B) 起動空気系(B)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	PPL2		非常用所内電源系統(B) 直流電源設備(B)	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	2	SSD403		なし	無	
	2	—		なし	無	
	2	SL2		なし	無	
	2	SL3		なし	無	
	2	SL4		なし	無	
	2	SL4		なし	無	
	2	SSD409		なし	無	
	2	SSD408		なし	無	
2	SSD407		なし	無		
2	SSD406		なし	無		
2	SSD410		なし	無		
2	SSD411		なし	無		
2	SSD412		なし	無		

■については商業機密の観点から公開できません。

第1表 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の選定結果

建屋	階層	開口部番号	安全上重要な施設		安全機能への影響	
			部屋番号	機器名称	有無	備考
制御建屋	2	SSD413		なし	無	
	2	SSD414		なし	無	
	2	SL5 SL6		なし	無	
	2	SSD402		なし	無	
	2	SL5 SL6		なし	無	
	2	SSD405		なし	無	
	1	1F-M-01		なし	無	
	1	1F-M-02		なし	無	
	1	1F-M-03		なし	無	
	2	2F-M-01		なし	無	
	3	3F-M-01		なし	無	
	3	3F-M-02		なし	無	
	3	3F-M-03		なし	無	
	3	3F-M-04		なし	無	
	3	3F-D-01		中央制御室換気設備 中央制御室排気隔離ダンパ A/B	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	3	3F-D-02		なし	無	
3	3F-D-03		なし	無		
主排気筒管理建屋	1	SSD121		なし	無	
	1	A-4 15(1)		なし	無	
	1	AG101		主排気筒の排気筒モニタ	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	A-4 15(2)		主排気筒の排気筒モニタ	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	A-4 15(3)		主排気筒の排気筒モニタ	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	A-4 15(4)		主排気筒の排気筒モニタ	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	A-4 15(5)		主排気筒の排気筒モニタ	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	A-4 15(6)		主排気筒の排気筒モニタ	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
	1	A-4 15(7)		主排気筒の排気筒モニタ	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。
1	A-4 15(8)		主排気筒の排気筒モニタ	有	飛来物が建屋内に侵入した場合、安全機能への影響有り。	
ウラン脱硝建屋	1	PP201		なし	無	
	1	SS224		なし	無	
	1	AG225		なし	無	
	1	PPL227		なし	無	
	1	PP210		なし	無	
	1	PPL228		電気設備	無	電気設備は、開口部より離れた位置に設置されているため、電気設備を損傷するおそれはない。
	1	F0226		電気設備	無	電気設備は、開口部より離れた位置に設置されているため、電気設備を損傷するおそれはない。
	1	PP223		なし	無	
	4	SD533		なし	無	
	5	PPSL607		なし	無	
	5	AG605		なし	無	
	5	PPSL608		なし	無	
5	AF606		なし	無		
ウラン酸化物 貯蔵建屋	1	SS0306		なし	無	
	1	PPL319		なし	無	
	1	AG315		なし	無	
	1	AG316		なし	無	
	1	PPL320		なし	無	

■については商業機密の観点から公開できません。

第1表 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の選定結果

建屋	階層	開口部番号	安全上重要な施設		安全機能への影響	
			部屋番号	機器名称	有無	備考
ウラン酸化物 貯蔵建屋	1	AG317	[Redacted]	なし	無	
	1	AG381		なし	無	
	1	SS314		なし	無	
	2	PP307		なし	無	
	2	PPSL412		なし	無	
	2	AG408		なし	無	
	2	PPSL411		なし	無	
	2	AG407		なし	無	
	2	PPSL409		なし	無	
	2	AG405		なし	無	
	2	PPSL410		なし	無	
	2	AG406	なし	無		

[Redacted] については商業機密の観点から公開できません。

令和 2 年 4 月 28 日 R5

補足説明資料 3 - 3 (9 条 竜巻)


耐震Sクラス施設について


「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（以下「竜巻ガイド」という。）においては、竜巻及びその随件事象等によって施設の安全性を損なわない設計であることを確認する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）は「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備（系統，機能）及び建屋，構築物等とされている。

これに対して、再処理施設の竜巻影響評価においては安全上重要な施設を竜巻防護対象施設として選定しているが、再処理施設の耐震Sクラス施設は全て安全上重要な施設であるため、竜巻ガイドで要求される竜巻防護対象施設を網羅している。

耐震重要度分類及び安全上重要な施設の関係

耐震重要度分類	安全機能を有する施設	
Sクラス	安重	
Bクラス	安重	非安重
Cクラス	安重	非安重

 : ガイドに基づき設定した竜巻防護対象施設の範囲

 : 再処理施設における竜巻防護対象施設の範囲

また、竜巻ガイドにおいて、耐震Sクラス施設に波及的影響を及ぼし得る施設についても設計対処施設として評価することを要求されているが、これについても上述の竜巻防護対象施設（安全上重要な施設）に波及的影響を及ぼして安全機能を喪失させるおそれがある施設を選定している。

以上

令和 2 年 4 月 28 日 R3

補足説明資料 3 - 4 (9 条 竜巻)

竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出について

1. 抽出方針

再処理施設の構築物，系統及び機器のうち竜巻防護対象施設及び竜巻防護対象施設を収納する建屋を除く施設（以下「その他の施設」という。）のうち，竜巻防護対象施設の機能に，次の観点から波及的影響を及ぼし得る施設を抽出する。

第1－1図に抽出フローを示す。

(1) 機械的影響の観点

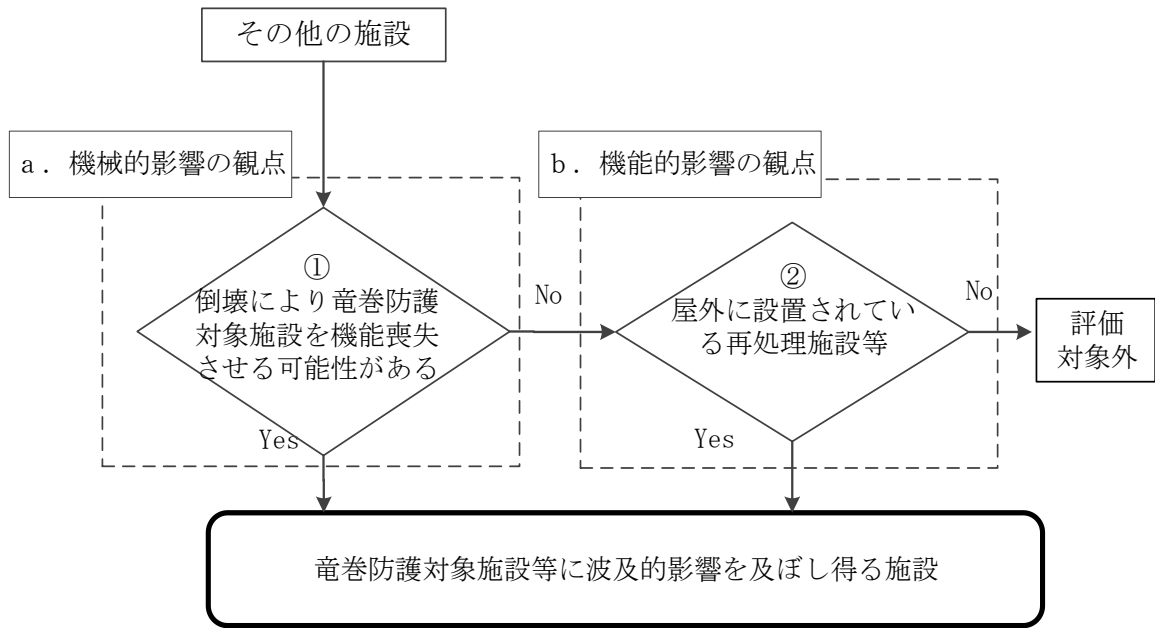
その他の施設のうち，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突により倒壊して，竜巻防護対象施設又は竜巻防護対象施設を収納する建屋（以下これらを総称する場合「竜巻防護対象施設等」という。）を機能喪失させる可能性がある施設，又はその施設の特定の区画を抽出する。

(2) 機能的影響の観点

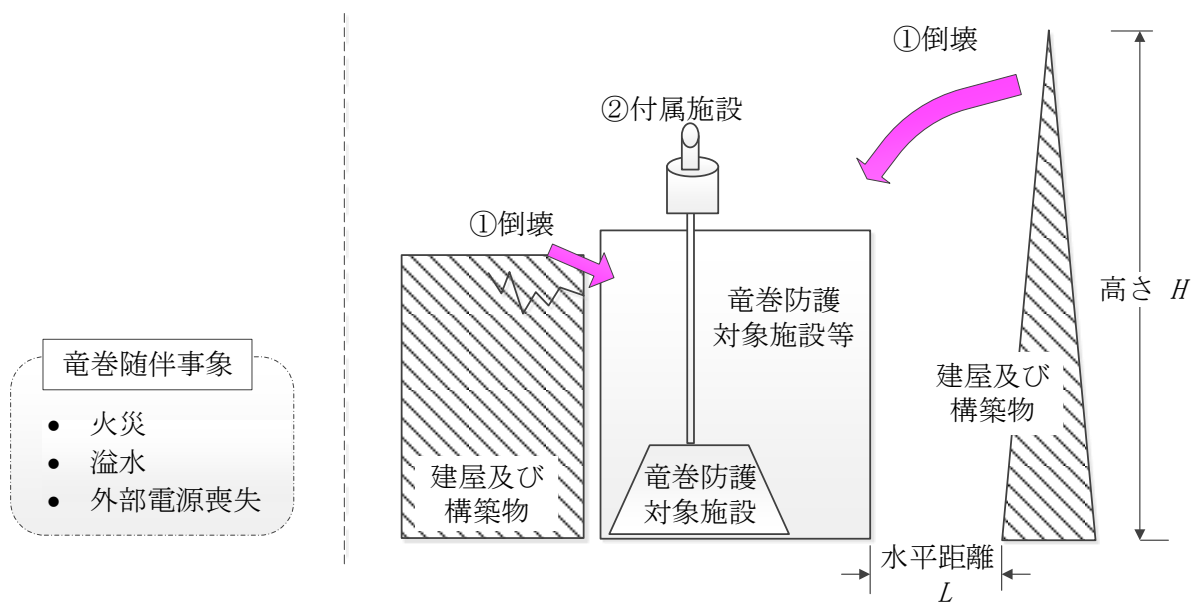
その他の施設のうち，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突により損傷して，竜巻防護対象施設等を機能喪失させる可能性がある再処理施設等を抽出する。

第1－2図に波及的影響を及ぼし得る施設のイメージを示す。

なお，波及的影響を及ぼす要因として，火災，溢水及び外部電源喪失も考えられるが，これらについては，竜巻随伴事象として補足説明資料 7-2 に整理する。



第1-1図 評価対象抽出フロー



第1-2図 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のイメージ

ジ

2. 抽出結果

2.1 機械的影響の観点

機械的影響の観点から、その他の施設のうち、倒壊により竜巻防護対象施設等を機能喪失させる可能性がある施設を確認した結果を補足説明資料3-1 第2表に示す。

確認の結果、倒壊により竜巻防護対象施設の安全機能を喪失させる可能性がある施設として、表2-1に掲げる施設を竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設として抽出した。

上記以外の施設については、「高さ<竜巻防護対象施設等までの水平距離」であることを確認しており、竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設とはならない。

表 2 - 1 機械的影響の観点の抽出結果

竜巻防護対象施設に影響を及ぼし得る施設	影響を受けるおそれのある竜巻防護対象施設等	抽出判定
出入管理建屋	制御建屋	該当
低レベル廃棄物処理建屋	チャンネボックス・バーナブルポイズン処理建屋	該当
使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	該当
	冷却塔 B（使用済燃料の受入れ・貯蔵施設用）	該当
使用済燃料輸送容器管理建屋	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	該当
	冷却塔 A（使用済燃料の受入れ・貯蔵施設用）	該当
北換気筒	冷却塔 B（使用済燃料の受入れ・貯蔵施設用）	該当
	第 1 ガラス固化体貯蔵建屋	該当

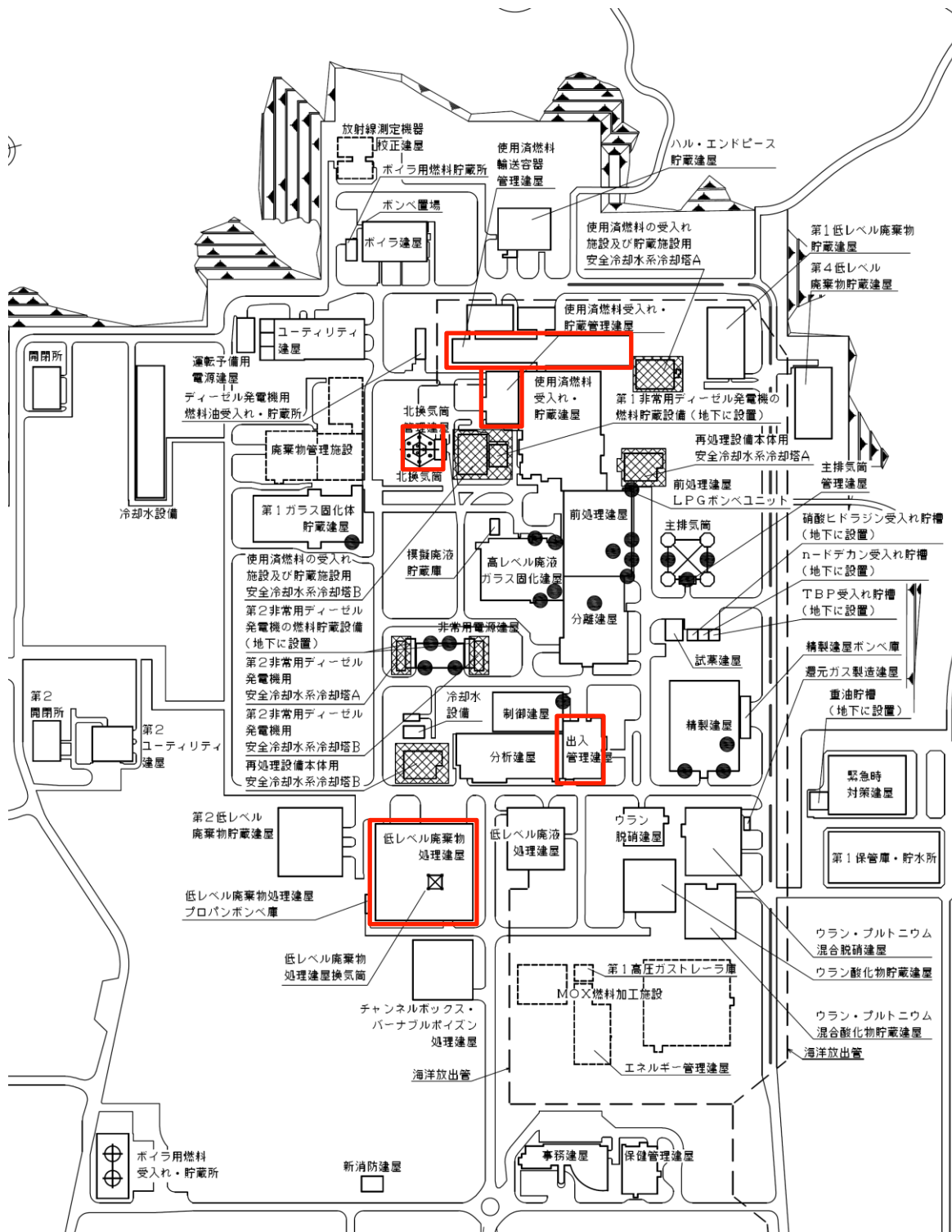


図 2 - 1 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の配置図

2.2 機能的影響の観点

機能的影響の観点から、その他の施設のうち、竜巻による破損等により、竜巻防護対象施設の安全機能を喪失させる可能性がある再処理施設等を確認した結果を第2-2表に示す。

確認の結果、竜巻による破損により竜巻防護対象施設の安全機能を喪失させる可能性がある施設は無い。

第2-2表 竜巻による損傷により竜巻防護対象施設の安全機能を喪失させる可能性がある付属施設の影響確認結果（1/2）

建屋	対象機器	想定される影響※	波及的影響の有無
非常用電源建屋	潤滑油タンク A系 ベント管	a	無
非常用電源建屋	ディーゼル機関 A系 ベント管	a	無
非常用電源建屋	シリンダ油サービスタンク A系 ベント管	a	無
非常用電源建屋	燃料油貯蔵タンク 1A系 ベント管	a	無
非常用電源建屋	燃料油貯蔵タンク 2A系 ベント管	a	無
非常用電源建屋	排気消音器 A系	a	無
非常用電源建屋	潤滑油タンク B系 ベント管	a	無
非常用電源建屋	ディーゼル機関 B系 ベント管	a	無
非常用電源建屋	シリンダ油サービスタンク B系 ベント管	a	無
非常用電源建屋	燃料油貯蔵タンク 1B系 ベント管	a	無
非常用電源建屋	燃料油貯蔵タンク 2B系 ベント管	a	無
非常用電源建屋	排気消音器 B系	a	無
前処理建屋	安全蒸気ボイラ排ガス管	b	無
前処理建屋	安全蒸気ボイラと安全蒸気ボイラ排ガス管との接続配管（屋外部）	b	無
前処理建屋	安全圧縮空気系 吸気口	c	無

第2-2表 竜巻による損傷により竜巻防護対象施設の安全機能を喪失させる可能性がある付属施設の影響確認結果（2/2）

建屋	対象機器	想定される影響※	波及的影響の有無
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	潤滑油タンクベント管	a	無
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	ディーゼル機関潤滑油ベント管	a	無
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料デイトンクベント管	a	無
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	排気消音器	a	無
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の貯蔵室からの排気系の屋外ダクト	d	無
主排気筒	風量計	e	無
主排気筒	差圧電送器	e	無

※ 想定される影響の凡例

- a. 設計竜巻の影響により当該機器・配管が貫通または折損することが考えられるが、通気が不可能になるような閉塞が発生することは考えられないため、非常用ディーゼル発電機の運転機能には影響がない。
- b. 設計竜巻の影響により当該機器・配管が貫通または折損することが考えられるが、通気が不可能になるような閉塞が発生することは考えられないため、安全蒸気ボイラの運転機能には影響がない。
- c. 設計竜巻の影響により当該機器・配管が貫通または折損するこ

とが考えられるが、通気が不可能になるような閉塞が発生することは考えられないため、安全圧縮空気系の運転機能には影響がない。

- d. 設計竜巻の影響により当該機器・配管が貫通または折損することが考えられるが、排気が不可能になるような閉塞が発生することは考えられないため、貯蔵室の冷却機能には影響がない。
- e. 設計竜巻の影響により当該機器が折損したとしても、主排気筒の機能には影響がない。

以 上

令和 2 年 4 月 28 日 R4

補足説明資料 4 - 1 (9 条 竜巻)

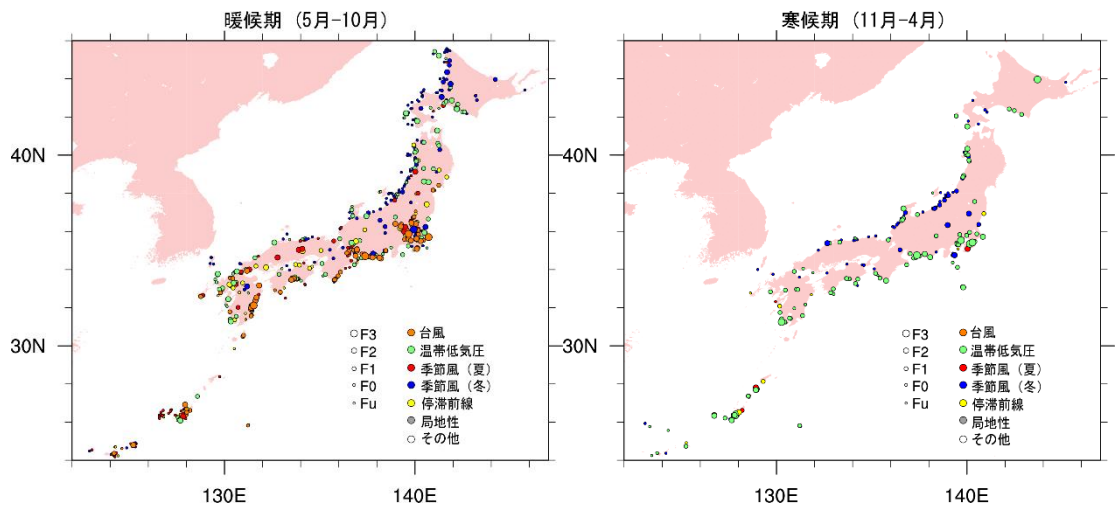
竜巻検討地域の設定について

1. 総観場に基づく気象条件

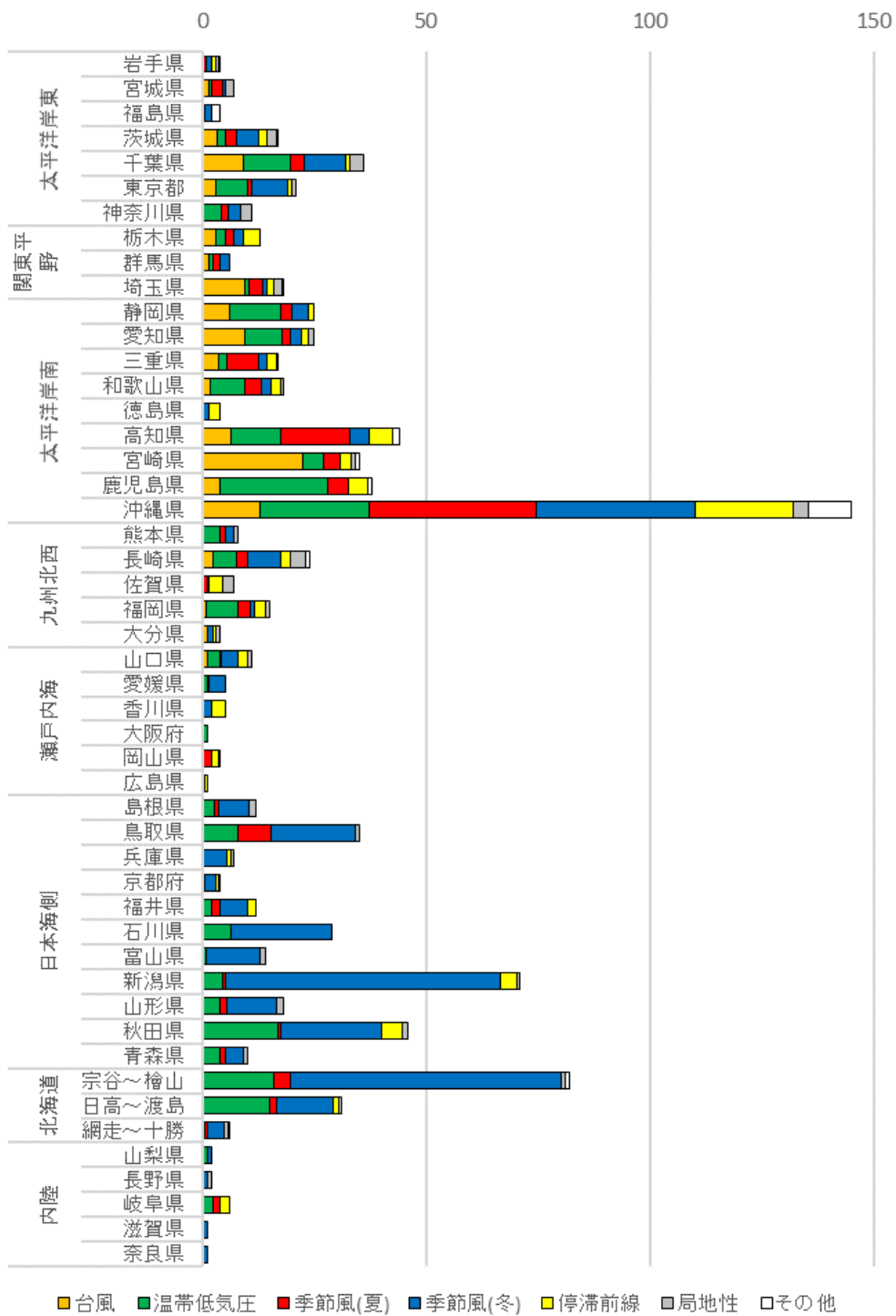
竜巻発生時の総観場は、東京工芸大学委託⁽¹⁾成果を参考に、気象庁「竜巻等の突風データベース」の総観場を、竜巻を発生させる親雲の発生要因を考慮して7種(台風, 温帯低気圧, 季節風(夏), 季節風(冬), 停滞前線, 局地性及びその他)に再編した総観場を用い、竜巻の発生要因別の地域分布の特徴を把握した。

「竜巻等の突風データベース」において1961年1月～2013年12月に発生位置が示された竜巻の季節別の竜巻発生位置を第1図に示す。また、各都道府県での要因別発生数及び発生要因比率をそれぞれ第2図及び第3図に示す。

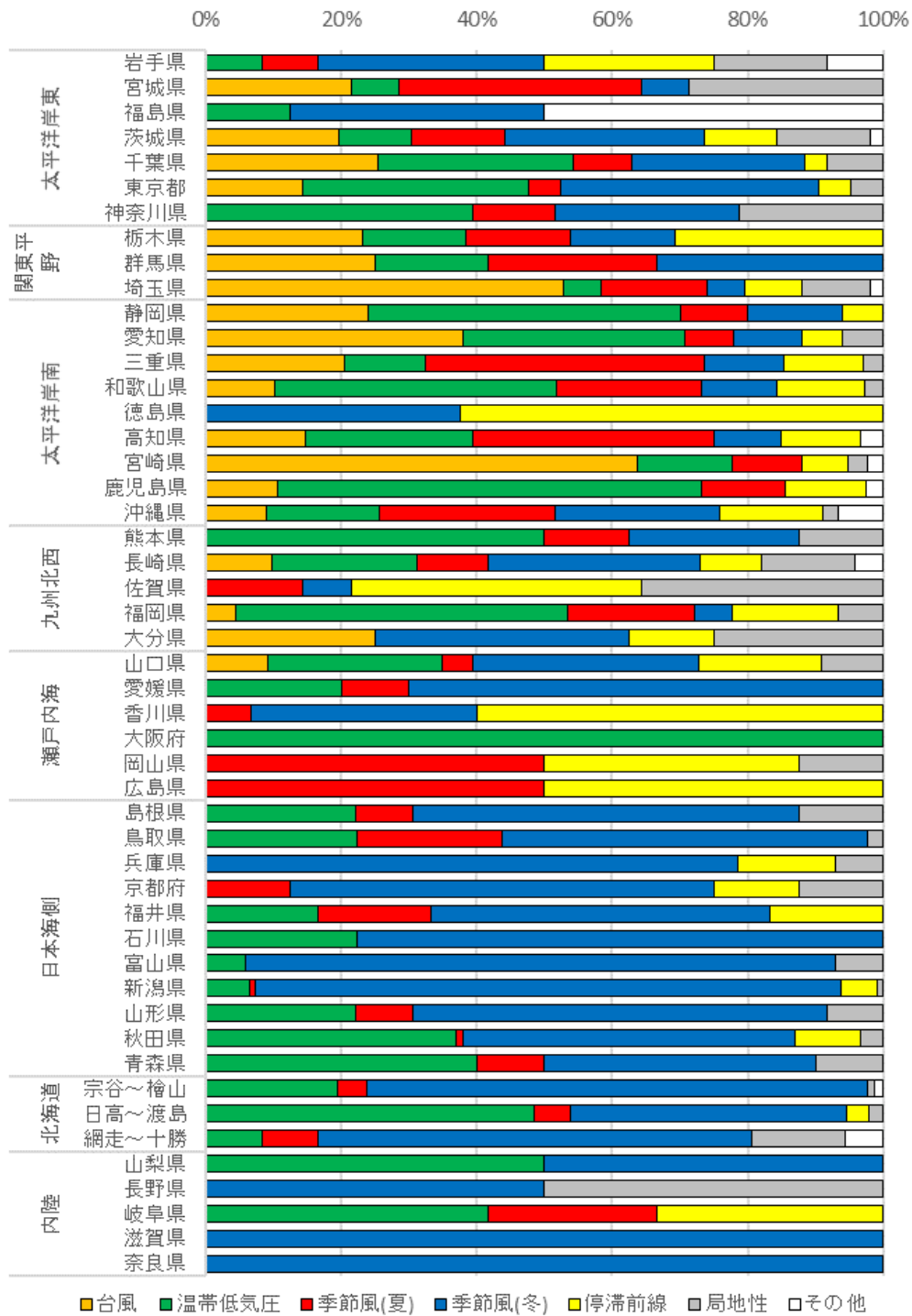
これらより、台風起因の竜巻は関東以西の太平洋側(特に東～南方向に開けた地域)で発生数が多く、F2及びF3スケールの竜巻も多いこと、温帯低気圧起因の竜巻は全国的に発生数が多く、F2及びF3スケールの竜巻もみられ、特に南～西方向に開けた地域はより発生数が多いことがわかる。また、季節風(夏)起因の竜巻は太平洋側や内陸を中心に、全国的に発生していること、季節風(冬)起因の竜巻は日本海側や関東以北で発生数が多いこと、停滞前線起因の竜巻は関東以西で発生していることがわかる。



第 1 図 季節別の竜巻発生位置 (左：暖候期，右：寒候期)



第2図 各都道府県での要因別発生数



第3図 各都道府県での発生要因比率

2. 竜巻検討地域の設定

再処理施設が立地する地域の気候と竜巻発生の観点での特徴を踏まえ、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061911号 原子力規制委員会決定）を参考に以下のa.～d.の条件を考慮して竜巻検討地域を設定する。第4図に竜巻検討地域を示す。

- a. 立地地域の気候及び竜巻発生の観点での特徴を踏まえ、青森県（竜飛岬より太平洋側）から岩手県を基本とする。
- b. IAEAの基準⁽²⁾を参考に、再処理施設を中心とする10万 km^2 （半径約180 km ）の範囲を目安とし、その範囲に掛かる北海道南西部は、立地地域と同じ太平洋側に面していることを考慮して、竜巻検討地域に含める。
- c. 竜巻検討地域は、分水嶺および関口武による気候区分⁽³⁾を参考に設定する。
- d. 再処理施設が海岸線から約5 km の位置に立地していること及び竜巻の発生がほとんど海岸線付近であることから、海岸線に沿った海側5 km 及び陸側10 km の範囲を考える。

設定した竜巻検討地域の妥当性を確認するために、竜巻検討地域における竜巻の発生要因の出現比率と、日本海側及び太平洋

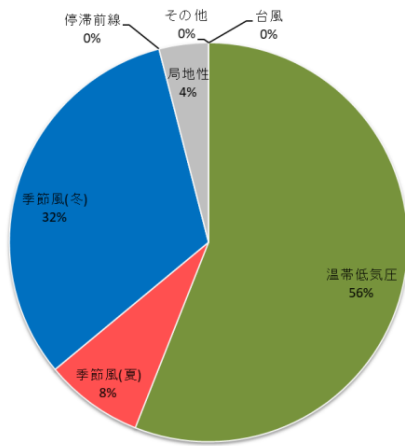
側における出現比率とを比較した結果を第5図に示す。

竜巻検討地域では、温帯低気圧起因の竜巻が多く、太平洋側で多くみられる台風起因の竜巻は確認されていない。一方、北海道～山口県の日本海側では季節風（冬）起因の竜巻が多く、台風起因の竜巻は確認されていない。また、茨城県以西の太平洋側では竜巻検討地域と比較して、台風、季節風（夏）及び停滞前線起因の竜巻が多い。

以上より、竜巻検討地域における竜巻の発生要因の出現比率は、日本海側及び太平洋側の出現比率とも傾向が異なっていることが確認できる。

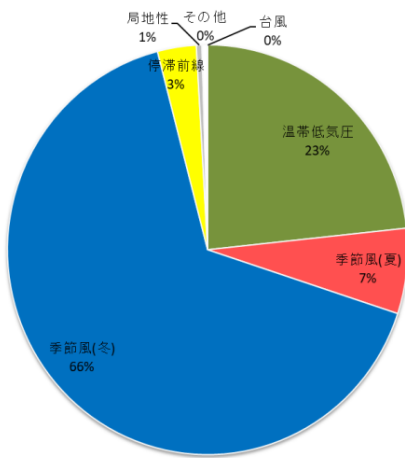


第4図 竜巻検討地域



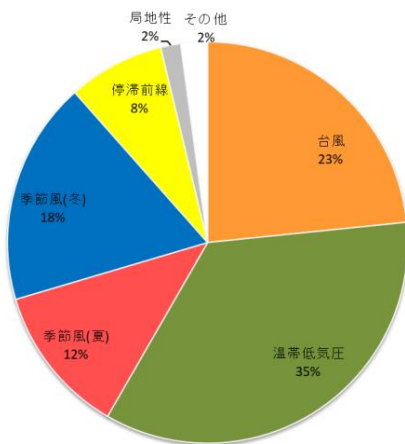
◆ 竜巻検討地域

- ・「温帯低気圧」を起源とする竜巻が多い。
- ・太平洋側で多くみられる「台風」を起源とする竜巻は確認されていない。



◆ 北海道～山口県の日本海側(223事例)

- ・「季節風(冬)」を起源とする竜巻が多い。
- ・「台風」を起源とする竜巻は確認されていない。



◆ 茨城県以西の太平洋側(372事例)

- ・竜巻検討地域と比較して、「台風」、「季節風(夏)」、「停滞前線」を起源とする竜巻が多い。
- ・太平洋側から暖かく湿った気流が、竜巻の親雲の発達を促すと考えられる。

第5図 竜巻検討地域等における竜巻の発生要因の出現比率

3. 参考文献

- (1) 東京工芸大学. 平成 21～22 年度原子力安全基盤調査研究 (平成 22 年度): 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究. 2011-02.
- (2) IAEA Safety Standards Series No. SSG-18: 2011. Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations. IAEA.
- (3) 関口武. “日本の気候区分”. 東京教育大学地理学研究報告. 東京教育大学理学部地理学教室, 1959-03.

以 上

令和元年 11 月 15 日 R2

補足説明資料 4 - 2 (9 条 竜巻)

竜巻検討地域の範囲設定について

竜巻検討地域の設定は、「竜巻影響評価ガイド」を参考に、再処理施設が立地する地域の気候及び竜巻発生の特徴を踏まえて実施する。

「竜巻影響評価ガイド」では、日本における竜巻の発生位置は海岸線付近に集中している傾向が伺えること及び原子力発電所が海岸線付近に立地していることを前提に、竜巻検討地域を陸側及び海側それぞれ5 kmを目安とするとしているが、立地地点が海岸線から5 kmの範囲を逸脱する場合は、海岸線付近で竜巻の発生が増大する特徴を踏まえ竜巻検討地域を設定することを定めている。

再処理施設は海岸線から5～10 km内陸に位置しており、ガイドにて示されている陸側及び海側5 kmの範囲を逸脱している。

したがって、再処理施設の竜巻検討地域は立地地点を包含する陸側10 kmをベースとし、海側5 kmも加えることにより、竜巻検討地域が保守的な設定となるよう考慮している。



「竜巻影響評価ガイド」(抜粋)

解説 3.2 (2) 原子力発電所が海岸線付近に立地する場合の
竜巻検討地域の設定

……海岸線から5km以上離れた地域では、竜巻の発生数が急激に減少する傾向が見られる。以上の傾向を踏まえて、原子力発電所が海岸線付近に立地する場合は、海岸線から陸側及び海側それぞれ5kmの範囲を目安に竜巻検討地域を設定することとする。

なお、原子力発電所がこの範囲を逸脱する地域に立地する場合は、海岸線付近で竜巻の発生が増大する特徴を踏まえつつ竜巻検討地域の範囲を別途検討する必要がある。

以上

令和元年 11 月 21 日 R1

補足説明資料 4 - 3 (9 条 竜巻)

竜巻検討地域の設定の妥当性について

1. 分水嶺によって竜巻検討地域を日本海側から区画することについて

I A E A の基準を参考に，再処理施設を中心とする 10 万 km^2 （半径約 180 km ）の範囲を竜巻検討地域の目安とした。ただし，当該範囲内の日本海側については，分水嶺を境界とし，竜巻検討地域には含めない。

洋上から流入した温暖湿潤な大気が山岳を越えようとした場合，空気塊の上昇に伴い気温が低下し，昇り斜面上空で空気塊が飽和して降水粒子が生成され，湿潤不安定な状態が解消されることから，山岳を乗り越えた大気は大きな竜巻を引き起こしがたい。よって，発生する竜巻の特性は分水嶺を境界にして大きく異なることになる。

1961 年～2013 年 12 月の期間の竜巻の集計によると，日本海側では季節風（冬）を起源とする竜巻がほとんどを占めるのに対し，竜巻検討地域では，季節風（冬）を起源とする竜巻は少なく，温帯低気圧を起源とする竜巻が多い。（図 4-3-1）

このため，竜巻検討地域は分水嶺で区画することは妥当と考えられる。

2. 東北太平洋側（福島以北～岩手）の総観場について

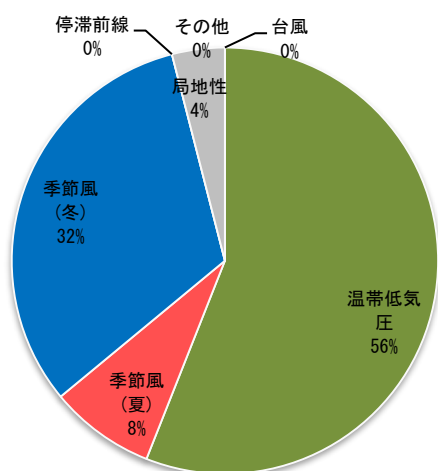
東北太平洋側（福島以北～岩手）までの地域は，立地地域から半径約 180 k m の範囲外であるため，竜巻検討地域に含めない。

なお，東北太平洋側の地域での発生数は他地域に比べて少なく，地域特有の総観場は見られない。茨城以西では台風及び暖気移流に伴う竜巻が多く，このことが F 3 規模の竜巻の多さにつながっているのに対し，東北太平洋側では台風由来の竜巻が少ないことで茨城以西とは異なる特徴があるので，竜巻検討地域に茨城以西を含めることも適当でない。

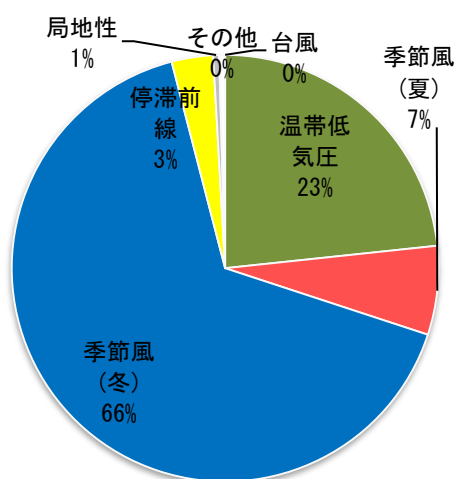
（図 4 - 3 - 2）

以 上

竜巻検討地域



日本海側



太平洋側

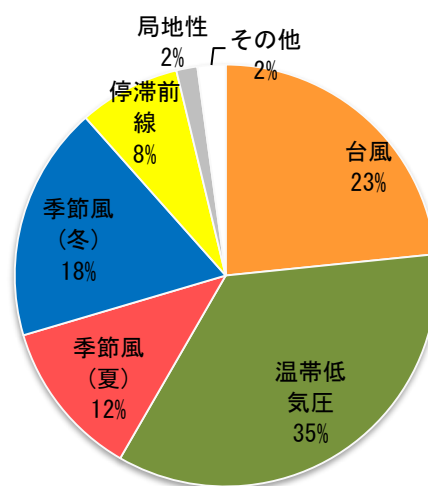


図 4 - 3 - 1 竜巻検討地域等における竜巻発生要因の出現比率

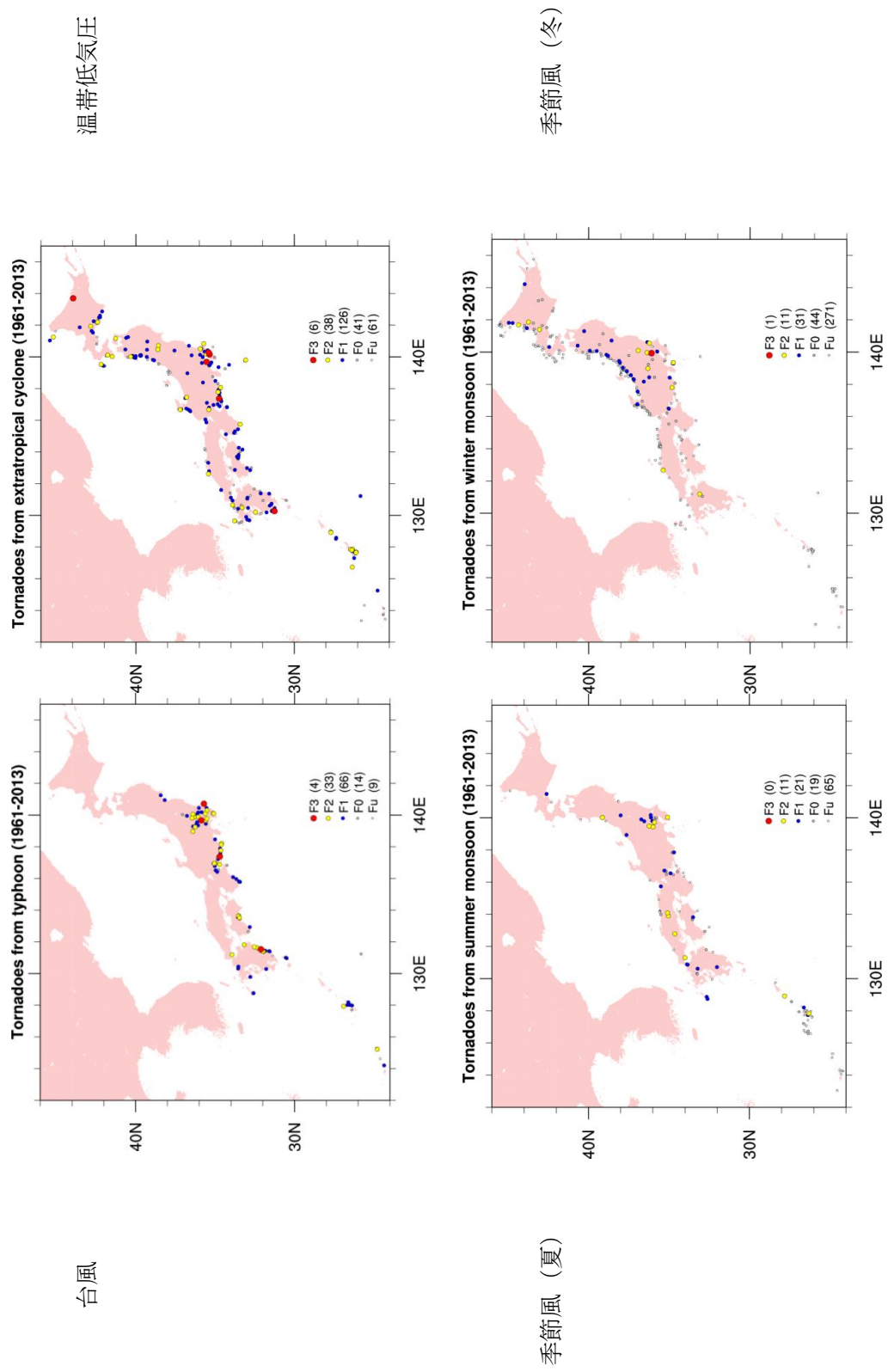


図4-3-2 竜巻の発生要因別地域分布

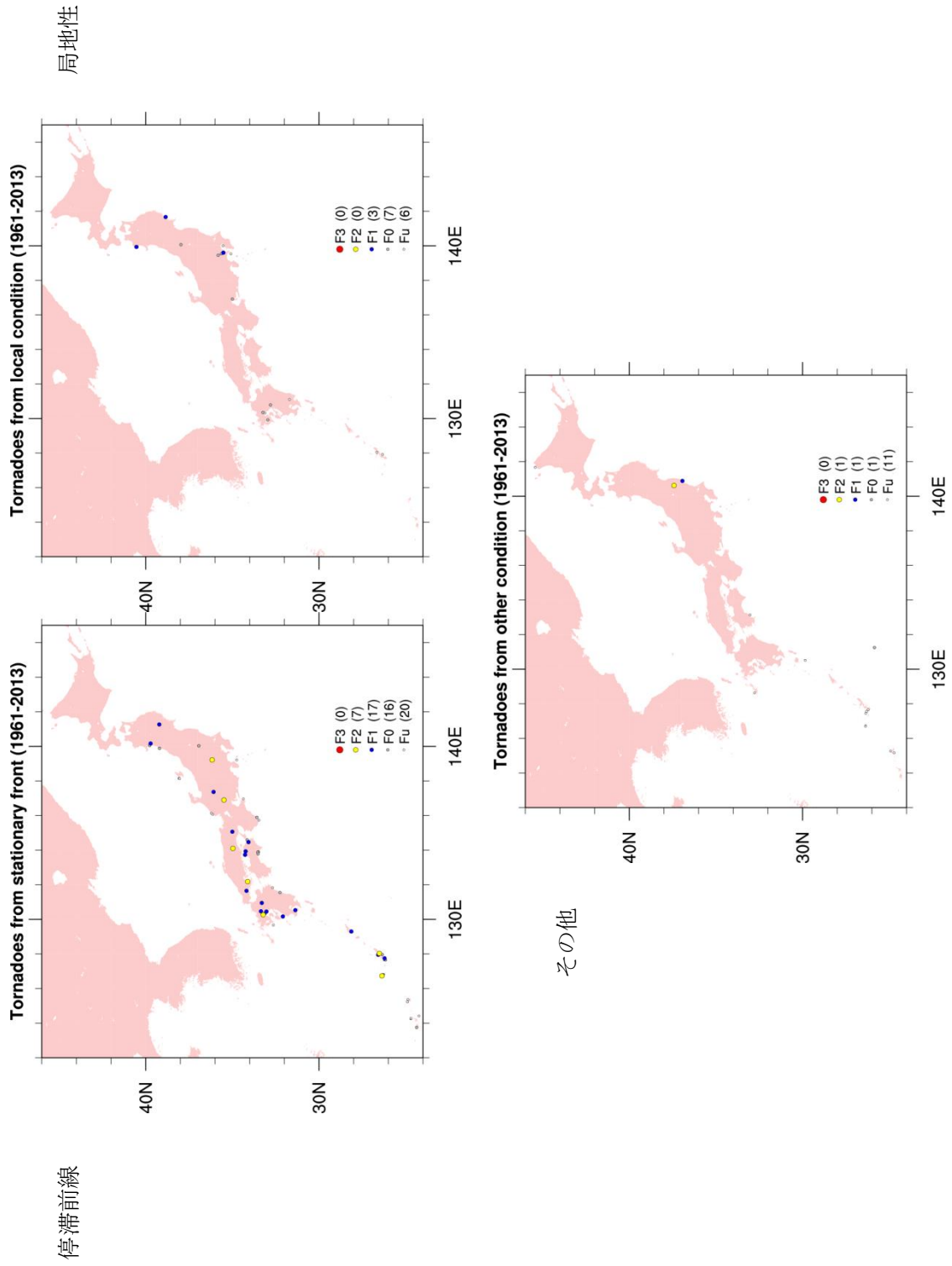


図4-3-2 竜巻の発生要因別地域分布 (つづき)

令和 2 年 4 月 28 日 R7

補足説明資料 4 - 4 (9 条 竜巻)

竜巻影響エリアの設定の妥当性について

竜巻影響エリアは、発電所の評価対象施設の面積及び設置位置を考慮して、評価対象施設を包含する単一の円形のエリアとして設定している。

原子力発電所の場合、評価対象施設が一か所に集中して配置される場合は、竜巻影響エリアはそれらを包含する単一の円としている。また、海水ポンプ所のように複数個所に分散した位置にも評価対象施設が設置される場合、個別の評価対象施設を包含する円を単一の直線上に並べ、それらを包含する単一の円をサイト全体の等価円として設定している例が見られる（第1図はT2発電所の例）。

後者の方法では、個別の評価対象施設の円の個数が多いほど、発電所全体の等価円の面積はより保守的になる傾向となる。たとえば、3個の円と直径の合計が等しい単一の円の面積は、個別の円の合計面積に対して最大で3倍となる。

再処理施設は、化学プロセスの流れに従って多数の建屋がゆるやかに南北に長く配置されており、原子力発電所でみられるような主要な建屋が一か所に集中した配置になっていない。

また、原子力発電所では、海水ポンプ所のように、主要な建屋から極端に離れた位置に評価対象施設が設置される場

合があるが，再処理施設ではそのような孤立した施設をもたない。

このような特徴をもつ再処理施設において，竜巻影響エリアを設定するにあたり，設計対処施設を包含する円を13個設定した。このような場合，個別の円と直径の合計が等しい等価円を竜巻影響エリアとすると，過度に保守的になる。

そこで再処理施設では個別の円の面積の合計と等しい面積の円を竜巻影響エリアとした。（第1表）

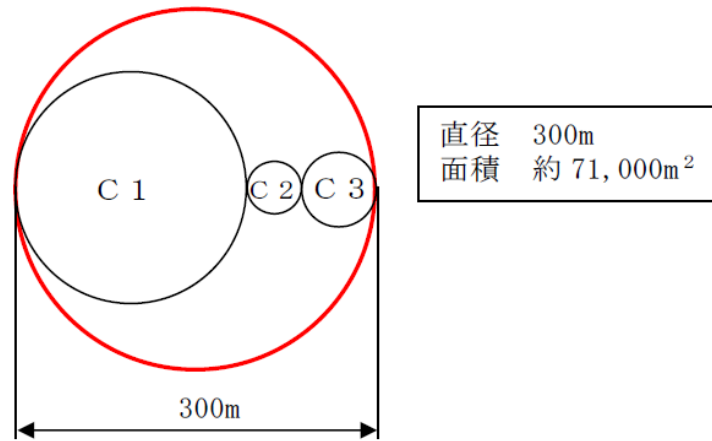
再処理施設と主要な原子力発電所について，設計対処施設（評価対象施設）の設置面積と竜巻影響エリアの面積の比率を算出し比較した結果を第2表に示す。

比率が小さいほど竜巻影響エリアは保守的に設定されているといえる。この結果から，再処理施設の竜巻影響エリアは原子力発電所と比べても同等な設定となっていることが確認できる。

参考文献：

「軽水炉原子力発電所の竜巻影響評価における設計竜巻風速および飛来物速度の設定に関するガイドライン」（JSM-NRE-009）日本保全学会原子力規制関連事項検討会，平成27年1月，pp.10-11，解説5-4

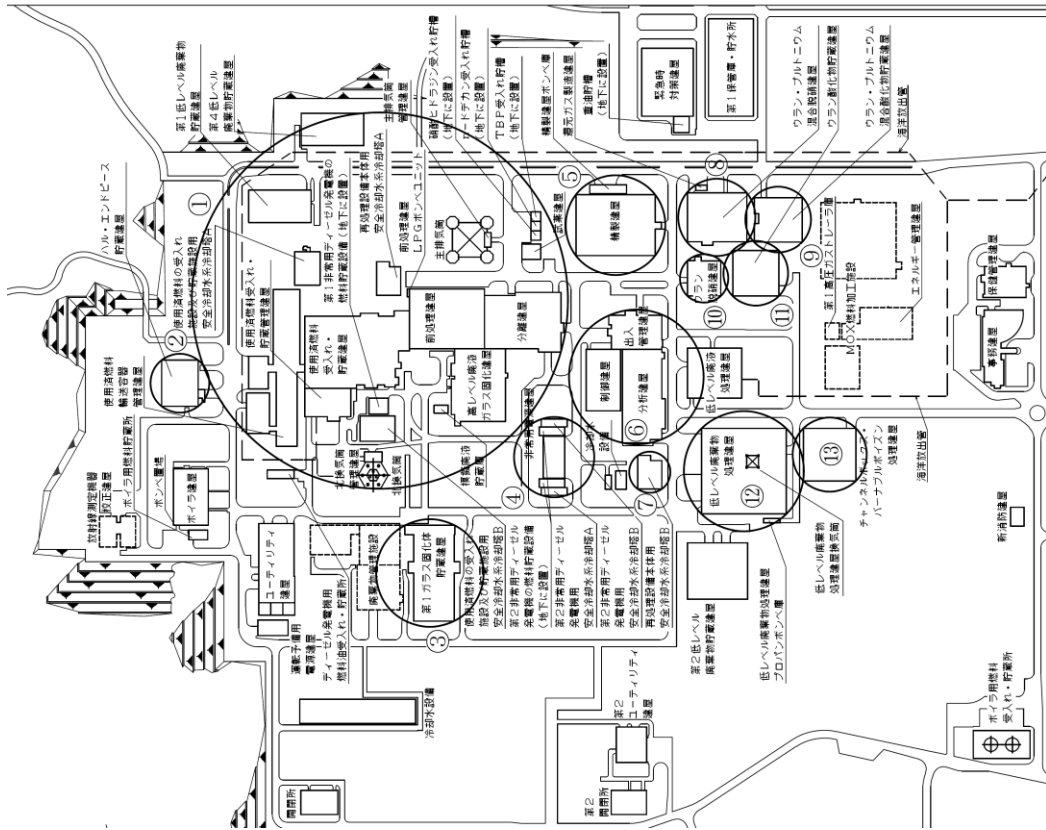
以上



第 1 図 T 2 原子力発電所の竜巻影響エリアモデル例

第1表 再処理施設の設計対処施設の設置面積と竜巻影響エリアの比較

エリア番号	設計対処施設の設置面積 (m ²) [A]	エリア直径 (m)	エリア面積 (m ²) [B]	比率 [A]/[B]
1	41,400	437	1.5 × 10 ⁵	—
2	2,200	68	3.7 × 10 ³	—
3	5,700	126	1.2 × 10 ⁴	—
4	1,500	93	0.9 × 10 ³	—
5	6,500	116	1.1 × 10 ⁴	—
6	10,300	157	1.9 × 10 ⁴	—
7	1,100	48	1.8 × 10 ³	—
8	2,700	89	6.3 × 10 ³	—
9	2,700	76	4.5 × 10 ³	—
10	1,500	56	2.5 × 10 ³	—
11	2,700	75	4.4 × 10 ³	—
12	9,500	143	1.6 × 10 ⁴	—
13	3,500	86	5.8 × 10 ³	—
合計値	91,300	(557)	2.4 × 10 ⁵	—
評価に用いる値	91,300	560	2.5 × 10 ⁵	0.37



第2表 原子力施設の評価対象施設の設置面積と竜巻対象エリアの面積の比較

施設	評価対象施設の設置面積 (m ²) [A]	包含円の 個数	竜巻対象エリアの直径 (m)	竜巻対象エリアの面積 (m ²) [B]	比率 [A]/[B]
T 2 発電所	約 14,450	3	300	7.09E+04	0.20
T K 発電所	28,797	1	350	9.62E+04	0.30
S 発電所	30,050	2	340	9.10E+04	0.31
O 発電所	36,934	1	350	9.62E+04	0.39
I 発電所	22,343	1	420	1.38E+05	0.16
再処理施設	91,300	13	560	2.5E+05	0.37

令和 2 年 4 月 13 日 R7

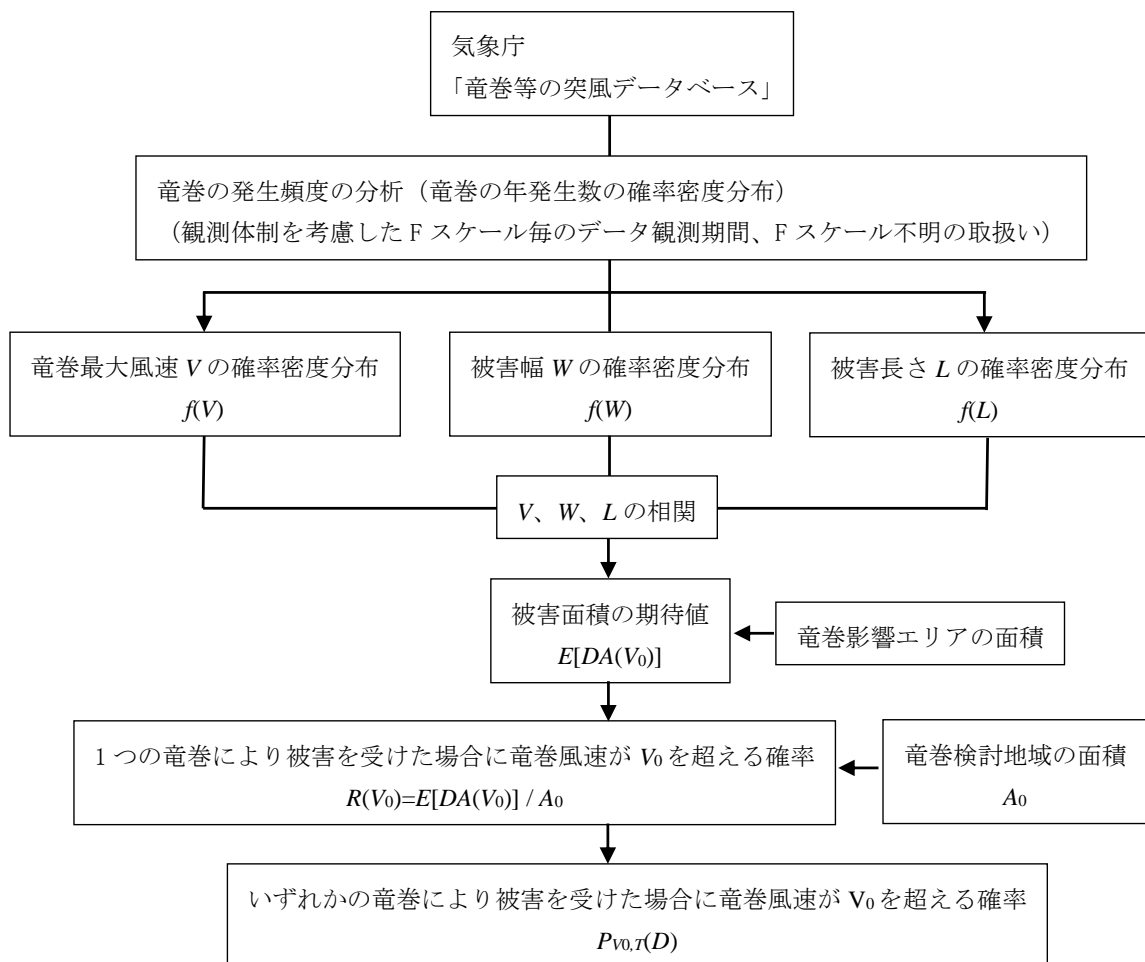
補足説明資料 4 - 5 (9 条 竜巻)

ハザード曲線による竜巻最大風速 (V_{B2}) の計算について

1. 評価フロー

竜巻ガイドの解説 3.3.2 に例示された $Wen \& Chu^{(1)}$ 及び $Garrison \ et \ al.^{(2)(3)}$ による最大風速 V_{B2} を算定する。具体的な算定方法については、東京工芸大学委託成果「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁴⁾ を参考とする。

第 1-1 図にハザード曲線の算定フローを示す。



第 1-1 図 ハザード曲線の算定フロー

2. 竜巻発生頻度の分析

(1) 竜巻発生頻度の補正

気象庁「竜巻等の突風データベース」より、竜巻検討地域における1961年1月～2013年12月のデータを用いて、竜巻の発生数を分析する。観測体制が段階的に強化されたため、観測データの精度には差がある。特に2007年以降の発生数は非常に多くなっている。したがって、観測データを以下の3つの期間に分け、補正を行う。

- a. 2007年1月～2013年12月（7年間）
- b. 1991年1月～2013年12月（23年間）
- c. 1961年1月～2013年12月（53年間）

上記3つの観測期間それぞれに対して、竜巻発生数、年間平均発生数及びその標準偏差をFスケール毎に調査した結果を第1表に示す。

擬似的な53年間のデータや統計量は以下を基本的な考え方として作成した。

- a. F 0 及び F スケール不明の竜巻については、観測体制が強化される前は見過ごされた可能性が高いことから、観測体制が強化された2007年以降の年間発生数や標準偏差を採用する。
- b. F 1 の竜巻については、観測体制が整備された1991年以降の年間発生数や標準偏差を採用する。
- c. F 2 及び F 3 スケールの竜巻については、見逃される可能性が少ないため1961年以降の全期間の年間発生数や標準偏差を採用する。

- d. 53年間の発生数を上記 a～c の観測期間との比率から F スケールごとに推計する。
- e. 陸上の F スケール不明竜巻については、被害が確認されなかったということであるため F0 竜巻とする。近年、確認数の多い海上の F スケール不明竜巻については、補足説明資料 4－6 に記載のとおり、(陸上＋上陸) 竜巻の強度別発生頻度で按分することで保守的な評価となるようにする。

以上の分析結果を第 1 表に示す。竜巻検討地域において、53 年間に 25 個の竜巻が観測されたことに対し、95 個の竜巻が発生したと推定した。

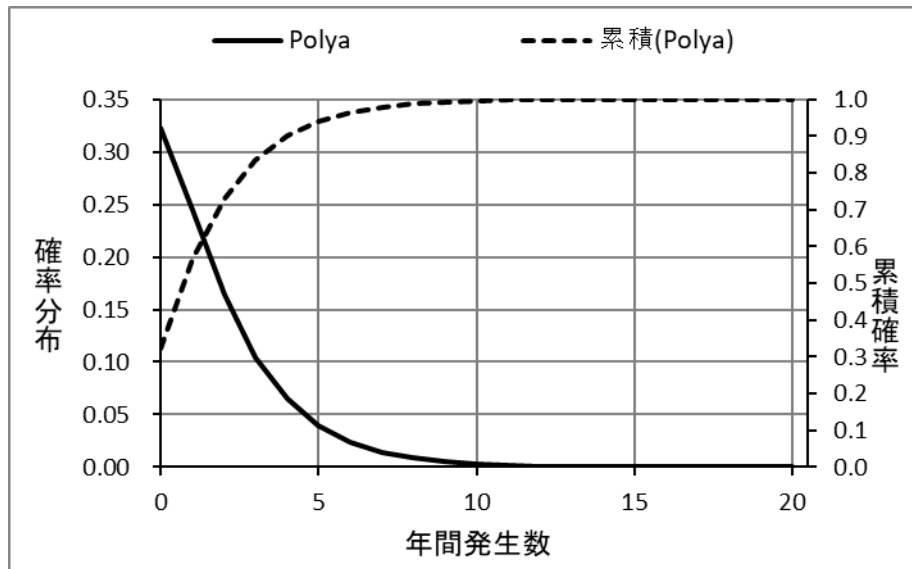
第 1 表 竜巻発生数の分析結果

発生数の統計	(陸上＋上陸) 竜巻						海上竜巻	総数		
	竜巻スケール						小計		不明	
	F0	F1	F2	F3	F4	不明				
1961_01～ 2013_12 (53 年間)	期間内総数(個)	6	9	4	0	0	1	20	5	25
	年平均(個)	0.11	0.17	0.08	0.00	0.00	0.02	0.38	0.09	0.47
	標準偏差(個)	0.58	0.51	0.27	0.00	0.00	0.14	0.97	0.41	1.08
1991_01～ 2013_12 (23 年間)	期間内総数(個)	6	9	2	0	0	1	18	5	23
	年平均(個)	0.26	0.39	0.09	0.00	0.00	0.04	0.78	0.22	1.00
	標準偏差(個)	0.86	0.72	0.29	0.00	0.00	0.21	1.35	0.60	1.48
2007_01～ 2013_12 (7 年間)	期間内総数(個)	5	3	0	0	0	0	8	4	12
	年平均(個)	0.71	0.43	0.00	0.00	0.00	0.00	1.14	0.57	1.71
	標準偏差(個)	1.50	0.53	0.00	0.00	0.00	0.00	1.86	0.98	2.06

発生数の統計	竜巻スケール						総数	
	F0	F1	F2	F3	F4	不明		
疑似 (53年間) (按分後)	期間内総数(個)	57	32	6	0	0	0	95
	年平均(個)	1.07	0.58	0.11	0.00	0.00	0.00	1.76
	標準偏差(個)	1.83	0.88	0.33	0.00	0.00	0.00	2.06
疑似 (53年間) (全竜巻)	期間内総数(個)	57	32	6	0	0	0	95
	年平均(個)	1.08	0.60	0.11	0.00	0.00	0.00	1.79
	標準偏差(個)	1.83	0.88	0.33	0.00	0.00	0.00	2.06

(2)年発生数の確率密度分布の設定

竜巻の年発生数の確率密度分布の設定に当たっては、竜巻は気象条件の中でも極めて稀に発生する事象であり、発生数の変動（標準偏差）が大きい分布となり、東京工芸大学委託成果にポリヤ分布への適合性が良いことが示されているため、ハザード曲線の評価に当たって使用する竜巻の年発生数の確率分布は第1図に示すポリヤ分布を採用する。



第1図 竜巻検討地域における竜巻発生数の確率密度分布と累積確率

3. 竜巻の被害幅及び被害長さの分析

被害幅及び被害長さについても発生数と同様に解析する。被害幅及び被害長さの解析に利用可能なデータ数は、発生数のデータ数に比べてかなり少ない。したがって、以下の手順で53年間の被害幅及び被害長さの統計量の分析を行った。

- a. 統計量を確保するために、1961年以降の観測データを使用し、被害幅及び被害長さのデータをFスケール別に抽出する。
- b. 抽出されたFスケール別の被害幅及び被害長さデータを大きい順に並び替え、53年間の発生数分だけ繰り返しサンプリングを行い、擬似53年間のデータとする。
- c. 擬似53年間のデータについて平均値及び標準偏差を求める。

b.において、被害幅及び被害長さデータの大きい順からサンプリングすることにより、被害幅及び被害長さの平均値が大きくなるため、より保守的な評価となる。

第2表及び第3表に擬似53年間のデータを基に分析した被害幅及び被害長さの平均値及び標準偏差を示す。

第2表 被害幅の統計量

	竜巻幅 の統計 (m)	計	竜巻スケール					不明	総数
			F0	F1	F2	F3	F4		
1961_01～ 2013_12 (53年間)	期間内総数	15	4	9	2	0	0	10	25
	平均値 (m)	130	50	188	33	0	0		
	標準偏差 (m)	146	22	174	4	0	0		
疑似 (53年間) (全竜巻)	期間内総数	95	57	32	6	0	0	0	95
	平均値 (m)	102	50	207	33	0	0		
	標準偏差 (m)	123	19	166	3	0	0		

第3表 被害長さの統計量

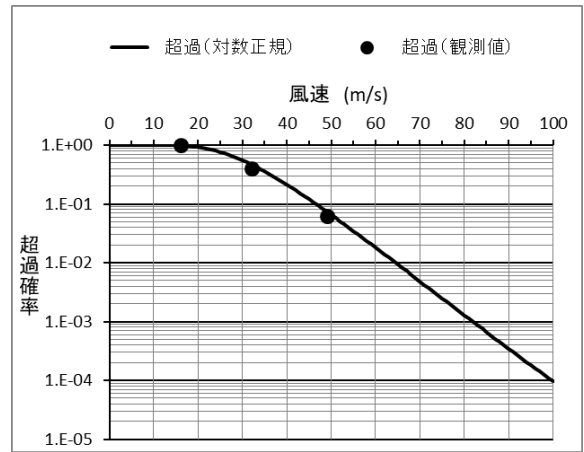
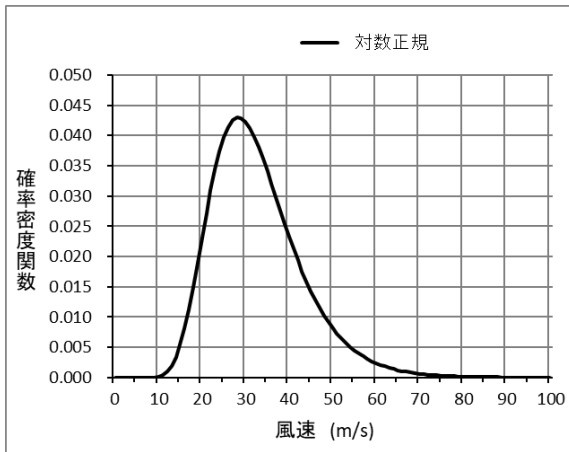
	被害長さ の統計 (km)	計	竜巻スケール					不明	総数
			F0	F1	F2	F3	F4		
1961_01～ 2013_12 (53年間)	期間内総数	16	4	9	3	0	0	9	25
	平均値 (m)	1,188	625	1,222	1,833	0	0		
	標準偏差 (m)	845	350	807	1,258	0	0		
疑似 (53年間) (全竜巻)	期間内総数	95	57	32	6	0	0	0	95
	平均値 (m)	934	632	1,303	1,833	0	0		
	標準偏差 (m)	692	307	781	1,125	0	0		

4. 竜巻風速，被害幅及び被害長さの確率密度分布及び相関係数

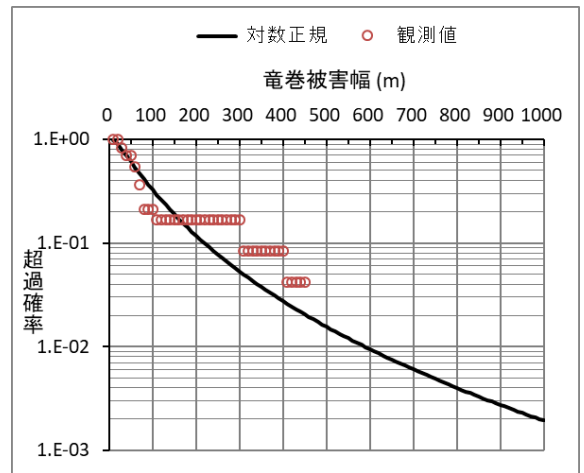
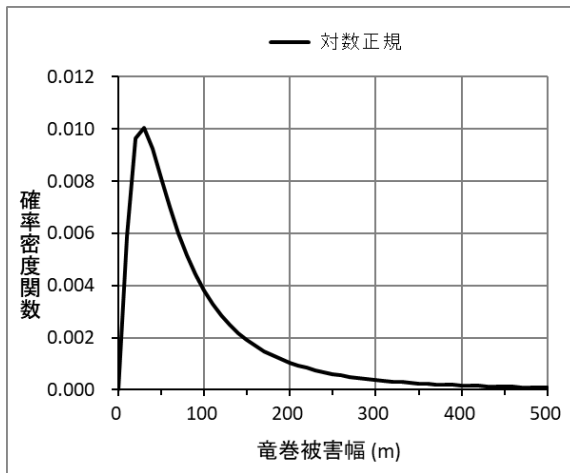
竜巻検討地域における竜巻の発生数，被害幅及び被害長さは，前記で評価した統計量を有する対数正規分布に従うものとする。第4表に統計量を示す。それぞれの確率密度分布については，第2図～第4図に示す。さらに，1961年以降の観測データのみを用いて，第5表に示すとおり竜巻風速，被害幅及び被害長さについて相関係数を求める。

第4表 発生数，被害幅及び被害長さの統計量

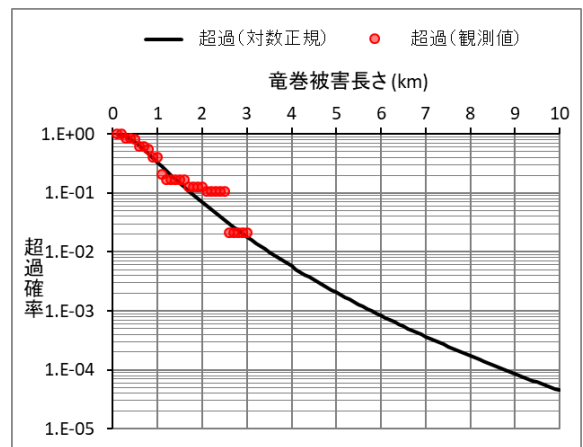
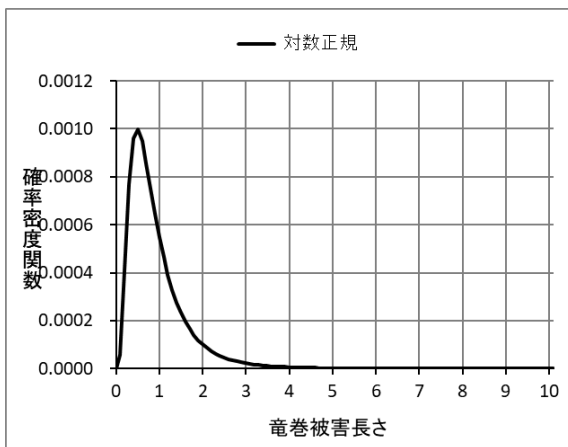
			計	竜巻スケール				
				F0	F1	F2	F3	F4
疑似 (53年間) (全竜巻)	発生数	期間内総数	95	57	32	6	0	0
		年平均(個)	1.79	1.08	0.60	0.11	0.00	0.00
		標準偏差(個)	2.06	1.83	0.88	0.33	0.00	0.00
	被害幅	期間内総数	95	57	32	6	0	0
		平均値(m)	102	50	207	33	0	0
		標準偏差(m)	123	19	166	3	0	0
	被害長	期間内総数	95	57	32	6	0	0
		平均値(m)	934	632	1,303	1,833	0	0
		標準偏差(m)	692	307	781	1,125	0	0



第2図 風速の確率密度分布（左）と超過確率（右）



第3図 被害幅の確率密度分布（左）と超過確率（右）



第4図 被害長さの確率密度分布（左）と超過確率（右）

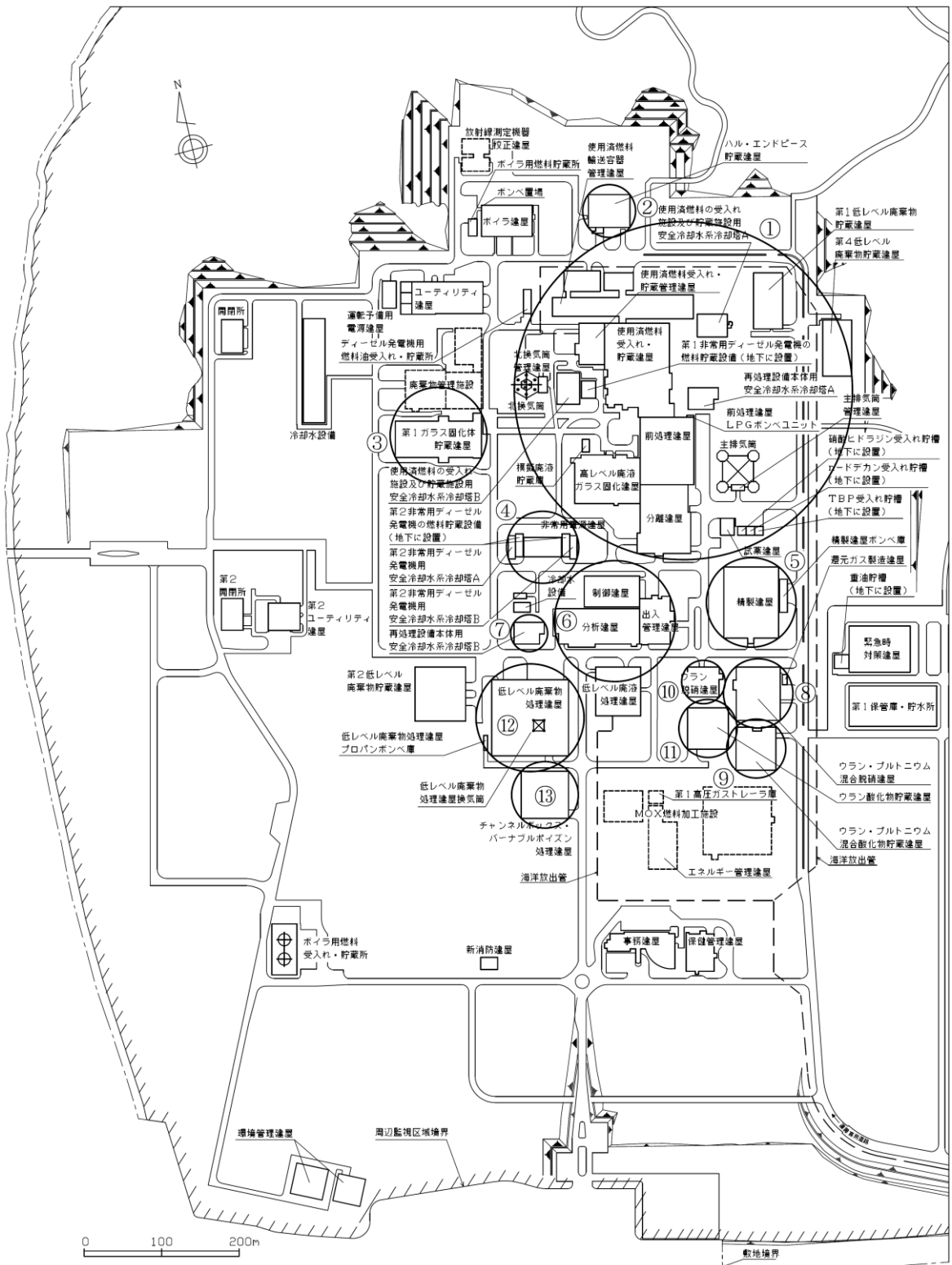
第 5 表 竜巻風速，被害幅及び被害長さの相関係数

相関係数（対数）	風速 (m/s)	被害幅 (m)	被害長さ (m)
風速 (m/s)	1.0000	0.0800	0.4646
被害幅 (m)	0.0800	1.0000	0.2418
被害長さ (m)	0.4646	0.2418	1.0000

5. 竜巻影響エリアの設定

再処理施設においては設計対処施設が再処理事業所内に分散しているため、それぞれの設計対処施設を包含する円を設置面積とみなし、これらの設置面積の合計値と等価な面積の円を第5図に示すとおり竜巻影響エリアとして設定する。

なお、竜巻影響エリアを円形とするため、竜巻の移動方向には依存性は生じない。



主要な再処理施設を収容する建物及び構築物は、標高約55mに設置。

エリア番号	直径 (m)	面積 (m ²)
①	437	1.5×10 ⁵
②	68	3.7×10 ³
③	126	1.2×10 ⁴
④	93	6.8×10 ³
⑤	116	1.1×10 ⁴

エリア番号	直径 (m)	面積 (m ²)
⑥	157	1.9×10 ⁴
⑦	48	1.8×10 ³
⑧	89	6.3×10 ³
⑨	76	4.5×10 ³
⑩	56	2.5×10 ³

エリア番号	直径 (m)	面積 (m ²)
⑪	75	4.4×10 ³
⑫	143	1.6×10 ⁴
⑬	86	5.8×10 ³
合計値	(557)	2.4×10 ⁵
評価に用いる値	560	2.5×10 ⁵

()内は換算値

第5図 竜巻影響エリア

6. ハザード曲線の算定方法

前記で設定した竜巻の年発生数の確率分布及び最大風速の確率分布をもとに、以下に示すとおり竜巻ガイドの解説 3. 3. 2 に例示された Wen & Chu 及び Garson et al. の方法に沿って、ハザード曲線を算定する。

(1) 評価方法

D を評価対象構造物が風速 V_0 以上の竜巻に遭遇する事象とし、ある竜巻が評価対象構造物を襲い、その竜巻の風速が V_0 以上となる確率を $R(V_0)$ とする。また、ある竜巻の風速が V_0 以上となる面積を $DA(V_0)$ とする。また、その期待値を $E[DA(V_0)]$ にて表す。

a. 前記に基づき、竜巻の最大風速 V 、被害幅 w 及び被害長さ l の統計値から、次式の 3 次元対数正規分布型の確率密度分布を与える。

$$f(V, w, l) = \frac{1}{(\sqrt{2\pi})^3 |\Sigma|^{1/2}} \frac{1}{Vwl} \exp\left(-\frac{1}{2}(\mathbf{x} - \boldsymbol{\mu})^T \Sigma^{-1}(\mathbf{x} - \boldsymbol{\mu})\right)$$

ここで、

$$\mathbf{x} = \begin{Bmatrix} \ln(V) \\ \ln(w) \\ \ln(l) \end{Bmatrix}, \quad \boldsymbol{\mu} = \begin{Bmatrix} \mu_V \\ \mu_w \\ \mu_l \end{Bmatrix}, \quad \Sigma = \begin{bmatrix} \sigma_V^2 & \sigma_V \sigma_w \rho_{Vw} & \sigma_V \sigma_l \rho_{Vl} \\ \sigma_V \sigma_w \rho_{Vw} & \sigma_w^2 & \sigma_w \sigma_l \rho_{wl} \\ \sigma_V \sigma_l \rho_{Vl} & \sigma_w \sigma_l \rho_{wl} & \sigma_l^2 \end{bmatrix}$$

である。

\mathbf{x} は最大風速、被害幅及び被害長さの対数値 $\ln(V)$ 、 $\ln(w)$ 、 $\ln(l)$ によるベクトル、 $\boldsymbol{\mu}$ は各統計値から評価した最大風速、被害幅及び被害長さの対数値の平均からなるベクトル、 Σ は $\ln(V)$ 、 $\ln(w)$ 、 $\ln(l)$ から評価した標準偏差 σ_V 、 σ_w 、 σ_l と相関係数 ρ_{Vw} 、 ρ_{wl} 、 ρ_{Vl} からな

る分散共分散行列である。

- b. 被災領域内には，竜巻の被害幅のうち風速が V_D を超える部分の幅を与える次式を考慮する。

$$W(V_0) = \left(\frac{V_{min}}{V_0} \right)^{1/1.6} w$$

ここで， V_{min} は，*G a l e i n t e n s i t y* と呼ばれ（*G a l e* は「非常に強い風」という意味），被害が発生し始める風速に位置付けられる。米国気象局 *N W S*（*N a t i o n a l W e a t h e r S e r v i c e*）では，34 ノット～47 ノット（ $17.5 \text{ m} / \text{ s} \sim 24.2 \text{ m} / \text{ s}$ ）とされ，また，気象庁が使用している風力階級では，風力 9 は大強風（*s t r o n g g a l e* : $20.8 \text{ m} / \text{ s} \sim 24.4 \text{ m} / \text{ s}$ ）と分類され，「屋根瓦が飛ぶ。人家に被害が出始める。」とされていることを参考に， V_{min} を $25 \text{ m} / \text{ s}$ とした。なお，この値は *F 0*（ $17 \text{ m} / \text{ s} \sim 32 \text{ m} / \text{ s}$ ）のほぼ中央値に相当する。

- c. 得られた平均と分散共分散行列を基に，竜巻影響エリアの代表幅 D_0 を考慮し，次式にて，被災面積期待値 $E[D A(V_0)]$ を算定する。

$$\begin{aligned}
E[DA(V_0)] &= \int_0^\infty \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0)lf(V, w, l)dVdw dl \\
&+ \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty H(\alpha)lf(V, l, \alpha)dVdl d\alpha \\
&+ \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0)G(\alpha)f(V, w, \alpha)dVdw d\alpha + S \int_{V_0}^\infty f(V)dV
\end{aligned}$$

ここで、 $H(\alpha)$ 及び $G(\alpha)$ は、それぞれ竜巻の被害長さ及び被害幅方向に沿った面に竜巻影響評価の対象構造物を投影した時の長さである。

$$H(\alpha) = B|\sin \alpha| + A|\cos \alpha|$$

$$G(\alpha) = A|\sin \alpha| + B|\cos \alpha|$$

ここで、 α は竜巻の移動方向であり、 A と B は評価対象構造物（四角形）の寸法である。

一方、設計対処施設では、竜巻影響エリアを円形で設定しているため、 H 及び G ともに竜巻影響エリアの直径で一定（竜巻の移動方向に依存しない。）となる。

S は竜巻影響エリアの面積（約 $2.5 \times 10^5 \text{ m}^2$ ）を表わす。円の直径を D_0 とした場合は、以下の式にて表わされる。

$$\begin{aligned}
E[DA(V_0)] &= \int_0^\infty \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0)lf(V, w, l)dVdw dl + D_0 \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty lf(V, l)dVdl \\
&+ D_0 \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0)f(V, w)dVdw + S \int_{V_0}^\infty f(V)dV
\end{aligned}$$

ここで、 $f(V, l)$ 、 $f(V, w)$ 、 $f(V)$ は、多変量の対数正規分布である $f(V, w, l)$ をもとに各成分を抽出した関数

である。

- d. 竜巻検討地域の面積 A_0 (約 $18,000 \text{ km}^2$) 及び上記の被災面積期待値 $E[DA(V_0)]$ から、評価対象構造物が竜巻による被害を受け、その竜巻の風速が V_0 以上となる確率 $R(V_0)$ を次式にて算定する。

$$R(V_0) = \frac{E[DA(V_0)]}{A_0}$$

- e. 前述のとおり、竜巻の年発生数の確率密度分布としては、ポリヤ分布の適合性が高い。ポリヤ分布は次式で示される。

$$P_T(N) = \frac{(vT)^N}{N!} (1 + \beta vT)^{-(N+1/\beta)} \prod_{k=1}^{N-1} (1 + \beta k)$$

ここで、 N : 竜巻の年発生数

v : 竜巻の年平均発生数

T : 年数

β : 分布パラメータであり次式で示される。

$$\beta = \left(\frac{\sigma^2}{v} - 1 \right) \times \frac{1}{v}$$

σ : 竜巻の年発生数の標準偏差

である。

発生数がポリヤ分布に従うものとし、年超過確率 P_{V_0} を以下の式により算出する。なお、年超過確率 P_{V_0} は、年被災確率が十分小さいことより、Garson et al. が示す近似式を用いて表すことができる。

$$P_{V_0} = 1 - [1 + \beta v R(V_0)]^{-1/\beta} = 1 - \left[1 - \frac{1}{\beta} (\beta v R(V_0)) + \dots \right] \approx v R(V_0)$$

$$= \frac{v}{A_0} E[DA(V_0)] = p E[DA(V_0)]$$

ここで、P は単位面積当たりの年被災確率である。

以上のことから、竜巻のように被災確率が非常に小さな現象に対しては、年超過確率は竜巻発生数の平均値のみに依存し、発生数の確率密度分布形状にはほとんど無関係であることがわかる。

(2) ハザード曲線

前項で示した評価方法に基づいて、竜巻影響評価の対象構造物が、T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ、竜巻風速が V_0 以上となる確率 $P_{V_0,T}$ を次式によって算出し、ハザード曲線を算定する。

$$P_{V_0,T}(D) = 1 - [1 + \beta v R(V_0) T]^{-1/\beta}$$

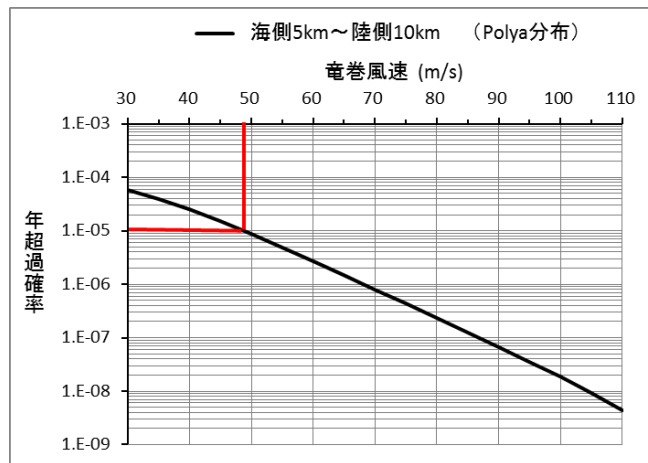
また、ハザード曲線の算定において、風速の積分範囲の上限値はハザード曲線の形状が不自然にならない程度に大きな値として 120m/s に設定する。

7. 竜巻最大風速のハザード曲線

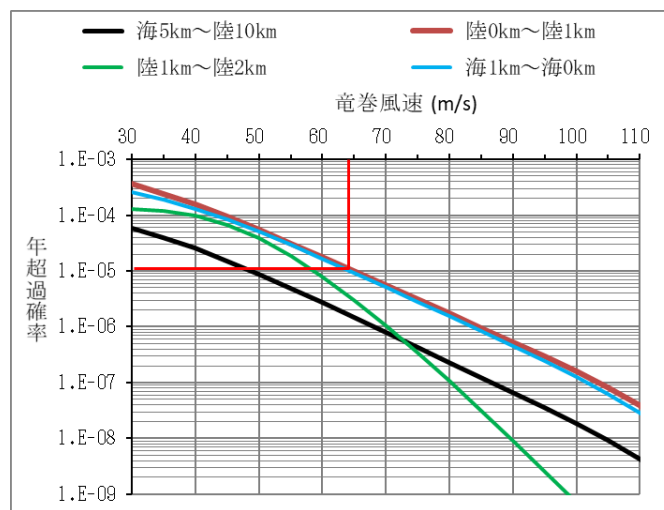
算定した竜巻最大風速のハザード曲線を，第6図に示す。

ハザード曲線により設定する最大風速（ V_{B2} ）は竜巻ガイドを参考に，年超過確率 10^{-5} に相当する風速とし， 49m/s とする。

なお，竜巻検討地域を海岸線に沿って 1km 範囲ごとに細分化した短冊状の範囲を対象にハザード曲線を求めた結果，陸側 0km から 1km までの 1km 幅領域における 65m/s が最大となるが，再処理施設は海岸線から陸側 1km の範囲にないため，本評価は参考とする。



(a) 竜巻最大風速のハザード曲線



(b) 竜巻最大風速のハザード曲線 (1km範囲) (参考)

第6図 竜巻検討地域でのハザード曲線

8. 参考資料

- (1) Yi-kwei Wen and Shin-Lung Chu. “Tornado Risks and Design Wind Speed” . Journal of the Structural Division, ASCE, 1973-12, Vol. 99, No. 12.
- (2) Robert C. Galson, C. Allin Cornell and Jose Morla Catalan. “Tornado Design Winds Based on Risk” . Journal of the Structural Division, ACSE, 1975-09, Vol. 101, No. 9.
- (3) Robert C. Galson, C. Allin Cornell and Jose Morla Catalan. “Tornado Risk Evaluation Using Wind Speed Profiles” . Journal of the Structural Division, ASCE, 1975-05, Vol. 101, No. 5.
- (4) 東京工芸大学. 平成 21～22 年原子力安全基盤調査研究 (平成 22 年度): 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究. 2011-02.

以 上

令和元年 11 月 21 日 R2

補足説明資料 4 - 6 (9 条 竜巻)

海上の F スケール不明竜巻の按分方法の妥当性について

53 年間の疑似データを推定する際に，海上で発生した F スケール不明竜巻（非上陸の海上竜巻）を，F スケールが判明している陸上竜巻（上陸竜巻を含む）の F スケールごとの発生比率で按分している。ここで，「沿岸部近傍での竜巻の発生特性は，陸上と海上とでは類似している」と仮定した。観測結果を基に，この仮定の妥当性について考察する。

以下では，陸上で発生した竜巻（以下「陸上竜巻」という。）と海上で発生しその後上陸した竜巻（以下「上陸竜巻」という。），及び海上で発生し上陸しなかった竜巻（以下「海上竜巻」という。）を区別して考える。

表 1 及び図 1 は，陸上竜巻，上陸竜巻及び（陸上＋上陸）竜巻のそれぞれの竜巻区分に対して，「F 0＋不明」，F 1，「F 2 以上」の竜巻が占める割合を，過去 53 年間の竜巻データの分析から求めた。表 1 (a) 及び図 1 (a) は，全国の沿岸 15km 幅（海側 5km～陸側 10km）での分析結果である。陸上竜巻の場合，F スケール毎の割合はそれぞれ約 33，50 及び 17% であり，上陸竜巻との間に大きな差はない（数%以内）。上陸竜巻は海上で発生した竜巻であることから，海上での F スケール不明竜巻の F スケールごとの発生割合は，上陸竜巻の発生割合と同様だと考えられる。

上陸竜巻と陸上竜巻の発生割合に大きな差は見られないことは，海側と陸側の F スケールごとの発生割合が類似していること

を示唆している。したがって、海上でのFスケール不明竜巻を、陸上竜巻（あるいは（陸上＋上陸）竜巻）の発生割合で按分する手法は妥当な方法だと考えられる。

一方、表1(b)及び図1(b)は、竜巻検討地域における同様の分析結果であり、陸上竜巻と上陸竜巻のFスケールごとの割合には差があり、陸上竜巻では（F0＋不明）竜巻の割合が大きい傾向にある。しかしながら、竜巻検討地域における（陸上＋上陸）竜巻の割合は全国の沿岸15km幅での割合とほぼ同じである。

したがって、海上のFスケール不明竜巻を（陸上＋上陸）竜巻の割合で按分する本手法は、本竜巻検討地域のようにデータ数が少ない場合にも有効な手法だと考えられる。

以 上

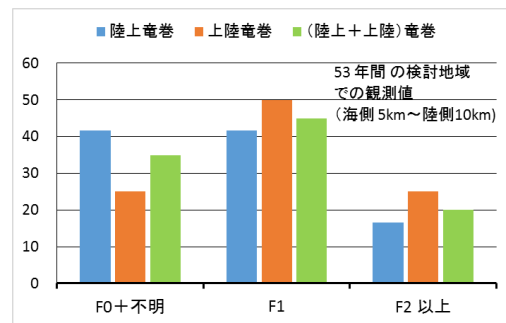
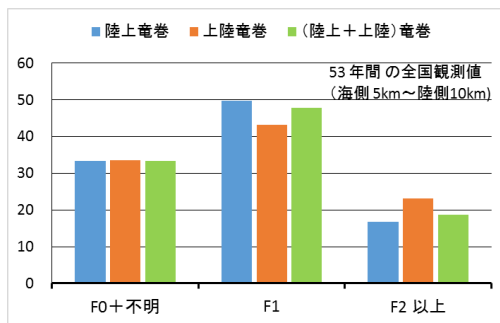
表1 Fスケール毎の竜巻発生数とその割合

(a) 全国沿岸 15km幅 (海側 5km～陸側 10km)

全国沿岸 53年間 (海5km～陸10km)	竜巻発生数の割合(%)			竜巻発生数(個)		
	F0+不明	F1	F2以上	F0+不明	F1	F2以上
陸上竜巻	33.3	49.8	16.8	95	142	48
上陸竜巻	33.6	43.2	23.2	42	54	29
(陸上+上陸)竜巻	33.4	47.8	18.8	137	196	77

(b) 竜巻検討地域の沿岸 15km幅 (海側 5km～陸側 10km)

検討地域 53年間 (海5km～陸10km)	竜巻発生数の割合(%)			竜巻発生数(個)		
	F0+不明	F1	F2以上	F0+不明	F1	F2以上
陸上竜巻	41.7	41.7	16.7	5	5	2
上陸竜巻	25.0	50.0	25.0	2	4	2
(陸上+上陸)竜巻	35.0	45.0	20.0	7	9	4



(a) 全国沿岸 15km幅

(b) 竜巻検討地域の沿岸 15km幅

図1 Fスケール毎の竜巻発生数の割合 (海側 5km～陸側 10km)

令和元年 11 月 6 日 R2

補足説明資料 4 - 7 (9 条 竜巻)

竜巻発生数の確率分布（ポアソン，ポリヤ分布）が
ハザード結果に及ぼす影響について

1. 竜巻発生確率とハザード曲線

W e n & C h u⁽¹⁾は、竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速がある値以上となる確率の推定法を提案している。それによれば、竜巻の発生がポアソン過程に従うと仮定した場合、竜巻の年発生数の確率密度分布はポアソン分布若しくはポリヤ分布に適合する。

$$\text{ポアソン分布： } P_T(N) = \frac{(vT)^N}{N!} \exp(-vT) \quad (1)$$

$$\text{ポリヤ分布： } P_T(N) = \frac{(vT)^N}{N!} (1 + \beta vT)^{-(N+1/\beta)} \prod_{k=1}^{N-1} (1 + \beta k) \quad (2)$$

ここで、Nは竜巻の年発生数、vは竜巻の年平均発生数、Tは年数である。また、T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、V₀以上の竜巻風速に見舞われる確率 P_{V₀,T}(D)は次式で表される。

$$\text{ポアソン分布： } P_{V_0,T}(D) = 1 - \exp[-vR(V_0)T] \quad (3)$$

$$\text{ポリヤ分布： } P_{V_0,T}(D) = 1 - [1 + \beta vR(V_0)T]^{-1/\beta} \quad (4)$$

ここで、R(V₀)は、評価対象とする構造物が、ある一つ

の竜巻に遭遇し，竜巻風速が V_0 以上となる確率である。

2. ポアソン分布とポリヤ分布

ポアソン過程とは，ある現象がランダムに起こる場合に，今までの発生状況がそれ以降の発生に影響を与えず，かつ発生が時間的に一様に推移する現象を表す数学的モデルであり，以下のような仮定に基づいている。

- ① 事象は時間・空間のいかなる場所でもランダムに発生する。
- ② 与えられた時間・空間の区間内で，事象の発生は他の任意の区間に対して独立である。
- ③ 微小区間 Δt における事象発生確率は Δt に比例する。
 Δt の間に事象が 2 回以上発生する確率は無視できる。

ポアソン分布に従う現象例としては，交通事故件数，大量生産の不良品数，火災件数及び遺伝子の突然変異など数多くある。ポアソン分布の分散は平均値に等しいが，観測される現象の中には，その分散が平均値から外れている現象もある。

ポリヤ分布は，分散と平均値が異なるような現象への適合度が高く， β が大きい場合は分散の大きな分布形を表し， $\beta \rightarrow 0$ のときにはポアソン分布に近づく。「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究⁽²⁾」成果では，陸上竜巻（含む上陸竜巻）及び海上竜巻のいずれに対しても，ポリヤ分布の適合度が高いことを示した。

ポリヤ分布は、疫病の流行、ある単語を含む文書数を数える文書頻度などの言語処理などに活用されており、ある事象が起こった場合に、それによって周囲にも現象が起こりやすくなる現象（弱い伝播性）が考慮されている。竜巻の場合では、前線や台風により竜巻が発生した場合、同時多発的に複数の竜巻が発生する状況が考えられる。

3. 確率論から見た近似式

1. にて示した（3）及び（4）式に基づき、ポアソン分布とポリヤ分布に基づく竜巻ハザードを実際に計算すると、両者にほとんど違いが見られない。以下では、その理由について考察する。

ある一つの竜巻に遭遇し、竜巻風速が V_0 以上となるような被害を受ける確率を $R(V_0)$ とすると、このような竜巻被害を受けない確率は次式で表される。

$$(\text{被害を受けない確率}) = 1 - R(V_0) \quad (5)$$

同様に、 N 個の竜巻が発生したときに、いずれの竜巻に対しても被害を受けない確率は、独立性を仮定し次式で表される。

$$(N\text{個の竜巻で被害を受けない確率}) = [1 - R(V_0)]^N \quad (6)$$

逆に、 N 個の竜巻が発生したときに、いずれかの竜巻によ

り被害（最低 1 回，最大 N 回）を受ける確率は次式となる。

$$\begin{aligned} & (\text{N 個のいずれかの竜巻で被害を受ける確率}) = \\ & 1 - [1 - R(V_0)]^N \end{aligned} \quad (7)$$

したがって，1 年間に N 個の竜巻が発生する確率を $P(N)$ とすると，これによる被害確率は，

$$\{1 - [1 - R(V_0)]^N\}P(N) \quad (8)$$

となる。 $R(V_0)$ が十分小さければ，上式は次のように近似できる。

$$\{1 - [1 - R(V_0)]^N\}P(N) \approx R(V_0) \times N \times P(N) \quad (9)$$

ここで，次の近似を用いている。

$$[1 - R(V_0)]^N \approx 1 - N \times R(V_0) \quad (10)$$

竜巻被害の場合は通常 10^{-3} 以下であるから，式の近似は非常に良い精度で成り立つ。

以上のことから，式より 1 年間にいずれかの竜巻により被害を受ける確率は次式で近似できる。

$$P_{V_0}(D) \approx \sum_{N=1}^{\infty} [R(V_0) \times N \times P(N)] = R(V_0) \sum_{N=1}^{\infty} [N \times P(N)] = vR(V_0) \quad (11)$$

すなわち，被害確率は竜巻発生数の平均値のみに依存し，標準偏差はもちろん，確率分布にも無関係であり，ポリヤ分布とポアソン分布によるハザードの結果は一致することが理解できる。

4. ポアソン分布とポリヤ分布のハザードの近似式

3. では，確率論的な観点だけで近似式を誘導したが，ここでは，(3) 及び (4) の近似式を直接求め，上記の結果を検証する。

式 (8) の $P(N)$ としてポアソン分布を仮定し，

$$\begin{aligned} \{1 - [1 - R(V_0)]^N\}P(N) &= P(N) - [1 - R(V_0)]^N P(N) \\ &= P(N) - [1 - R(V_0)]^N \frac{v^N}{N!} \exp(-v) \\ &= P(N) - \frac{(v - vR(V_0))^N}{N!} \exp(-v) \end{aligned} \quad (12)$$

となることを考慮すると，(11) 式の厳密な式は以下のとおりである。

$$\begin{aligned}
P_{V_0}(D) &= \sum_{N=1}^{\infty} \left\{ P(N) - \frac{(v - vR(V_0))^N}{N!} \exp(-v) \right\} \\
&= 1 - \exp(v - vR(V_0)) \exp(-v) = 1 - \exp(-vR(V_0))
\end{aligned} \tag{13}$$

すなわち，ポアソン分布によるハザード評価の（3）式が導かれる。ここで，次の関係式を用いている。

$$\exp(x) = \sum_{n=0}^{\infty} \frac{x^n}{n!} \tag{14}$$

したがって，式（3）又は式（13）は，式（14）を用いると，

$$\begin{aligned}
P_{V_0}(D) &= 1 - \exp(-vR(V_0)) \\
&= 1 - \left(1 + \frac{(-vR(V_0))}{1!} + \frac{(-vR(V_0))^2}{2!} + \dots \right)
\end{aligned} \tag{15}$$

と表され， $R(V_0)$ が小さい場合は，次式で近似できる。

$$P_{V_0}(D) \approx vR(V_0) \tag{16}$$

ポリヤ分布の場合も同様に，一般の二項定理を用いると，次式で近似できる。

$$\begin{aligned}
P_{v_0}(D) &= 1 - [1 + \beta vR(V_0)]^{-1/\beta} = 1 - \left(1 + \left(\frac{-1}{\beta} \right) \beta vR(V_0) + \dots \right) \\
&\approx vR(V_0)
\end{aligned} \tag{17}$$

以上のことから，竜巻のように1つの竜巻に対する被害確率が非常に小さな現象に対しては，年被害確率は竜巻発生数の平均値にのみ依存し，発生数の確率密度分布形状にはほとんど無関係であることがわかる。

< 参考文献 >

- (1) Wen. Y. K and Chu. S. L. (1973): Tornado risks and design wind speed, Proceedings of American Society of Civil Engineering, Journal of the Structural Division 99, 2409-2421
- (2) 東京工芸大学 (2011) : 平成 21~22 年度原子力安全基盤調査研究(平成 22 年度) 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究, 独立行政法人原子力安全基盤機構

以 上

令和 2 年 4 月 28 日 R4

補足説明資料 5 - 1 (9 条 竜巻)

評価対象施設等の設計荷重について

設計対応施設の評価に用いる評価荷重について別表 1 に整理する。

別表1 設計対象施設の評価に用いる評価荷重一覧表(1/3)

設計対象施設	設計対象荷重										備考		
	W _w , W _M , W _p の選定 ^{※1}					複合荷重の設定 ^{※2}							
	設置場所	W _w	W _M	W _p	W _H	W _{T1}	W _{T2}	W _k	0.5W _p	W _u			
竜巻防護対象施設を 収納する建屋	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	○		○	○	○		○		○		○	
	・前処理建屋	○		○	○	○		○		○		○	※3
	・分離建屋	○		○	○	○		○		○		○	
	・精製建屋	○		○	○	○		○		○		○	※3
	・ウラン脱硝建屋	○		○	○	○		○		○		○	
	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	○		○	○	○		○		○		○	
	・ウラン酸化物貯蔵建屋	○		○	○	○		○		○		○	
	・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	○		○	○	○		○		○		○	
	・高レベル廃液ガラス固化建屋	○		○	○	○		○		○		○	※3
	・第1ガラス固化体貯蔵建屋	○		○	○	○		○		○		○	※3
	・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	○		○	○	○		○		○		○	
	・ハル・エンドピース貯蔵建屋	○		○	○	○		○		○		○	
	・制御建屋	○		○	○	○		○		○		○	※3
	・分析建屋	○		○	○	○		○		○		○	
・非常用電源建屋	○		○	○	○		○		○		○	※3	
・主排気筒管理建屋	○		○	○	○		○		○		○	※3	

注記)

- ※1 表中記号について対象とする荷重の考慮の有無を示す。○：考慮する ×：考慮しない
- ※2 複合荷重の構成について、○のついた構成で評価を実施。○：実施ケース -：該当しないケース
- ※3 防護対策（飛来物防護ネット又は飛来物防護板）により全荷重又は一部荷重を受け持つ。

別表1 設計対処施設の評価に用いる評価荷重一覧表(2/3)

設計対処施設	設計電巻荷重										備考
	設置場所	W _W , W _{NI} , W _P の選定 ^{※1}			複合荷重の設定 ^{※2}						
		W _W	W _{NI}	W _P	W _W	W _{T1} W _P	W _W	W _{T2} 0.5W _P	W _W		
屋外施設	・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔	○		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔	○		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・冷却塔に接続する屋外設備	○		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・第2非常用ディーゼル発電機用安全冷却水系冷却塔	○		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・主排気筒	○		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・主排気筒に接続する屋外ダクト及び屋外配管	○		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・第2非常用ディーゼル発電機	×		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・非常用電源建屋の非常用所内電源系統	×		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・前処理建屋の非常用所内電源系統、計測制御系統施設及び安全蒸気系	×		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・精製建屋の非常用所内電源系統及び計測制御系統施設	×		×	○	—	—	○	—	○	※3
建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設	・高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統、計測制御系統施設及び安全冷却水系	×		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器	×		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・主排気筒の排気筒モニタ	×		×	○	—	—	○	—	○	※3
	・制御建屋中央制御室換気設備	×		○	○	○	—	○	—	○	※3
	・北換気筒	○		×	○	—	—	○	—	○	
	・使用済燃料輸送容器管理建屋	○		○	○	○	—	○	—	○	
	・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	○		○	○	○	—	○	—	○	
	・低レベル廃棄物処理建屋	○		○	○	○	—	○	—	○	
	・出入管理建屋	○		○	○	○	—	○	—	○	

注記)

- ※1 表中記号について対象とする荷重の考慮の有無を示す。○：考慮する ×：考慮しない
- ※2 複合荷重の構成について、○のついた構成で評価を実施。○：実施ケース -：該当しないケース
- ※3 防護対策（飛来物防護ネット又は飛来物防護板）により全荷重又は一部荷重を受け持つ。

別表1 設計対処施設の評価に用いる評価荷重一覧表(3/3)

設計対処施設	設計巻荷重										備考									
	W _w , W _M , W _p の選定 ^{※1}				複合荷重の設定 ^{※2}															
	設置場所	W _w	W _M	W _p	W _u	W _{T1}	W _w	W _{T2}	0.5W _p	W _u										
建屋内の施設で 外気と繋がっている 巻巻防護対象施設	・せん断処理・溶解廃ガス処理設備	×		○	×	○				○										
	・前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	×		○	×	○				○										
	・分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	×		○	×	○				○										
	・精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	×		○	×	○				○										
	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	×		○	×	○				○										
	・高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	×		○	×	○				○										
	・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	×		○	×	○				○										
	・前処理建屋換気設備の排気系	×		○	×	○				○										
	・分離建屋換気設備の排気系	×		○	×	○				○										
	・精製建屋換気設備の排気系	×		○	×	○				○										
	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系	×		○	×	○				○										
	・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の貯蔵室からの排気系	×		○	×	○				○										
	・高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の排気系	×		○	×	○				○										
	・ガラス固化体貯蔵設備の取納管	×		○	×	○				○										
	・制御建屋中央制御室換気設備	×		○	×	○				○										

注記)

- ※1 表中記号について対象とする荷重の考慮の有無を示す。○：考慮する ×：考慮しない
- ※2 複合荷重の構成について、○のついた構成で評価を実施。○：実施ケース -：該当しないケース
- ※3 防護対策（飛来物防護ネット又は飛来物防護板）により全荷重又は一部荷重を受け持つ。

以上

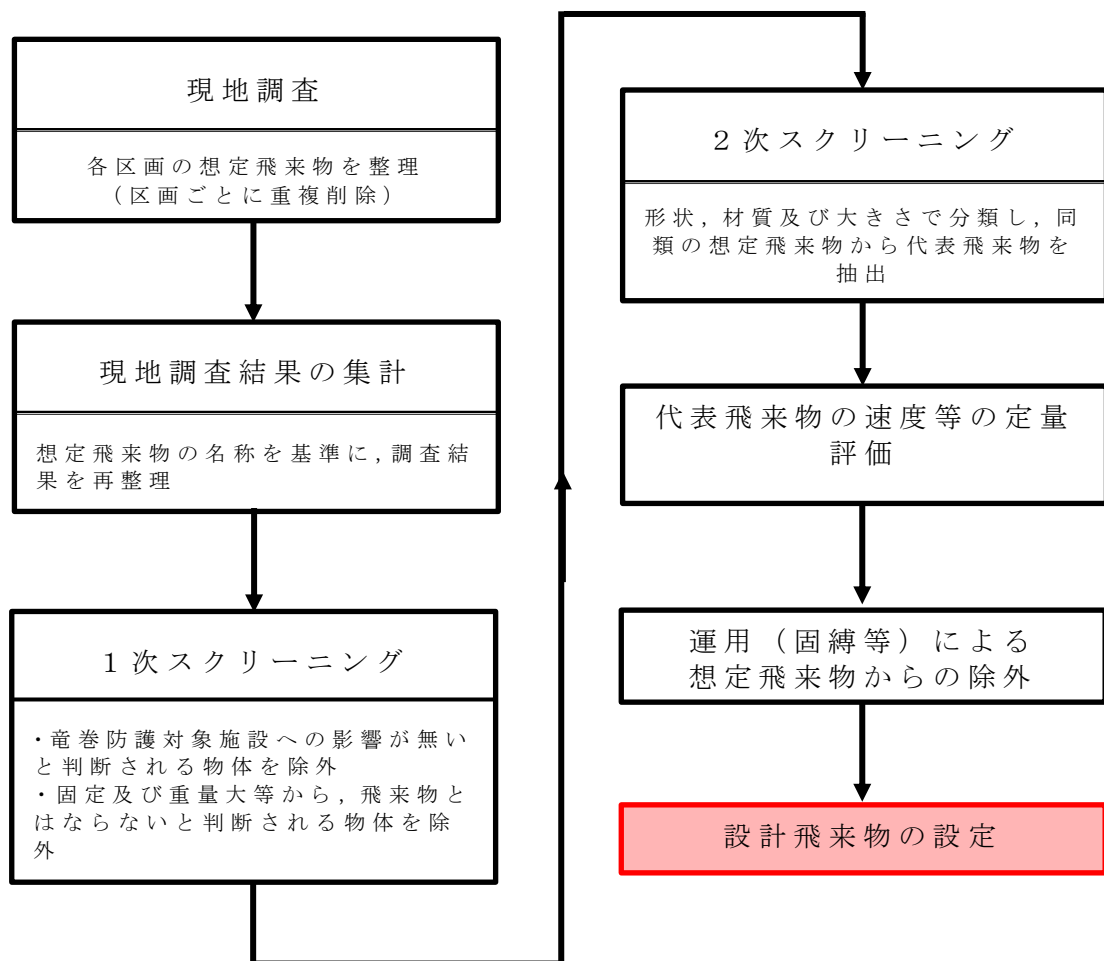
令和 2 年 4 月 28 日 R6

補足説明資料 5 - 2 (9 条 竜巻)

設計飛来物の設定

1. はじめに

設計飛来物の設定にあたっては、再処理事業所において、飛来物となる可能性のある対象物（以下「想定飛来物」という。）を現地調査し、これらの中から竜巻影響評価に用いる代表的な飛来物（以下「代表飛来物」という。）について定量評価を行った上で、設計飛来物の設定を行った。第1図に設計飛来物の設定フローを示す。



第1図 設計飛来物の設定フロー

第1表 現地調査結果の集計

1	仮設足場	26	仮設トイレ	51	航空障害灯	76	コンクリート ミキサ車
2	足場板	27	カラーコーン	52	高所作業車	77	コンテナ
3	足場階段	28	ガラス扉	53	鋼製足場	78	コンテナ (バンボディ)
4	LPガス 容器置場	29	仮囲い用 鉄板	54	鋼製階段	79	コンプレッサ
5	アスファルト 残材	30	換気口	55	鋼製カゴ	80	柵 (単管 パイプ)
6	アルミ製 ステップ	31	監視用電柱	56	鋼製架台	81	産廃コンテナ (鋼製)
7	アルミ製 はしご	32	看板	57	鋼製架台 (フレーム)	82	産廃ボックス (カゴ)
8	アルミ製蓋	33	看板 (合成樹脂 製)	58	鋼製材	83	室外機
9	アルミ フェンス	34	危険物倉庫	59	鋼製残材	84	室外機囲い
10	アンテナ	35	気象海象観測 ブイ	60	鋼製スリーブ	85	自動販売機
11	石	36	気象海象観測 ブイ架台	61	鋼製スロープ	86	しゃへいプロ ック用型枠
12	移動式タンク	37	気象海象観測 ブイ部品	62	鋼製朝礼台	87	砂利
13	埋込金物	38	救急車	63	鋼製箱	88	重機 (パワー ショベル)
14	液化酸素 タンク	39	給水車	64	鋼製バリケード	89	重機 (ホイール ローダ)
15	液化窒素 タンク	40	給油口	65	鋼製蓋	90	重機 (クローラ キャリア)
16	塩ビパイプ	41	重機 (杭打機)	66	鋼製フレーム	91	重機 (クローラ クレーン)
17	大型バス	42	クランプ	67	構台	92	重機用 バケット
18	覆工板	43	乗用車	68	鋼矢板 (廃材)	93	合成樹脂製 資材
19	ガードレール	44	グレーチング	69	コンクリート U字溝	94	合成樹脂製 タンク
20	ガードレール ポスト	45	重機 (ラフター クレーン)	70	コンクリート 残材	95	合成樹脂製 パレット
21	カーブミラ	46	軽トラック	71	コンクリート 試験体	96	合成樹脂製 蓋
22	加工台	47	ケーブル	72	コンクリート 製蓋	97	合成樹脂製 水タンク
23	ガスボンベ	48	木製ケーブル ドラム	73	コンクリート 製ポール	98	消火器
24	仮設小屋	49	鋼管	74	コンクリート 棒	99	消火器格納箱
25	仮設タンク	50	航空識別灯 管制器	75	コンクリート ポンプ車	100	消火栓

第1表 現地調査結果の集計（つづき）

101	昇降機カゴ	126	貯湯槽	151	バリケード部品 (合成樹脂製)	176	木製パレット
102	消防自動車	127	ディーゼル ポンプ	152	反射鏡	177	木製蓋
103	照明	128	鉄筋	153	ヒートポンプチラ	178	モルタル ブロック
104	照明器具	129	形鋼	154	百葉箱	179	融雪制御盤
105	照明塔	130	鉄板	155	標識	180	ハンド パレット
106	水槽	131	電光掲示板	156	フェンス	181	リヤカ
107	制御盤	132	電信柱	157	フォークリフト	182	冷却器
108	設備機器	133	テント	158	合成樹脂製箱	183	レーダ
109	設備小屋	134	電話ボックス	159	合成樹脂製 バリケード	184	ワイヤ
110	側溝グレーチン グ	135	投光器	160	プレハブ小屋	185	ワイヤ メッシュ
111	側溝コンクリー ト製蓋	136	道路緩衝材	161	プレハブ倉庫	186	散水車
112	台車	137	土のう	162	分電盤	187	避雷針
113	タイヤ	138	トラック	163	木製板		
114	担架格納箱	139	トラック (ユニック)	164	ベンチ		
115	単管ごみ 置き場	140	ドラム缶	165	防雪フェンス		
116	単管製小屋	141	泥落とし機	166	ホース		
117	単管手摺	142	ネコ車	167	ホース格納箱		
118	鉄鋼パイプ	143	燃料タンク	168	ポンプ		
119	単管バリケード	144	配管	169	マンホール蓋		
120	脚立	145	配管用部品	170	水タンク		
121	タンク	146	配電盤	171	木・合成樹脂 廃材		
122	タンクローリ	147	バケツ	172	木製角材		
123	端子盤	148	発電機	173	木製朝礼台		
124	ダンプトラック	149	鋼製ハッチ	174	木製廃材		
125	貯水タンク	150	パラボナ アンテナ	175	木製箱		

2. 1次スクリーニング

1次スクリーニングでは、現地調査の集計結果のうち、想定飛来物が以下に示す条件を満たすものを設計飛来物の選定から除外する。





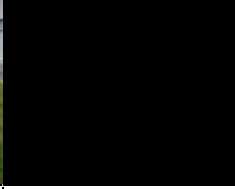


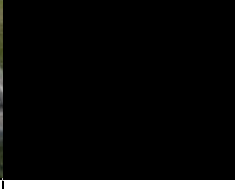


- ・強固に固定されている想定飛来物
- ・体積に対する重量が非常に大きく、設計飛来物とはならないと判断される想定飛来物
- ・強度及び剛性が低く、竜巻防護対象施設に与える影響が小さいと判断される想定飛来物


1次スクリーニングにおいて除外される想定飛来物を、第2表に示す。

第2表 設計飛来物から除外する想定飛来物

<p>強固に固定されているため、あるいは、体積に対する重量が非常に大きい ため、設計飛来物とはならないと判断 されるもの</p>		<p>強度及び剛性が低く、竜巻防護対象施設に影響を 及ぼさないと判断されるもの</p>		
				
構台	水槽	木・合成樹脂廃材	木製板	カラーコーン
				
貯湯槽	ヒートポンプ チラー	タイヤ	塩ビパイプ	木製朝礼台
				
換気口	室外機（業務用大型）	ベンチ	プレハブ小屋	ケーブル
				
ポンプ	重機（クローラ クレーン）	木製パレット	木製ケーブル ドラム	プレハブ倉庫
				
電話ボックス	危険物倉庫	ホース	木製蓋	合成樹脂製資材
				
設備機器	冷却器	標識（合成樹脂製）	ワイヤ	看板（合成樹脂製）

第2表 設計飛来物から除外する想定飛来物（つづき）

強固に固定されているため、あるいは、体積に対する重量が非常に大きいため、設計飛来物とはならないと判断されるもの		強度及び剛性が低く、竜巻防護対象施設に影響を及ぼさないと判断されるもの		
				
液化酸素タンク	電信柱	合成樹脂製タンク	テント	バリケード部品 (合成樹脂製)
				
重機（杭打機）	液化窒素タンク	看板（木製）	百葉箱	水タンク
				
コンプレッサ	監視用電柱	木製角材	パラボナアンテナ	土のう
				
制御盤	貯水タンク	仮設トイレ	アルミフェンス	フェンス
				
コンクリート製蓋 (固定されたもの)	照明塔	木製廃材	ガラス扉	合成樹脂製 パレット
				
端子盤	重機 (パワーショベル)	ワイヤメッシュ	木製箱	合成樹脂製蓋

 については核不拡散の観点から公開できません。

第2表 設計飛来物から除外する想定飛来物（つづき）

強固に固定されているため、あるいは、体積に対する重量が非常に大きいため、設計飛来物とはならないと判断されるもの		強度及び剛性が低く、竜巻防護対象施設に影響を及ぼさないと判断されるもの		
				
給油口	コンクリート試験体	仮設小屋	道路緩衝材	
				
避雷針	融雪制御盤			
				
配管	鋼製ハッチ			

注) 本表の写真は代表例を示す。

3. 2次スクリーニング

2次スクリーニングでは，1次スクリーニングで除外の対象とならなかった想定飛来物を対象に，飛来物の定量評価に資するためのスクリーニングを実施する。

2次スクリーニングの実施方針，手順を以下に示す。

- ・ 想定飛来物を棒状，板状及び塊状の3つの形状に分類する。
- ・ さらに，面積や重量などの観点から同類と見做せるものに分類し，代表飛来物を抽出する。その際，竜巻影響評価ガイドに例示された飛来物も代表飛来物とすることを考慮する。
- ・ 分類された想定飛来物から，定量評価に用いる代表飛来物を抽出する。抽出は，主として外形寸法に着目して実施する。いずれの分類にも属しない想定飛来物は，そのまま代表飛来物として選定とする。

第3表に棒状，板状及び塊状に分類した想定飛来物の代表を，それぞれ示す。各形状で代表とする想定飛来物は以下である。

棒状：鋼製パイプ／形鋼／角形鋼管／鋼管

板状：マンホール蓋／敷き鉄板／覆工板




















塊状：コンクリートU字溝／自動販売機／室外機／

コンテナ／産廃コンテナ／発電機／気象海象観測ブイ

第3表 2次スクリーニング結果まとめ

代表飛来物	棒状		板状	塊状	
複数の想定飛来物の代表として抽出した飛来物					
	角形鋼管	形鋼	敷き鉄板	室外機	自動販売機
					
	角形鋼管	鋼鉄パイプ	覆工板	発電機	コンテナ
					
コンクリート U字溝		マンホール蓋	気象海象観測ブイ	産廃コンテナ	

第3表 2次スクリーニング結果まとめ (つづき)

代表飛来物	棒状	板状	塊状		
単 独 で 代 表 と し て 選 定 し た 飛 来 物					
	コンクリート製 ポール	鋼製架台	乗用車	フォークリフト	高所作業車
					
	コンクリート棒	コンクリート製 蓋	トラック	クローラキャリア	コンクリート ポンプ車
					
	ガスポンベ	側溝コンクリート 製蓋	ホイールローダ	消防自動車	コンクリート ミキサ車
					
	鉄筋		ラフタークレーン	タンクローリ	ダンプトラック
					
			大型バス	散水車	ドラム缶
					
		砂利			

4. 代表飛来物の定量評価

4. 1 評価方法

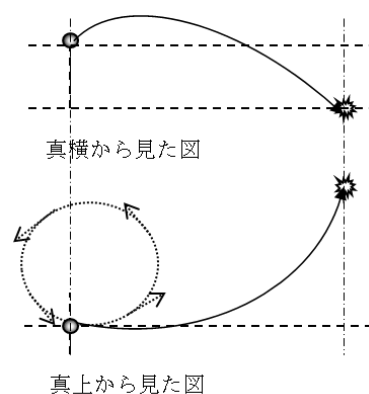
代表的な飛来物の速度，飛散距離および飛散高さは，竜巻による風速場の中での飛来物の軌跡を計算することで評価する。仮定する風速場は，鉛直方向には構造が変化しないランキン渦とする。その風速場の中で，質点系にモデル化した飛来物は，相対速度の2乗に比例した抗力を受けるものとする。この時，飛来物の運動は次式にて表される。

$$m\ddot{x}(t) = \frac{1}{2}\rho C_D A \left(V(x(t)) - \dot{x}(t) \right) |V(x(t)) - \dot{x}(t)| - mgJ$$

ここで、飛来物の質量を m ，代表面積を A ，抗力係数を C_D ，時刻 t での飛来物の位置を $x(t)$ ，速度を $\dot{x}(t)$ ，加速度を $\ddot{x}(t)$ ，時刻 t での飛来物位置での風速を $V(x(t))$ ，空気密度を ρ ，重力を g ，重力方向成分のみ 1 のベクトルを J とする。

なお，抗力係数 C_D は，3方向の面積で重みづけした平均とする。

具体的な飛散距離および飛散高さの評価においては，上式を離散化することで計算を行う。



第2図 飛来物の軌跡評価のイメージ

4. 2 評価条件

竜巻の最大風速，移動速度，旋回風速，最大半径（ R_m とする）及び空気密度は，第4表のとおりとする。

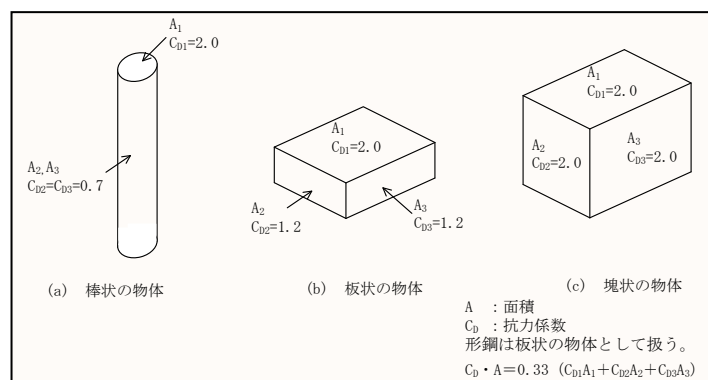
飛来物の初期位置は，水平方向には竜巻の中心より $2R_m$ の円の内部領域に，半径について $0.1R_m$ ごと，角度方向について5度ごとの位置にばら撒かれているものとする。鉛直方向には高さ40mの位置にあるものとする。初速は 0 m/s とする。

飛来物が高さ 0 m の位置に到達するまでの間の最大速度，最大高さ及び最大飛距離を算定する。

抗力係数は既往文献⁽¹⁾に基づいて，第3図のとおりとする。

第4表 飛来物評価時の竜巻諸元

最大風速（ m/s ）	100
移動速度（ m/s ）	15
旋回風速（ m/s ）	85
最大半径（ m ）	30
空気密度（ kg/m^3 ）	1.22



第3図 抗力係数

4. 3 評価結果

3項で選定した代表飛来物を対象に、竜巻速度が100m/sにおける飛来物の諸元を定量評価した結果を第5表に示す。

第5表 代表飛来物の諸元算定結果

代表飛来物	サイズ			質量 [kg]	空カバ ラメー タ	速度 [m/s]	運動エネ ルギ [kJ]	備考
	幅 [m]	奥行 [m]	高さ [m]					
棒状 コンクリート製 ボール	4	4	16	1400	0.0022	38.610	1043.512	浮上・飛来解析の結果、 浮き上がらない。
コンクリート製 ボール	0.35	0.35	12	930	0.00218	38.475	688.351	浮上・飛来解析の結果、 浮き上がらない。
角形鋼管 (□-300×300)	0.30	0.30	6.1	492	0.0031	41.390	421.430	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
鉄筋 (D13)	0.013	0.013	12	11.9	0.00613	48.180	13.812	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
鉄筋 (D38)	0.038	0.038	12	107	0.002	37.647	75.825	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
形鋼 (H-300×300)	0.30	0.30	4.0	372	0.00275	40.460	304.484	浮上・飛来解析の結果、 浮き上がらない。
形鋼 (H-200×200)	0.20	0.20	5.0	250	0.00331	42.079	221.330	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
形鋼 (H-200×150)	0.15	0.19	6.0	179	0.00467	45.374	184.263	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
形鋼 (H-175×175)	0.18	0.18	5.0	202	0.00368	43.024	186.958	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
鋼管 (250φ)	0.27	0.27	6.0	254	0.00313	41.505	218.778	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
鋼管 (200φ)	0.22	0.22	6.0	181	0.00355	42.707	165.062	浮き上がるが設計飛来物 による防護で対策可能。
鋼製材	0.20	0.30	4.2	135	0.00652	51	175.568	設計飛来物とする。
角形鋼管 (□-100×100)	0.10	0.10	4.0	96.4	0.00339	42.280	86.162	浮き上がるが設計飛来物 による防護で対策可能。
棒状 コンクリート棒	0.16	0.16	2.0	123	0.00223	38.747	92.332	浮上・飛来解析の結果、 浮き上がらない。
鉄筋 (D38)	0.038	0.038	6.0	53.7	0.002	37.647	38.054	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
形鋼 (H-400×200)	0.20	0.40	1.7	111	0.00416	44.252	108.682	浮き上がるが設計飛来物 による防護で対策可能。
鋼管 (100φ)	0.11	0.11	5.0	61.0	0.00432	44.601	60.672	浮き上がるが設計飛来物 による防護で対策可能。
鉄筋 (D13)	0.013	0.013	6.0	5.97	0.00612	48.165	6.925	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
ガスボンベ	0.23	0.23	1.5	57.0	0.00332	42.105	50.526	浮き上がるが設計飛来物 による防護で対策可能。
鋼製パイプ	0.049	0.049	6.0	16.4	0.00145	51.826	22.025	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
鋼製パイプ	0.050	0.050	2.0	8.40	0.00572	49	10.085	設計飛来物とする。
棒状 コンクリート U字溝	0.40	0.45	2.0	290	0.00276	40.487	237.684	浮上・飛来解析の結果、 浮き上がらない。
板状 鋼板 (敷鉄板) 大	0.022	1.5	6.1	1600	0.00386	43.401	1506.917	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
鋼板 (敷鉄板) 小	0.022	1.5	3.0	802	0.0038	43.281	751.171	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
鋼製架台	0.20	2.6	2.8	1640	0.00323	41.854	1436.441	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
覆工板	0.19	1.0	3.0	640	0.0036	42.835	587.148	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
コンクリート板	0.15	1.0	1.5	540	0.00213	30	243.000	浮上・飛来解析の結果、 浮き上がらない。
覆工板	0.19	1.0	2.0	430	0.00364	42.931	396.260	飛散対策により、飛来物 とならないようにする。
マンホール蓋 (大)	0.060	0.98	0.98	88.0	0.00625	48.420	103.158	浮き上がるが設計飛来物 による防護で対策可能。
コンクリート製 蓋	0.10	0.50	0.80	96.0	0.00332	42.105	85.096	浮き上がるが設計飛来物 による防護で対策可能。
側溝コンクリート 製蓋	0.060	0.40	1.0	57.6	0.00522	46.551	62.409	浮き上がるが設計飛来物 による防護で対策可能。
マンホール蓋 (小)	0.050	0.65	0.65	33.5	0.00738	50.395	42.539	浮き上がるが設計飛来物 による防護で対策可能。

第5表 代表飛来物の諸元算定結果（つづき）

代表飛来物	サイズ			質量 [kg]	空力パラメータ	速度 [m/s]	運動エネルギー [kJ]	備考
	幅 [m]	奥行 [m]	高さ [m]					
空調室外機	0.25	0.30	0.80	10.0	0.03434	69.881	24.417	浮き上がるが設計飛来物による防護で対策可能。
ラフタークレーン（1）	2.6	3.5	11	26500	0.00192	36.622	17770.514	浮上・飛来解析の結果、浮き上がらない。
ラフタークレーン（2）	2.6	3.5	11	31900	0.0016	31.404	15730.069	浮上・飛来解析の結果、浮き上がらない。
消防自動車	2.5	3.4	9.5	16200	0.00266	40.185	13080.157	浮上・飛来解析の結果、浮き上がらない。
大型バス	2.5	3.8	12	12100	0.00469	45.420	12481.007	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
コンクリートミキサ車	2.5	3.7	7.9	10200	0.00381	43.302	9562.822	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
ダンプトラック	2.5	3.3	7.7	10500	0.00336	42.207	9352.512	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
コンクリートポンプ車	2.2	3.0	7.5	9170	0.00332	42.105	8128.430	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
タンクローリ	2.5	3.0	9.2	8660	0.00448	44.918	8736.324	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
高所作業車	2.2	3.6	7.4	7870	0.00431	44.580	7820.326	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
クローラキャリア	2.5	2.9	5.7	11500	0.00221	38.663	8595.259	浮上・飛来解析の結果、浮き上がらない。
発電機（大）	1.4	2.1	4.2	6060	0.00195	37.107	4172.096	浮上・飛来解析の結果、浮き上がらない。
ホイールローダ	2.3	3.0	6.2	7270	0.00365	42.955	6707.055	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
トラック	1.3	1.9	5.0	4750	0.0026	34	2745.500	浮上・飛来解析の結果、浮き上がらない。
フォークリフト	1.3	2.1	3.8	4350	0.0024	39.164	3336.056	浮上・飛来解析の結果、浮き上がらない。
フォークリフト	1.1	2.1	3.6	3600	0.00257	39.817	2853.708	浮上・飛来解析の結果、浮き上がらない。
トラック	2.2	2.5	8.5	3790	0.001	51.268	4980.833	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
気象海象観測ブイ	2.5	2.5	8.0	4000	0.00479	50.562	5113.032	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
散水車	2.2	2.3	5.7	3420	0.00599	47.966	3934.261	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
コンテナ	2.4	2.6	6.0	2300	0.01051	60	4140.000	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
乗用車ワゴン2	1.9	2.3	5.2	1890	0.00925	53.003	2654.806	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
発電機（中）	1.0	1.6	2.1	1640	0.00287	40.765	1362.664	浮上・飛来解析の結果、浮き上がらない。
乗用車ワゴン1	1.5	1.8	4.8	1510	0.00819	51.510	2003.226	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
乗用車	1.3	1.6	3.1	1430	0.00517	46.430	1541.358	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
乗用車普通	1.5	1.7	4.4	1140	0.00973	53.636	1639.788	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
発電機（小）	0.65	1.2	1.5	670	0.00354	42.680	610.230	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
乗用車軽自動車1	1.5	1.6	3.4	840	0.01027	54.291	1237.955	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
コンテナ	2.3	2.4	3.7	1100	0.01389	58.083	1855.499	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
乗用車軽自動車2	1.5	1.5	3.4	710	0.0117	55.782	1104.629	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
自動販売機（大）	0.74	1.4	1.8	365	0.00893	52.509	503.188	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
室外機（オフィス用）	0.32	0.94	1.4	140	0.00984	53.770	202.385	浮き上がるが設計飛来物による防護で対策可能。
産廃コンテナ	1.1	1.9	1.9	260	0.01998	62.803	512.748	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
ドラム缶（軽油200L入り）	0.59	0.59	0.89	188	0.0047	45.443	194.116	飛散対策により、飛来物とならないようにする。
ドラム缶	0.60	0.60	0.90	24.0	0.03786	71.119	60.695	浮き上がるが設計飛来物による防護で対策可能。
砂利	0.040	0.040	0.040	0.18	0.01778	61.188	0.337	詳細は別添付資料を参照してください。

塊状

5. 運用による想定飛来物からの除外

4項での評価結果から、運動エネルギー及び貫通限界厚さが鋼製材より大きな資機材については、固定、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去を行うこととし、飛来物から除外する。(補足説明資料 8-4 参照。) また、竜巻の影響により分解された状態で飛来するものについては、鋼製材の評価に包絡されると考えられる。(補足説明資料 5-4 参照。)

車両については、竜巻の襲来が予想される場合に飛来物とならないよう固縛又は飛来対策区域外の退避場所へ退避することとし、飛来物から除外する。(補足説明資料 8-1～8-4 参照。)

6. 設計飛来物の設定

運動エネルギー及び貫通限界厚さが鋼製材よりも大きなものは5項のとおり飛来物としないことから、残りのもののうち、最も運動エネルギー及び貫通限界厚さが大きな鋼製材を設計飛来物として設定した。また、設計対処施設の評価において鋼製材の評価に包絡できないものとして、飛来物防護ネットを通過する可能性がある鋼製パイプを設計飛来物として設定した。第6表に設計飛来物を示す。

第6表 設計飛来物

飛来物の種類	鋼製パイプ	鋼製材
寸法 (m)	長さ×直径 2.0×0.05	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2
質量 (kg)	8.4	135
最大水平速度 (m/s)	49	51
最大鉛直速度 (m/s)	33	34

各設計飛来物による衝撃荷重は、設計飛来物の形状、剛性等の機械的特性に基づいて適切に設定する。

<参考文献>

- (1) 【JNES】東京工芸大学：竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究，平成21～22年度原子力安全基盤調査研究（平成22年度），平成23年2月 以上

令和 2 年 4 月 13 日 R3

補足説明資料 5 - 3 (9 条 竜巻)

敷地外からの飛来物の考慮について

1. はじめに

原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの要求事項を踏まえ、再処理事業所の近隣に設置されている風力発電施設のブレードが設計竜巻によって飛来した場合を想定し、設計対象施設への到達の可能性の有無を確認した。

＜原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの要求事項＞

4. 3. 1 設計竜巻荷重の設定

解説 4. 3. 1. 3. 2 基本的な考え方

・・・(略)・・・

一般的には、遠方からの飛来物は相対的に重量が軽いものが多く、仮に衝突した場合でも衝撃荷重は相対的に小さいと考えられることから、設計対象施設に到達する可能性がある飛来物を検討する範囲は、原子力発電所の敷地内を原則とする。ただし、原子力発電所の敷地外からの飛来物による衝撃荷重が、原子力発電所の敷地内からの飛来物の衝撃荷重を上回ると想定され得る場合は、原子力発電所の敷地外からの飛来物も考慮する。

2. 風力発電施設の概要

第1表 風力発電施設の概要

発電所名称	むつ小川原 ウィンドファーム
定格出力	1500 kW/ ⁽¹⁾ 基
ローター直径	64 ⁽¹⁾ m
ハブまでの高さ	68 ⁽¹⁾ m
設計対処施設 までの最短距離	約 700 m

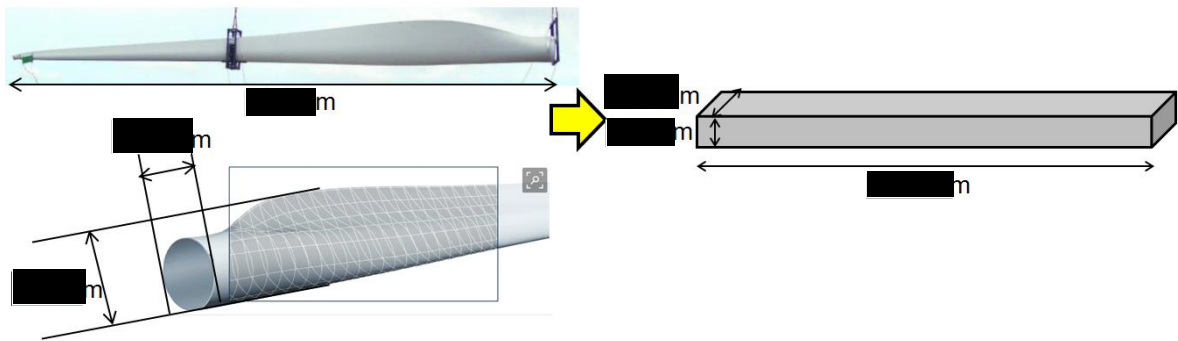
(1) むつ小川原ウィンドファームHPより



第1図 風力発電設備の寸法

3. 設計竜巻による飛来距離の評価

ブレードのサイズ及び重量の情報を用いて、設計竜巻（ランキン渦モデル，最大風速 100m/s ）による物体の浮上・飛来解析コード（TONBOS）による最大飛来距離の算出を行った。



第2図 風力発電機のブレード寸法

第2表 ブレードサイズ及び最大飛来距離

長さ	■■■■ m
高さ	■■■■ m
幅	■■■■ m
重量	■■■■ k g
最大飛来距離	約 360 m

風力発電施設から設計対処施設までの最短距離は、ブレードの最大飛来距離に比べて十分余裕があり、ブレードが設計対処施設へ到達することは考えられない。

■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

4. まとめ

- ・ 再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとして，むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。
- ・ むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から設計対処施設までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると，ブレードが設計対処施設まで到達するおそれはないことから，ブレードは設計飛来物として考慮しない。

以 上

令和 2 年 4 月 28 日 R5

補足説明資料 5 - 4 (9 条 竜巻)

設計飛来物の設定における1次スクリーニングについて

設計飛来物の設定において、1次スクリーニングでは、以下に示す条件を満たすものを設計飛来物の選定から除外する。

- ・竜巻防護対象施設への影響が無いと判断される物体
- ・固定、重量大等から、飛来物とはならないと判断される物体

このうち、「竜巻防護対象施設への影響がないと判断される物体」は、過去の主な竜巻の被害概要の調査結果等から、このような物品の状況について検討を行った結果より判断した。

以下に、平成2年以降の主な竜巻による被害概要の調査結果等に基づく検討結果を示す。

(1) 分解され小型軽量となる物品（屋外屋根及びガラス窓）

竜巻の被害概要調査結果において、分解され小型軽量となる物品として屋外屋根及びガラス窓が確認できた。これらの被害状況を以下に示す。

a. 屋外屋根

第1図～第5図に屋外屋根の被害状況を示す。これらより、屋外屋根については、F0～F3の竜巻において、形を保ったままではなく、分解された状態で飛来していることが分かる。また、厚みが薄いことから形状が変形しており柔飛来物と見なせると考えられることから、衝突の際に与える衝撃荷重及び貫通力については、設計飛来物である鋼製材の評価に包絡されると考えられる。



第1図 平成16年6月27日佐賀県で発生した
F2竜巻による屋外屋根の被害状況⁽¹⁾



屋外トイレ屋根の損傷



カーポート屋根の飛散及び骨組の損傷



カーポート屋根の損傷

第2図 平成18年9月17日宮崎県延岡市で発生した

F2竜巻による屋外屋根の被害状況⁽²⁾



折板の損傷



カーポートの被害

第3図 平成21年10月8日茨城県土浦市で発生した
F1竜巻による屋外屋根の被害状況⁽³⁾



周囲の田に散乱した屋根ふき材

第4図 平成24年2月1日島根県出雲市で発生した
F0竜巻による屋外屋根の被害状況⁽⁴⁾



電線等に引っ掛かった飛来物（鋼板製屋根材）



飛来物（鋼板製屋根材）の衝突 飛散した飛来物（鋼板製屋根材）



飛散した折板屋根の損傷状況



ガソリンスタンドの折板屋根の脱落 駐車場の折板屋根の著しい変形

第5図 平成24年5月6日茨城県つくば市で発生した

F3竜巻による屋外屋根の被害状況⁽⁵⁾

b. ガラス窓

第6図～第11図に示すとおり，ガラス窓についてはF0～F3及びEF5の竜巻において損壊し，分解されていることが確認できる。分解された状態では小型軽量となっており，その影響は設計飛来物である鋼製材若しくは鋼製パイプに包絡されると考えられる。



エントランスの窓ガラスの破損



破損した窓ガラス片の
屋内壁面への突き刺さり

第6図 平成18年9月17日宮崎県延岡市で発生した
F2竜巻によるガラス窓の被害状況⁽²⁾



バスの窓ガラス破損

第7図 平成20年5月25日米国アイオワ州で発生した
EF5竜巻によるガラス窓の被害状況⁽⁶⁾



窓ガラスの損壊



窓ガラスの飛来物衝突痕

第 8 図 平成 21 年 7 月 27 日群馬県館林市での F 1 (F 2)

竜巻によるガラス窓の被害状況⁽⁷⁾



倉庫の窓ガラスと屋根の被害状況



窓ガラスの損壊



出窓部の窓ガラスの損壊



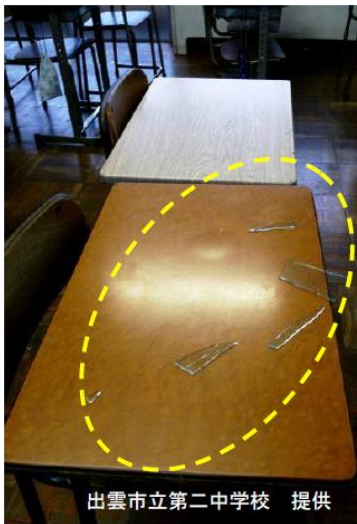
エントランスのガラス損壊

第 9 図 平成 21 年 10 月 8 日茨城県土浦市で発生した

F 1 竜巻によるガラス窓の被害状況⁽³⁾



体育館窓ガラスの損傷



教室



廊下



屋外に面した窓ガラス

第 10 図 平成 24 年 2 月 1 日島根県出雲市で発生した
F 0 竜巻によるガラス窓の被害状況⁽⁴⁾



店舗の窓ガラスの被害状況



店舗の窓ガラスの被害状況



ガラスの被害状況（飛来物衝突痕）



ガラスの被害状況（飛来物衝突痕）

第 11 図 平成 24 年 5 月 6 日 茨城県つくば市で発生した

F 3 竜巻によるガラス窓の被害状況⁽⁵⁾

(2) 再処理事業所内の屋外屋根及びガラス窓の状況

再処理事業所内における屋外屋根の状況を第12図、ガラス窓の状況を第13図に示す。再処理事業所内におけるこれらの物品の構造については、上記の被害にあった物品の構造と大きく変わらないことから、竜巻通過時には同様の被害状況になると考えられ、飛来物としては設計飛来物の影響に包絡されると考えられる。



第12図 再処理事業所内における屋外屋根



第13図 再処理事業所内におけるガラス窓の状況

(3) 損傷するが飛散しない物品（樹木とフェンス）

竜巻の被害概要調査結果等における「損傷するが飛散しない物品」に関し，再処理事業所内に存在する物品としてシャッター，樹木，フェンス及び仮設足場が確認できた。これらの被害状況を以下に示す。

a. シャッター

第14図～第18図にシャッターの被害状況を示す。これらより，シャッターについては，F1～F3及びEF5の竜巻において形状は変形しているが，固定部は外れていないことが確認できる。なお，外れて飛来物となったとしても，衝突の際に与える衝撃荷重及び貫通力については，上記の屋外屋根と同様，設計飛来物である鋼製材の評価に包絡されると考えられる。



シャッターの外れ

第14図 平成20年5月25日米国アイオワ州で発生した
EF5竜巻によるシャッター被害状況⁽⁶⁾



シャッターの変形

第 15 図 平成 21 年 10 月 8 日茨城県土浦市で発生した
F 1 竜巻によるシャッターの被害状況⁽³⁾



シャッターの外れ

第 16 図 平成 21 年 7 月 27 日群馬県館林市で発生した
F 1 (F 2) 竜巻によるシャッター被害状況⁽⁷⁾



消防団施設のシャッターの変形

第 17 図 平成 24 年 5 月 6 日茨城県つくば市で発生した
F 3 竜巻によるシャッターの被害状況⁽⁵⁾



シャッターの外れ

第 18 図 平成 25 年 9 月 2 日埼玉県で発生した
F 2 竜巻によるシャッターの被害状況⁽⁸⁾

b. 樹木

第 19 図～第 25 図に樹木の被害状況を示す。これらより、樹木について、F 1～F 3 及び E F 5 の竜巻において幹の折損、根の引き抜き等が見られるが、折れた場合若しくは引き抜かれた場合のいずれにおいても、その場で倒壊しているのみであることが確認できる。これは、竜巻の風荷重により樹木が損壊を受けた後では、竜巻が既に通り過ぎているためと考えられ、樹木が飛来物となることは考えにくい。



倒木（倒れない樹木もあり）



倒木

第 19 図 平成 14 年 7 月 10 日群馬県境町で発生した

F 2 竜巻による樹木被害⁽⁹⁾



樹木の転倒



樹木の転倒

第 20 図 平成 18 年 9 月 17 日宮崎県延岡市で発生した

F 2 竜巻による樹木被害状況⁽²⁾



樹木の折損

第 21 図 平成 20 年 5 月 25 日米国アイオワ州で発生した
E F 5 竜巻による樹木被害状況⁽⁶⁾



倒木

第 22 図 平成 21 年 7 月 19 日岡山県美作市で発生した
F 2 竜巻による樹木被害状況⁽¹⁰⁾



倒木

第 23 図 平成 21 年 10 月 8 日茨城県土浦市で発生した
F 1 竜巻による樹木被害状況⁽³⁾



樹木の折損



樹木の折損と鳥居の被害



樹木の被害



樹木の被害

第 24 図 平成 24 年 5 月 6 日茨城県つくば市で発生した
F 3 竜巻による樹木被害状況⁽⁵⁾



樹木の被害



樹木の倒壊による小屋組の被害



樹木の被害



樹木の被害



樹木の被害



樹木の被害

第 25 図 平成 25 年 9 月 2 日 埼玉県で発生した

F 2 竜巻による樹木被害状況⁽⁸⁾

C. フェンス

第 26 図～第 28 図にフェンスの被害状況を示す。これらより、フェンス類については、F 1～F 3 の竜巻において傾き、倒壊等が見られるが、樹木と同様にその場で倒壊しているのみであり、倒壊した後では、竜巻は既に通り過ぎていていると考えられていることから、竜巻により巻き上げられ、飛来物となることは考えにくい。



フェンスの著しい変形



フェンスの変形

第 26 図 平成 21 年 7 月 27 日群馬県館林市で発生した
F 1 (F 2) 竜巻によるフェンスの被害状況⁽⁷⁾



フェンスの変形



道路標識の倒壊

第 27 図 平成 24 年 5 月 6 日茨城県つくば市で発生した
F 3 竜巻によるフェンス類の被害状況⁽⁵⁾



フェンスの倒壊



屋上フェンスの変形



フェンスの変形



フェンス支柱部の破損



看板の変形



フェンスの変形（工事中の建築物）



フェンスの倒壊

第 28 図 平成 25 年 9 月 2 日 埼玉県で発生した
F 2 竜巻によるフェンス類の被害状況⁽⁸⁾

d. 仮設足場

第 29 図に仮設足場の被害状況を示す。これにより，仮設足場については，F 2 の竜巻において倒壊していることが確認できる。各足場パイプは容易に分解せず，仮設足場はほぼ組まれた状態で倒壊しているため，飛来物となることは考えにくい。

また，仮に倒壊して後に分解し飛来物となったとしても，その影響は設計飛来物である鋼製材若しくは鋼製パイプに包絡されると考えられる。



第 29 図 平成 18 年 9 月 17 日宮崎県延岡市で発生した
F 2 竜巻による仮設足場の被害状況⁽¹¹⁾

(4) 再処理事業所内のシャッター，樹木，フェンス及び仮設足場の状況


再処理事業所内におけるシャッターの状況を第 30 図に，樹木の状況を第 31 図に示す。上記の被害実績に示された樹木と大きく変わらないと考えられることから，竜巻通過時には，同様の被害状況になり，幹の折損若しくは根の引き抜きによりその場で倒壊するのみと考えられる。



第 30 図 再処理事業所内におけるシャッターの状況



第 31 図 再処理事業所内における樹木の状況

 については核不拡散の観点から公開できません。

再処理事業所内におけるフェンスの状況を第 32 図に示す。上記にて示した被害にあったフェンスの構造と大きく変わらないことから、竜巻通過時には、同様の被害状況になり変形若しくは倒壊するのみと考えられる。



第 32 図 再処理事業所内におけるフェンスの状況

再処理事業所内における仮設足場の状況を第 33 図に示す。上記にて示した被害にあった仮設足場の構造と大きく変わらないことから、竜巻通過時には、同様の被害状況になり変形若しくは倒壊するのみと考えられる。



第 33 図 再処理事業所内における仮設足場の状況

については核不拡散の観点から公開できません。

以上より，シャッター，樹木，フェンス及び仮設足場は，竜巻により損傷若しくは倒壊するが，飛散せず設計飛来物としての選定は不要と判断した。

< 参考文献 >

- (1) 「佐賀市・鳥栖市竜巻現地被害調査報告」(平成16年7月13日)
- (2) 「2006年台風13号被害調査報告-延岡市の竜巻被害と飯塚市文化施設の屋根被害-」(平成18年10月10日)
- (3) 「平成21年10月8日茨城県土浦市竜巻被害調査報告」(平成21年10月13日)
- (4) 「平成24年2月1日島根県出雲市で発生した突発被害調査報告」(平成24年2月14日)
- (5) 「平成24年(2012年)5月6日に茨城県つくば市で発生した建築物等の竜巻被害調査報告」(ISSN1346-7328 国総研資料第703号 ISSN0286-4630 建築研究資料第141号平成25年1月)
- (6) 「米国アイオワ州におけるトルネード被害調査報告」(平成20年6月9日)
- (7) 「平成21年7月27日群馬県館林市竜巻被害調査報告」(平成21年8月17日一部修正)
- (8) 「平成25年9月2日に発生した竜巻による埼玉県越谷市, 北葛飾郡松伏町及び千葉県野田市での建築物等被害(速報)」(国土交通省国土技術政策総合研究所独立行政法人建築研究所平成25年9月10日一部修正)
- (9) 「群馬県境町で発生した突風による建築物等の被害について」(平成14年7月26日独立行政法人建築研究所)
- (10) 「平成21年7月19日岡山県美作市竜巻被害調査報告」(平成21年8月4日)

(11) 「2006 年台風 13 号に伴って発生した竜巻による延岡市の
建物被害」

以 上

令和 2 年 4 月 13 日 R2

補足説明資料 5 - 5 (9 条 竜巻)

竜巻時に発生する降雹について

竜巻と同時に発生する自然現象のうち、降雹についての評価結果を示す。

雹は積乱雲から降る直径 5 mm 以上の氷の粒であり、文献⁽¹⁾より直径の上限は 10 cm，終端速度は 59 m/s として評価を実施した。この雹の質量は約 0.5 kg であり、運動エネルギーは約 0.9 kJ である。

直径 10 cm の雹と設計飛来物の運動エネルギーとの比較を第 1 表に示す。これより、雹の運動エネルギーは設計飛来物の運動エネルギーより十分小さく、雹の衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡できると言える。

第 1 表 粒径 10 cm の雹と設計飛来物との比較

評価対象	運動エネルギー (kJ)
雹 (直径 10 cm)	0.9
設計飛来物 (鋼製材)	79

< 参考文献 >

(1) 小倉義光．一般気象学．第 2 版，東京大学出版会，1999．

以 上

令和 2 年 4 月 28 日 R3

補足説明資料 5 - 6 (9 条 竜巻)

空力パラメータについて

空中での物体の飛散については以下の運動方程式が用いられる。

$$\frac{dN_M}{dt} = \frac{1}{2} \rho \frac{C_D A}{m} |\mathbf{V}_w - \mathbf{V}_M| (\mathbf{V}_w - \mathbf{V}_M) - g \mathbf{k} \quad (1)$$

ここで、各変数は以下で定義される。

\mathbf{V}_M ：飛来物の速度ベクトル

\mathbf{V}_w ：風速ベクトル（竜巻の渦風速と移動速度の和）

ρ ：空気密度

$C_D A$ ：飛来物の抗力係数と見附面積の積の平均値

m ：飛来物の質量

g ：重力加速度

\mathbf{k} ：鉛直上向き単位ベクトル

式（1）の右辺に現れる $C_D A/m$ は飛行定数とよばれる物体固有の空力パラメータであり、米国原子力規制委員会の基準類⁽¹⁾で引用されている文献⁽²⁾および原子力規制委員会「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」⁽³⁾で引用されている文献⁽⁴⁾と同様に以下の式で定義される。

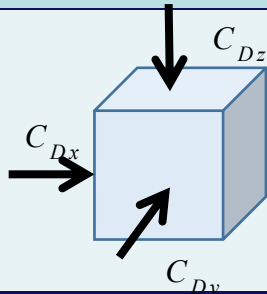
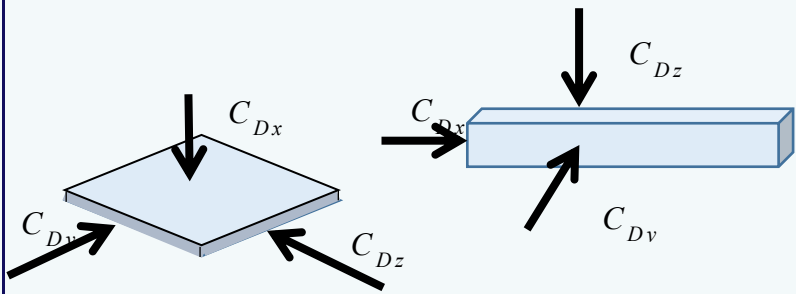
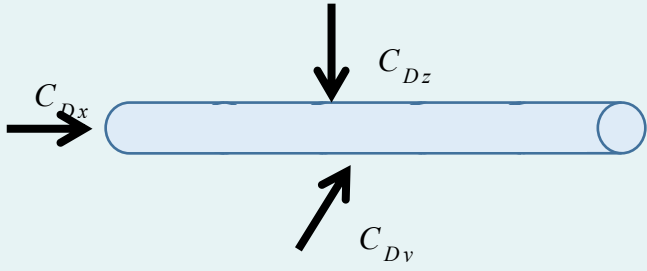
$$\frac{C_D A}{m} = c \frac{C_{Dx} A_x + C_{Dy} A_y + C_{Dz} A_z}{m} \quad (2)$$

ここで、 c は定数（1 / 3）， C_{Dx} は空中での X 軸方向流れに対する抗力係数， A_x は X 軸方向流れに対する見附面積であり， C_{Dy} や A_y 等も同様である。 C_{Dx} 等の値は，物体が塊状，板状，棒状（円柱），棒状（円柱以外）によって表 1 のように定めら

れている。また，塊状，板状，棒状の分類は物体のアスペクト比によって，図1のフローで判定される。

表 1 空力パラメータ算出のための抗力係数値

(⁴⁾
(文献に基づき作成)

物体形状	C_{Dx}	C_{Dy}	C_{Dz}	風向
塊状物体	2.0	2.0	2.0	
板状物体, 棒状物体 (円柱以外)	2.0	1.2	1.2	
棒状物体 (円柱)	2.0	0.7	0.7	

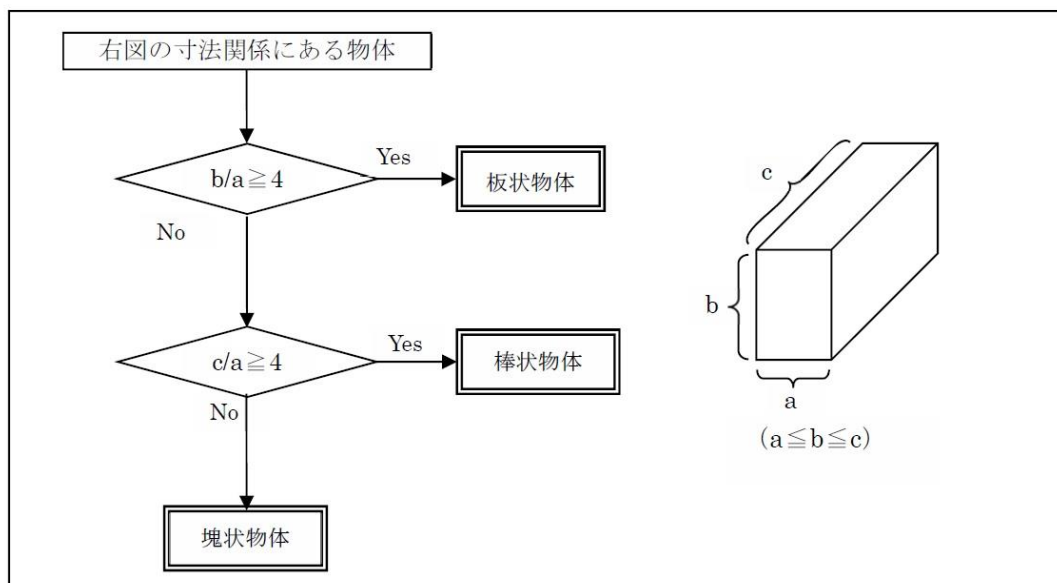


図 1 塊状，板状，棒状の判定フロー

(文献⁽⁵⁾の添付図 C-4-1 を引用)

< 参考文献 >

- (1) U.S. Nuclear Regulatory Commission, Design-basis tornado and tornado missiles for nuclear power plants, Regulatory Guide 1.76, Revision 1 (2007).
- (2) Simiu, E. and Scanlan, R. H., Wind effects on structures: fundamentals and applications to design, 3rd Edition, John Wiley & Sons, Hoboken, NJ (1996).
- (3) 原子力規制委員会, 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド, 原規技発第 13061911 号, 2013 (改正: 原規技発第 1812177 号, 2018).
- (4) 東京工芸大学, 平成 21~22 年度原子力安全基盤調査研究(平成 22 年度) 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究, 独立行政法人原子力安全基盤機構委託研究成果報告書 (2011).
- (5) 日本機械学会, 発電用原子力設備規格 竜巻飛来物の衝撃荷重による構造物の構造健全性評価手法ガイドライン (2018/07/09 意見受付終了)

以 上

令和 2 年 1 月 23 日 R0

補足説明資料 5 - 8 (9 条 竜巻)

荷重の組合せ一覧表 (建物・構築物)

分類	荷重の種類	内容	長期荷重	短期荷重①	短期荷重②	短期荷重③	短期荷重④	短期荷重⑤
				(地震)	(風)	(竜巻)	(火山)	(雪)
常時作用している荷重	・固定荷重	構造物自体の重さによる荷重	○	○	○	○	○	○
	・機器配管荷重	建物に設置される機器及び配管の荷重	○	○	○	○	○	○
	・積載荷重	家具、什器、人員荷重のほか、機器・配管荷重に含まれない小さな機器類の荷重	○	○	○	○	○	○
	・土圧荷重(静土圧)	地下外壁に作用する土圧	○	○ (地震時土圧)	○	○	○	○
	・水圧荷重(静水圧)	プールに作用する水圧	○	○ (地震時水圧)	○	○	○	○
・運転時の状態で施設に作用する荷重	運転時の状態でプール・ピット・貯蔵区域に作用している温度による荷重	○	○	○	○	○	○	○
個別荷重	・積雪荷重	積雪深さに応じて算定する荷重	○ (190cm×0.70)	○ (190cm×0.35)	○ (190cm×0.35)	○ (190cm×0.35)	○ (150cm)	○ (190cm)
	・地震荷重	Ss、Sd、1/2Sd及び静的地震力による荷重 地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力もこれに含まれる	—	○	—	—	—	—
	・風荷重	基準風速 34m/s(瞬間風速 45.4m/s 相当)に 応じて算定する荷重	—	*1	—	—	○	—
	・竜巻荷重	設計竜巻(100m/s)による風圧力、気圧差及び飛来物の衝撃荷重	—	—	—	○	—	—
	・降下火砕物による荷重	降下火砕物の堆積量(55cm)に応じて算定する荷重	—	—	—	—	○	—

*1 風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、組合せを考慮する。

また、風荷重の算定は、平均的な風荷重とするため、ガスト影響係数 $Gf=1$ とする。

注1 ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。

注2 屋外施設については、建物・構築物の荷重の組合せに準じることとする。

荷重の組合せ一覧表 (機器・配管系)

分類	荷重の種類	内容	長期荷重	短期荷重① (地震)		短期荷重② (竜巻)
運転時の状態 で施設に作用 する荷重	・死荷重(自重)*1	施設自体の重さによる荷重	○	○	○	○
	・圧力荷重	当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重	○	○	○	○
	・機械荷重	当該設備に設計上定められた機械的荷重 (例: ポンプ振動、クレーン吊荷重等)	○	○	○	○
	・地震荷重	Ss, Sd, 1/2Sd, 静的地震力による荷重	-	○	○	-
個別荷重	・事故時荷重*2	運転時の異常な過渡変化時および事故時に生じる荷重	-	○	○	○
	・竜巻荷重	竜巻(気圧差)	-	-	-	○

*1 死荷重(自重)については、常時作用している荷重に分類されるが、規格上、運転時の状態で施設に作用する荷重の分類に属しているため本記載としている。

*2 再処理施設においては、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重は、通常運転時の状態で施設に作用する荷重を超えるもの及び長時間施設に作用するものがないため、地震荷重と組み合わせるものはない。

注1 ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。

注2 屋外施設については、建物・構築物の荷重の組合せに準じることとする。

令和 2 年 4 月 28 日 R2

補足説明資料 6 - 1 (9 条 竜巻)

ランキン渦モデルとフジタモデルの適用の考え方について

評価に使用する風速場モデルについて

ランキン渦モデルは米国原子力規制委員会の基準類で採用されており，利用実績が高く，非常に簡単な式で風速場を記述することができる。しかし，風速場が高さに依存しないため，地表面付近では非現実的な風速場となることがデメリットとしてあげられる。

フジタモデルはランキン渦モデルと比較して，解析プログラムが複雑であるが，観測に基づき考案され，実際に近い竜巻風速場をモデル化している。図 6 - 1 に風速場モデルを示す。1978 年の Grand Gulf 原子力発電所の竜巻被災や，平成 18 年の佐呂間町での竜巻被災にける地上物の転倒または移動状況は，フジタモデルを用いると実際に確認された状況をよく再現することがわかっている（参考資料 1）。

再処理施設の竜巻影響評価では，基本的にランキン渦モデルを採用する。

ただし，車両の固縛又は退避の運用において考慮する離隔距離の設定においては，車両が全て地表面にあることから，地表面の風速場をよく再現しているフジタモデルを採用する。

以上

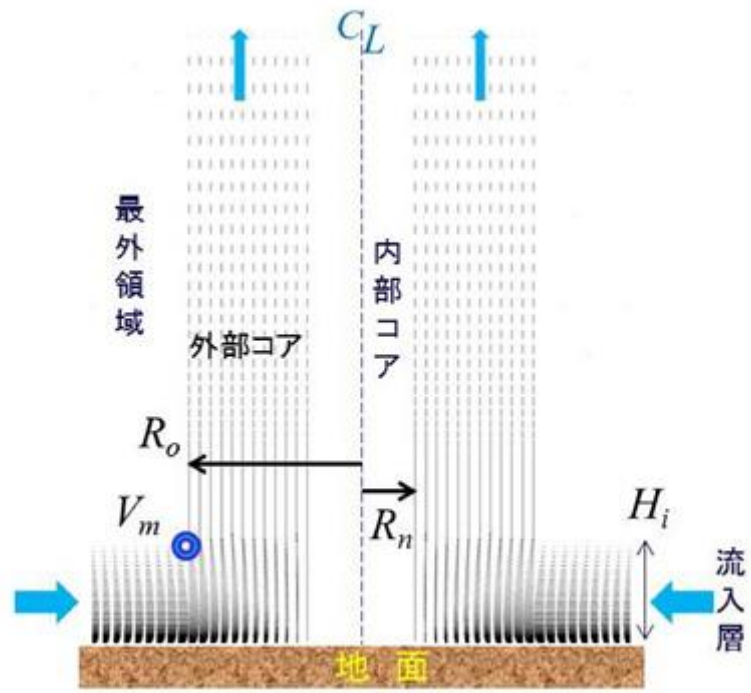


図 6 - 1 フジタモデルの風況イメージ

補足説明資料 6 - 1 (9 条 竜巻)

参考資料 1

フジタモデルの適用について

1. 概要

フジタモデルは、米国NRCの要望により藤田博士が開発した竜巻風速場の工学モデルであり、竜巻動画の写真図化分析、竜巻の地上痕跡調査及び被災状況調査に基づき提案されたものである。ランキン渦と同様に代数式で風速場が表現されるが、数式はやや複雑である。

フジタモデルは、半径方向に3つの領域（内部コア・外部コア・最外領域）、高さ方向に2つの領域（流入層、非流入層）に分割して風速場をモデル化している。上昇流（ V_z ）は外部コアのみに存在し、地表面付近で竜巻中心に向かう強い流れ（ V_r ）があるほか、接線風速 V_θ は高さ依存性がある。

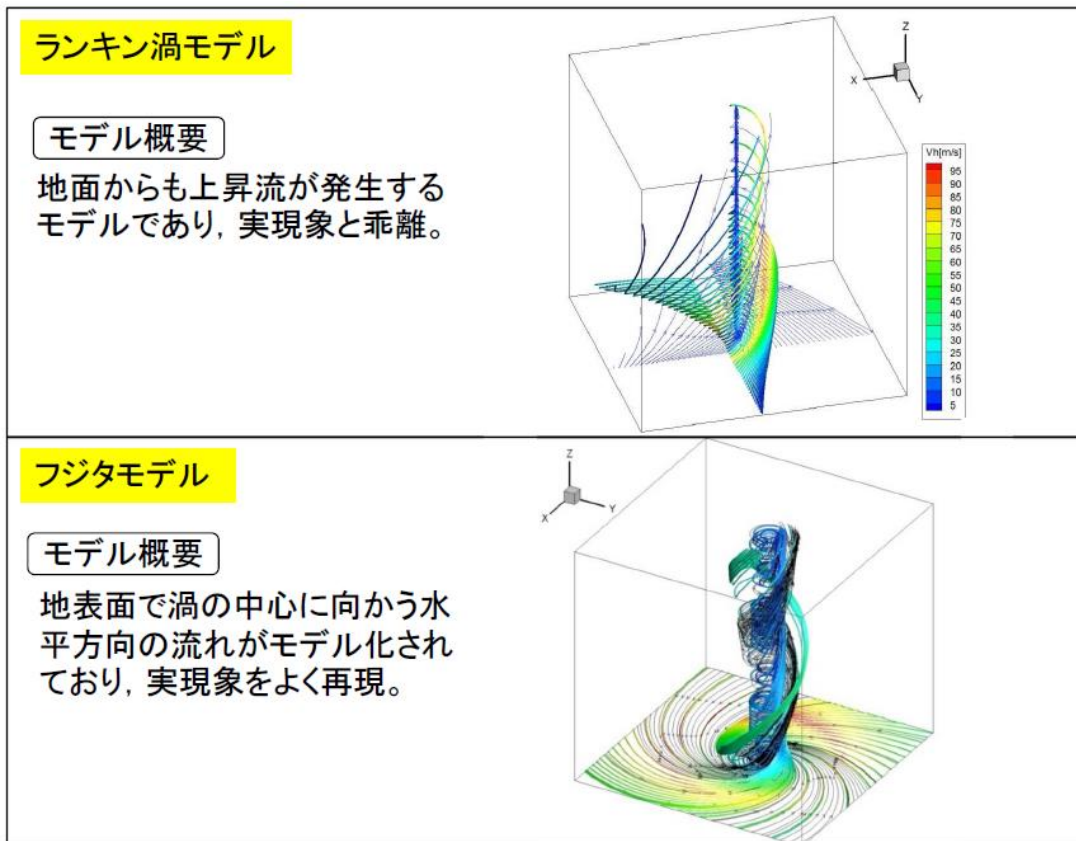
フジタモデルには以下の特徴がある。

- －観測に基づき考案され、実際に近い竜巻風速場をモデル化している。
- －比較的簡単な代数式で風速場を表現しうる。
- －米国NRCの基準類でもランキン渦モデルと並列に参照されている。
- －ランキン渦モデルと比較して、風況をモデル化する上で解析プログラムが複雑（近年の計算機能力向上と竜巻評価コードの高度化により、問題点は解決された）。

具体的な工学モデルは参考資料2に示す。

竜巻の風速場モデルとして利用されている「ランキン渦モデル」、「フ

「ランキン渦モデル」の風況イメージを第1図に示す。



出典：原子力発電所の竜巻影響評価について ―設計風速および飛来物速度の評価― 改定4
2014年9月9日 日本保全学会 原子力規制関連事項検討会

第1図 「ランキン渦モデル」、「フジタモデル」の風況イメージ

2. フジタモデルの適用の可能性について

(1) 自動車飛散実績との比較

藤田スケール（以下、「Fスケール」という。）の風速条件で自動車の浮上・飛散をフジタモデルで計算した結果と、各Fスケールにおける実際の被災状況を比較すると、第1表及び第2表に示すとおりよく一致しており、フジタモデルは実際に近い竜巻風速場をモデル化していると言える。

第1表 竜巻による自動車飛散実績（Fスケール別）

Fスケール	風速[m/s]	自動車の被災状況
F 2	50～69	⁽¹⁾ cars blown off highway（自動車が道から吹き飛ばされる） ⁽²⁾
F 3	70～92	⁽¹⁾ cars lifted off the ground（自動車はもち上げられて飛ばされる） ⁽²⁾
F 4	93～116	cars thrown some distances or rolled considerable distances ⁽¹⁾ （自動車は何十メートルも空中飛行する） ⁽²⁾

第2表 フジタモデルによる自動車の飛散評価結果 (江口ら)⁽³⁾

F スケール との対応	最大水 平風速 V_D [m/s]	竜巻接 線速度 V_m [m/s]	竜巻移動 速度 V_{tr} [m/s]	計算結果		
				速度 [m/s]	距離 [m]	高さ [m]
F2 (静止)	69	59	10	1.0	1.4	0
F2 (走行) ※	89	59	30	23	25	0.9
F3 (静止)	92	79	13	23	34	1.1
F4 (静止)	116	99	17	42	59	3.1

※ 竜巻移動速度に対する自動車の相対走行速度を 20m/s (72km/h) と仮定し、竜巻の移動速度に加えた場合

(2) 1978年4月17日, Grand Gulf 原子力発電所の竜巻被災事例

過去に発生した竜巻による被害状況とフジタモデルによる再現計算との比較を文献調査した。

1978年4月17日, ミシシッピ州で建設中の Grand Gulf 原子力発電所に来襲した竜巻の規模は, 風速はF 2相当の $56\sim 67\text{ m/s}$ と⁽⁵⁾推定されるが, 変電設備でF 3竜巻相当の被害が見られた⁽⁴⁾。

冷却塔の耐風設計風速は 40 m/s であり, これを $40\sim 70\%$ 超える風速にも耐えた⁽⁵⁾が, 冷却塔内部に設置されていたコンクリート流し込み用のクレーンが倒壊し, 建設中の冷却塔 (高さ 138 m) に衝突し, 一部が破損した。

Grand Gulf 原子力発電所資材置き場のパイプ飛散状況は, 次のように報告されている。

パイプを収納した木箱 (一部2段重ね) は浮上せず転倒しパイプが散乱するが, $7\sim 9\text{ m}$ にとどまる。 (*Pieces of pipe were scattered over a large area, but none travelled more than $25\sim 30\text{ ft.}$*)⁽⁵⁾

上に掲げる実際の Grand Gulf 原子力発電所資材置き場のパイプ飛散被害状況に対して, 工学モデルを用いた再現計算をして比較する。

計算条件は第3表のとおりとする。

第3表 Grand Gulf 原子力発電所パイプ飛散の計算条件

パイプ仕様	名称：Transite パイプ，材質：コンクリート・石綿製，長さ：8 ft.，直径（内径）：8 in.
計算での仮定	外径 9 in.，密度 1700 kg/m ³ ， →飛行定数 $C_d A / m = 0.008 \text{ m}^2 / \text{kg}$ ，物体高さ $d = 0.229 \text{ m}$
竜巻の条件	最大風速 $V_d = 67 \text{ m/s}$ ，最大接線風速 $V_m = 53.6 \text{ m/s}$ ， 移動速度 13.4 m/s，竜巻半径 $R_m = 45.7 \text{ m}$

計算結果は第4表のとおりであった。

第4表 Grand Gulf 原子力発電所パイプ飛散の計算結果

モデル	初期高さ (m)	飛散距離 (m)	飛散高さ (初期高さから の浮上高さ)	最大水平速度 (m/s)
フジタモデル	1 ※	1.2	浮上なし	4.9
ランキン渦モデル	40	227	0.34 m	40.9
ランキン渦モデル	1	42.6	0.34 m	30.7

※2段重ねで配置されていた状況を踏まえ設定

再現計算結果と実際の被災状況の記録を比較すると、フジタモデルでは、初期高さから浮上しないとの結果が得られ、実際に確認された状況（浮上せずに転倒した木箱からパイプが散乱）を再現して

いると評価できる。

一方、ランキン渦モデルでは、飛散高さが初期高さを1 mとした場合においても実際に確認された状況とパイプの飛散状況に大きな差があり、地表面での風況場は過大な結果を与えることがわかった。

よって、竜巻対策を実施する上で、ランキン渦モデルを用いた場合は非常に過大な対策となるが、フジタモデルを用いた場合は実現象に即したより現実的な対策が可能といえる。

(3) 佐呂間竜巻（平成 18 年 11 月 7 日）による被災事例

a. 佐呂間竜巻の被害状況から確認されたパラメータを用いた飛来距離計算

平成 18 年 11 月 7 日に北海道網走支庁佐呂間町に発生した竜巻（以下「佐呂間竜巻」という。）により工事事務所敷地内の車両が被災した事例について、実際の被災状況と、工学モデルによる飛来距離の計算結果を比較した。

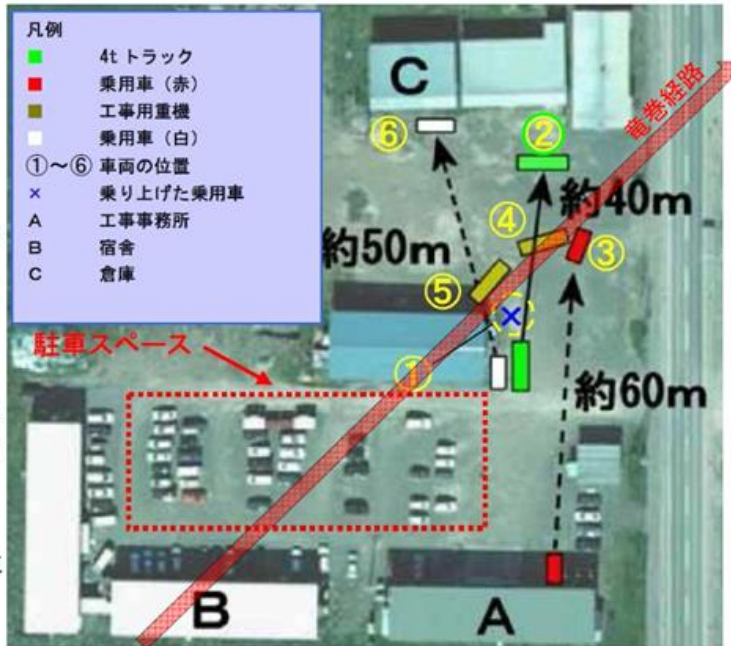
この被災事例では、工事事務所近傍に停車していた 4 トントラック（第 2 図の②）に乗車していた 2 名が竜巻来襲時の被災状況の一部（竜巻来襲前の車両位置等）を証言している。この 2 名は来襲直前に座席下に潜り込んだが直後に気絶し、着地点付近で車外に投げ出されたところを救出されている。

佐呂間竜巻による被害状況から確認されたパラメータを用い、解析コードにより飛来距離算定を行った結果、竜巻の移動経路と車両の位置関係に依存するが、確認された被害状況（4 トントラック②の移動距離 40m）と概ね合致した。

4tトラック②に乗車していた2名が竜巻来襲時の被災状況の一部(右図、工事事務所Aの飛散開始、車両②および⑥の竜巻来襲前の車両位置)を証言している。
この2名は来襲直前に座席下に潜り込んだが直後に気絶し、着地点付近で車外に投げ出されたところを救出されている。

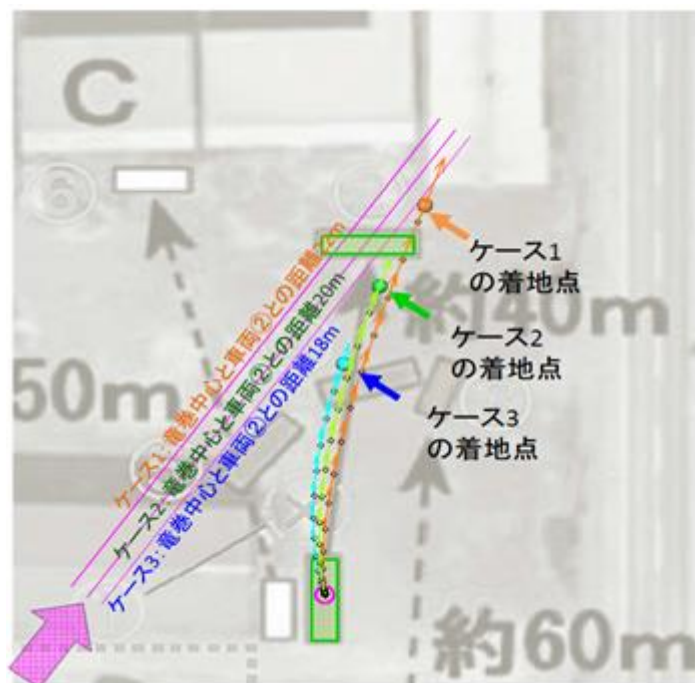
- ①乗用車×: 他の乗用車に乗り上げ(元の駐車位置は不明)
- ②4tトラック■: 竜巻経路の左側(約45°方向)に約40m移動
- ③乗用車■: 約60m移動(全壊・飛散した工事事務所Aの瓦礫とともに移動したものと考えられる)
- ④⑤重機: (元の駐機位置は不明)
- ⑥乗用車□: 竜巻経路の左側(約65°方向)に約50m移動(駐車位置横の倉庫は全壊・飛散)

周囲の建物や大型車両の影響が少ない4tトラック■を計算対象として選択



竜巻の前後に位置が確認された車両の移動状況[文献(3)](写真は被災前の航空写真。文献(4)で示されている竜巻経路を➡で加筆。)

第2図 佐呂間竜巻による被災状況⁽⁶⁾⁽⁷⁾



第3図 佐呂間竜巻のパラメータを用いた飛来距離計算結果

第5表 佐呂間竜巻による飛来距離の算定条件と結果

条件	算定条件・結果	備考
空力パラメータ	$C_{La} / m = 0.0044$ $C_{DA} / m = 0.0056$	被災した4トントラックは車種不明のため、三菱ふそう PA-FK71D (8.1 m × 2.24 m × 高さ 2.5 m, 質量 4,000 kg) の仕様を採用した。物体が空中にある場合の抗力の算定には C_{DA} / m の値を用い、揚力の算定には $C_{La} / m = 0.0044$ に相当する条件を設定*。物体高さ $d = 2.5$ m とする。
竜巻と車両の位置関係	竜巻の進行方向の右側，中心移動経路から 18～22 m の位置	被害状況から推定される位置関係を入力条件として設定。現場の詳細が不明のため，18, 20, 22m の3パターンについて評価を実施した。
竜巻最大風速	92 m / s	被害状況から推定される風速 (F 3) を設定。
竜巻移動速度	22 m / s	被害記録から算定される移動速度を設定。
最大接線風速半径	20 m	被害状況から推定される最大接線風速半径を設定。
飛来距離	26～45 m	実際に確認された車両の移動距離 (約 40m) と概ね合致。

※竜巻は遠方から接近するため，参考文献(8)の風洞試験結果を参考として，「風速 60 m/s 以下では浮上・移動しない条件」を設定する。 $C_{La} / m = 0.0044$ は，風速 60m/s 以下では浮上/移動しない条件に相当する。

b. 佐呂間竜巻の条件を用いた場合の最大飛来距離の算定

佐呂間竜巻における被害状況から確認された各種パラメータを用いて、解析コードによる最大飛来距離の算定を行った。

最大飛来距離の算定においては、空力パラメータ（揚力の算定）に保守性を考慮した。

最大飛来距離の算定結果は 82m となり、実際に確認された車両の移動距離（約 40m）に比べて大きい算定結果が得られた。

第 6 表 佐呂間竜巻のパラメータを用いた場合の最大飛来距離の算定条件と結果

条件	算定条件・結果	備考
空力パラメータ	$C_{La} / m = 0.0056$ $C_{DA} / m = 0.0056$	揚力の算定においても C_{DA} / m の値を設定。
車両の位置関係	竜巻の進行方向に対して右側 90°，最大接線風速半径の真下付近	車両が竜巻の最大風速を受ける位置関係を設定。
最大風速	92 m/s	被害状況から推定される風速（F3）を設定。
移動速度	22 m/s	被害記録から算定される移動速度を設定。
最大接線風速半径	20 m	被害状況から推定される最大接線風速半径を設定。
最大飛来距離	82 m	

出典：原子力発電所の竜巻影響評価について ― 設計風速および飛来物速度の評価 ― 改定 4，2014 年 9 月 4 日 日本保全学会 原子力規制関連事項検討会

3. まとめ

フジタモデルは観測に基づき考案された竜巻風速場の工学モデルであり、実際に近い竜巻風速場をモデル化している。1978年の Grand Gulf 原子力発電所の竜巻被災や、平成 18 年の佐呂間町での竜巻被災における地上物の転倒または移動状況は、フジタモデルを用いると実際に確認された状況をよく再現することがわかっている。

4. 参考文献

- (1) Fujita, T. T., Proposed characterization of tornadoes and hurricanes by area and intensity, SMRP Research Paper 91 (1971), University of Chicago, Chicago, IL, p.42.
- (2) 気象庁 HP
- (3) 江口 譲, 杉本聡一郎, 平口博丸, 竜巻による物体の浮上・飛来解析コード TONBOS の開発, 電力中央研究所 研究報告 N14002, 2014
- (4) J. R. McDonald, T. Theodore Fujita : His Contribution to Tornado Knowledge through Damage Documentation and the Fujita Scale, pp.63-72, vol.82, no.1, Bull. of Amer. Meteor. Soc., 2001
- (5) T. Fujita and J. R. McDonald : Tornado damage at the Grand Gulf, Mississippi, nuclear power plant site: Aerial and ground surveys. NNUREG/CR-0383, Nuclear Regulatory Commission, Washington, DC, 1978.
- (6) 札幌管区气象台 : 災害時気象調査報告, 平成 18 年 11 月 7 日から 9 日に北海道 (佐呂間町他) で発生した竜巻等の突風, 災害時自然現象報告書 2006 年第 1 号, 2006
- (7) 建築研究所 構造研究グループ 奥田泰雄・喜々津仁密・村上知徳, 2006 年佐呂間町竜巻 被害調査報告, 2006 年 11 月 21 日
- (8) T. Schmidlin *et al.*, UNSAFE AT ANY (WIND) SPEED? Testing the Stability of Motor Vehicles in Severe Winds, pp.1821-1830, vol.83, no.12, Bull. of Amer. Meteor. Soc., 2002

以 上

令和元年 12 月 18 日 R1

補足説明資料 6 - 1 (9 条 竜巻)

参考資料 2

竜巻による物体の浮上・飛来解析について

(1) フジタモデルによる竜巻風速場

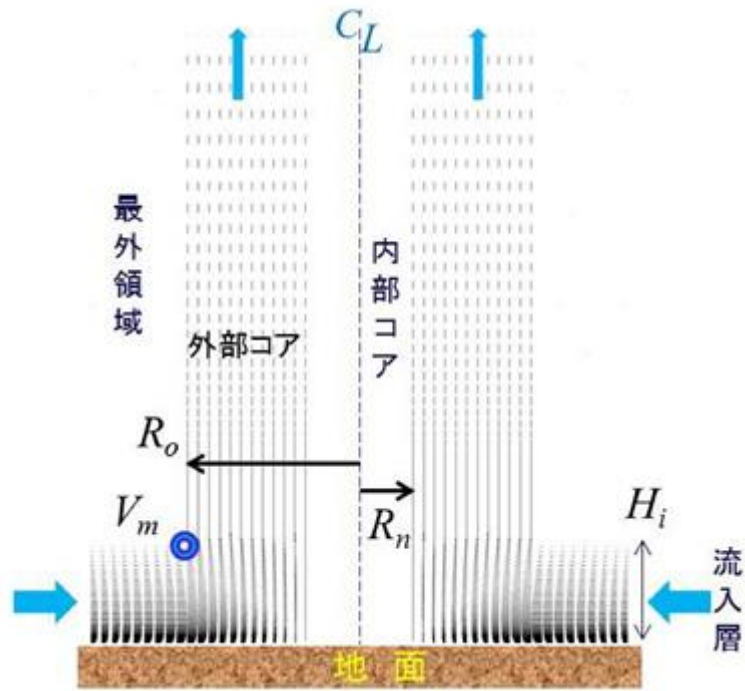
a. フジタモデルの概要

フジタモデルでは，参考資料 1 に示すように，竜巻を半径方向に 3 つの領域（内部コア，外部コア，最外領域）に分割してモデル化している。

内部コアでは，中心周りに剛体回転運動するのみであり，上昇流はない。

外部コアでは，剛体回転運動と強い上昇流がある。

最外領域では，自由渦（ランキン渦モデルとほぼ同じ）として回転運動するが，地面付近で竜巻中心に向かう強い流れ（流入層）がある。



第1図 Fujitaモデルの風速領域（ $x-z$ 断面）

内部コア半径 R_n は外部コア半径 R_o に比例する。

$$R_n = nR_o \quad (1)$$

N は1以下の正の値であり，以下の経験式が与えられる。

$$N = 0.9 - 0.7 \exp(-0.005R_o) \quad (2)$$

流入層の高さ H_i も外部コア半径 R_o に比例する。

$$H_i = iR_o \quad (3)$$

i は1以下の正値であり，以下の経験式で与えられる。

$$i = 0.55(1 - n^2) \quad (4)$$

b. 周方向風速

周方向風速 V_θ は以下のようにモデル化している。

$$V_\theta = F_r(r')F_h(z')V_m \quad (5)$$

ただし, $r' = r/R_0$, $z' = z/H_i$ (6) a, b

$F_r(r')$ 及び $F_h(z')$ は以下のとおり定義される。

$$F_r(r') = \begin{cases} r' & (r' < 1) \\ 1/r' & (r' \geq 1) \end{cases} \quad (7)$$

$$F_h(z') = \begin{cases} z'^{k_0} & (z' < 1) \\ \exp(-k(z' - 1)) & (z' \geq 1) \end{cases} \quad (8)$$

定数 k_0 , k の値は, $k_0 = 1/6$, $k = 0.03$ としている。

c. 半径方向風速

半径方向風速 V_r は, 以下のように周方向風速 V_θ に比例する。

$$V_r = V_\theta \tan \alpha$$

$\tan \alpha$ は以下の関数にて与えられる。

$$\tan \alpha = \begin{cases} 0 & (r' \leq n) \\ \frac{\tan \alpha_0}{1-n^2} \left(1 - \frac{n^2}{r'^2}\right) & (n < r' < 1) \\ \tan \alpha_0 & (r' \geq 1) \end{cases} \quad (9)$$

ただし, $\tan \alpha_0 \begin{cases} -A_m(1-z'^{1.5}) & (z' < 1) \\ B_m \{1 - \exp(-k(z' - 1))\} & (z' \geq 1) \end{cases} \quad (10)$

$$B_m = \frac{3}{(k_0+1)(k_0+2.5)} k A_m \quad , \quad A_m = 0.75 \quad (11)$$

d. 上昇風速

上昇風速 V_z は以下のようにモデル化している。

$$V_z = \begin{cases} 0 & (r' \leq n) \\ V_m w_0 & (n < r' < 1) \\ 0 & (r' \geq 1) \end{cases} \quad (12)$$

ただし,

$$w_0 = \begin{cases} \frac{3}{28} \cdot \frac{i}{1-n^2} A_m \left(16z'^{\frac{7}{6}} - 7z'^{\frac{8}{3}} \right) & (z' < 1) \\ \frac{iB_m \exp(-k(z'-1))}{k(1-n^2)} \{ 2 - \exp(-k(z'-1)) \} & (z' \geq 1) \end{cases} \quad (13)$$

e. 風速ベクトル

時刻 $t = 0$ で竜巻中心が原点に位置するものとし, 竜巻が x 軸方向に移動速度 V_{tr} で移動すると仮定すると, 時刻 t , 座標 (x, y, z) における風速場 V_w の各風速成分は以下のように与えられる。

$$\begin{pmatrix} u \\ v \\ w \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} V_r \cos \theta - V_\theta \sin \theta \\ V_r \sin \theta + V_\theta \cos \theta \\ V_z \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} V_{tr} \\ 0 \\ 0 \end{pmatrix} \quad (14)$$

ただし, θ は竜巻中心と各点を結ぶ線分が x 軸となす角であり, 竜巻中心からの距離 r は以下で定義されるものである。

$$r = \sqrt{(x - V_{tr}t)^2 + y^2} \quad (15)$$

(2) 飛来物の運動

a. 空中での運動

空中では平均抗力と重力のみが外力として作用するものとした。

ただし、地面付近では地面の存在により流れが非対称になること(地面効果)による揚力加速度 L を考慮した。

物体の空中での運動方程式は以下のようになる。

$$\frac{dV_M}{dt} = \frac{\rho}{2} \cdot \frac{C_D A}{m} |V_w - V_M| (V_w - V_M) - (g - L)K \quad (16)$$

V_M : 飛来物の速度ベクトル

ρ : 空気密度

$C_D A$: 飛来物の各方向の抗力係数と見附面積の積の平均値

m : 飛来物の質量

g : 重力加速度

K : 鉛直上向きの単位ベクトル

地面効果による揚力加速度 L は、 $x-y$ 平面内の相対速度の 2 乗に比例し、さらに揚力は物体高さ d の 3 倍までの高さで減衰・消滅するものとし、揚力による加速度 L を以下のようにモデル化した。

$$L = \frac{\rho}{2} \cdot \frac{C_L a}{m} |V_w - V_M|_{x,y}^2 f\left(\frac{Z}{d}\right) \quad (17)$$

ただし、 $f\left(\frac{Z}{d}\right) = \frac{1 - (Z/3d)}{1 + (Z/d)}$, $Z = z - \frac{d}{2}$

C_L : 地上での揚力係数

a : 地上での物体の見附面積

$|_{x,y}$: x, y 成分のみの大きさ

$C_L a$ は風洞実験や数値シミュレーションで定められるが、本モデルでは $C_D A$ で代用することとした。

$$L = \frac{\rho}{2} \cdot \frac{C_D A}{m} |V_w - V_M|_{x,y}^2 f\left(\frac{Z}{d}\right) \quad (18)$$

b. 地面での運動

地面効果による揚力加速度 L と重力が鉛直方向の外力として作用するものとし、揚力加速度 L が重力よりも大きい場合 ($L > g$) に物体が浮上し、空中運動に移行するとした。

c. 時間積分法

時刻 t における竜巻の風速場は式 (14) で与えられるので、式 (16) を時間積分することによって飛来物の速度 $V_M(t)$ と位置 $X_M(t)$ の時刻歴を求めることができる。

時刻 τ から $\tau + \Delta\tau$ における加速度が一定と仮定すると、

$$\frac{dV_M(t)}{dt} = A(\tau) \quad (19)$$

$A(\tau)$: 加速度ベクトル

となり、式 (16) は以下のようなになる。

$$A(\tau) = k|V_w(\tau) - V_M(\tau)|(V_w(\tau) - V_M(\tau)) - (g - L)K \quad (20)$$

ここで、 $k = \rho C_D A / 2m$ とした。

式 (19) を時間積分すると以下の速度式 $V_M(t)$ 及び物体の位置 $X_M(t)$ を得る。

$$V_M(t) = V_M(\tau) + A(\tau)(t - \tau) \quad (21)$$

$$X_M(t) = X_M(\tau) + V_M(\tau)(t - \tau) + \frac{A(\tau)}{2}(t - \tau)^2 \quad (22)$$

(21), (22) より、時刻 $t = \tau + \Delta\tau$ における飛来物の速度 $V_M(t)$ と位置 $X_M(t)$ は以下で与えられる。

$$V_M(\tau + \Delta\tau) = V_M(\tau) + A(\tau)\Delta\tau \quad (23)$$

$$X_M(\tau + \Delta\tau) = X_M(\tau) + V_M(\tau)\Delta\tau + \frac{A(\tau)\Delta\tau^2}{2} \quad (24)$$

(23), (24) の右辺は時刻 $t=\tau$ における既知の速度・位置の関数なので、時間積分を行うことができる。

出典： 江口 譲, 杉本 聡一郎, 服部 康男, 平口 博丸, 電力中央研究所報告「竜巻による物体の浮上・飛来解析コード TONBOS の開発」, 電力中央研究所, 平成 26 年 6 月

以 上

令和 2 年 4 月 28 日 R7

補足説明資料 7 - 2 (9 条 竜巻)

竜巻随件事象の抽出及び設計について

1. 概要

過去の竜巻被害事例及び再処理施設の配置から想定される竜巻の随件事象を検討し、再処理施設において考慮する必要がある事象として、火災、溢水及び外部電源喪失を抽出した。

2. 過去の竜巻被害について

1990年以降の主な竜巻による被害概要を調査した文献から検討を行った。第1表に、1990年以降に日本で発生した最大級の竜巻であるF3クラスの竜巻を示す。

第1表 1990年以降のF3クラス竜巻

発生日時	発生場所	藤田 スケール	死者	負傷者	住宅 全壊	住宅 半壊
2012年5月6日	茨城県常総市	F3	1	37	76	158
2006年11月7日	北海道佐呂間町	F3	9	31	7	7
1999年9月24日	愛知県豊橋市	F3	0	415	40	309
1990年12月11日	千葉県茂原市	F3	1	73	82	161

竜巻被害の状況写真（第1～3図）から、竜巻被害としては風圧力及び気圧差による被害及び飛来物の衝突による損傷のみであり、また、竜巻の随件事象として電柱や電線の損傷による停電が発生していると判断される。



全壊した家屋



飛来物により被害を受けた住宅等



倒れた電柱(復旧作業時)



倒壊電柱に直撃された家屋

第1図 2012年5月6日茨城県にて発生した
F3竜巻による被害⁽¹⁾



全壊した工事事務所周辺



飛来物による被害を受けた建物



倒壊した道路標識支柱



道路側へ倒壊した電柱

第2図 2006年11月7日北海道にて発生した
F3竜巻による被害⁽²⁾⁽³⁾



残骸（飛散物）で埋め尽された道路



吹き飛ばされた建物



横転したバス



曲がった鉄筋（工事現場）

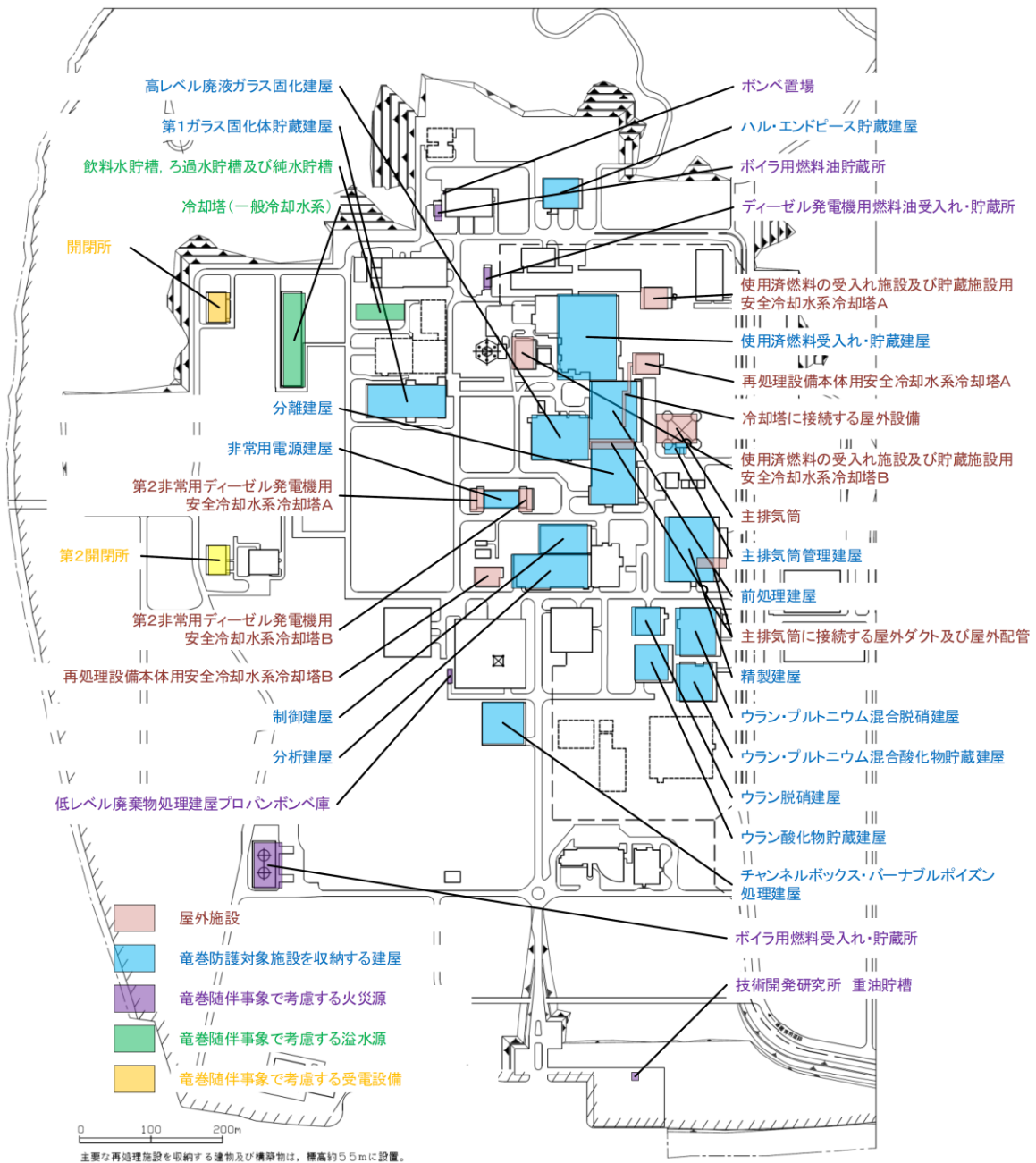
第3図 1990年12月11日千葉県にて発生した
F3竜巻による被害⁽⁴⁾

3. 再処理施設にて考慮すべき竜巻随件事象

上述の過去の竜巻による被害事例及び再処理施設の配置から判断すると、再処理施設においては送電線等が竜巻による被害を受けることにより、外部電源喪失の発生が考えられる。さらに、屋外に油タンク及び水タンクが配備されていることから、飛来物の衝突により火災及び溢水が発生する可能性がある。なお、これらの事象は、竜巻ガイドでも容易に発生が想定されるものとして検討を要求されている。

これらを踏まえ、再処理施設の配置図に示される各施設に対して竜巻の荷重を考慮した場合にどのような事象が発生するかを検討した。検討結果を第4図に示す。

以上のことから，再処理施設における竜巻随件事象として，火災，溢水及び外部電源喪失を抽出する。



第4図 再処理施設の設計対処施設のうち竜巻防護対象施設を収納する建屋，屋外施設及び竜巻随件事象の検討対象施設の配置図

4. 竜巻随件事象への進展の防止に対する設計

竜巻防護設計においては、前述のとおり竜巻随件事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とすることとしている。

ここでは、竜巻随件事象としての火災、溢水及び化学薬品の漏えいへの進展を防止している設計について例を示す。

1) 火災

竜巻により屋外にある危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所，ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所及びボイラ用燃料貯蔵所）が損傷し，漏えい及び防油堤内での火災が発生したとしても，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の許容温度を超えないように防護対策を講じ，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「外部火災防護に関する設計」にて考慮する。

<設計の例>

火災源となり竜巻防護対象施設に影響を与えることが考えられる試薬建屋に附属する屋外設備である硝酸ヒドラジン及び引火性の高い試薬類（T B P 及び n - ドデカン）の貯槽については，地下に設置することにより竜巻の影響を受けない設計とする。試薬建屋の内部に設置されている上記以外の試薬類については，貯槽の破損により漏えいが発生したとしても火災の発生及び進展に寄与することは考えられないことから，竜巻随件事象（火災）として想定する必要はない。（第2表参照）

2) 溢水

再処理事業所内の屋外タンク等の破損による溢水を想定し、溢水による影響評価を行った上で、必要に応じて堰等の防護対策を講ずることにより、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「溢水による損傷の防止に関する設計」にて考慮する。

<設計の例>

再処理事業所内の屋外タンク等が破損したと評価した場合においても、最大水位は約 0.10m であり、竜巻防護対象施設の外壁に設置した扉等の開口部は再処理事業所の敷地高さ E L. 55.0m より 0.3m 以上高い位置に設置されているため、竜巻防護対象施設に溢水が流入することはない。したがって、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を及ぼすことはない。(第 11 条 溢水による損傷の防止 補足説明資料 11-3 参照)

3) 化学薬品の漏えい

試薬建屋には、再処理施設で使用する化学薬品を貯蔵している。これらの化学薬品について、竜巻随件事象への進展の可能性を評価し、第 2 表に整理した。結論として、試薬建屋に貯蔵される化学薬品のうち、竜巻の影響によって化学薬品の漏えい等の竜巻随件事象として想定すべきものはなかった。

第2表 試薬建屋に貯蔵する化学薬品と
竜巻随伴事象に対する考え方

化学薬品	考えられる随伴事象			設計上の考慮	随伴事象への進展の可能性
	火災	溢水	薬品漏えい		
T B P	○	○	○	地下階に設置するため、設計飛来物の衝突のおそれはない。	なし
n - ドデカン	○	○	○	同上	なし
硝酸ヒドラジン	○	○	○	同上	なし
硝酸	-	○	○	同上	なし
水酸化ナトリウム	-	○	○	同上	なし
硝酸ヒドロキシルアミン (HAN)	-	○	○	同上	なし
炭酸ナトリウム	-	○	-	地上階に設置されており、万一、設計飛来物により建屋外壁及び炭酸ナトリウム貯槽が損傷したとしても、炭酸ナトリウムは、地下階や排水設備へ流入することから、試薬建屋の外に漏れ出すことはない。	なし

< 参考文献 >

- (1) (財) 消防科学総合センター, 平成 24 年(2012 年)5 月 6 日茨城県つくば市竜巻災害写真報告, 2012
- (2) (財) 消防科学総合センター, 平成 18 年 11 月 7 日北海道佐呂間町竜巻災害写真報告, 2006
- (3) (社) 土木学会 北海道佐呂間町竜巻緊急災害調査団, 平成 18 年 11 月 北海道佐呂間町竜巻緊急災害調査, 2007 年 4 月
- (4) 千葉県総務部消防地震防災課, 防災誌「風水害との闘い」第 3 章 90m 超えの突風に街が飛ばされた! - 茂原で最大スケールの竜巻が発生 - , 平成 22 年 3 月

以 上

令和元年 11 月 15 日 R2

補足説明資料 7 - 3 (9 条 竜巻)

竜巻に伴う気圧低下による塔槽類廃ガス処理設備及び 換気設備への影響について

1. はじめに

設計竜巻による最大気圧低下量は、竜巻影響評価ガイドに基づいて 8900Pa と設定している。一方、主要な塔槽類廃ガス処理設備の外気に対する差圧は -490～-690Pa 程度、汚染のおそれのある区域の外気に対する差圧は -20～-100Pa 程度である。したがって、設計竜巻による最大気圧低下量は、通常の塔槽類及び汚染のおそれのある区域の差圧を大きく上回る。

ここでは、竜巻による気圧低下が塔槽類廃ガス処理設備や換気設備の安全機能に及ぼす影響について説明する。

2. 安全機能への影響

塔槽類廃ガス処理系は、室内空気の取り込み量を調整することによって室と系統内の差圧を一定に保つよう制御しており（図-1の①部参照）、竜巻による大気圧の変動の影響を直接受けることはない。なお、差圧の変動が生じた場合においても、排風機の運転は継続される設計となっている。

また、換気設備は、大気圧と代表室の差圧を一定に保つよう制御しているため（図-1の②部参照）、大気圧の変動を検知した場合には自動的に排気風量の調整が行われ、大気

－代表室間差圧を一定に保つように機能が働く。竜巻による大気圧の低下により，大気－代表室間差圧の低下又は上昇が急激となり，制御が追従しない場合には，差压低又は高を検知することにより閉じ込めインターロックが働き，直ちに建屋送風機が停止するとともに，排風機の運転は継続する。

以上のことから，大気圧の急激な低下や換気設備における閉じ込めインターロック作動の過渡状態において一時的な差圧の変動が生じる可能性はあるが，安全上重要な施設の安全機能である閉じ込め機能（放出経路の維持機能，放射性物質の浄化・排気機能）は維持されることから，再処理施設安全審査指針の指針4（閉じ込めの機能）及び規則第四条の要求は満足しており，再処理施設としての安全機能に影響が生じることはない。

表－1 閉じ込め機能に係る要求事項

記載事項		説明
再処理施設安全審査指針	指針4	3.(2)・・・セル等並びにこれらを収納する構築物は，原則として，常時負圧に保たれていること。また，それぞれの気圧は，原則として，構築物，セル等，系統及び機器の順に低くすること。
	指針4 解説5.	・・・放射性物質を含む気体中の放射性物質の濃度をフィルタ，洗浄塔等によって低減させた後，十分な拡散効果を有する排気筒から放出すること。このため，放射性物質がこれらの低減効果を持つ系統及び機器を経ずに環境中へ放出されることがないように，負圧維持，換気系統外への漏洩防止及び逆流防止の機能が確保されている必要がある。
再処理施設の位置，構造及び設備の構造に関する規則	第四条	安全機能を有する施設は，放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。
	解釈2	④ロ放射性物質を含む気体が低減効果を持つ系統及び機器を経ずに環境中へ放出されることがないように，負圧維持，換気系統外への漏えい防止及び逆流防止の機能が確保されていること。・・・

3. 要求事項を踏まえた申請内容

換気設備は、通常、汚染のおそれのある区域を清浄区域より負圧に維持できるようにするとともに、汚染の程度の低い区域から汚染の程度のより高い区域に向かって空気を流すことのできる設計としている。換気設備においては、竜巻による気圧の低下に限らず、外気の気圧変動や強風の影響等により、一時的に「清浄区域－汚染のおそれのある区域」又は「汚染のおそれの程度の低い区域－汚染のおそれの程度の高い区域」の間の差圧の逆転（以下、「差圧の逆転」という）が生じることがある。このことを踏まえた再処理施設安全審査指針及び事業指定基準規則への適合性、再処理事業指定申請書の申請内容を以下の通り整理している。

3. 1 再処理施設安全審査指針，事業指定基準規則の要求事項

(1) 再処理施設安全審査指針の指針4においては、「プルトニウムを含む溶液及び高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器，ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する構築物は、換気設備により原則として常時負圧に保たれ、それぞれの気圧は、原則として、構築物，セル等，系統及び機器の順に低くすること」を要求している。

なお、上記の換気系統は、指針解説の用語の定義において、「安全上重要な施設」とされている。

(2)(1)の要求については、事業指定基準規則第四条解釈において踏襲されている。

3. 2 要求事項を踏まえた事業指定申請書の申請内容

(1)指針4を踏まえ、事業指定申請においては、換気設備の通常運転時を想定した安全性確保の基本的な方針として以下のことを記載している。

- ・汚染のおそれのある区域を、清浄区域より負圧に維持できるようにすること
- ・汚染の程度の低い区域から汚染のより高い区域に向かって空気を流すことのできる設計とすること

(2)事業指定申請では、「原則として常時負圧」の原則から外れる部分を明記していないが、安全評価（指針3）における設計基準事象の選定の中で、関連する事象として過渡状態において負圧が担保できない可能性があることを考慮し、以下のとおり整理し、安全設計の妥当性を示している。

・AT 候補事象：

外部電源喪失においては、塔槽類廃ガス処理設備や一部のセル排気系は排気機能が一時的に低下するが、非常用所内電源系統に接続することにより、安全上の問題に至ることはない。

・AT 候補事象：

排風機の故障により、塔槽類廃ガス処理設備や一部のセル排気系の排気能力が低下するが、予備機が自動的

に立ち上がることにより、安全上の問題に至ることはない。

・ DBA 候補事象：

塔槽類廃ガス処理設備や一部のセル排気系の排風機が停止したとしても、予備機に自動的に切り替わるが、仮に排気が停止したとしても、平常時の年間の線量に至るまでに運転員が対応可能な十分な時間余裕がある。

⇒放射性物質は機器（静的閉じ込め機能）や塔槽類廃ガス処理設備（一部のセル排気系を含む）にて閉じ込められているため、換気設備の排気停止の影響はさらに軽微である。

(3)以上より、換気設備の過渡的な運転状態における一時的な差圧の逆転によって、閉じ込め機能の喪失には至らないものと整理している。

3. 3 事業指定を受けた保安規定等の規定内容

(1)保安規定

3. 1 及び 3. 2 を踏まえ、保安規定では換気設備の運転状態について以下の通り規定している。

- ・要件を満たす必要な台数の排風機を運転状態とすること
（例：排風機 1 台を運転状態、他の排風機 1 台を運転可能な状態とすること）

- ・排風機等の切替え操作中は運転状態とみなすこと

換気設備の切替え操作において、一時的な差圧の逆転等があったとしても、上記の設備に求められる状態を維持し

ていれば，換気設備の運転状態としては保安規定の要求は満足する。

(2) その他手順等

換気設備の過渡的な運転状態において一時的に差圧の逆転が生じた場合は，以下の対応を取ることをマニュアルに定めて実施しており，閉じ込め機能が維持されていることの確認を行っている。

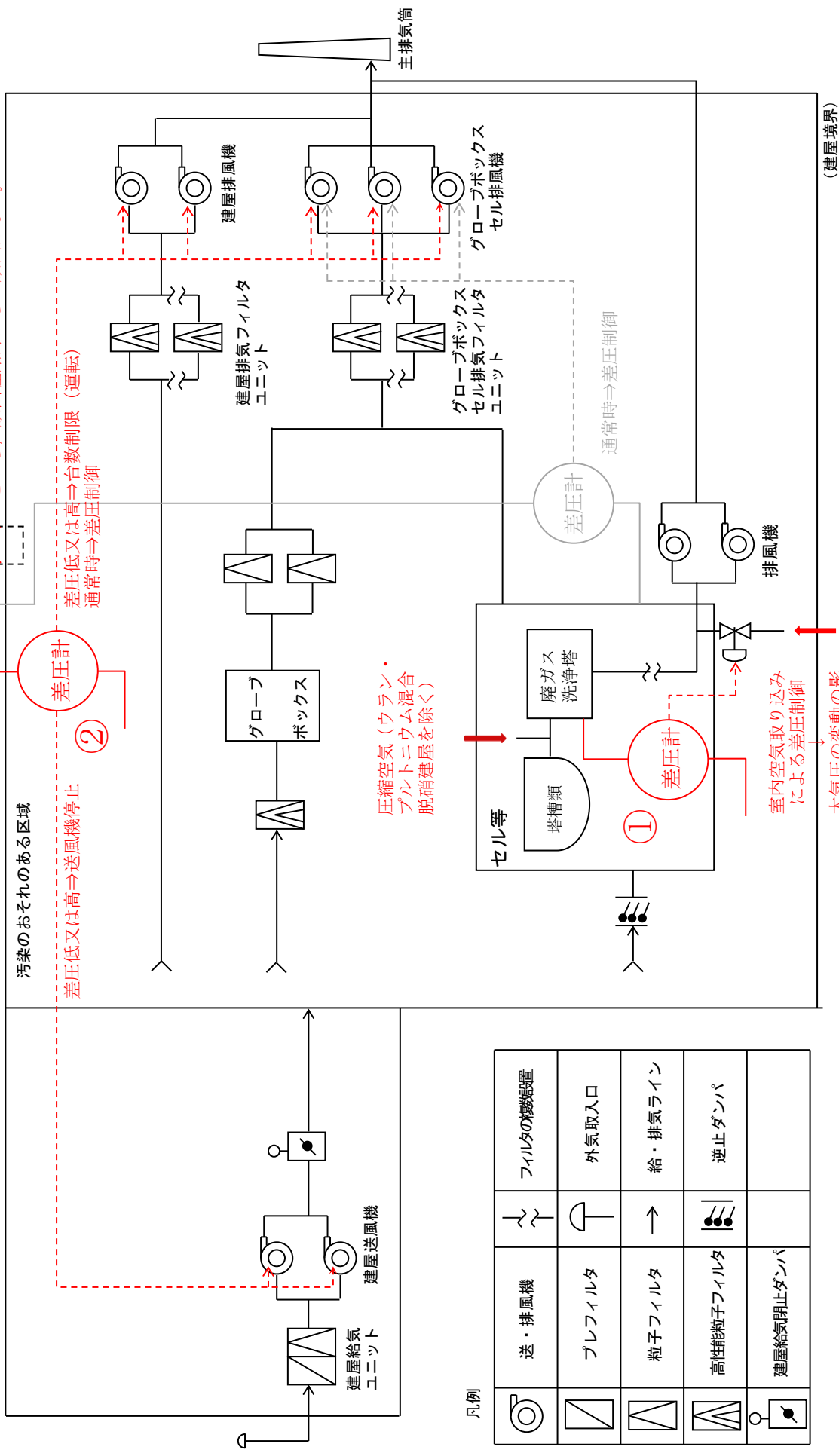
- ・一時的な差圧の逆転が発生した建屋の入域者に対し，半面マスクの着用，実施中の作業の中断，当該建屋からの退域を指示。
- ・当該建屋のダストモニタの指示値の確認，予め定める建屋内測定ポイントの汚染検査を実施。

4. 結論

換気設備においては，竜巻襲来時の一時的な気圧低下によって閉じ込めインターロックが作動し，排風機等の切替え操作と同様な過渡状態が生じる可能性がある。この時に発生する一時的な差圧の逆転は，2. ～ 3. を踏まえると，安全機能（閉じ込め機能）の喪失には当たらず，閉じ込め機能は維持されているものと整理することができる。また，塔槽類廃ガス処理系においては，竜巻襲来時の一時的な気圧低下による影響を直接受けることはなく，排風機の運転状態は維持されるため，閉じ込め機能は維持される。

以上

大気圧<代表室圧となっても、閉じ込めモードにより放出経路は維持されること、建屋境界扉はパッキングが設置されていることから、放出経路外からの放出はない。



汚染のおそれのある区域

差压低又は高⇒送風機停止

差圧計 ②

差压低又は高⇒台数制限 (運転) 通常時⇒差圧制御

圧縮空気 (ウラン・プルトニウム混合) 脱硝建屋を除く)

通常時⇒差圧制御

室内空気取り込みによる差圧制御

大気圧の変動の影響を受けない。

(建屋境界)

凡例

	送・排風機		フィルタの数値設置
	プレフィルタ		外気取入口
	粒子フィルタ		給・排気ライン
	高性能粒子フィルタ		逆止ダンパ
	建屋給気閉止ダンパ		

図一 1 換気設備の系統及び制御の概要

令和 2 年 4 月 28 日 R8

補足説明資料 8 - 1 (9 条 竜巻)

車両の飛来防止対策について

0. 概要

車両は飛来防止対策を行うことにより、設計飛来物から除外する。車両の飛来防止対策は、固縛又は退避を必要とする区域（以下、「飛来対策区域」という。）を設定し、当該区域内の車両の運用を管理することにより行う。

飛来対策区域は車両の最大飛来距離を 170m、最大飛来距離に安全余裕を考慮した、車両が衝突しないよう離隔対象施設から離す距離（以下、「離隔距離」という。）を 200m、離隔距離をとるべき、車両の衝突を防止する対象として選定する施設（以下、「離隔対象施設」という。）を選定した上で設定する。

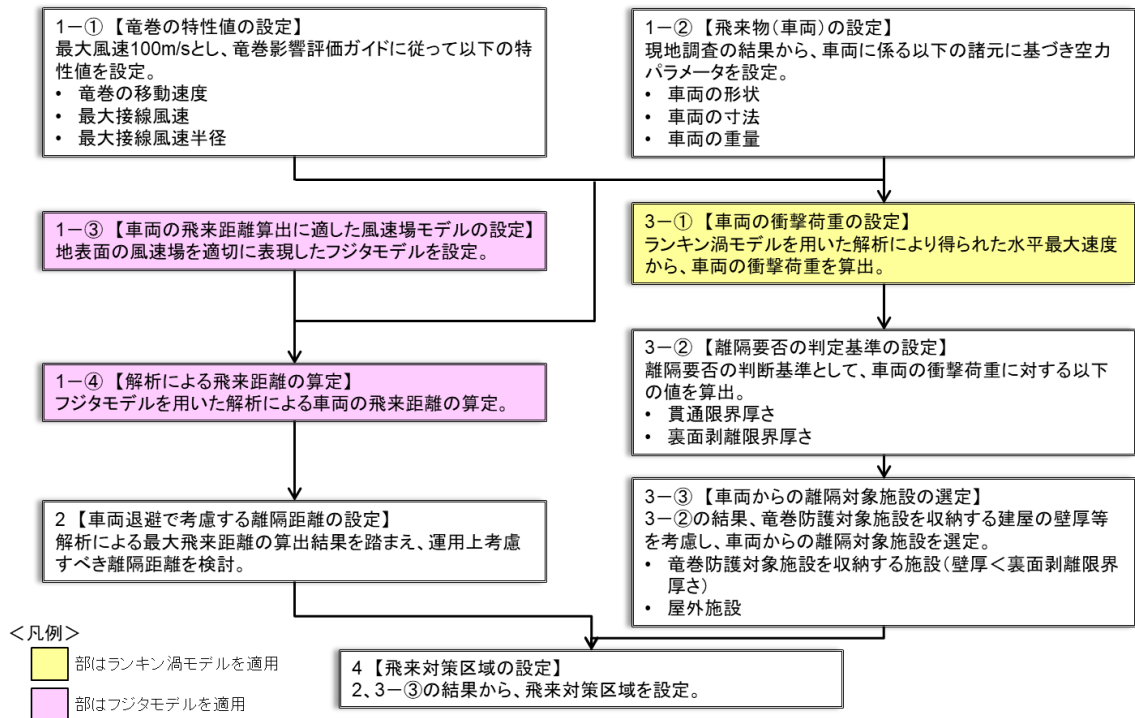
飛来対策区域設定に関する全体フローを第 1 図に示す。

車両の飛来距離の算定においては風速場モデルとしてフジタモデルを適用した上で安全余裕を考慮する。

離隔対象施設は、ランキン渦モデルを用いて算出した車両の衝撃荷重に基づき選定する。

また、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、周辺防護区域内の車両は固縛又は退避の対象とする。

飛来対策区域内の車両は、飛来物とならないように固縛又は周辺防護区域外への退避を実施する事を手順に定める。



第1図 飛来対策区域設定に関する全体フロー

1. 車両の飛来距離

1. 1 竜巻の特性値の設定

竜巻影響評価ガイドに基づいて、最大風速 $V_D = 100 \text{ m/s}$ の竜巻の特性値を以下のとおり設定する。

なお、これら特性値は、風速場モデルに依存しないため、フジタモデルにも適用することができると考えられる。

(1) 設計竜巻の移動速度 (V_T (m/s))

日本の竜巻の観測記録に基づいた竜巻移動速度と最大風速との関係を参考として以下のとおり設定する。

$$V_T = 0.15 \times V_D = 15$$

(2) 最大接線風速 (V_{Rm} (m/s))

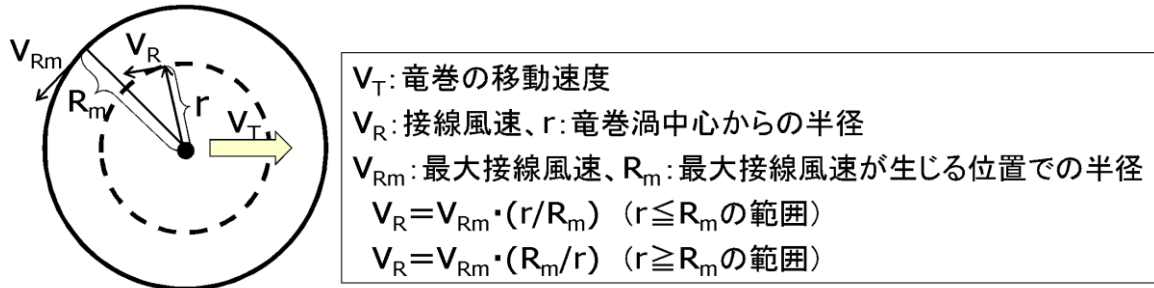
米国NRCの基準類を参考として以下のとおり設定する。

$$V_{Rm} = V_D - V_T = 85$$

(3) 最大接線風速が生じる位置での半径 (R_m (m))

日本における竜巻の観測記録をもとに提案された竜巻モデルに準拠して以下の値を用いる。

$$R_m = 30$$



第 2 図 竜巻の特性値の設定について⁽¹⁾

1. 2 飛来物（車両）の設定

現地調査にて抽出した車両を対象とし、より飛来しやすい形状である塊状物体の形状係数を用いて空力パラメータを算出する。

第 1 表 現地調査で抽出した車両の諸元と空力パラメータ

車両の種類	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	質量 (kg)	空力パラメータ $C_D A/m$ (m^2/kg)
大型バス	12	2.5	3.8	12100	0.0047
トラック	8.5	2.2	2.5	3790	0.0080
乗用車 普通	4.4	1.7	1.5	1140	0.0097
乗用車 ワゴン 1	4.8	1.8	1.5	1510	0.0082
乗用車 ワゴン 2	5.2	1.9	2.3	1890	0.0092
軽自動車 1	3.4	1.5	1.6	840	0.0102
軽自動車 2	3.4	1.5	1.5	710	0.0116

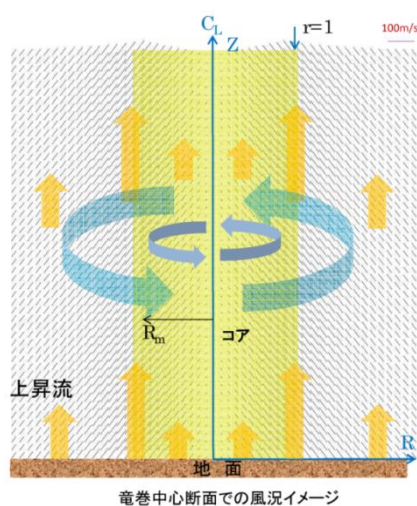
1. 3 解析に適した風速場モデルの選定

ランキン渦モデルは、地面からも上昇流が発生するモデルとなっており、実現象と乖離している。また、風速分布は高さに依存せず、竜巻全域に上昇流が存在する。

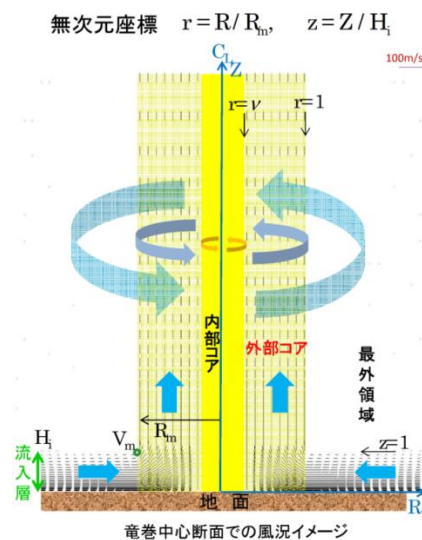
フジタモデルは、実際に近い竜巻風速場として、地表面で渦の中心に向かう水平方向の流れをモデル化している。また、接線風速は高さ依存性があり、上昇流は外部コアのみに存在する。

フジタモデルは、NRCの要請により藤田博士が開発した竜巻風速場の工学モデルである。フジタモデルの詳細な報告は、米国エネルギー省向けにまとめられており、米国NRCの基準類にも引用されている。NRCは両モデルを比較し、より単純なランキン渦モデルを選択している。

再処理施設は平坦な地形に立地しており、かつ、再処理事業所内の車両は地表面にあるため、車両の飛来距離算定においてはフジタモデルを適用する。



第3図 ランキン渦モデル⁽²⁾



第4図 フジタモデル⁽²⁾

第2表 飛来物評価モデルの比較⁽²⁾

モデル名	メリット	問題点	評価
ランキン渦モデル	<ul style="list-style-type: none"> 非常に簡単な式で風速場を記述することができる。 NRCガイドで採用されており、利用実績が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 上昇流が全領域に存在し、飛来物が落下しにくい。 風速場が高さに依存しないため、<u>地面付近では非現実的な風速場となる。</u> 	○
フジタモデル	<ul style="list-style-type: none"> 観測に基づき考案されたモデルであり、<u>実際の風速場に近い。</u> 比較的簡単な代数式で風速場を表現しうる。 NRCガイドでもランキン渦モデルと並列に参照されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ランキン渦モデルと比較して、風況をモデル化する上で解析プログラムが複雑。(近年の計算機能力向上と竜巻評価コードの高度化により、問題点は解決された) 	◎
非定常乱流渦モデル (LES)	<ul style="list-style-type: none"> 風速の時間的な変動(乱れ)をある程度模擬している。 	<ul style="list-style-type: none"> 人為的な計算条件を用いるため、<u>実際の竜巻を必ずしも再現していない。</u> 膨大な計算機資源が必要であり、実務での評価には不向きである。 	△

1. 4 解析による飛来距離の算定

算定方法の概要及び算定結果を以下に示す。

- ・フジタモデルに基づいて竜巻を内部コア、外部コア及び最外領域の3つの領域に分割して風速場を設定する。

内部コアは、中心周りの剛体回転運動を考慮し、上昇流はない。外部コアは、剛体回転運動及び上昇流を考慮する。最外領域は、自由渦と地面付近で中心に向かう流れ（流入層）を考慮する。

竜巻の3つの領域に応じて、周方向風速、半径方向風速及び上昇風速を定義し、風速ベクトルを設定する。

車両が空中にあるときは平均抗力と重力、車両が地面付近にあるときには浮き上がり（揚力）を考慮し、物体の運動方程式を定義する。与えられる風速ベクトル及び運動方程式の時間積分より、車両の速度及び位置の時刻歴データを得る。

算定に用いたパラメータ及び車両の飛来距離の算定結果は第3表のとおりである。

第3表 算定に用いたパラメータ及び車両の
飛来距離の算定結果

解析に用いたパラメータ値		車両の飛来距離、飛来高さの算定結果		
最大風速 V_D (m/s)	100	車両の種類	最大飛来距離 (m)	最大飛来高さ (m)
移動速度 V_T (m/s)	15	大型バス	130	7.5
最大接線風速 V_{Rm} (m/s)	85	トラック	160	11
最大接線風速半径 R_m (m)	30	乗用車 普通	150	6.0
初期設定位置高さ (m)	0	乗用車 ワゴン 1	90	4.5
		乗用車 ワゴン 2	170	12
		軽自動車 1	160	7.0
		軽自動車 2	170	8.5

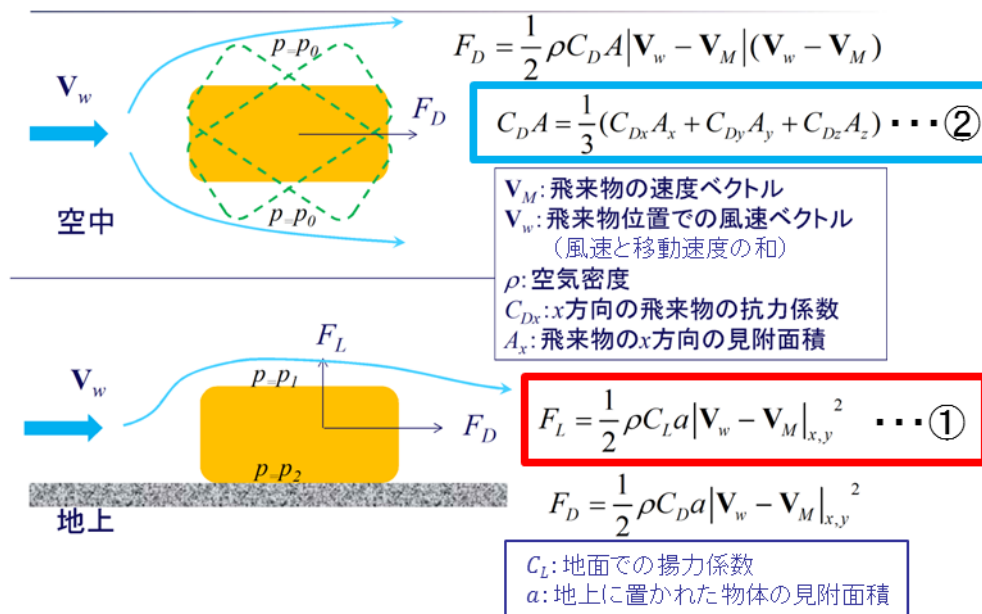
1. 4. 1 物体の浮き上がりにおける保守性の考慮

浮上・飛来解析における物体の浮き上がりの判定においては、以下に示すような保守性を考慮している。

式①のとおり地表面においては揚力を考慮するが、解析においては $C_L a$ の代わりに、式②の抗力係数と見附面積の積の平均値 $C_D A$ を用いる。

$$F_L = \frac{1}{2} \rho C_D A |\mathbf{V}_w - \mathbf{V}_M|_{x,y}^2 \quad \dots \textcircled{3}$$

風洞実験で得られた車両の $C_L a$ の最大値と式②で計算される $C_D A$ の下限値を比較した結果によると、 $C_D A > C_L a$ の関係が成立するため、解析において $C_L a$ の代わりに $C_D A$ を用いる方が保守的である。



第5図 飛来物に作用する流体力⁽³⁾

第4表 $C_L a$ と $C_D A$ の比較

物体	円柱 $\phi: d$	自動車 (1974 Dodge Dart)	自動車 (セダン)	自動車 (ミニバン)
文献	(29)	(29)	(10)	(10)
$C_L a$	$2.8d^2$	48.7 ft. ²	9.5m ² *	9.7m ² *
$C_D A$	$7.1d^2$	129 ft. ²	12.0m ²	14.4m ²

*4輪のうち、少なくとも1つのタイヤ反力がゼロとなる風速から逆算したもの

出典：

文献(29) Wind Field and Trajectory Models for Tornado Propelled Objects, EPRI NP-748, 1978.

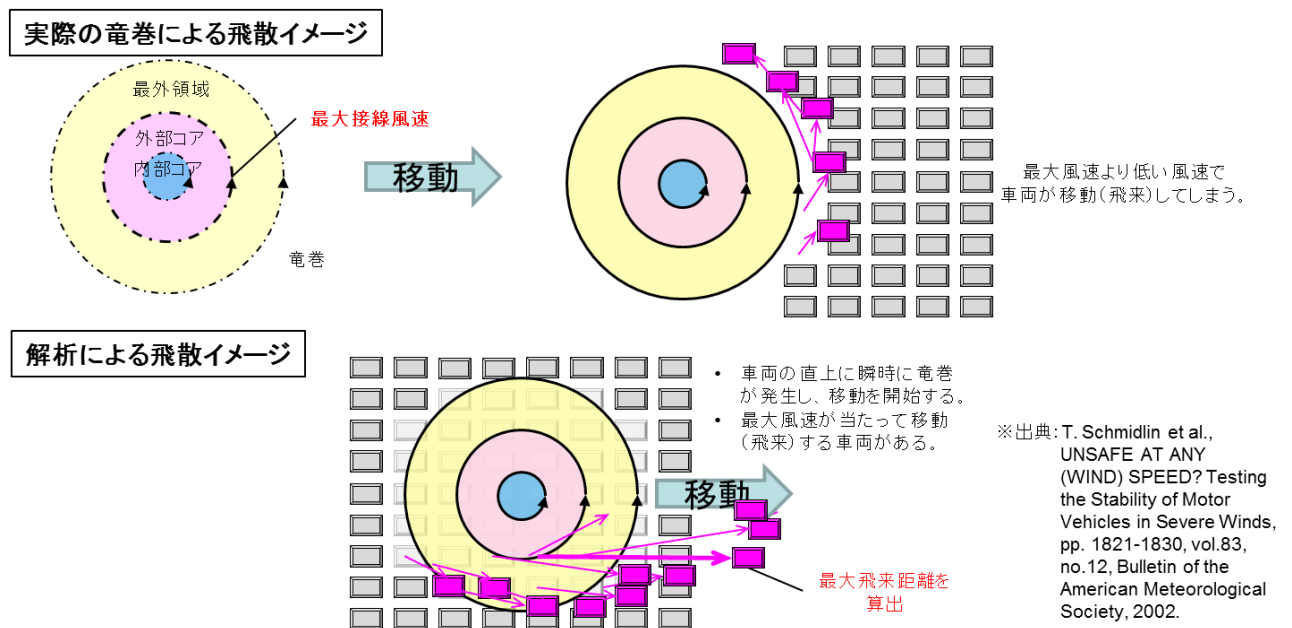
文献(10) T. Schmidlin *et al.*, Unsafe at Any (Wind) Speed? Testing the Stability of Motor Vehicles in Severe Winds, pp.1821-1830, vol.83, no.12, Bulletin of the American Meteorological Society, 2002.

1. 4. 2 飛来に至る過程における保守性の考慮

浮上・飛来解析による飛来距離算定では、以下のとおり保守的な評価結果が得られるような内容となっている。

実際の竜巻は、遠方から車両に近づくため、最大風速より低い風速（風洞実験の結果、浮上する限界風速は自動車のうちセダンで 51m/s ，ミニバンで 65m/s ⁽⁴⁾）で竜巻の外周部の低風速領域に移動する（第6図の上図参照）。

解析においては、車両が最大風速を受けるように、 51×51 台の車両の直上に竜巻を発生させ（第6図の下図参照）、移動又は飛来した車両の中から最も飛来距離が大きいものを最大飛来距離として算出している。



第6図 実際の竜巻による飛散と解析による飛散のイメージ

2. 車両退避で考慮する離隔距離の設定

最大飛来距離の算定の結果（第5表参照），最大値を与えた「乗用車 ワゴン2」及び「軽自動車2」について，運用上考慮すべき離隔距離の設定について検討した。

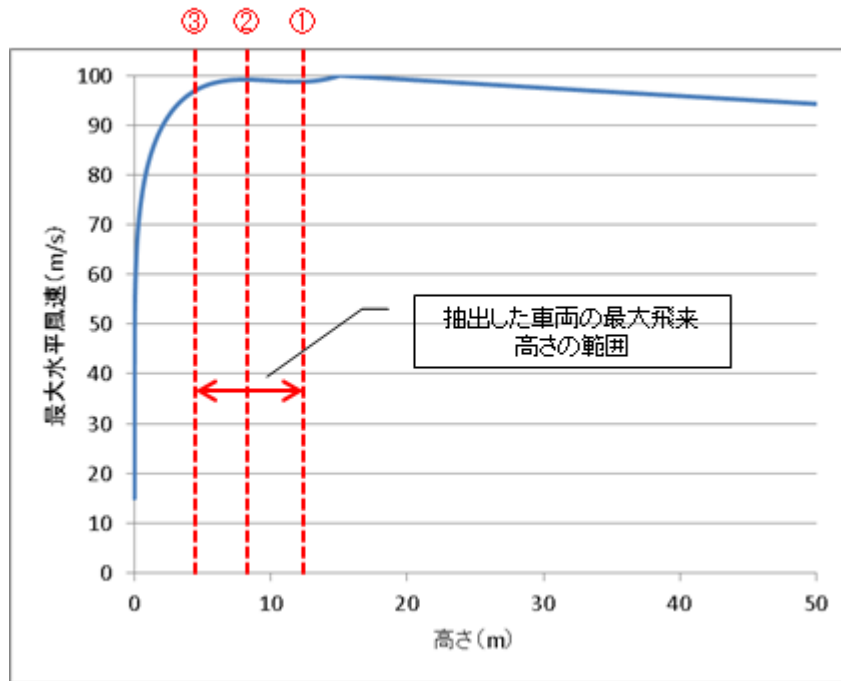
フジタモデルの最大水平風速の分布によると，現地調査により再処理事業所内をふかんした調査において抽出した車両の最大飛来高さ4.5m～12mの場合における風速は，最大風速100m/sと比較して1～5%程度低く，最大風速の0.95～0.99倍となる（第7図参照）。

運動エネルギーは速度の二乗に比例することから，保守性を考慮して，高さ4.5～12mにおける風速と最大風速の差の二乗分（ $0.95^2 \div 0.90$ ）の逆数を最大飛来距離170mに乘じ，結果として，運用上考慮すべき車両の離隔距離を200mとする。

第 5 表 最も大きい最大飛来距離を与える車両及び

最も低い最大飛来高さを与える車両の算定結果

	① 乗用車 ワゴン 2	② 軽自動車 2	③ 乗用車 ワゴン 1
最大飛来距離 (m)	170	170	90
最大飛来高さ (m)	12	8.5	4.5



第 7 図 水平最大風速の分布 (フジタモデル, 100m / s)

1～2の各段階において、考慮している保守的な条件を第6表に示す。

第6表 離隔距離設定に至る各段階で考慮した保守的条件

段階	保守的条件の考慮	設定内容
1. 1 竜巻の特性値の設定	—	日本の竜巻の観測記録等を参考としたガイドの考え方に基づいて設定（最大風速 100m / s）。
1. 2 飛来物（車両）の設定	○ [*]	より飛来しやすい形状である塊状物体の形状係数を用いて空力パラメータを算出
1. 3 解析に適した風速場モデルの選定	—	フジタモデルを設定。
1. 4 解析による飛来距離の算定	○ [*]	<ul style="list-style-type: none"> ・物体に働く揚力において C_{1a} の代わりに $C_D A$ を用いる（$C_{1a} < C_D A$）（浮き上がりやすい条件を設定）。 ・51×51台の車両のうち、飛来距離が最大となるものを算出（解析コードの保守性）。
2. 車両退避で考慮する離隔距離の設定	○	鉛直方向の風速分布を参考に、1.4の算定結果に対して裕度を考慮。

※ 当該部分の保守的条件は、ランキン渦モデルを用いる場合も同様に設定される。

3. 離隔距離

3.1 車両の衝撃荷重の設定及び離隔要否の判定基準の設定

車両が竜巻により飛来し、衝突した時の貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さを算出し、竜巻防護対象施設を設置する施設のうち壁厚がこれらを下回るものを車両からの離隔対象施設とする。

車両の最大水平速度はランキン渦モデルにより算出する。

(1) 貫通限界厚さ

飛来物による鉄筋コンクリートの貫通限界厚さ（ e ）は下式により求める。

$$e = \alpha_e e' \times 2.54$$

ただし、 $1.52 \leq X/d \leq 13.42$ の場合、

$$\frac{e'}{d} = 0.69 + 1.29 \left(\frac{X}{d} \right)$$

$1.52 \geq X/d$ の場合、

$$\frac{e'}{d} = 2.2 \left(\frac{X}{d} \right) - 0.3 \left(\frac{X}{d} \right)^2$$

貫入深さ（ X ）は、 $X/d \leq 2.0$ の場合

$$\frac{X}{d} = 2 \left\{ \left(\frac{180}{\sqrt{f'_c}} \right) N d^{0.2} D \left(\frac{V}{1000} \right)^{1.8} \right\}^{0.5}$$

$X/d \geq 2.0$ の場合

$$\frac{X}{d} = \left(\frac{180}{\sqrt{f'_c}} \right) N d^{0.2} D \left(\frac{V}{1000} \right)^{1.8} + 1$$

である。ここで、

e : 貫通限界厚さ（c m）

- e' : D e g e n 式による貫通限界厚さ (i n)
 X : 貫入深さ (i n)
 d : 飛来物有効直径 (i n)
 f_c' : コンクリート圧縮強度 (設計基準強度を用
 いる, l b f / i n ²)
 D : W / d^3 (l b f / i n ³)
 W : 飛来物重量 (l b f)
 V : 衝突速度 (f t / s)
 N : 飛来物先端形状係数 (0.72)
 α_e : 飛来物係数 (1.0)

である。

(2) 裏面剥離限界厚さ

飛来物による裏面剥離限界厚さ (s) は下式により求める。

$$s = 1.84\alpha_s \left(\frac{V_o}{V} \right)^{0.13} \frac{(MV^2)^{0.4}}{(d^{0.2}f_c'^{0.4})} 30.48$$

ここで、

- s : 裏面剥離限界厚さ (c m)
 V_o : 飛来物基準速度 (200 f t / s)
 V : 衝突速度 (f t / s)
 M : 飛来物質量 (l b)
 d : 飛来物有効直径 (f t)
 f_c' : コンクリート圧縮強度 (設計基準強度を用
 いる, l b f / f t ²)
 α_s : 飛来物係数 (1.0)

である。

現地調査で抽出した各車両の貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さを第7表に示す。

第7表 車両による貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さ算出結果

飛来物	貫通限界厚さ (cm)	裏面剥離限界厚さ (cm)
大型バス	65	145
トラック	46	105
乗用車 普通	30	70
乗用車 ワゴン1	33	75
乗用車 ワゴン2	35	80
軽自動車1	27	65
軽自動車2	26	60

3. 2 車両からの離隔対象施設の選定

大型バスは、裏面剥離限界厚さ 145 c m が竜巻防護対象施設を設置する施設の壁厚より大きいため、飛来対策区域には駐車しない運用とする。なお、大型バスは構内を巡回しており、速やかに退避行動に移ることができる。

大型バス以外の車両は、裏面剥離限界厚さが最大 105 c m であるため、竜巻防護対象施設を設置する施設のうち壁厚が 105 c m を下回る第 8 表内の第 1 ガラス固化体貯蔵建屋、非常用電源建屋及び主排気筒管理建屋の 3 建屋を車両からの離隔対象施設とする。

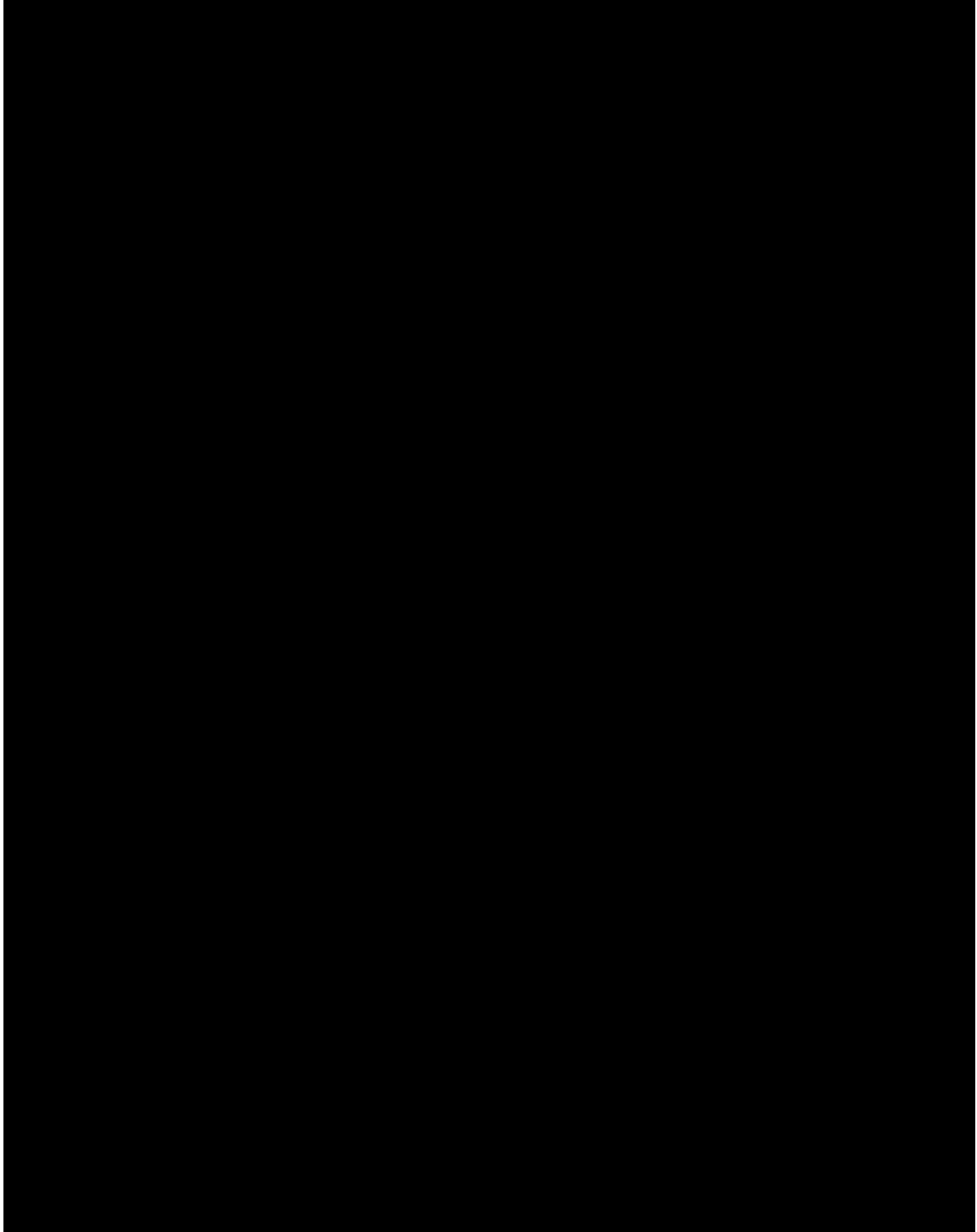
第 8 表 車両からの離隔対象施設の選定結果

竜巻防護対象施設を設置する施設	外壁の厚さ (cm)	竜巻防護対象施設を設置する施設	外壁の厚さ (cm)
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	120	第 1 ガラス固化体貯蔵建屋	50
前処理建屋	120	チャンネルボックス・ハーナブルホイスン処理建屋	125
分離建屋	120	ハル・エントピース貯蔵建屋	115
精製建屋	120	制御建屋	115
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	120	非常用電源建屋	30
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	120	主排気筒管理建屋	20
高レベル廃液ガラス固化建屋	120		

また、屋外施設のうち使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系冷却塔、再処理設備本体用の安全冷却水系冷却塔、冷却塔に接続する屋外設備、第 2 非常用ディーゼル発電機用の安全冷却水系冷却塔、主排気筒及び主排気筒に接続する屋外ダクト及び屋外配管並びに竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設を車両からの離隔対象施設に加える。

4. 飛来対策区域の設定

「2. 車両退避で考慮する離隔距離の設定」及び「3. 2 車両からの離隔対象施設の選定」より、飛来対策区域を第8図のとおり設定する。



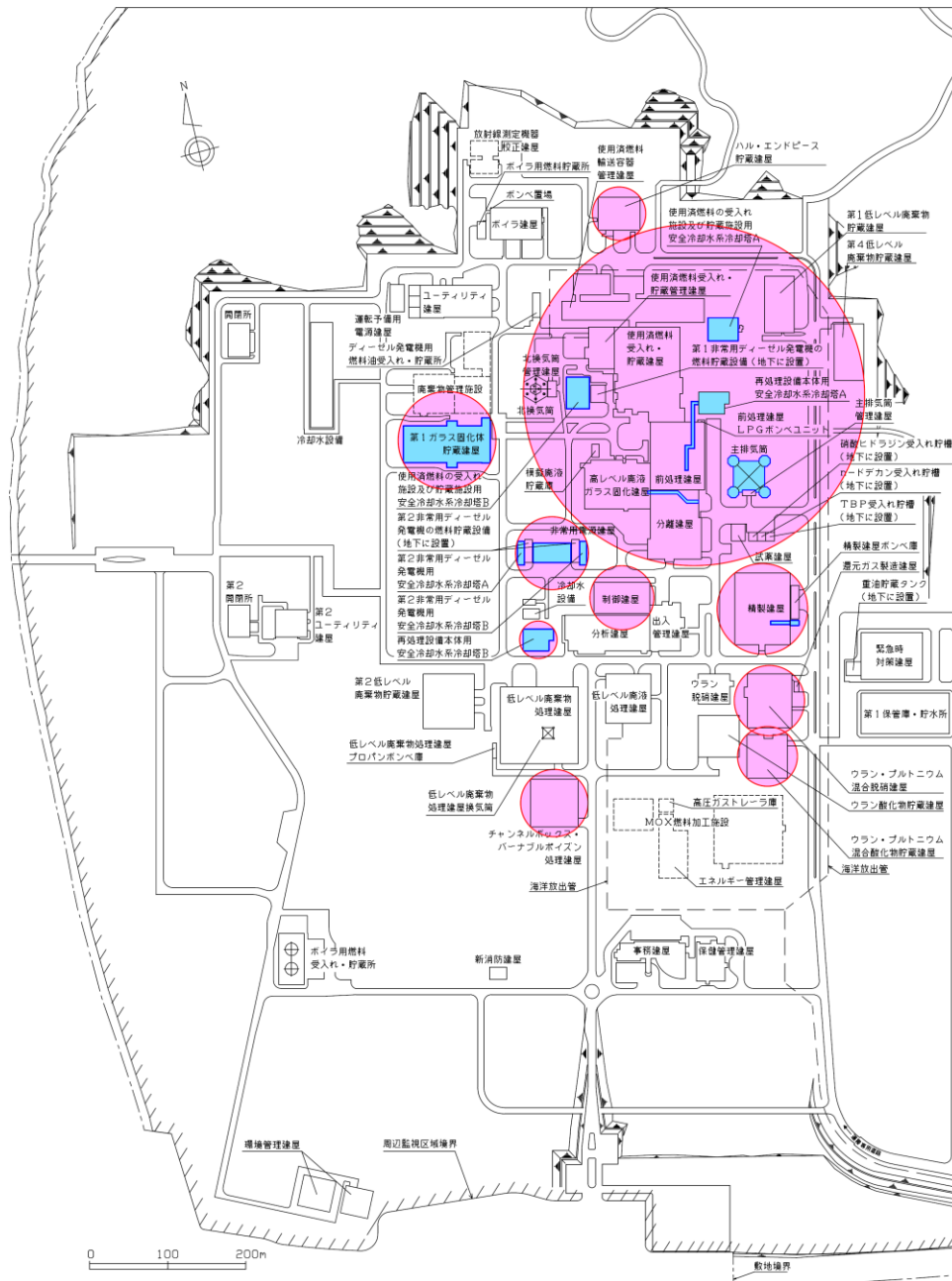
第8図 飛来対策区域

■ については核不拡散の観点から公開できません。

5. フジタモデルを適用した解析における不確実性の補完について

フジタモデルの適用に係る定量的な検証は、佐呂間で発生したF3竜巻において確認しているものの、実際の竜巻現象に対する不確かさ、評価手法の不確かさを踏まえ、飛来距離の算定においては、以下のことを考慮し、不確実性を補うこととする。

- ・再処理施設での設計竜巻の最大風速は日本で過去に発生した最大級の竜巻を念頭に置き、 100m/s とすること。
- ・最大風速 100m/s の竜巻の年超過確率は 10^{-8} であり、離隔対象施設の面積は第9図に示す竜巻影響エリアに比べてさらに小さいため、これらに対する竜巻の年超過確率はさらに低くなるが、車両の飛来距離算定においても設計竜巻（最大風速 100m/s ）を前提とすること。
- ・車両の最大飛来距離の算定結果は 170m であるが、考慮する離隔距離は 200m とすること。
- ・飛来対策区域内の駐車場には車両が飛来物とならないように飛来防止対策を施すとともに、周辺防護区域内に駐車する車両については念のため同様な飛来防止対策を施すこと。
- ・固縛が困難な大型車両等については、十分距離が離れた周辺防護区域外の退避場所に退避すること。
- ・飛来対策区域の外の車両についても駐車場所を決め、所定の駐車場以外への駐車を禁止する運用とすること。

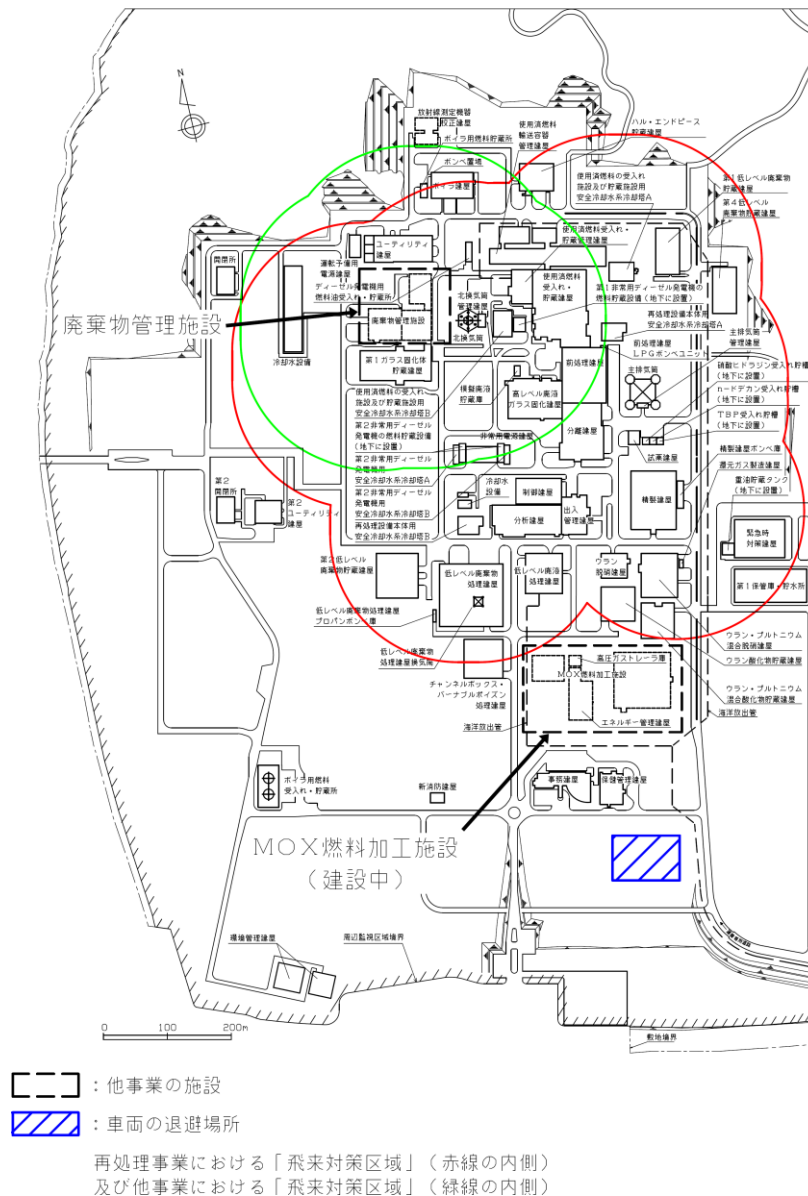


第9図 離隔対象施設と竜巻影響エリアの比較

6. 隣接する他事業との関係について

再処理事業所に立地する再処理事業以外の事業（廃棄物管理事業）の飛来対策区域を確認した。

廃棄物管理事業における飛来対策区域は第10図の緑線にて示す範囲であり、再処理事業で設定した車両の退避場所が影響を受けないことを第10図のとおり確認した（MOX燃料加工事業については、現在建設中であり、飛来対策区域の設定はない）。



第10図 再処理事業及び他事業における飛来対策区域

また、建設中の工事用資機材（MOX燃料加工事業も含む）は、作業に必要な時を除いて固縛又は屋内収納を行うものとし、竜巻警戒（7.1参照）が発表された場合には、作業に必要な工事用資機材についても飛来物とならないように固縛を行うこと等の運用を定め管理を行う。

なお、MOX燃料加工施設においては、安全上重要な施設を版厚1.2mの鉄筋コンクリートの外壁を有する建屋に設置しており、MOX燃料加工施設の設計対処施設は、離隔対象施設には含まれない。

7. 車両の管理

7. 1 再処理事業所内の車両の管理について

竜巻への対応を円滑に行うため、「通常」、「竜巻警戒」及び「竜巻避難」の3段階に分けて対応を行う。

飛来対策区域における車両の運用は以下のとおりとする。

- (1) 駐車する場合は、予め竜巻により飛散しないよう固縛する。ただし、速やかに車両の移動が可能な場合を除く。
- (2) 竜巻避難の発表により、飛来対策区域内を走行または停車している車両の運転手は、速やかに退避または固縛を行い、近くの建物に退避する。
- (3) 周辺防護区域内への車両の入構に係る審査時には、車両の飛来距離の評価を行い、飛来距離が170m以下と評価される車両にのみ入構を許可する。
- (4) 入構を許可された車両の運転手には、車両の退避、固縛等に係る事項を周知する。また、既に許可を与えられた車両の運転手にも同様の内容を周知する。

7. 2 車両の飛来防止対策の概略イメージ

車両の飛来防止対策は、十分な強度を有する固縛装置で拘束する方法により実施する。

固縛装置による飛来防止は、車両が浮上するのを防止できる設計とする。



第 11 図 飛来防止対策イメージ

8. 参考文献

- (1) 「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」
- (2) 原子力発電所の竜巻影響評価について，－設計風速および飛来物速度の評価－ 改定4，2014年9月9日 日本保全学会 原子力規制関連事項検討会
- (3) 原子力発電所の竜巻影響評価 平成26年12月12日(一社) 日本溶接協会 原子力プラント機器の健全性評価に関する講習会
- (4) T. Schmidlin et al., UNSAFE AT ANY (WIND) SPEED? Testing the Stability of Motor Vehicles in Severe Winds, pp. 1821-1830, vol.83, no.12, Bulletin of the American Meteorological Society, 2002.

以 上

令和 2 年 4 月 13 日 R6

補足説明資料 8 - 2 (9 条 竜巻)

車両の退避について

1. はじめに

竜巻発生予測の実績等から竜巻発生 15 分前には予測が可能であることを考慮して、竜巻襲来時の車両の退避時間の実現性を確認した。

2. 評価の前提条件

(1) 車両の種類と台数

周辺防護区域内にある車両を調査した結果を基とし、①社有車、②警備車両、③一時的に入構する作業車両（一時入構車両）④シャトルバスについて対象台数を以下のとおりとして退避時間の算定に用いた。

① 社有車

【使用目的】：周辺防護区域内で業務に従事する運転員等が、現場巡視等を目的として移動する手段として使用する車両。

【運用管理】：使用していない社有車は周辺防護区域外に駐車するか、飛来防止対策を施した駐車場所に駐車することで、竜巻襲来時の退避対応を必要としない運用とする。

社有車を使用して現場巡視先へ移動する場合は、飛来防止対策を施した駐車区域（固縛装置）に駐車する事で、竜巻襲来時の退避対応を必要としない運用

とする。

【車両台数】：調査結果より，周辺防護区域内に同時に存在する
最多車両台数は 56 台である。

② 警備車両

【使用目的】：警備員が周辺防護区域内のパトロール，立入制限
区域への入退域管理の対応のために移動する手段
として使用する車両。

【運用管理】：使用していない警備車両は，周辺防護区域外の駐
車区域に駐車することで，竜巻襲来時の退避対応を
必要としない運用とする。使用中の警備車両につい
ては，常時警備員が乗車するか，または警備員がす
ぐに車両に戻れる状態にすることで，竜巻襲来時に
は速やかに退避することができる運用とする。

【車両台数】：調査結果より，周辺防護区域内に同時に存在する
最多車両台数は 28 台である。

③ 一時入構車両

【使用目的】：周辺防護区域内で作業を行う一時立入者（工事作
業員，燃料油の給油作業員等）が，工事用資機材の
搬出入や燃料油の給油等を行うための車両。

【運用管理】：工事用資機材の搬出入作業や燃料油の給油作業に
あたっては，車両の運転手と作業員を別とすること
で，速やかに退避することができる運用とするか，
または，飛来防止対策を施した駐車区域に駐車する
ことで竜巻発生時の退避を必要としない運用とす
る。作業のない夜間，休日等には周辺防護区域内よ

り退去する運用とする。

【車両台数】：調査結果より，周辺防護区域内に同時に存在する
最多車両台数は 230 台である。

④ シャトルバス

【使用目的】：周辺防護区域内で業務に従事する職員及び協力会社職員等が，周辺防護区域内の移動を目的として使用する大型バス車両。

【運用管理】：使用していないシャトルバスは，周辺防護区域外に停車することで，竜巻襲来時の退避対応を必要としない運用とする。周辺防護区域内を巡回中のシャトルバスは，常に運転手が搭乗し，竜巻襲来時には速やかに退避することができる運用とする。

【車両台数】：調査結果より，周辺防護区域内に同時に存在する
最多車両台数は 3 台である。

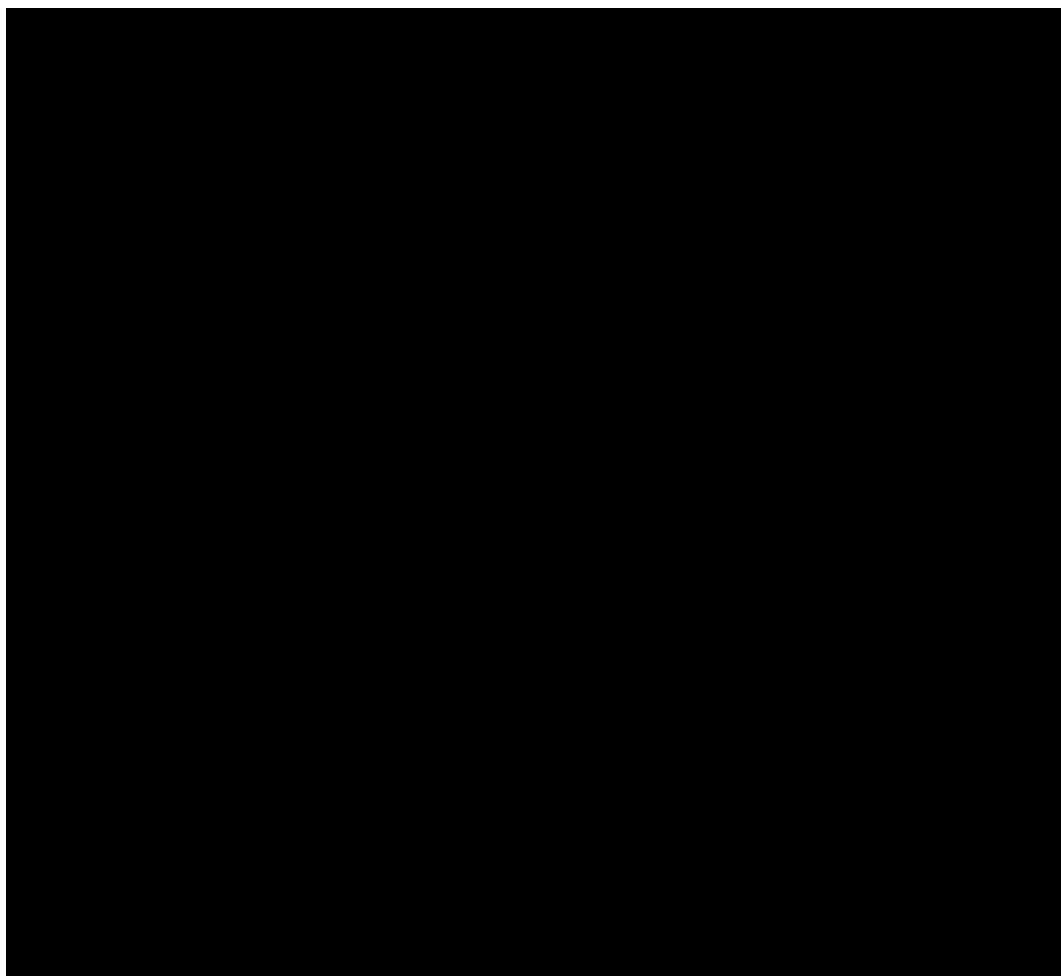
(2) 退避の対象となる車両の台数

退避対象車両数については，周辺防護区域内に同時に存在する最多車両総数から固縛装置に駐車する台数を除いた車両を対象とし，周辺防護区域内に同時に存在する最大車両総数(56台+28台+230台+3台)－周辺防護区域内の固縛装置設置数(132台分(予定))=185台を避難対象車両として退避時間の算定に用いる。

(3) 退避速度，距離

周辺防護区域外への車両の退避条件を，以下の通り設定した。

- ・ 周辺防護区域内道路の制限速度は 30 k m / h であるが，退避時間の算定にあたっては保守的に想定するため，全区間の平均速度を 20 k m / h とした。これは冬季（積雪や凍結）を考慮しても余裕のある速度である。
- ・ 各ゲートから最も遠い周辺防護区域内を走行または停車している車両から周辺防護区域外までの距離は，第 1 図に示す通りとし，メインゲート方向はサブゲート方向の導線に突き当たるまでの 1116m（走行所要時間 3 分 21 秒），サブゲート方向は 1886m（走行所要時間 5 分 40 秒）を移動距離として算定する。

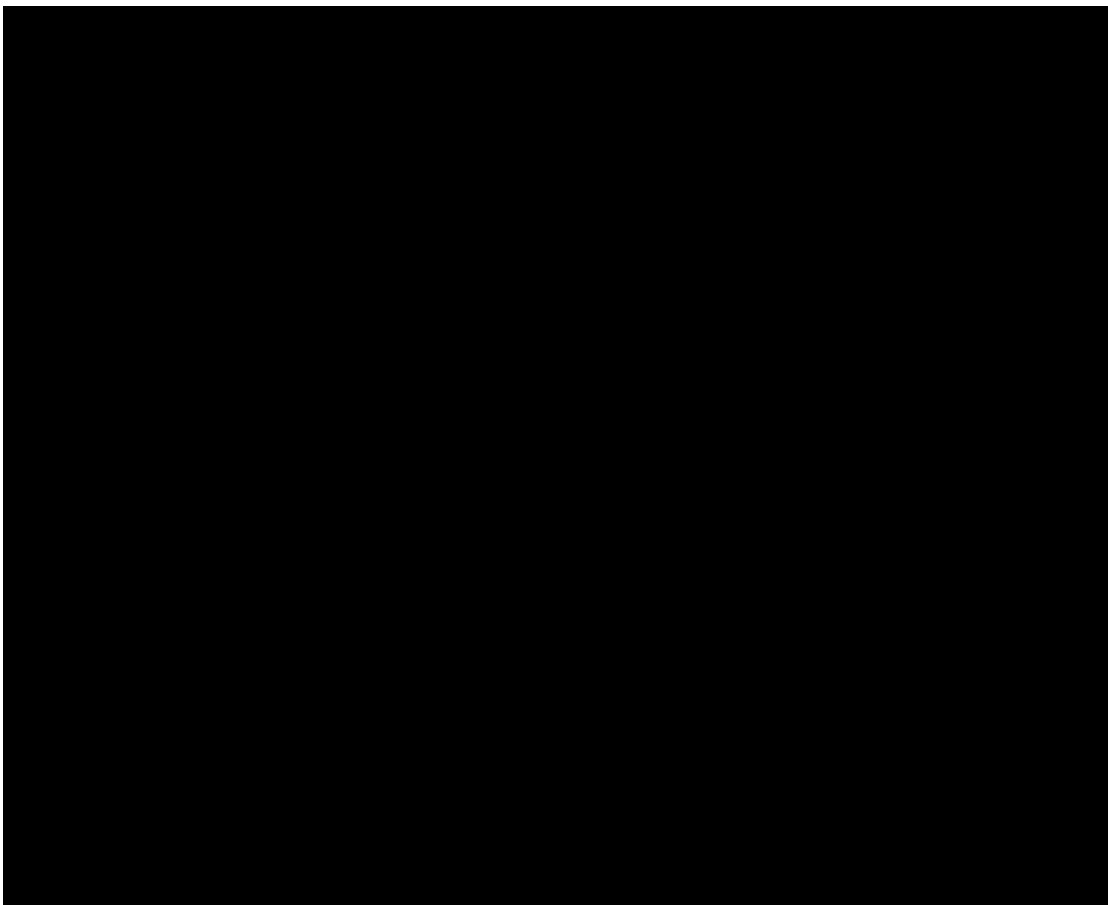


第 1 図 周辺防護区域内におけるメインゲート及びサブゲートまでの最長距離

■ については核不拡散の観点から公開できません。

(4) その他評価上の仮定

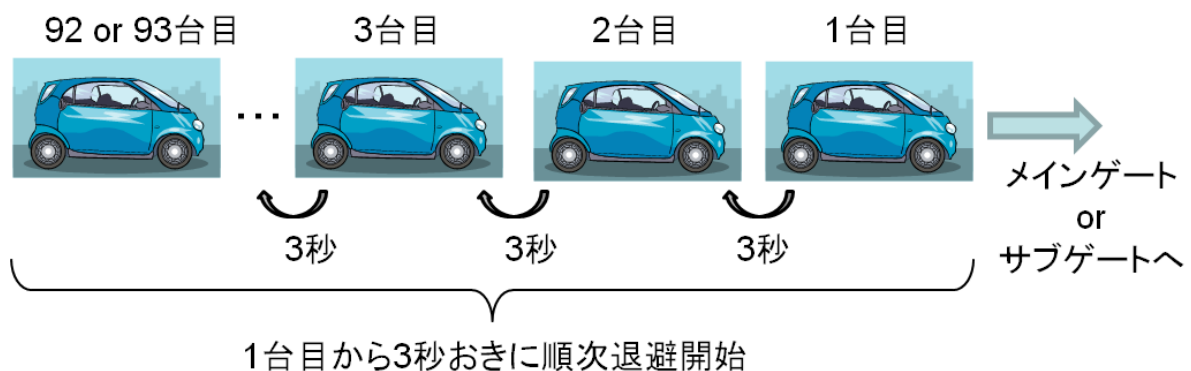
- ・ゲートから最も遠い場所に全退避車両が後ろ詰めで渋滞している状態で竜巻避難が発表された場合を想定し，退避時間を算定する。
- ・各ゲートは内側・外側共に開放し，退避車両をチェック無しで通過させるものとする。
- ・ゲートから最も遠い場所を基点にしてサブゲート側に 93 台，メインゲート側に 92 台が 10m 間隔で渋滞した場合を考慮する。
- ・上記車列について，メインゲート側及びサブゲート側の車はそれぞれ第 2 図に示す導線で各ゲートへ向かうものとする。



第 2 図 メインゲート及びサブゲートへの車両退避に
想定される渋滞状況

■については核不拡散の観点から公開できません。

- ・ 周知・連絡のための時間は余裕を持って2分とする。
- ・ 各ゲートの開放にかかる時間は、竜巻避難が発表されてから1分（実測では45秒）とする。
- ・ 実際には先頭車両の発車と同時にゲート開放が始まるが、ゲートが開放されてから先頭車両が出発するものとする。
- ・ 車列先頭の車両から余裕を持って3秒に1台の間隔で順次発進することを想定する。第3図に車両退避イメージを示す。この時、最後尾の車両が発進するのはメインゲート側では先頭車両が発進してから4分33秒後（3秒間隔×91台＝273秒＝4分33秒）、サブゲート側では先頭車両が発進してから4分36秒後（3秒間隔×92台＝276秒＝4分36秒）となる。



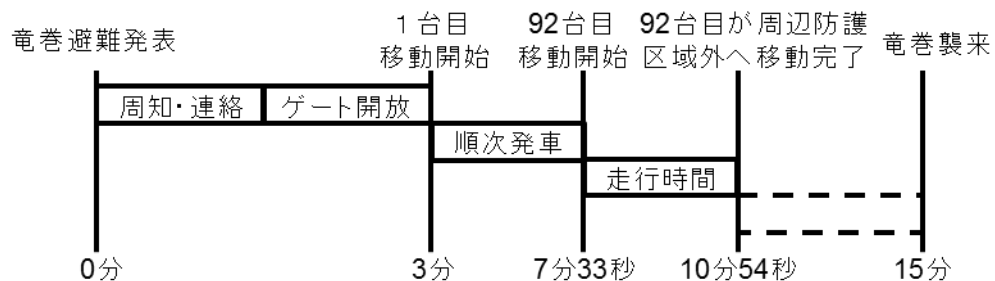
第3図 車両退避イメージ

3. 評価結果

評価結果は下記の通りとなり，竜巻避難が発表されてから15分以内に車両の退避が可能と評価した。メイン及びサブゲートの車両退避時間を第4図及び第5図に示す。

・メインゲート側：

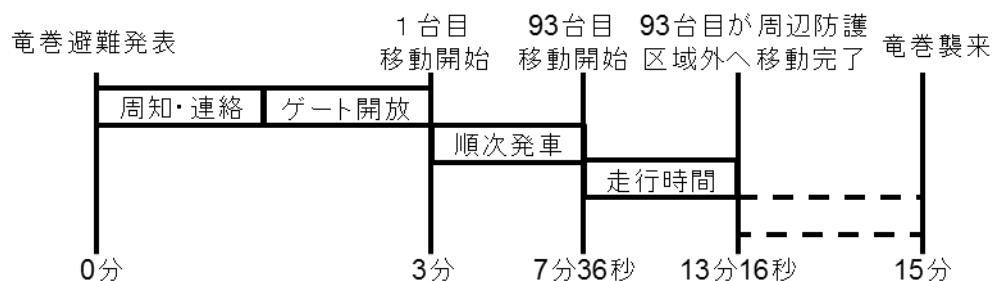
周知・連絡時間2分＋ゲート開放時間1分＋最後尾車両が発車するまでの時間4分33秒＋最後尾車両のメインゲート外までの走行所要時間3分21秒＝10分54秒。



第4図 メインゲートに向かう車両退避時間

・サブゲート側：

周知・連絡時間2分＋ゲート開放時間1分＋最後尾車両が発車するまでの時間4分36秒＋最後尾車両のメインゲート外までの走行所要時間5分40秒＝13分16秒。



第5図 サブゲートに向かう車両退避時間

以上

令和 2 年 4 月 13 日 R4

補足説明資料 8 - 3 (9 条 竜巻)

竜巻襲来までに要する時間の設定の妥当性について

1. 基本方針

再処理施設の安全機能に影響を与えないよう、再処理事業所内に駐車及び停車している車両を固縛又は退避させる必要がある。竜巻による再処理施設の被害を防止するため、竜巻の兆候を早期に検知し、事前に準備をする必要がある。竜巻の兆候を早期に検知する方法として、気象庁から発表される雷注意報及びレーダーナウキャストによる予測を用いる。気象庁の監視体制は2013年3月のドップラーレーダー化完了により強化され、さらに研究も進んでいることから、今後さらなる予測精度の向上が見込まれる。よって以下の判断基準等については、今後もデータ及び知見等の収集に努め、より信頼度の高い判断基準となるよう検討を継続し、改善を図っていくものとする。

2. 判断基準の定義

再処理施設への竜巻襲来に係る準備体制を判断する基準として、第1表に示す2段階の判断基準を設定する。

第1表 竜巻準備体制の判断基準

判断基準	定義
1	竜巻警戒（竜巻への注意喚起）
2	竜巻避難（竜巻襲来に備え資機材等の固縛，退避）

3. 各判断基準への対応

判断基準1及び判断基準2の条件，取るべき対応等を第2表に示す。また監視対象範囲は第1図に示す。

（1）判断基準1

<検知基準>

以下①及び②の2つの状況の「OR」条件とする。

①雷注意報が発表される。監視対象範囲は六ヶ所村とする。

②竜巻発生確度ナウキャスト（以下「竜巻NC」という。）発生確度1が認められる。監視対象範囲は再処理事業所を含む40km×40kmのメッシュ範囲とする。

<対応>

- ・事業所内への周知
- ・屋外作業の一時中断
- ・車両退避の準備（運転者は車両に戻る。）

(2) 判断基準 2

< 検知基準 >

以下①及び②の2つの状況の「AND」条件とし、監視対象範囲は再処理事業所及び濃縮・埋設事業所を含む最小メッシュ範囲とする。

①竜巻NCの発生確度2が認められる。監視対象範囲は再処理事業所上空を含む10km×10kmのメッシュ範囲とする。

②雷ナウキャスト（以下「雷NC」という。）の活動度3が認められる。監視対象範囲は再処理事業所上空の4km×4km範囲内とする。

< 対応 >

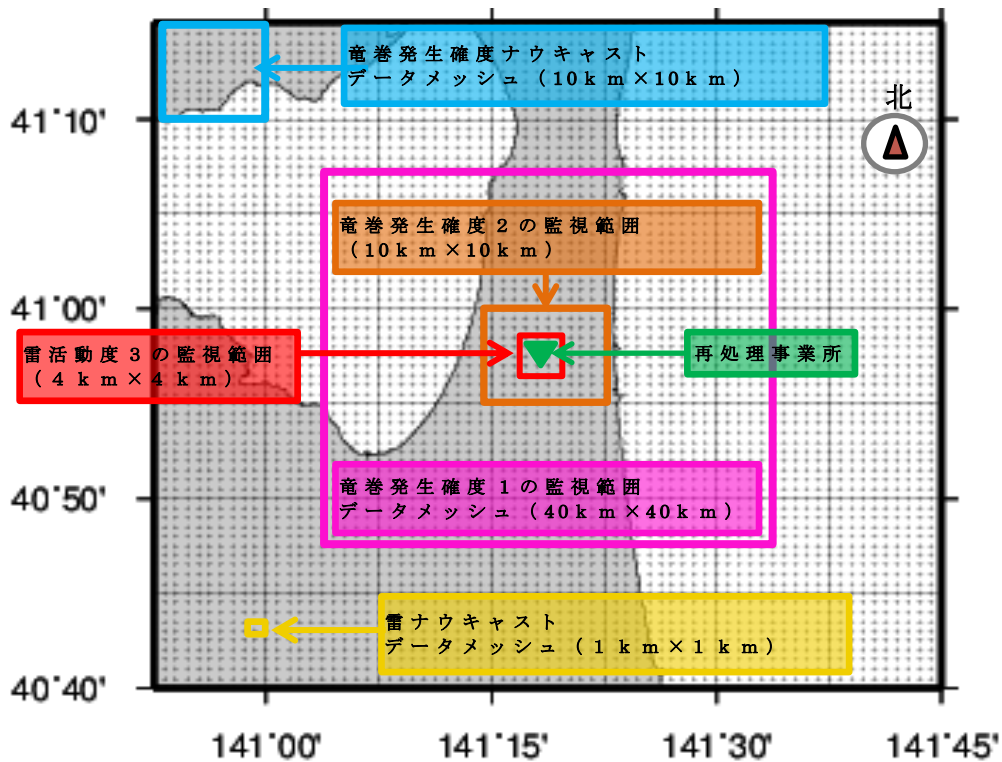
- ・ 屋外作業用資機材の固縛・撤去
- ・ 屋外作業員の屋内への避難
- ・ 車両退避

第2表 判断基準1及び判断基準2に対応する

アクション及び検知条件

	アクション	検知条件
判断基準1 (竜巻警戒 レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内への周知 ・ 屋外作業の一時中断 ・ 車両退避の準備（運転者は車両に戻る） 	雷注意報 又は 竜巻発生確度1
判断基準2 (竜巻避難 レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外作業用資機材の固縛又は撤去 ・ 屋外作業員の屋内への避難 ・ 車両退避 	竜巻発生確度2 かつ 雷活動度3

上記判断基準1及び判断基準2に係る情報を一般財団法人日本気象協会より提供いただき運用する。



第1図 判断基準1及び判断基準2における
検知基準の監視範囲

4. 判断基準に用いる気象情報の妥当性

気象庁から発表される情報発表時刻(雷注意報または竜巻発生確度1)から竜巻発生時刻までの時間差(以下「リードタイム」という。)をF1以上の竜巻について5分ごとに集計し、竜巻捕捉率として算出した。(第3表)集計するデータは、気象庁ホームページにて竜巻発生確度等の発表のデータが整理されている2010年~2015年を対象とした。全体としての竜巻捕捉率は100%と高く、時間経過に依存して竜巻捕捉率が減衰傾向を示す。リードタイム15分超における竜巻捕捉率は93%、さらにリードタイム30分超において竜巻捕捉率は84%といずれも高い捕捉率を示している。

第3表 F1以上の竜巻におけるリードタイム
ごとの竜巻捕捉率

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	計
発令なし・遅れ	0	0	0	0	0	0	0
5分以内	0	0	0	1	0	0	1
5分超～10分以内	0	0	0	1	0	0	1
10分超～15分以内	0	1	0	1	0	0	2
15分超～20分以内	1	0	0	2	0	0	3
20分超～25分以内	0	0	0	0	0	0	0
25分超～30分以内	1	0	1	0	0	0	2
30分超～35分以内	0	0	1	0	1	0	2
35分超～40分以内	1	0	0	0	0	0	1
40分超～45分以内	2	0	0	0	0	0	2
45分超～50分以内	1	0	0	0	2	2	5
50分超～55分以内	0	0	0	0	0	1	1
55分超～60分以内	0	1	1	0	0	0	2
60分超	0	3	7	16	3	6	35
計	6	5	10	21	6	9	57
全体	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
5分超	100%	100%	100%	95%	100%	100%	98%
10分超	100%	100%	100%	90%	100%	100%	96%
15分超	100%	80%	100%	86%	100%	100%	93%
20分超	83%	80%	100%	76%	100%	100%	88%
25分超	83%	80%	100%	76%	100%	100%	88%
30分超	67%	80%	90%	76%	100%	100%	84%
35分超	67%	80%	80%	76%	83%	100%	81%
40分超	50%	80%	80%	76%	83%	100%	79%
45分超	17%	80%	80%	76%	83%	100%	75%
50分超	0%	80%	80%	76%	50%	78%	67%
55分超	0%	80%	80%	76%	50%	67%	65%
60分超	0%	60%	70%	76%	50%	67%	61%

藤田スケールの被害指標では、F3の場合には「自動車は持ち上げられ飛ばされる。」となっており、万一衝突した場合の影響が大きい車両が再処理施設に影響を及ぼす竜巻はF3以上と考えられるが、第4表のとおり、竜巻NC運用開始後に発生したF3スケール以上の竜巻については発生確度2が事前に出されていることから、「竜巻発生確度2」を用いることで、F3スケールの竜巻予測は可能と考えられる。

第4表 竜巻NCによるF3竜巻の予測実績

発生時間	発生箇所	竜巻発生確度 及び発令時間
2012.5.6 12:35～12:53	茨城常総市	確度2 (12:20)

また、雷は積乱雲内の上昇気流によって発生⁽¹⁾することから、雷NCも考慮に加えることとした。

強い竜巻は、スーパーセルと呼ばれる発達した積乱雲の下で発生する。竜巻発生確度2は、メソサイクロン（スーパーセル中にある水平規模数kmの小さな低気圧）の検出が条件となっているが、これはメソサイクロン付近で竜巻などの激しい突風の可能性がある⁽²⁾と判断されるためである。さらに降水強度を低めに見積もることによって、発達中の積乱雲から発生する突風を見逃さないようにしている。

積乱雲は成長期、成熟期及び衰退期の3段階のライフサイクルで形成、消滅⁽²⁾するが、このサイクル中で竜巻及び雷が発生するのは積乱雲が最も発達した成熟期であり、この成熟期の初期段階又は発達した積乱雲の接近を把握する方法として、雷NCを利用する。

雷は積乱雲内の上昇気流によって発生するため、落雷が発生している場所（活動度3以上の地域）は強い上昇気流場であると言えるが、雷NCの活動度3以上の場所は、既に対地放電が起きている強い放電密度を持った場所を示しており、強い雷雲の位置を示していることになる。

また、雷活動度の予測には盛衰傾向による補正が加えられており、現時点では成長期及び成熟期初期にある積乱雲に対して継続期間を考慮した予測がなされている。すなわち、単純な積乱雲の移動による雷の発生予測だけではなく、積乱雲の発達も考慮に加⁽²⁾えられている。

以上より、竜巻発生確度 2 及び雷活動度 3 以上の組み合わせを、竜巻発生の指標とすることは妥当であると判断した。

< 参考文献 >

(1) 大野久雄：雷雨とメソ気象（2001，東京堂出版）

(2) 雷ナウキャストにおける雷の解析・予測技術と
利用方法（測候時報 78. 3 2011）

以 上

令和 2 年 4 月 13 日 R4

補足説明資料 8 - 4 (9 条 竜巻)

再処理施設

運用，手順説明資料

外部からの衝撃による損傷の防止

(竜巻)

(第九条 竜巻)

安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震，津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。

2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるとき想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。

安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震，津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。

安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるとき想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第9条 外部からの衝撃による損傷の防止	対象項目	区分	運用対策等
	資機材，車両等の飛来物発生防止対策（固縛，固定，設計対処施設からの隔離，建屋内収納又は撤去）	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外の飛散するおそれのある資機材，車両等について，飛来時の影響の有無を評価し，設計対処施設への影響を及ぼす資機材，車両等については，固縛，固定，設計対処施設からの隔離，建屋内収納又は撤去の飛来物発生防止対策について手順等を定める。
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課による保守・点検の体制
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常点検 ・ 定期点検 ・ 損傷時の修理
		教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用・手順，保守・点検に関する教育

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第9条 外部からの衝撃による損傷の防止	対象項目	区分	運用対策等
	設計対処施設を防護するための操作・確認事項	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻の襲来が予想される場合及び竜巻襲来後において、設計対処施設を防護するための操作・確認、修理等が必要となる事項について手順等を定める。 <p>[操作・確認事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻に関する情報入手及び情報入手後の対応（情報の入手、周知、体制判断、実施方法と手順） ・ 竜巻襲来が予想される場合の対応に関する運用・手順（竜巻襲来が予想される場合の使用中の資機材の固縛等） ・ 竜巻襲来が予想される場合の再処理施設の運用・手順 [修理] ・ 設備が損傷した場合の代替設備の確保及び修理、取替等の運用、手順
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課による作業中止等の実施体制 ・ 竜巻襲来に備えた体制の構築、実施及び解除の判断基準、実施手順、連絡方法等 ・ 担当課による保守・点検の体制 ・ 担当課による損傷箇所での修理体制
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常点検 ・ 定期点検 ・ 損傷時の修理
		教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用・手順、体制、保守・点検に関する教育

令和元年 12 月 10 日 R3

補足説明資料 8 - 5 (9 条 竜巻)

竜巻発生確度ナウキャスト及び雷ナウキャストについて

1. 竜巻発生確度ナウキャストとは

10 k m 格子単位で「竜巻が発生する可能性の程度」を2つの階級（発生確度1, 2）で解析し, 10分ごとに1時間先までの予測を行うものであり, 気象庁より提供される。

竜巻などの激しい突風は, 規模が小さくレーダーなどの観測機器で直接実体を捉えることができないため, 竜巻をもたらす発達した積乱雲の中にある直径数キロのメソサイクロンの検出又は, 大気環境, 積乱雲の発生場所・発生状況から突風の発生可能性を表す指数「突風危険指数」が基準を満たした場合に発生確度の解析を開始し, 降水強度の解析と重ねて降水強度が強い格子を発生確度1, 2と判断する。

(1) 発生確度1

メソサイクロンの検出又は突風危険指数の基準を満たした(O R 条件) 格子の周辺100 k m 範囲は「積乱雲が発生すれば突風の可能性がある」領域(発生確度1背景)と考え, この領域の降水強度が強い格子を「発生確度1」と判定する。

(2) 発生確度 2

メソサイクロンの検出及び突風危険指数の基準を満たした(A ND 条件) 格子の周辺 40 k m 範囲は「積乱雲が発生すれば突風の可能性が発生確度 1 背景より高い」領域(発生確度 2 背景)と考え、この領域の降水強度が強い格子を「発生確度 2」と判定する。

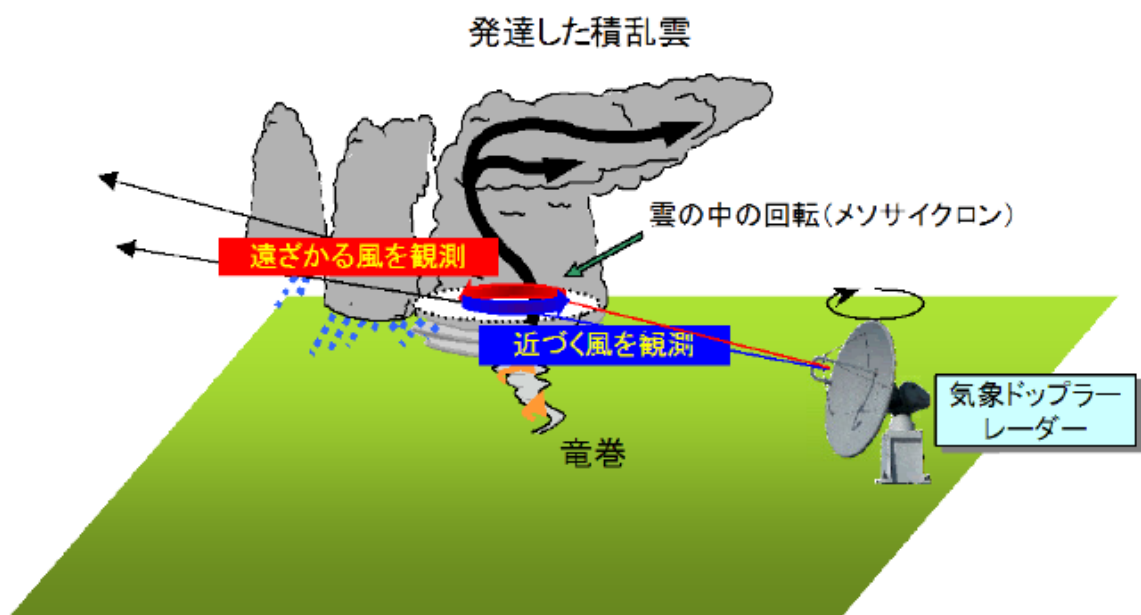


図 1 気象ドップラーレーダーによる積乱雲中の
メソサイクロンの検出⁽¹⁾

2. 雷ナウキャストとは

雷ナウキャストは、雷の激しさや雷の可能性を 1 k m 格子単位で解析し、10 分ごとに 1 時間先までの予測を行うものであり、気象庁より提供される。

雷の解析は、雷監視システムによる雷放電の検知及びレーダー観測などを基にして活動度 1～4 で表される。予測については、

雷雲の移動方向に移動させるとともに、雷雲の盛衰傾向も考慮している。

雷ナウキャストでは、雷監視システムによる雷放電の検知数が多いほど激しい雷が発生している（活動度が高い）としており、雷放電を検知していない場合でも、雷雲の特徴から雷雲解析をするとともに、雷雲が発達する可能性のある領域も解析している。

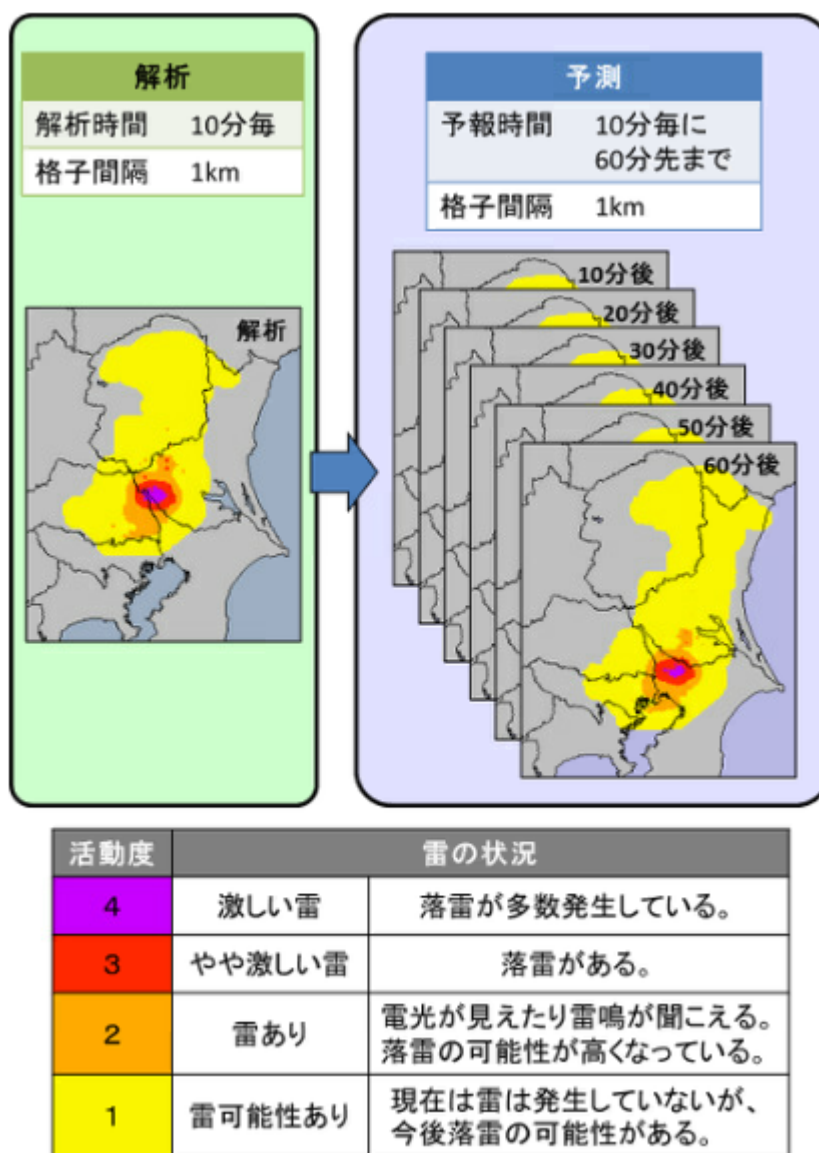


図2 雷ナウキャストの解析，予測及び活動度⁽²⁾

< 参考文献 >

(1) 竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利活用について

(平成 22 年 3 月気象庁)

(2) 雷ナウキャストとは 気象庁HP

以 上

令和 2 年 4 月 28 日 R4

補足説明資料 9 - 1 (9 条 竜巻)

竜巻防護対策設備の設計について

竜巻防護対策設備（飛来物防護ネット及び飛来物防護板）は、竜巻が襲来した場合に竜巻防護対象施設を設計飛来物から防護する機能を有する。ここでは、竜巻防護対策設備の設備設計について、事業指定基準規則（以下「規則」という。）及びその解釈に照らして設計条件を示す。

1. 安全機能の重要度

安全上重要な施設は、規則の解釈第1条（定義）第3項にて以下のように定義されている。

再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈

第1章（総則）

第1条（定義）

- 3 第2項第5号に規定する「安全上重要な施設」とは，以下に掲げるものが含まれるものである。ただし，その機能が喪失したとしても，公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのないことが明らかな場合は，この限りでない。
- 一 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器（溶解，分離，抽出，精製，製品貯蔵等の主工程において，プルトニウムを主な成分として内蔵する系統及び機器をいい，サンプリング系統等に内蔵される放射性物質量の非常に小さいもの及び低レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器等，プルトニウム濃度の非常に低いものを含まない。
 - 二 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器
 - 三 上記一及び二の系統及び機器の換気系統（逆止弁，ダクト，洗浄塔，フィルタ，排風機，主排気筒等を含む。以下同じ。）及びオフガス処理系統
 - 四 上記一及び二の系統及び機器並びにせん断工程を収納するコンクリートセル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）
 - 五 上記四の換気系統
 - 六 上記四のセル等を収納する構築物及びその換気系統
 - 七 ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器の換気系統
 - 八 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源
 - 九 熱的，化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器
 - 十 使用済燃料を貯蔵するための施設
 - 十一 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設
 - 十二 安全保護回路
 - 十三 排気筒
 - 十四 制御室等及びその換気系統
 - 十五 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統，冷却水系統等

竜巻防護対策設備は，同項第一号～第十五号のいずれにも該当せず，その機能を喪失したとしても公衆及び従事者に過度な放射線被ばくを及ぼすおそれがないことは明らかであることから，安全上重要な施設には該当しない。

2. 地震に対する設計

竜巻防護対策設備は、地震時にその安全機能の維持を要求されているものではない。また規則の解釈第7条及び別記2に示す耐震重要度分類によると、耐震クラスはCクラスとなる。

ただし、竜巻防護対策設備は、安全上重要な施設を覆う構造又は安全上重要な施設に支持する構造とすることから、規則の解釈別記2 第7条第7項に基づき、上位クラスである安全上重要な施設が波及的影響により安全機能を損なわないことを基準地震動 S_s にて確認することとしている。

第7条(地震による損傷の防止)

2 第7条第2項に規定する「地震によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度とは、地震により発生するおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)をいう。安全機能を有する施設は、耐震重要度に応じて、以下に掲げるクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。

一 Sクラス

自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいい、例えば、次の施設が挙げられる。

- ①その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設
 - ②使用済燃料を貯蔵するための施設
 - ③高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統
 - ④プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器
 - ⑤上記③及び④の系統及び機器から放射性物質が漏れ出した場合に、その影響の拡大を防止するための施設
 - ⑥上記③、④及び⑤に関連する施設で放射性物質の外部へ放出を抑制するための施設
 - ⑦津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。)及び浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。)
 - ⑧敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)
 - ⑨上記①から⑧の施設の機能を確保するために必要な施設
- 上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故あたり5 mSvを超えることをいう。

二 Bクラス

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設をいい、例えば、次の施設が挙げられる。

- ①放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部拡散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設
- ②放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。)

三 Cクラス

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設と同等の安全性が要求される施設をいう。

第7条(地震による損傷の防止)

- 7 第7条第3項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを満たすために、基準地震動に対する安全機能を有する施設の設計に当たっては、以下の方針によること。

～中略～

また、耐震重要施設が、耐震重要度の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計すること。

この波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、事象選定及び影響評価の結果の妥当性を示すとともに、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用すること。

なお、上記の「耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわない」とは、少なくとも以下に掲げる事項について、耐震重要施設の安全機能への影響が無いことを確認することをいう。

- a) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- b) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響
- c) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
- d) 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

3. 竜巻防護対策設備の設計方針

上記1～2を考慮し、竜巻防護対策設備の設計方針は以下のとおりとする。

(1) 飛来物防護板

- a. 設計飛来物の貫通を防止することができる設計とする。
- b. 設計荷重（竜巻）に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計とする。
- c. 竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。
- d. 地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。

(2) 飛来物防護ネット

- a. 設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができる設計とする。
- b. 設計飛来物の通過を防止できる設計とする。
- c. 設計荷重（竜巻）に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計とする。
- d. 冷却塔の冷却性能に影響を与えない設計とする。
- e. 地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。

以上

令和 2 年 4 月 13 日 R5

補足説明資料 9 - 2 (9 条 竜巻)

竜巻防護対策設備の設計及び評価方針

1. 概要

本資料は、竜巻防護対策設備の設計及び評価の方針が「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第五条の四に適合することを説明するものである。

2. 竜巻防護に関する設計方針

2.1 基本方針

安全機能を有する施設のうち、竜巻から防護すべき施設を竜巻防護対象施設として選定する。竜巻防護対象施設は、設計竜巻等による影響を評価し、その安全機能を損なわない設計とする。安全機能を損なうおそれがある場合には、竜巻防護対策設備を設置し、対策を講じる。

2.2 竜巻防護対策設備を設置する竜巻防護対象施設

竜巻防護対象施設は以下のように分類される。

- (1) 建屋に収納される竜巻防護対象施設（外気と繋がっている施設を除く）
- (2) 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設
- (3) 屋外の竜巻防護対象施設及び建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設

このうち、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設及び屋外の竜巻防護対象施設において設計竜巻の影響により安全機能を損なうおそれのあるものについては竜巻防護対策設備を設置し、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

竜巻防護対策設備を設置する竜巻防護対象施設を以下に示す。

- (1) 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設
 - (a) 第2非常用ディーゼル発電機
 - (b) 前処理建屋の安全蒸気系
 - (c) 前処理建屋の非常用所内電源系統
 - (d) 前処理建屋の計測制御系統施設
 - (e) 精製建屋の非常用所内電源系統

- (f) 精製建屋の計測制御系統施設
 - (g) 高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統
 - (h) 高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御系統施設
 - (i) 高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系
 - (j) 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器
 - (k) 非常用電源建屋の非常用所内電源系統
 - (l) 主排気筒の排気筒モニタ
 - (m) 制御建屋中央制御室換気設備
- (2) 屋外の竜巻防護対象施設のうち、主排気筒を除く施設
- (a) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A, B
 - (b) 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 A, B
 - (c) 冷却塔に接続する屋外設備
 - (d) 第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔 A, B
 - (e) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備
 - (f) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備
 - (g) 前処理建屋換気設備
 - (h) 分離建屋換気設備
 - (i) 精製建屋換気設備
 - (j) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備
 - (k) 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備

2.3 竜巻防護対策設備の設計

竜巻防護対策設備の種類及び仕様を以下に示す。

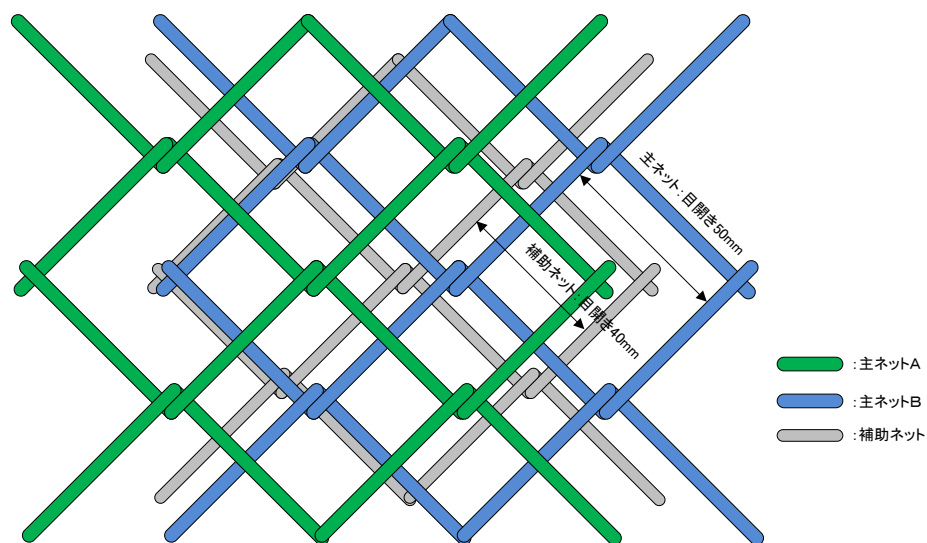
2.3.1 飛来物防護ネット

飛来物防護ネットは、竜巻防護対策設備を必要とする竜巻防護対象施設のうち、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔A及びB，再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔A及びB並びに第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔A及びBに設置する。

- (1) ネット（鋼製金網）により，設計飛来物の運動エネルギーを吸収し，また，冷却塔の冷却性能に影響を与えない設計とする。
- (2) 設計飛来物の通過を防止できるよう，上記ネットは第1図のように複数枚重ね合わせ，開口面積が設計飛来物の面積を下回る設計とする。

また，必要に応じて飛来物防護板を組み合わせ，開口面積が設計飛来物の面積を下回る設計とする。

- (3) 地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。
- (4) 設計荷重（竜巻）に対して，支持架構の構造健全性を維持できる設計とする。

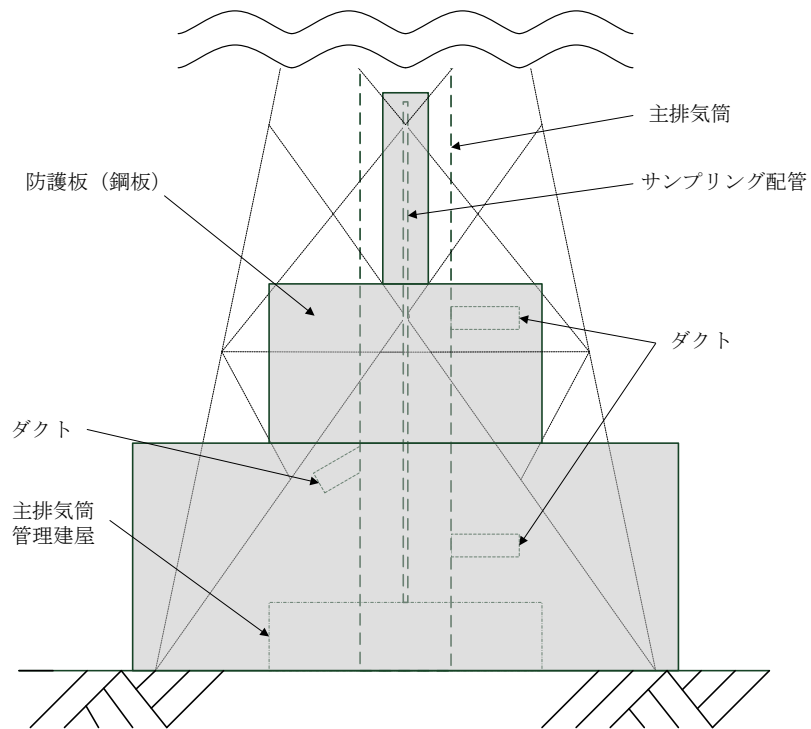


第1図 ネットの重ね合わせイメージ

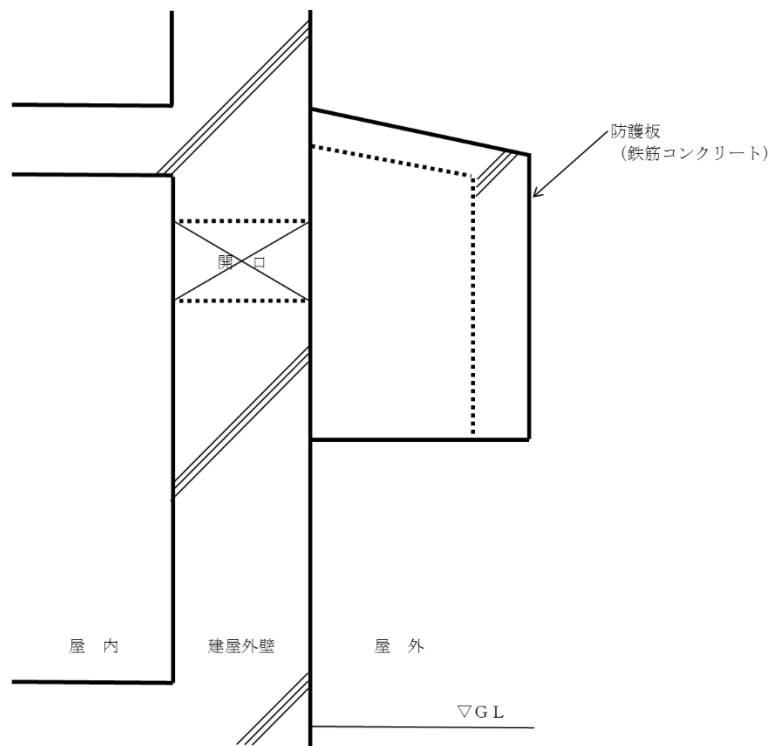
2.3.2 飛来物防護板

飛来物防護板は、竜巻防護対策設備を必要とする竜巻防護対象施設のうち、前処理建屋の安全蒸気系を設置する室の外壁、屋根及び開口部、前処理建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統を設置する室の開口部、計測制御系統施設を設置する室の開口部及び安全冷却水系を設置する室の開口部、非常用電源建屋のうち第2非常用ディーゼル発電機を設置する室の外壁及び非常用所内電源系統を設置する室の開口部、第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器を設置する室の外壁、主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクト、主排気筒の排気筒モニタ及びこれを設置する主排気筒管理建屋、制御建屋中央制御室換気設備を設置する室の開口部並びに冷却塔に接続する屋外設備に設置する。

- (1) 鋼板（第2図に例示）又は鉄筋コンクリート板（第3図に例示）により、設計飛来物の衝突に対して貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。
- (2) 地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。
- (3) 竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。
- (4) 設計荷重（竜巻）に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計とする。



第2図 飛来物防護板概略図（鋼板の例：主排気筒周辺）



第3図 飛来物防護板概略図（鉄筋コンクリートの例：建屋開口部）

3. 竜巻防護対策設備の評価

設計対処施設及び竜巻防護対策設備の評価にあたっては、施設の分類ごとの設計方針及び要求機能を整理するとともに、その要求機能を満足していることを確認するため、施設の分類ごとに竜巻の荷重及びそれと組み合わせる荷重を設定し、評価方針を設定する。評価方針を以下示す。

3.1 評価方針

3.1.1 飛来物防護ネット

飛来物防護ネットの構造健全性を評価するにあたっては、竜巻による風圧力、設計飛来物の衝撃荷重を考慮するとともに、飛来物防護ネットに常時作用する荷重及び運転時荷重並びに竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせて評価する。設計飛来物の衝撃荷重については、飛来物防護ネットの構造を考慮し、適切に作用させる方針とする。

飛来物防護ネットの鋼製ネットの評価にあたっては、ネット、ワイヤロープ及び接続治具（支持部、固定部）に破断が生じないように十分な強度を有することを確認する。また、風圧力及び設計飛来物の運動エネルギーを吸収することによる鋼製ネットのたわみ量を評価し、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突しないよう十分な離隔距離を有することを確認する。飛来物防護板を用いる箇所については、貫通を防止するための最小必要厚さを上回っていることを確認する。

なお、飛来物防護ネットは外気に対して開かれた設備であることから、気圧差荷重は考慮しない。

3.1.2 飛来物防護板

飛来物防護板の支持架構の構造健全性を評価するにあたっては、風圧力、気圧差、設計飛来物の衝撃荷重を考慮するとともに、飛来

物防護板に常時作用する荷重及び運転時荷重並びに竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせて評価する。設計飛来物の衝撃荷重については、飛来物防護板の構造を考慮し、適切に作用させる方針とする。

飛来物防護板の鋼板又は鉄筋コンクリート板の評価にあたっては、貫通及び裏面剥離を防止するための必要最小厚さを上回っていることを確認する方針とする。

3.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定

設計竜巻及び設計飛来物の設定について、以下に示す。

(1) 設計竜巻

蓄積されている知見の少なさとといった不確定要素を考慮し、将来の竜巻発生に関する不確実性を踏まえ、基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて、設計竜巻の最大風速を100m/sとする。設計竜巻の特性値を第1表に示す。

第1表 設計竜巻等の特性値

最大風速 V_D (m/s)	移動速度 V_T (m/s)	最大接線風速 V_{Rm} (m/s)	最大接線風速半径 R_m (m)	最大気圧低下量 ΔP_{max} (hPa)	最大気圧低下率 $(dp/dt)_{max}$ (hPa/s)
100	15	85	30	89	45

(2) 設計飛来物

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（以下「竜巻ガイド」という。）を参考に、現地調査及び検討の結果から、鋼製材（長さ×幅×奥行 4.2m×0.3m×0.2m）を設計飛来物として設定する。さらに、飛来物

防護ネットの形状及び寸法を考慮して、鋼製パイプ（長さ×直径：2.0m×0.05m）も設計飛来物として設定する。

なお、飛来物となるおそれのあるもののうち、運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについては、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去により飛来物とならないよう運用管理を行う。

第2表に再処理施設における設計飛来物を示す。

第2表 再処理施設における設計飛来物

飛来物の種類	鋼製パイプ	鋼製材
最大風速 (m/s)	100	
寸法 (m)	長さ×直径 2.0×0.05	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2
質量 (kg)	8.4	135
最大水平速度 (m/s)	49	51
最大鉛直速度 (m/s)	33	34

3.3 設計竜巻荷重

設計竜巻により設計対処施設に作用する設計竜巻荷重を以下に示す。

3.3.1 風圧力による荷重

竜巻の最大風速による荷重であり、竜巻ガイドを参考に、次式のとおり算出する。

$$W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$$

ここで、

W_w : 風圧力による荷重

q : 設計用速度圧

G : ガスト影響係数 (=1.0)

C : 風力係数（施設の形状や風圧力が作用する部位に応じて設定

する。)

A : 施設の受圧面積

$$q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_D^2$$

である。ここで、

ρ : 空気密度

V_D : 設計竜巻の最大風速

である。

ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対してせい弱と考えられる場合には、鉛直方向の最大風速に基づいて算出した鉛直方向の風圧力による荷重についても考慮した設計とする。

3.3.2 気圧差による荷重

外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受ける設備及び竜巻防護対象施設を収納する建屋の壁及び屋根においては、設計竜巻による気圧低下によって生じる竜巻防護対象施設の内外の気圧差による圧力荷重を考慮し、保守的に「閉じた施設」を想定して次式のとおり算出する。「閉じた施設」とは通気がない施設であり、施設内部の圧力が竜巻の通過以前と以後で等しいとみなせる。他方、施設の外側の圧力は竜巻の通過中に変化し、施設内外に圧力を生じさせる。

$$W_P = \Delta P_{max} \cdot A$$

ここで、

W_P : 気圧差による荷重

ΔP_{max} : 最大気圧低下量

A : 施設の受圧面積

である。

3.3.3 飛来物の衝撃荷重

竜巻ガイドを参考に、衝突時の荷重が大きくなる向きで設計飛来物が竜巻防護対策設備に衝突した場合の衝撃荷重を算出する。

また、貫通評価においても、設計飛来物の貫通力が大きくなる向きで衝突することを考慮して評価を行う。

各設計飛来物による衝撃荷重は、設計飛来物の形状、剛性等の機械的特性に基づいて適切に設定する。

3.3.4 設計竜巻荷重の組合せ

設計対処施設的设计に用いる設計竜巻荷重は、竜巻ガイドを参考に風圧力による荷重 (W_w)、気圧差による荷重 (W_p) 及び設計飛来物による衝撃荷重 (W_M) を組み合わせた複合荷重とし、複合荷重 W_{T1} 及び W_{T2} は米国原子力規制委員会の基準類を参考として、以下のとおり設定する。

$$W_{T1} = W_p$$

$$W_{T2} = W_w + (1/2) \cdot W_p + W_M$$

なお、竜巻防護対策設備には W_{T1} 及び W_{T2} を適切に作用させる。

3.4 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定

設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとする。

3.4.1 設計対処施設に常時作用する荷重及び運転時荷重

設計対処施設に常時作用する荷重及び運転時荷重を適切に組み合わせる。

3.4.2 竜巻以外の自然現象による荷重

竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時に発生する可能性がある自然現象は、落雷、積雪、降雹及び降水である。これらの自然現象により発生する荷重の組合せの考慮は、以下のとおりとする。

なお、風（台風）に対しては、建築基準法に基づく風荷重が設計竜巻を大きく下回ることから、設計竜巻荷重に包絡される。

ただし、竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も継続的に新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。

(1) 落 雷

落雷による影響は雷撃であり、荷重は発生しないため、竜巻と落雷の組合せは考慮しない。

(2) 積 雪

再処理施設の立地地域は、冬季においては積雪があるため、冬季における竜巻の発生を想定し、建築基準法に基づいて積雪の荷重を適切に考慮する。

(3) 降 雹

降雹は積乱雲から降る直径 5 mm 以上の氷の粒であり、仮に直径 10 cm 程度の大型の降雹を仮定した場合でも、その質量は約 0.5 kg である。竜巻及び降雹が同時に発生する場合においても、直径 10 cm 程度の降雹の終端速度は 59 m/s、運動エネルギーは約 0.9 kJ であり、設計飛来物の運動エネルギーと比べて十分小さく、設計竜巻荷重に包絡されるため、竜巻と降雹の組合せは考慮しない。

(4) 降 水

降水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降水による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。したがって、竜巻と降水の組合せは考慮しない。

3.5 許容限界

竜巻ガイドを参考に、竜巻による荷重と地震荷重との類似性、規格等への適用性を踏まえ、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いて、以下のことを確認する。

- (1) 竜巻防護対策設備のうち飛来物防護ネットの鋼製ネットの許容限界は、鋼製ネットに破断が生じないこととする。また、設計飛来物の衝突によりたわみを生じても設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突しないこととする。
- (2) 飛来物防護ネット及び飛来物防護板の鋼板は、設計飛来物が貫通しない必要最小厚さ以上の板厚を有することとする。また、鉄筋コンクリート板は、設計飛来物による貫通及び裏面剥離が生じない必要最小厚さ以上の板厚を有することとする。
- (3) 飛来物防護ネットの支持架構及び飛来物防護板の支持架構に対しては、施設を構成する主要構造部材が破断荷重に適切な安全率を考慮した強度が確保されていること又は支持架構に塑性ひずみが生ずる場合であっても、その範囲が部材の一部に限定されることとする。

以 上

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（1/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>再処理の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等をいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p>4 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果、最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (6) その他の主要な構造</p> <p>(iv) 再処理施設は、敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によってもその安全機能が損なわれることのない構造及び配置とする。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (7) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される人為事象のうち、ダムの崩壊及び船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。これらの事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び人為事象に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、想定される自然現象及び人為事象の発生により、再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等、再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備する。</p> <p>(イ)竜巻 安全機能を有する施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は100 m/sとし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。</p> <p>安全機能を有する施設の安全機能を損なわないようにするため、安全機能を有する施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるものうち、運動エネルギー及び貫通力の大きさを踏まえ、設計上考慮すべき飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。飛来物となり得る資機材及び車両のうち、衝突時に与える運動エネルギー</p>	<p>「安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」について、既許可申請書本文口項に敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によってもその安全機能が損なわれることのない構造及び配置とすることを記載している。</p> <p>また、上記の本文記載事項に対する設計方針として、既許可申請書添付書類六「1.1 安全設計の基本方針」に再処理施設は、敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によってもその安全性が損なわれることのない構造及び配置とすることを記載している。</p> <p>したがって、以下の内容が、指針から明確化された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定される自然現象として、竜巻、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災が明確された 設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されること。 <p>さらに、以下の内容が、新規要求となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置 <p>上記を踏まえ、適合方針については、明確された竜巻に対する規則要求への適合性を新たに記載する。</p> <p>「安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したもの」について、既許可申請書添付書類六 1.7に、立地地点及びその周辺における想定される自然環境を設計基礎とすることを記載している。</p> <p>また、既許可申請書添付書類六 1.8に、想定される自然現象については、敷地周辺の過去の記録及び現地調査等から、条件を適切に考慮することが記載されている。</p> <p>したがって、以下の内容が指針から追加要求となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮すること。 異種の自然現象の重畳 <p>以上より、適合方針では記載の明確化を実施する。 また、竜巻に対する規則要求への適合性を新たに記載する。</p>	<p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則解釈に合わせ、明確化された自然現象を追加 <p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則解釈に合わせ、明確化された設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに対して考慮を追加 <p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則解釈に合わせ、明確化された自然現象を追加 <p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則解釈に合わせ、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を追加 <p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定される自然現象として明確化された竜巻について、規則または解釈に適合させるよう記載を追加

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（2/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果								
		<p>ギ又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、固定、固縛、建屋収納、退避又は撤去を実施する。</p> <p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものがある場合は、設計飛来物としての考慮の要否を検討する。</p> <p>竜巻に対する防護設計においては、機械的強度を有する建物により保護すること、竜巻防護対策設備を設置すること等により、安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とすること、若しくは竜巻による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(4) その他の主要な事項</p> <p>(v) 竜巻防護対策設備</p> <p>設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）は建屋内に設置し、建屋による防護によって、設計荷重に対して安全機能を損なわない設計とすることを基本とする。ただし、建屋による防護が期待できない竜巻防護対象施設及び屋外に設置される竜巻防護対象施設については、設計飛来物の衝突によって安全機能を損なうことを防止するため、竜巻防護対策設備を設置する。</p> <p>(a) 構造</p> <p>竜巻防護対策設備は、設計竜巻によって発生する設計飛来物による安全機能を有する施設への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。</p> <p>飛来物防護板及び飛来物防護ネットは、地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。</p> <p>(b) 主要な設備の種類</p> <p>飛来物防護板</p> <table border="1" data-bbox="1219 1192 1694 1245"> <tr> <td>種類</td> <td>防護板</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鋼材又は鉄筋コンクリート</td> </tr> </table> <p>飛来物防護ネット</p> <table border="1" data-bbox="1219 1272 1605 1346"> <tr> <td>種類</td> <td>防護ネット</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鋼線（ネット） 鋼材（支持架構）</td> </tr> </table>	種類	防護板	材料	鋼材又は鉄筋コンクリート	種類	防護ネット	材料	鋼線（ネット） 鋼材（支持架構）		
種類	防護板											
材料	鋼材又は鉄筋コンクリート											
種類	防護ネット											
材料	鋼線（ネット） 鋼材（支持架構）											

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（3/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較 結果
		<p>添付書類四 10. 竜巻</p> <p>基準竜巻及び設計竜巻の設定は「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061911号 原子力規制委員会決定）（以下「竜巻ガイド」という。）を参考に実施する。</p> <p>基準竜巻及び設計竜巻の設定は、竜巻検討地域の設定、基準竜巻の最大風速の設定及び設計竜巻の最大風速の設定の流れで実施する。</p> <p>10.1 竜巻検討地域の設定</p> <p>竜巻検討地域は、竜巻ガイドを参考に再処理施設が立地する地域、気象条件の類似性の観点から検討し設定する。</p> <p>(1) 再処理施設が立地する地域の気候</p> <p>再処理施設が立地する地域は、竜飛岬から奥羽山脈の分水嶺より東側にあり、その地域の気候は、日本海側の気候と太平洋側の気候の両面の特徴を合わせて持っている。東北地方を気温、降水及び風により詳細に区分した気候区分を第10.1-1図に示す。これによると、再処理施設が立地する地域は、区分Ⅲ（青森県北部及び東部地域）のうち区分Ⅲb（太平洋側にあるが冬は日本海側の気候型でやませの影響が強い）に属している。</p> <p>(2) 再処理施設が立地する地域の竜巻発生観点での特徴</p> <p>第10.1-2図に示すとおり、再処理施設が立地する地域周辺においては、もともと竜巻の発生数は少なく、独立行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託した研究成果（以下「東京工芸大学委託成果」という。）で示されている、全国19箇の竜巻集中地域からも離れている。</p> <p>竜巻発生時の総観場は、東京工芸大学委託成果を参考に、気象庁「竜巻等の突風データベース」の総観場を、竜巻を発生させる親雲の発生要因を考慮して、7種に再編した総観場を用い、竜巻の発生要因別の地域分布の特徴を把握した。竜巻の発生要因別地域分布を第10.1-3図に、その特徴を第10.1-1表に示す。</p> <p>立地地域周辺における竜巻の発生状況は、日本海側や、茨城県以西の太平洋側における発生状況とも特徴が異なり、日本海側に特徴的な寒候期の竜巻の発生はほとんどなく、暖候期に竜巻が発生している。また、茨城県以西の太平洋側で特徴的な台風起源の竜巻の発生はなく、太平洋海岸付近及び海上での竜巻の発生はほとんどない。</p> <p>(3) 竜巻検討地域</p> <p>竜巻検討地域の設定は、竜巻ガイドを参考に、再処理施設が立地する地域の気候及び竜巻発生観点での特徴を踏まえて実施する。当該地域はもともと竜巻の発生数が少ないため、以下のa.～d.に示す条件を考慮して、青森県から岩手県の太平洋側（竜飛岬から御崎岬）及び北海道地方の南側（白神岬から襟裳岬）の海岸線に沿った海側5km及び陸側10kmの範囲を竜巻検討地域に設定する（面積約18,000km²）。第10.1-4図に竜巻検討地域を示す。</p> <p>a. 立地地域の気候及び竜巻発生観点での特徴を踏まえ、青森県（竜飛岬より太平洋側）から岩手県を基本とする。</p> <p>b. IAEAの基準を参考に、再処理施設を中心とする10万km²（半径約180km）の範囲を目安とし、その範囲に掛かる北海道南西部は、立地地域と同じ太平洋側に面していることを考慮して、竜巻検討地域に含める。</p> <p>c. 竜巻検討地域は、分水嶺及び関口武による気候区分（1959）を参考に設定する。</p> <p>d. 再処理施設が海岸線から約5kmの位置に立地していること及び竜巻の発生がほとんど海岸線付近であることから、海岸線に沿った海側5km及び陸側10kmの範囲を考える。</p> <p>ここで、設定した竜巻検討地域の妥当性を確認するために、竜巻検討地域における竜巻の発生要因の出現比率と、日</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（4/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>本海側及び太平洋側における出現比率とを比較した結果を第10.1-5図に示す。竜巻検討地域における竜巻の発生要因の出現比率は、日本海側及び太平洋側の出現比率とも傾向が異なっていることが確認できる。</p> <p>また、藤田スケール3以上の竜巻の発生しやすさの地域性の検討として、「突風関連指数」による解析を行う。突風関連指数として、積乱雲を発生させる上昇流の強さの目安であるCAPE (Convective Available Potential Energy: 対流有効位置エネルギー) 及び積乱雲がスーパーセルに発達しやすいかどうかの指標となるSReH (Storm Relative Helicity: ストームの動きに相対的なヘリシティ) を算出する。</p> <p>これらの指数は、竜巻発生環境場との関連付けで、国内外で広く利用され知見が蓄積されている。CAPEの概念を第10.1-6図に、SReHの概念を第10.1-7図に示す。</p> $CAPE = \int_{LFC}^{EL} g \frac{\theta(z)}{\theta(z)} dz \quad (a)$ $SReH = \int_{地上}^{高度3km} (V - C) \cdot \omega dz \quad (b)$ <p>ここで、式(a)のgは重力加速度、θはストーム周囲の温度、θ'は下層の空気塊を上空に持ち上げた際の温度であり、dzは鉛直方向の層厚である。LFCは自由対流高度、ELは平衡高度である。式(b)のVは水平風速ベクトル、ωは鉛直シアに伴う水平渦度、Cはストームの移動速度である。</p> <p>各指数の計算は、ヨーロッパ中期予報センター (ECMWF) の再解析データ ECMWF-Interim (1989年以降: 水平分解能約70km) 及びERA40 (1989年まで: 水平分解能約250km) を基に、水平分解能5km、時間分解能1時間に解析した気象データセットを用いて、1961年～2010年までの50年間について行い、それに基づいて両指数が同時に閾値を超過する頻度を計算する。同時超過頻度の算出に当たっては、竜巻発生時には少なからず降水がもたらされるため、降水量の閾値 (4mm/h) を設定する。また、CAPEは降水過程により安定化し小さくなり得るため、周辺のCAPEの大きな空気塊が当該メッシュに向かって流入することを考慮した方法を参考に、当該メッシュの風上側半径25kmの扇状範囲内のCAPEの最大値を算出する。</p> <p>CAPEについては、緯度及び季節で絶対値が大きく変動するため、暖候期 (5月～10月) 及び寒候期 (11月～4月) に分けて、それぞれ閾値を設定する。藤田スケール3以上の竜巻が発生し得る環境場として以下の閾値を用いる。</p> <p>[暖候期 (5月～10月)] CAPE: 1,200 J/kg, SReH: 350m²/s²</p> <p>[寒候期 (11月～4月)] CAPE: 500 J/kg, SReH: 350m²/s²</p> <p>暖候期及び寒候期に対する同時超過頻度分布の算出結果を第10.1-8図に示す。暖候期においては、太平洋側及び東シナ海から対馬海峡にかけては比較的大きな値となっている。また、沿岸域では、茨城県東海岸から西の本州太平洋側、九州太平洋側及び東シナ海側が高く、特に宮崎平野沿岸では大きい値となっている。それに比べて、日本海側及び茨城県以北の太平洋側の値は1～2桁以上小さな値であり、藤田スケール3規模の竜巻の発生が未だ確認されていないことと対応している。</p> <p>本手法による解析により、藤田スケール3以上の竜巻の発生しやすさの地域性を特定でき、竜巻検討地域において藤田スケール3以上の竜巻は極めて発生し難いといえる。</p> <p>10.2 基準竜巻の最大風速の設定 基準竜巻の最大風速は、竜巻ガイドを参考に、過去に発生した竜巻による最大風速(V_{B1})及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速(V_{B2})のうち、大きな風速を設定する。</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（5/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>(1) 過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1}) 過去に発生した竜巻による最大風速(V_{B1})の設定に当たっては、日本で過去(1961年～2013年12月)に発生した最大の竜巻は藤田スケール3であり、藤田スケール3における風速は70m/s～92m/sであることから、その最大風速を基にV_{B1}を92m/sとする。第10.2-1表に日本で過去に発生した藤田スケール3の竜巻の一覧を示す。</p> <p>(2) 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2}) 竜巻最大風速のハザード曲線は、竜巻ガイドを参考とした既往の算定方法に基づき、具体的には、東京工芸大学委託成果を参考に算定する。本評価は、竜巻データの分析、竜巻風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布の算定、相関係数の算定並びにハザード曲線の算定によって構成される。</p> <p>a. 竜巻の発生頻度の分析 気象庁「竜巻等の突風データベース」に掲載されている竜巻年別発生確認数(第10.2-1図)を基に、竜巻検討地域(海岸線から陸側に10km、海側に5kmの計15km幅の範囲)における1961年～2013年12月までの53年間の統計量を藤田スケール別に算出する。また、観測体制の変遷による観測データ品質のばらつきを踏まえ、以下の(a)～(c)の基本的な考え方に基づいて整理を行う。</p> <p>(a) 被害が小さくて見過ごされやすい藤田スケール0及び藤田スケール不明の竜巻に対しては、観測体制が強化された2007年以降の年間発生数や標準偏差を用いる。</p> <p>(b) 被害が比較的軽微な藤田スケール1竜巻に対しては、観測体制が整備された1991年以降の年間発生数や標準偏差を用いる。</p> <p>(c) 被害が比較的大きく見逃されることがないと考えられる藤田スケール2及び藤田スケール3竜巻に対しては、観測記録が整備された1961年以降の全期間の年間発生数や標準偏差を用いる。</p> <p>また、藤田スケール不明の竜巻については、以下の取扱いを行う。</p> <p>陸上で発生した竜巻及び海上で発生して陸上へ移動した竜巻については、被害があつて初めてその藤田スケールが推定されるため、陸上での藤田スケール不明の竜巻は、被害が少ない藤田スケール0竜巻とみなす。</p> <p>一方、海上で発生しその後陸しなかった竜巻については、その竜巻の藤田スケールを推定することは困難であることから、「沿岸部近傍での竜巻の発生特性は、陸上と海上とで類似している」という仮定に基づいて各藤田スケールに分類する。</p> <p>以上を踏まえて、第10.2-2表のとおり、観測データから53年間の推定データを評価する。</p> <p>竜巻は気象事象の中でも極めて稀に発生する事象であり、発生数の変動(標準偏差)が大きい分布となり、東京工芸大学委託成果にポリヤ分布への適合性が良いことが示されている。以上より、ハザード曲線の評価に当たって使用する竜巻の年発生数の確率分布は、第10.2-2図に示すとおりポリヤ分布を採用する。</p> <p>b. 竜巻風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布並びに相関係数 竜巻検討地域における53年間の竜巻の発生数、被害幅及び被害長さを基に、確率密度分布については竜巻ガイド及び竜巻ガイドが参考としている東京工芸大学委託成果を参考に、第10.2-3図～第10.2-5図に示すとおり対数正規分布に従うものとする。</p> <p>また、53年間の推定データの作成に伴う被害幅又は被害長さの情報が無い竜巻には、被害幅又は被害長さを有する竜巻の観測値を与える。その際は、被害幅又は被害長さが長いほうから優先的に用いることで、被害幅又は被害長さの平均値が大きくなるように評価を行う。</p> <p>さらに、1961年以降の観測データのみを用いて、第10.2-3表に示すとおり竜巻風速、被害幅及び被害長さについて相関係</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（6/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>数を求める。</p> <p>c. 竜巻影響エリアの設定 再処理施設においては設計対処施設が再処理事業所内に分散しているため、それぞれの設計対処施設を包含する円を設置面積とみなし、これらの設置面積の合計値と等価な面積の円を第10.2-6図に示すとおり竜巻影響エリアとして設定する。 なお、竜巻影響エリアを円形とするため、竜巻の移動方向には依存性は生じない。</p> <p>d. ハザード曲線の算定 T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ、竜巻風速がV_0以上となる確率を求め、ハザード曲線を求める。 前述のとおり、竜巻の年発生数の確率分布としてポリア分布の適合性が高い。ポリア分布は式(a)で示される(Wen and Chu)。</p> $P_T(N) = \frac{(vT)^N}{N!} (1 + \beta vT)^{-N-1/\beta} \prod_{k=1}^{N-1} (1 - \beta k) \quad (a)$ <p>ここで、Nは竜巻の年発生数、μは竜巻の年平均発生数、Tは年数である。βは分布パラメータであり、式(b)で示される。</p> $\beta = \left(\frac{\sigma^2}{\mu} - 1\right) \times \frac{1}{\mu} \quad (b)$ <p>ここで、σは竜巻の年発生数の標準偏差である。 Dを竜巻影響評価の対象構造物が風速V_0以上の竜巻に遭遇する事象と定義し、対象構造物が1つの竜巻に遭遇し、その竜巻の風速がV_0以上となる確率を$R(V_0)$としたとき、T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ、竜巻風速がV_0以上となる確率は式(c)で示される。</p> $P_{V_0,T}(D) = 1 - [1 + \beta vR(V_0)T]^{-1/\beta} \quad (c)$ <p>この$R(V_0)$は、竜巻影響評価の対象地域の面積をA_0(すなわち、竜巻検討地域の面積約$1.8 \times 10^4 \text{km}^2$)、1つの竜巻の風速が$V_0$以上となる面積を$DA(V_0)$とすると式(d)で示される。</p> $R(V_0) = \frac{E[DA(V_0)]}{A_0} \quad (d)$ <p>ここで、$E[DA(V_0)]$は$DA(V_0)$の期待値を意味する。 本評価では、以下のようにして$DA(V_0)$の期待値を算出し、式(d)により$R(V_0)$を推定して、式(c)により$P_{V_0,T}(D)$を求める。風速をV、被害幅をw、被害長さをl、移動方向をαとし、同時確率密度関数を用いると、$DA(V_0)$の期待値は式(e)で示される(Garson et al.)。</p> $E[DA(V_0)] = \int_0^\infty \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) l f(V, w, l) dV dw dl + \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty H(\alpha) l f(V, l, \alpha) dV dl d\alpha + \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) G(\alpha) f(V, w, \alpha) dV dw d\alpha + S \int_{V_0}^\infty f(V) dV \quad (e)$ <p>ここで、$H(\alpha)$及び$G(\alpha)$はそれぞれ、竜巻の被害長さ及び被害幅方向に沿った面に対象構造物を投影したときの長さである。竜巻影響エリアを円形で設定しているため、$H(\alpha)$、$G(\alpha)$ともに竜巻影響エリアの直径560mで一定となる(竜巻の移動方向に依存しない)。Sは竜巻影響エリアの面積(直径560mの円の面積: 約$2.5 \times 10^5 \text{m}^2$)を表す。竜巻影響エリアの直径を$D_0$とした場合の計算式は式(f)で示される。</p> $E[DA(V_0)] = \int_0^\infty \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) l f(V, w, l) dV dw dl + D_0 \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty l f(V, l) dV dl + D_0 \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) f(V, w) dV dw + (D_0^2 \pi/4) \int_{V_0}^\infty f(V) dV \quad (f)$ <p>風速の積分範囲の上限値は、ハザード曲線の形状が不自然にならない程度に大きな値として120m/sに設定する。 また、$W(V_0)$は、竜巻の被害幅のうち風速がV_0を超える部分の幅であり、式(g)で示される。この式により、被害幅内の風速分布に応じて被害様相に分布がある(被害幅の端ほど風速が小さくなる)ことが考慮されている(Garson et al.)。</p> $W(V_0) = \left(\frac{V_{\min}}{V_0}\right)^{1/1.6} \quad (g)$ <p>ここで、係数の1.6については、既往の研究では例えば0.5や1.0</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（7/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>などの値も提案されている。竜巻ガイドが参考としている文献(Gars-on et al.)では、観測値が不十分であるため、より厳しい評価となるよう1.6を用いることが推奨されており、本検討でも1.6を用いる。また、再処理施設の竜巻影響評価では、ランキン渦モデルによる竜巻風速分布に基づいて設計竜巻の特性値を設定する。ランキン渦モデルは高さ方向によって風速及び気圧が変化しないため、地表から上空まで式(g)を適用できる。なお、式(g)において係数を1.0とした場合がランキン渦モデルに該当する。</p> <p>また、V_{min}は、gale intensity velocityと呼ばれ、被害が発生し始める風速に位置付けられる。米国気象局NWS(National Weather Service)では、gale intensity velocityは34~47ノット(17.5~24.2m/s)とされている。また、気象庁が使用している風力階級では、風力8は疾強風(gale:17.2~20.7m/s)、風力9は大強風(strong gale:20.8~24.4m/s)と分類されており、風力9では「屋根瓦が飛ぶ。人家に被害が出始める。」とされている。以上を参考に、本評価においては、$V_{min}=25m/s$とする。なお、この値は藤田スケール0(17~32m/s)のほぼ中央値に相当する。</p> <p>以上より、竜巻検討地域を対象に算定したハザード曲線を第10.2-7図に示す。</p> <p>e. 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速(V_{B2}) 竜巻最大風速のハザード曲線により設定する最大風速V_{B2}は、竜巻ガイドを参考に年超過確率10^{-5}に相当する風速とし、49m/sとする。</p> <p>f. 1km範囲ごとの評価（参考評価） 竜巻検討地域を海岸線に沿って1km範囲ごとに細分化した短冊状の範囲を対象にハザード曲線を求める。評価の条件として、発生数は、短冊状の範囲を通過した竜巻もカウントしている。被害幅及び被害長さは、それぞれ1km範囲内の被害幅及び被害長さをを用いる。以上に基づいて、竜巻検討地域の評価と同様の方法で算定したハザード曲線を第10.2-8図に示す。これより、年超過確率10^{-5}に相当する風速を求めると、海岸線から陸側1kmを対象とした場合の65m/sが最大となる。ただし、再処理施設は海岸線から陸側1kmの範囲にないため、本評価は参考とする。</p> <p>(3) 基準竜巻の最大風速 過去に発生した竜巻による最大風速$V_{B1}=92m/s$及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速$V_{B2}=49m/s$より、再処理施設における基準竜巻の最大風速V_Bは92m/sとする。風速92m/sに相当する年超過確率は、ハザード曲線より5.2×10^{-8}である。</p> <p>10.3 設計竜巻の最大風速の設定 再処理施設が立地する地域の特性を考慮して、基準竜巻の最大風速の割り増しを検討し、設計竜巻の最大風速を設定する。 再処理施設では、敷地が平坦であり、竜巻の増幅を考慮する必要のある地形はないと考えられるため、基準竜巻の最大風速に対する割り増しは行わず、設計竜巻の最大風速は92m/sとなるが、竜巻に対する設計に当たっては、蓄積されている知見の少なさといった不確定要素を考慮し、将来の竜巻発生に関する不確実性を踏まえ、基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて、設計竜巻の最大風速を100m/sとする。風速100m/sに相当する年超過確率は、ハザード曲線より1.86×10^{-8}である。</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（8/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>添付書類六 1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の基本方針</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>c. 再処理施設は、敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によってもその安全性が損なわれることのない構造及び配置とする。</p> <p>1.7.9 地震以外の自然環境条件に対する考慮</p> <p>再処理施設は、敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪、津波、高潮、地すべり等の自然条件について、敷地及び周辺地域の過去の記録、現地調査等を参考にして、予想される自然条件のうち最も過酷と考えられる条件を適切に考慮した設計とする。</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造 記載なし</p>	<p>添付書類六</p> <p>1.7.10 竜巻防護に関する設計</p> <p>1.7.10.1 竜巻防護に関する設計方針</p> <p>原子力規制委員会の定める事業指定基準規則の第九条では、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、竜巻を挙げている。</p> <p>再処理施設の供用期間中に極めてまれに発生する突風、強風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随伴事象等によって安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計であることを評価するため、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061911号 原子力規制委員会決定）（以下「竜巻ガイド」という。）を参照し、以下の竜巻影響評価について実施する。</p> <p>(1) 設計竜巻及び設計荷重（設計竜巻荷重及びその他の組合せ荷重）の設定</p> <p>(2) 再処理施設における飛来物に係る調査</p> <p>(3) 飛来物発生防止対策</p> <p>(4) 考慮すべき設計荷重に対する設計対処施設の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることの確認</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設が竜巻の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、竜巻に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、再処理施設の全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は、竜巻により冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設及び竜巻防護対象施設を収納する建屋は、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。ここで、竜巻防護対象施設、竜巻防護対象施設を収納する建屋及びその施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設を併せて、設計対処施設という。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料収納キャスクは、再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、竜巻により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>1.7.10.2 設計対処施設</p> <p>設計対処施設は、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう、設計竜巻に対して設計上の考慮を行う施設全体とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持し、かつ、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないようにするため、安全上重要な施設を竜巻防護対象施設とする。</p> <p>これらの施設を第1.7.10-1図～第1.7.10-3図に示す選定フローに従い、竜巻による風圧力、気圧差及び飛来物に対</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（9/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>添付書類六</p> <p>1.7 その他の設計方針</p> <p>1.7.7 安全上重要な施設の設計</p> <p>1.7.7.2 安全上重要な施設の設計方針</p> <p>a. 安全上重要な施設は、再処理施設の立地地点及びその周辺における自然環境をもとに津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等のうち予想されるものを設計基礎とする。</p> <p>1.8.2 基本的立地条件</p> <p>1. 自然環境について 地震、津波、地すべり等の自然現象、地盤、地耐力等の地質及び地形等、風向、風速等の気象並びに河川、地下水等の水象及び水理の自然環境が、再処理施設の寿命期間を通じて安全上重要な施設の安全機能を損なうことのないように、敷地及び周辺地域の過去の記録及び現地調査等を参照して、予想される自然環境のうち最も過酷と考えられる条件を適切に考慮して、事故の誘因を排除し、災害の拡大を防止する観点から安全確保上支障がない設計とする。</p>	<p>する設計対処施設として選定するとともに竜巻防護対象施設を収納する建屋を設計対処施設として選定する。また、建屋に収納される竜巻防護対象施設のうち第1.7.10-4図に示す選定フローに従い選定される設計荷重（竜巻）に対して十分な耐力を有しない建屋に収納される竜巻防護対象施設及び開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施設のうち第1.7.10-5図に示す選定フローに従い選定される竜巻防護対象施設は、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設として選定する。</p> <p>以上の選定結果から、竜巻防護対象施設は以下のように分類できる。</p> <p>(1) 建屋に収納される竜巻防護対象施設（外気と繋がっている竜巻防護対象施設を除く）</p> <p>(2) 屋外の竜巻防護対象施設</p> <p>(3) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</p> <p>(4) 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>また、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設については、当該施設の破損等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせる可能性がある施設又はその施設の特定の区画を、竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設として選定する。</p> <p>竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設としては、竜巻防護対象施設等を除く構築物、系統及び機器の中から、竜巻防護対象施設等に対し、倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損等による機能的影響を及ぼし得る施設を以下のとおり選定する。</p> <p>竜巻防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設としては、建物・構築物の高さや竜巻防護対象施設等との距離を考慮して、破損又は倒壊により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設に機械的影響を及ぼし得る施設として選定する。</p> <p>竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設としては、竜巻防護対象施設の付属設備のうち屋外にあるもので、風圧力、気圧差及び飛来物の衝突による破損等により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設として選定する。</p> <p>選定した結果から、設計対処施設は以下に分類される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の竜巻防護対象施設 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 ・竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 <p>設計対処施設を以下のとおり、分類ごとに選定する。</p> <p>a. 屋外の竜巻防護対象施設</p> <p>(a) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A, B</p> <p>(b) 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 A, B</p> <p>(c) 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔に接続する屋外設備</p> <p>(d) 第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔 A, B</p> <p>(e) 主排気筒</p> <p>(f) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備</p> <p>(g) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備</p> <p>(h) 前処理建屋換気設備</p> <p>(i) 分離建屋換気設備</p> <p>(j) 精製建屋換気設備</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（10/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>(k) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 (l) 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 ここで、屋外の竜巻防護対象施設のうち、(c)を「冷却塔に接続する屋外設備」、(f)～(l)を合わせて「主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクト」という。</p> <p>b. 竜巻防護対象施設を収納する建屋 (a) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 (b) 前処理建屋 (c) 分離建屋 (d) 精製建屋 (e) ウラン脱硝建屋 (f) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 (g) ウラン酸化物貯蔵建屋 (h) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 (i) 高レベル廃液ガラス固化建屋 (j) 第1ガラス固化体貯蔵建屋 (k) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 (l) ハル・エンドピース貯蔵建屋 (m) 制御建屋 (n) 分析建屋 (o) 非常用電源建屋 (p) 主排気筒管理建屋</p> <p>c. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 (a) せん断処理・溶解廃ガス処理設備 (b) 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 (c) 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 (d) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 (e) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 (f) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 (g) 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 (h) 前処理建屋換気設備の排気系 (i) 分離建屋換気設備の排気系 (j) 精製建屋換気設備の排気系 (k) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系 (l) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の貯蔵室からの排気系 (m) 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の排気系 (n) ガラス固化体貯蔵設備の収納管 (o) 制御建屋中央制御室換気設備</p> <p>d. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 (a) 第2非常用ディーゼル発電機 (b) 前処理建屋の安全蒸気系 (c) 前処理建屋の非常用所内電源系統 (d) 前処理建屋の計測制御系統施設 (e) 精製建屋の非常用所内電源系統 (f) 精製建屋の計測制御系統施設 (g) 高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統 (h) 高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御系統施設 (i) 高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系 (j) 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器 (k) 非常用電源建屋の非常用所内電源系統 (l) 主排気筒の排気筒モニタ (m) 制御建屋中央制御室換気設備</p> <p>e. 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 (a) 北換気筒 (b) 使用済燃料輸送容器管理建屋 (c) 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 (d) 低レベル廃棄物処理建屋</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（11/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較 結果
		<p>(e) 出入管理建屋 なお、再処理施設内に一時的に保管される使用済燃料収納キャスクは、竜巻により波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>1.7.10.3 設計荷重（竜巻）の設定 1.7.10.3.1 設計竜巻の設定 設計竜巻の特性値については、現状、設定に足る十分な信頼性を有した観測記録等が無いため、竜巻ガイドを参考に設定する。設計竜巻の特性値を第1.7.10-1表に示す。また、設計竜巻については、今後も継続的に観測データ及び増幅に関する新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。</p> <p>(1)設計竜巻の移動速度（V_T） 設計竜巻の移動速度（V_T）は、独立行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託した研究の成果（以下「東京工芸大学委託成果」という。）を参考に、日本の竜巻における移動速度と最大竜巻風速の関係に基づき以下の式を用いて算定する。 $V_T = 0.15 \times V_D$ $V_D \text{ (m/s) : 設計竜巻の最大風速}$</p> <p>(2)設計竜巻の最大接線風速（$V_{Rm}$） 設計竜巻の最大接線風速（V_{Rm}）は、米国原子力規制委員会の基準類を参考に、以下の式を用いて算定する。 $V_{Rm} = V_D - V_T$</p> <p>(3)設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径（R_m） 設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径（R_m）は、東京工芸大学委託成果による日本の竜巻の観測記録を基に提案されたモデルを参考として、以下の値を用いる。 $R_m = 30 \text{ (m)}$</p> <p>(4)設計竜巻の最大気圧低下量（ΔP_{max}） 設計竜巻の最大気圧低下量（ΔP_{max}）は、米国原子力規制委員会の基準類のランキン渦モデルによる風速分布を参考に、以下の式を用いて算定する。 $\Delta P_{max} = \rho \times V_{Rm}^2$ $\rho \text{ : 空気密度 (1.22 (kg/m}^3\text{))}$</p> <p>(5)設計竜巻の最大気圧低下率（$(dp/dt)_{max}$） 設計竜巻の最大気圧低下率（$(dp/dt)_{max}$）は、米国原子力規制委員会の基準類のランキン渦モデルによる風速分布を参考に、以下の式を用いて算定する。 $(dp/dt)_{max} = (V_T/R_m) \times \Delta P_{max}$</p> <p>1.7.10.3.2 設計飛来物の設定 竜巻ガイドを参考に再処理事業所内をふかんした現地調査及び検討を行い、再処理事業所内の資機材の設置状況を踏まえ、設計対処施設に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。抽出した飛来物に竜巻ガイドに例示される飛来物を加え、それぞれの寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力の大きさを考慮して、設計竜巻により設計対処施設に衝突し得る飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、浮き上がり又は横滑りの有無を考慮した上で、固定、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去により飛来物とならないようにする。 設計対処施設以外の建屋及び屋外施設は、衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きくなる飛来物を発生させることのないよう、建屋の屋根及び外壁を固定する運用とすることから、飛来物の発生源として考慮しない。 車両については、周辺防護区域への入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している場所に応じて固縛するか又は飛来対策区</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（12/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較 結果
		<p>域外の避難場所へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。</p> <p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウインドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウインドファームの風力発電施設から設計対処施設までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードが設計対処施設まで到達するおそれはないことから、ブレードは設計飛来物として考慮しない。</p> <p>以上のことから、竜巻ガイドに例示される鋼製材を設計飛来物として設定する。さらに、飛来物防護ネットの形状及び寸法を考慮して、鋼製材より小さく飛来物防護ネットを通過する可能性がある設計飛来物として、竜巻ガイドに例示される鋼製パイプを設定する。</p> <p>鋼製パイプより小さく、飛来物防護ネットで捕捉できない飛来物として砂利が考えられるが、衝突時の運動エネルギーは十分小さく、飛来物防護ネットを設置する施設は砂利による影響を受けない。</p> <p>なお、降下火砕物の粒子による影響については、設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>第1.7.10-2表に再処理施設における設計飛来物を示す。</p> <p>1.7.10.3.3 荷重の組合せと許容限界 (1) 設計対処施設に作用する設計竜巻荷重 設計竜巻により設計対処施設に作用する設計竜巻荷重を以下に示す。</p> <p>a. 風圧力による荷重 竜巻の最大風速による荷重であり、竜巻ガイドを参考に次式のとおり算出する。</p> $W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$ <p>ここで、</p> <p>W_w : 風圧力による荷重 q : 設計用速度圧 G : ガスト影響係数 (=1.0) C : 風力係数 (施設の形状や風圧力が作用する部位に応じて設定する。) A : 施設の受圧面積 $q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_D^2$</p> <p>である。ここで、</p> <p>$\rho$: 空気密度 V_D : 設計竜巻の最大風速</p> <p>である。</p> <p>ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対して弱いと考えられる設計対処施設が存在する場合には、鉛直方向の最大風速に基づいて算出した鉛直方向の風圧力による荷重についても考慮した設計とする。</p> <p>b. 気圧差による荷重 外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受ける設備並びに竜巻防護対象施設を収納する建屋の壁及び屋根においては、設計竜巻による気圧低下によって生じる設計対処施設の内外の気圧差による圧力荷重を考慮し、より厳しい結果を与える「閉じた施設」を想定して次式のとおり算出する。「閉じた施設」とは通気がない施設であり、施設内部の圧力が竜巻の通過以前と以後で等しいとみなせる。他方、施設の外側の圧力は竜巻の通過中に変化し、施設内外に圧力を生じさせる。</p> $W_p = \Delta P_{max} \cdot A$ <p>ここで、</p> <p>W_p : 気圧差による荷重 ΔP_{max} : 最大気圧低下量 A : 施設の受圧面積</p> <p>である。</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（13/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>c. 飛来物の衝撃荷重 竜巻ガイドを参考に、衝突時の荷重が大きくなる向きで設計飛来物が設計対処施設に衝突した場合の衝撃荷重を算出する。 また、貫通評価においても、設計飛来物の貫通力が大きくなる向きで衝突することを考慮して評価を行う。</p> <p>(2) 設計竜巻荷重の組合せ 設計対処施設の設計に用いる設計竜巻荷重は、竜巻ガイドを参考に風圧力による荷重 (W_w)、気圧差による荷重 (W_p) 及び設計飛来物による衝撃荷重 (W_M) を組み合わせた複合荷重とし、複合荷重 W_{T1} 及び W_{T2} は米国原子力規制委員会の基準類を参考として、以下のとおり設定する。 $W_{T1} = W_p$ $W_{T2} = W_w + (1/2) \cdot W_p + W_M$ 設計対処施設には W_{T1} 及び W_{T2} の両荷重をそれぞれ作用させる。</p> <p>(3) 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとする。</p> <p>a. 設計対処施設に常時作用する荷重及び運転時荷重 b. 竜巻以外の自然現象による荷重 竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時に発生する可能性がある自然現象は、落雷、積雪、降雹及び降水である。これらの自然現象により発生する荷重の組合せの考慮は、以下のとおりとする。 なお、風（台風）に対しては、「1.7.9 その他外部からの衝撃に対する考慮」にて考慮することとしている建築基準法に基づく風荷重が設計竜巻を大きく下回ることから、設計竜巻荷重に包絡される。 ただし、竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も継続的に新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。</p> <p>(a) 落 雷 竜巻及び落雷が同時に発生する場合においても、落雷による影響は雷撃であり、荷重は発生しない。</p> <p>(b) 積 雪 再処理施設の立地地域は、冬季においては積雪があるため、冬季における竜巻の発生を想定し、建築基準法に基づいて積雪の荷重を適切に考慮する。</p> <p>(c) 降 雹 降雹は積乱雲から降る直径5mm以上の氷の粒であり、仮に直径10cm程度の大型の降雹を仮定した場合でも、その質量は約0.5kgである。竜巻及び降雹が同時に発生する場合においても、直径10cm程度の降雹の終端速度は59m/s、運動エネルギーは約0.9kJであり、設計飛来物の運動エネルギーと比べて十分小さく、降雹の衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>(d) 降 水 竜巻及び降水が同時に発生する場合においても、降水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降水による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>c. 設計基準事故時荷重 設計対処施設に作用させる設計竜巻荷重には、設計基準事故時に生ずる荷重の組合せを適切に考慮する設計とする。すなわち、竜巻により設計対処施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせて設計する。また、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる竜巻により、設計対処施設に作用する衝撃と設計基準事故時に生ずる荷重を適切に考慮して設計する。 設計対処施設は、設計竜巻に対して安全機能を損な</p>		<p>【新規基準の第9条要求による変更】 ・規則解釈に合わせ、異種の自然現象の重畳及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮することを追記</p>

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（14/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較 結果
		<p>わない設計とすることから、設計竜巻と設計基準事故は独立事象となる。設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから、設計基準事故時荷重と設計竜巻の組合せは考慮しない。</p> <p>仮に、設計基準事故発生時に、風速が小さく発生頻度の高い竜巻が襲来した場合、安全上重要な施設に荷重を加える設計基準事故である「プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災」及び「プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応」による荷重との組合せが考えられる。これらの設計基準事故による荷重を受けるプルトニウム精製塔セル及びプルトニウム濃縮缶は、竜巻による荷重を受けることはないため、設計基準事故時荷重と竜巻の組合せは考慮しない。</p> <p>(4) 許容限界 建屋・構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重（竜巻）により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる以下の規格及び規準等による許容応力度等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・日本産業規格 ・日本建築学会等の基準、指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987（日本電気協会） ・原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類 <p>設備の設計においては、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価については、貫通が発生する限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重（竜巻）により発生する応力が安全上適切と認められる以下の規格及び規準等による許容応力度等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業規格 ・日本建築学会等の基準、指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987（日本電気協会） ・原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類 <p>1.7.10.4 竜巻防護設計 竜巻に対する防護設計においては、竜巻ガイドを参考に、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し、竜巻防護対象施設又は竜巻防護対象施設を収納する区画の構造健全性を確保するため、機械的強度を有する、建物の外壁及び屋根により建物全体を保護する、あるいは竜巻防護対策を講ずることにより、以下の事項に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 飛来物の衝突による建屋・構築物の貫通、裏面剥離及び設備（系統・機器）の損傷 (2) 設計竜巻荷重及びその他の荷重（常時作用する荷重、運転時荷重、竜巻以外の自然現象による荷重及び設計基準事故時荷重）を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻） (3) 竜巻による気圧の低下 <p>竜巻防護対象施設、竜巻防護対象施設を収納する建屋及び竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計竜巻からの防護設計方針を以下に示す。また、竜巻防護対象施設及び防護対策等を第1.7.10-3表に、竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設及び防護対策等を第1.7.10-4表に、竜巻防護対象施設を収納する建屋及び防護対策等を第1.7.10-5表に示す。</p> <p>1.7.10.4.1 屋外の竜巻防護対象施設</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（15/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較 結果
		<p>屋外の竜巻防護対象施設は、設計荷重（竜巻）により安全機能を損なう可能性のある場合には、竜巻防護対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。</p> <p>(1) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A, B 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は、独立した2系列の冷却塔、冷却水循環ポンプ及び配管系により構成する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A, Bは、風圧力による荷重及び冷却塔の自重に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。 その上で、2系列の冷却塔に対して、飛来物防護ネット及び飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による損傷を防止することによって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 A, B 再処理設備本体用 安全冷却水系は、独立した2系列の冷却塔、冷却水循環ポンプ及び配管系により構成する。 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 A, Bは、風圧力による荷重及び冷却塔の自重に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。 その上で、2系列の冷却塔に対して、飛来物防護ネット及び飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による損傷を防止することによって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(3) 冷却塔に接続する屋外設備 冷却塔に接続する屋外設備は、再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 Aにて除熱した安全冷却水を、再処理設備本体用の安全冷却水系に供給するための冷却水配管及び再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 Aへの給電系統のうち屋外に設置される範囲をいう。 冷却塔に接続する屋外設備は、設計荷重（竜巻）に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。また、冷却塔に接続する屋外設備は、飛来物の衝突による貫通を防止することができるように、それ自体が十分な厚さを有する配管又は鋼板で構成すること、又は設計飛来物の衝突により損傷するおそれがある箇所について、飛来物防護板を設置することによって安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔 A, B 第2非常用ディーゼル発電機は、独立した2系列の冷却塔を有する設計とする。 第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔 A, Bは、風圧力による荷重及び冷却塔の自重に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。 その上で、飛来物防護ネット及び飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による損傷を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 主排気筒 主排気筒は、せん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備で処理した気体状の放射性物質を、換気設備の排気とともに大気へ放出する。 主排気筒は、設計荷重（竜巻）に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。また、主排気筒の筒身は、飛来物の衝突によって貫通し、排気経路の維持機能を損なわないよう十分な厚さを有する設計とする。</p> <p>(6) 主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクト 主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトは、風圧力による荷重及び主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの自重に対して構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。また、主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトに対しては、設計飛来物の衝突により損傷することを考慮して、飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による貫通を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（16/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>1.7.10.4.2 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重（竜巻）に対して、主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。 (1) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、分離建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋及び分析建屋 設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離の発生により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 (2) 前処理建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋 設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 非常用内電源系統、計測制御系統施設、安全冷却水系及び安全蒸気系を設置する室の外壁、屋根及び開口部には飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止する設計とする。 (3) 第1ガラス固化体貯蔵建屋 設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持する設計とするとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器を設置する室の外壁には飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止する設計とする。 (4) 非常用電源建屋 設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持する設計とするとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 第2非常用ディーゼル発電機及びこれに接続される非常用内電源系統を設置する室の外壁及び開口部には飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通を防止する設計とする。 (5) 主排気筒管理建屋 設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持する設計とする。 主排気筒の排気筒モニタを設置する室の外壁及び屋根には飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による貫通を防止する設計とする。 (6) 制御建屋 設計荷重（竜巻）に対して主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 制御建屋中央制御室換気設備を設置する室の開口部には飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止する設計とする。</p> <p>1.7.10.4.3 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（17/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>象施設</p> <p>外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して構造健全性が維持できるものとする。</p> <p>せん断処理・溶解廃ガス処理設備、前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、分離建屋塔槽類廃ガス処理設備、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、前処理建屋換気設備の排気系、分離建屋換気設備の排気系、精製建屋換気設備の排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の貯蔵室からの排気系及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の排気系は、気圧差荷重に対して構造健全性を維持できるよう十分な強度を有する設計とする。</p> <p>ガラス固化体貯蔵設備の収納管は、通風管との間に冷却空気を流す構造としている。収納管は気圧差による荷重に対して構造健全性を維持できるよう十分な強度を有する設計とし、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1.7.10.4.4 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>建屋に収納される竜巻防護対象施設のうち、建屋が設計竜巻の影響により損傷する可能性があるために設計竜巻による影響から防護できない可能性のある竜巻防護対象施設は、竜巻防護対策を講ずることにより、設計荷重（竜巻）による影響に対して、安全機能を損なわない設計とし、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、設計竜巻による開口部の開放及び設計飛来物の衝突による開口部の建具の貫通が発生することが考えられるが、竜巻防護対象施設を設置する室の開口部には竜巻防護対策を講ずることにより、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。</p> <p>(1) 第2非常用ディーゼル発電機</p> <p>第2非常用ディーゼル発電機は、外部電源が喪失した場合に、再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設を除く）の安全上重要な施設の安全機能の確保に必要な負荷（以下「安全上重要な負荷」という。）に給電するための非常用所内電源として2台備える。</p> <p>設計飛来物の衝突により、第2非常用ディーゼル発電機の安全機能が喪失するおそれのある建屋外壁及び開口部には、飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通を防止することによって、竜巻による外部電源喪失時にも安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 前処理建屋の安全蒸気系</p> <p>安全蒸気系は、崩壊熱による沸騰のおそれがあるか、又はノードデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液を安全に移送するためのスチームジェットポンプに蒸気を供給するための設備であり、セル等内に設置の機器から液体状の放射性物質の漏えいが生じた場合で一般蒸気系が使用できない場合に使用する。</p> <p>前処理建屋の安全蒸気系を設置する室の外壁及び屋根並びに前処理建屋の安全蒸気系の安全機能が喪失するおそれのある建屋開口部には飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(3) 前処理建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統及び計測制御系統施設並びに高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系</p> <p>前処理建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統は、6.9kV非常用主母線から変圧器を通して460V非常用母線に受電し、前処理建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の安全上重要な負荷に給電する。</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（18/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>また、前処理建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御系統施設は、安全機能を有する施設の健全性に係るプロセス変数を集中的に監視及び制御する。</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系は、冷却水によってその安全機能が維持される再処理施設の安全上重要な施設のうち高レベル廃液ガラス固化建屋に設置される施設へ冷却水を供給する。</p> <p>設計飛来物の衝突により、非常用所内電源系統、計測制御系統施設及び安全冷却水系の安全機能が喪失するおそれのある建屋開口部には、飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンに設置する遮蔽容器は、ガラス固化体3本、収納管プラグ及び収納管ふたを収納する。</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器を設置する室の外壁には飛来物防護板を設置し、飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止することによって遮蔽容器の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 非常用電源建屋の非常用所内電源系統</p> <p>非常用電源建屋の非常用所内電源系統は、第2非常用ディーゼル発電機から6.9kV非常用主母線を通して各建屋の460V主母線に給電する。これらの一連の非常用所内電源系統に対して建屋開口部に飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 主排気筒の排気筒モニタ</p> <p>主排気筒管理建屋に設置される排気筒モニタは、主排気筒から放出される気体廃棄物に含まれる放射性希ガスを連続監視する。</p> <p>主排気筒の排気筒モニタ及びこれを設置する主排気筒管理建屋に飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 制御建屋中央制御室換気設備</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び外部火災により発生する有毒ガスに対して、運転員その他の従事者を防護する設備である。</p> <p>設計飛来物の衝突により当該機能が喪失するおそれのある建屋開口部に飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1.7.10.4.5 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重（竜巻）を考慮しても倒壊等に至らないよう必要に応じて補強すること等により、周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。</p> <p>北換気筒、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び出入管理建屋は、倒壊等に至った場合には周辺の施設に波及的影響を及ぼすおそれがあることから、設計飛来物の衝突による貫通及び風圧力による荷重を考慮しても倒壊等に至らない設計とし、周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1.7.10.5竜巻随伴事象に対する設計</p> <p>竜巻ガイドを参考に、過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置を図面等により確認した結果、竜巻随伴事象として以下の事象を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（19/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較 結果
		<p>設計とする。</p> <p>(1) 火 災 竜巻により屋外にある危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所、ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所及びボイラ用燃料貯蔵所）が損傷し、漏えい及び防油堤内での火災が発生したとしても、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容温度を超えないように防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「1.7.11 外部火災防護に関する設計」にて考慮する。</p> <p>建屋内に設置される竜巻防護対象施設のうち開口部を有する室に設置されるものは、飛来物防護板の設置による防護対策を講ずることを考慮すると、設計飛来物が当該室に侵入することはないことから、設計竜巻により建屋内に火災が発生し、竜巻防護対象施設に影響を及ぼすことは考えられない。</p> <p>(2) 溢 水 再処理事業所内の屋外タンク等の破損による溢水を想定し、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全機能が損なわれないように必要に応じて堰を設ける等の防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「1.7.15 溢水防護に関する設計」にて考慮する。</p> <p>建屋内に設置される竜巻防護対象施設のうち開口部を有する室に設置されるものは、飛来物防護板の設置による防護対策を講ずることを考慮すると設計飛来物が当該室に侵入することはないことから、設計竜巻により建屋内に溢水が発生し、竜巻防護対象施設に影響を及ぼすことは考えられない。また、竜巻防護対象施設のない開口部を有する室については、設計竜巻による建屋内の溢水が発生したとしても安全機能に影響を与えることはない。</p> <p>(3) 外部電源喪失 設計竜巻、設計竜巻と同時に発生する雷・雹等、あるいはダウンバースト等により、送電網に関する施設等が損傷する等による外部電源喪失に対しては、非常用所内電源系統、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔並びに第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔の安全機能を確保できる設計とすることにより、竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。</p> <p>1.7.10.6 手順等 (1) 飛来物発生防止対策 設計竜巻による飛来物の発生防止を図るため、以下の事項を考慮した手順を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設計対処施設以外の建屋、屋外施設及び資機材で飛来物となる可能性のあるものは、浮き上がり又は横滑りの有無を考慮した上で、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じて固定、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去を行う。 • 車両については、周辺防護区域内への入構を管理するとともに、飛来対策区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は飛来対策区域外の退避場所へ退避する。 • 飛来対策区域は、車両から距離を取るべき離隔対象施設と車両との間取るべき離隔距離を考慮して設定する。 <p>離隔距離の検討に当たっては、先ず解析により車両の最大飛来距離を求める。解析においては、フジタモデルの方がランキン渦モデルよりも地表面における竜巻</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（20/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>の風速場をよく再現していること及び車両は地表面にあることから、フジタモデルを適用する。フジタモデルを適用した車両の最大飛来距離の算出結果を第1.7.10-6表に示す。車両の最大飛来距離の算出結果は170mであるが、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、算出結果に安全余裕を考慮して、離隔距離を200mとする。</p> <p>飛来対策区域を第1.7.10-6図のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両の退避場所は、周辺防護区域内及び周辺防護区域外に設ける。 また、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、周辺防護区域内の退避場所に退避する車両については固縛の対象とする。 竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、教育及び訓練を定期的実施する。 <p>9.11 竜巻防護対策設備</p> <p>9.11.1 概要</p> <p>竜巻防護対策設備は、竜巻が襲来した場合において竜巻防護対象施設を設計飛来物の衝突から防護するためのものであり、飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。</p> <p>飛来物防護板は、前処理建屋の安全蒸気系を設置する室の外壁、屋根及び開口部、前処理建屋及び精製建屋の非常用所内電源系統を設置する室及び計測制御系統施設を設置する室の開口部、高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統を設置する室、計測制御系統施設を設置する室及び安全冷却水系を設置する室の開口部、非常用電源建屋の第2非常用ディーゼル発電機を設置する室の外壁及び開口部並びに非常用所内電源系統を設置する室の開口部、第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器を設置する室の外壁、主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクト、主排気筒の排気筒モニタ及びこれを設置する主排気筒管理建屋、制御建屋中央制御室換気設備を設置する室の開口部並びに冷却塔に接続する屋外設備に設置する。</p> <p>飛来物防護ネットは、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔A、B、再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔A、B及び第2非常用ディーゼル発電機用安全冷却水系冷却塔A、Bに設置し、飛来物防護ネットが設置出来ない部分については飛来物防護板を設置する。</p> <p>9.11.2 設計方針</p> <p>竜巻防護対策設備の設計に際しては、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう、次のような方針で設計する。</p> <p>(1) 飛来物防護板</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計飛来物の貫通を防止することができる設計とする。 設計荷重（竜巻）に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計とする。 竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。 地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 <p>(2) 飛来物防護ネット</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができる設計とする。 設計飛来物の通過を防止できる設計とする。 設計荷重（竜巻）に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計とする。 冷却塔の冷却性能に影響を与えない設計とする。 地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 <p>9.11.3 主要設備の仕様</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（21/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>竜巻防護対策設備の主要設備の仕様を第9.11.3-1表に示す。</p> <p>9.11.4 主要設備</p> <p>(1) 飛来物防護板 飛来物防護板は、前処理建屋の安全蒸気系を設置する室の外壁、屋根及び開口部、前処理建屋及び精製建屋の非常用所内電源系統を設置する室及び計測制御系統施設を設置する室の開口部、高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用所内電源系統を設置する室、計測制御系統施設を設置する室及び安全冷却水系を設置する室の開口部、非常用電源建屋の第2非常用ディーゼル発電機を設置する室の外壁及び開口部並びに非常用所内電源系統を設置する室の開口部、第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽容器を設置する室の外壁、主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクト、主排気筒の排気筒モニタ及びこれを設置する主排気筒管理建屋、制御建屋中央制御室換気設備を設置する室の開口部並びに冷却塔に接続する屋外設備に設ける設計とする。 飛来物防護板の配置を第9.11.4-1図に、飛来物防護板の概略図を第9.11.4-2図(1)～9.11.4-2図(3)に示す。</p> <p>(2) 飛来物防護ネット 飛来物防護ネットは、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔A、B、再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔A、B及び第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔A、Bに向かってあらゆる方向から飛来する設計飛来物から防護するため、それぞれの冷却塔全体を覆う設計とする。 また、飛来物防護ネットが設置出来ない部分には飛来物防護板を設け、設計飛来物から防護する設計とする。 飛来物防護ネットの設置位置を第9.11.4-1図に、飛来物防護ネットの概略図を第9.11.4-3図に示す。</p> <p>9.11.5 試験・検査 飛来物防護板及び飛来物防護ネットは、定期的に検査を行うことによりその健全性を確認する。</p> <p>9.11.6 評価</p> <p>(1) 飛来物防護板</p> <p>a. 飛来物防護板は、設計飛来物の貫通を防止することができる設計とすることから、竜巻防護対象施設が損傷を受けることはなく、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することはない。</p> <p>b. 飛来物防護板は、設計荷重（竜巻）に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計とすることから、竜巻防護対象施設が損傷を受けることはなく、安全機能を損なうことはない。</p> <p>c. 飛来物防護板は、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることから、安全上重要な施設の安全機能を維持することができる。</p> <p>d. 飛来物防護板は、地震、火山の影響及び外部火災によって竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とすることから、竜巻防護対象施設の安全機能を損なうことはない。</p> <p>e. 飛来物防護板は定期的に検査を行うことから、その健全性を維持することができる。</p> <p>(2) 飛来物防護ネット</p> <p>a. 飛来物防護ネットは、設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができ、かつ、設計飛来物の通過を防止できる設計とすることから、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することはない。</p> <p>b. 飛来物防護ネットは、設計荷重（竜巻）に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計とすることか</p>		

事業指定基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（22/22）

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較 結果
		<p>ら、竜巻防護対象施設が損傷を受けることなく、安全機能を損なうことはない。</p> <p>c. 飛来物防護ネットは、冷却塔の冷却性能に影響を与えない設計とすることから、安全上重要な施設の冷却機能を維持することができる。</p> <p>d. 飛来物防護ネットは、地震、火山の影響及び外部火災によって竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とすることから、竜巻防護対象施設の安全機能を損なうことはない。</p> <p>e. 飛来物防護ネットは定期的に検査を行うことから、その健全性を維持することができる。</p>		